学 生 便 覧

２０２２年度

神 戸 大 学 農 学 部
神戸大学大学院農学研究科

URL http://www.ans.kobe-u.ac.jp/

目　　次

沿　革　略　史

Ⅰ　教学規則等

1　神戸大学教学規則 …… 5
2　神戸大学共通細則 …… 34
3　神戸大学学位規程 …… 40
4　神戸大学学生健康診断規程 …… 52
5　神戸大学学生表彰規程 …… 54
6　神戸大学学生懲戒規則 …… 56
7　神戸大学大学教育推進機構規則等
(1)　神戸大学大学教育推進機構規則 …… 59
(2)　神戸大学全学共通授業科目履修規則 …… 61
(3)　全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規 …… 72
(4)　全学共通授業科目の再試験制度に関する内規 …… 74
(5)　教養教育院開講科目の追試験に関する内規 …… 79
(6)　全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ …… 80
(7)　神戸大学日本語等授業科目履修規則 …… 81

Ⅱ　学部規則等

1　神戸大学農学部規則 …… 85
2　神戸大学農学部科目等履修生及び聴講生規程 …… 120
3　神戸大学農学部外国人特別学生入学選考規程 …… 123

Ⅲ　学部の修学上に関する内規等

1　履修科目の登録の上限を超える者の基準に関する内規 …… 127
2　神戸大学農学部の卒業研究の履修に関する内規 …… 128
3　成績評価基準に関する内規 …… 129
4　成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ …… 130
5　早期卒業の認定の基準に関する内規 …… 131
6　入学前の既修得単位の認定に関する内規 …… 132
7　特別聴講学生に関する内規 …… 133
8　留学に関する内規 …… 134
9　転学部に関する内規 …… 135
10　転学科及び転コースに関する内規 …… 136
11　転学科及び転コースに関する内規についての申合せ …… 137
12　外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ …… 138
13　交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について …… 139
14　食料環境システム学科生産環境工学コースの履修に関する内規 …… 142

15　授業時間及び授業時限に関する申合せ ……143
16　神戸大学農学部高度教養科目に関する内規 ……144
17　農学部・農学研究科学生の「神戸大学自然系短期留学プログラム
（International Research Activity Program: IRAP）」参加に関する申合せ ……146
18　定期試験及び不正行為について ……148

Ⅳ　学部の資格取得関係

1　教育職員免許状関係
教員免許状の取得について ……151
2　食品衛生課程関係
食品衛生課程の履修要項 ……157
3　測量士補関係
測量士補の資格について ……161
4　技術検定関係
技術検定の受検資格について ……162
5　樹木医補関係
樹木医補の資格認定について ……163
6　神戸大学ＥＳＤコース実施要領 ……164
7　神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム実施要領 ……168

Ⅴ　研究科規則等

1　神戸大学大学院農学研究科規則 ……173
2　神戸大学大学院農学研究科外国人特別学生入学選考規程 ……193
3　神戸大学大学院農学研究科科目等履修生規程 ……195
4　神戸大学大学院農学研究科聴講生規程 ……198
5　神戸大学大学院農学研究科研究生規程 ……201
6　神戸大学大学院農学研究科研究生規程の運用に関する申合せ ……204

Ⅵ　研究科の修学上に関する内規等

1　教育職員免許状の取得について ……207
2　自然科学系プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項 ……209
3　聴講派遣学生及び特別聴講学生の取扱いについて ……212
4　研究指導委託学生及び特別研究学生の取扱いについて ……214
5　神戸大学大学院農学研究科再入学に関する内規 ……216
6　神戸大学大学院農学研究科転入学に関する内規 ……217
7　神戸大学大学院農学研究科転専攻に関する内規 ……218
8　成績評価基準に関する内規 ……219
9　成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ ……220
10　交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における
授業，定期試験の休講措置について ……221
11　授業時間及び授業時限に関する申合せ ……224
12　定期試験及び不正行為について ……225

Ⅶ　学位

［学部・大学院］

1　神戸大学農学部における学位授与に関する方針 …… 229
2　神戸大学大学院農学研究科における学位授与に関する方針 …… 232
3　神戸大学大学院農学研究科学位論文評価基準 …… 239

［博士課程前期課程・後期課程共通］

1　学位について …… 240
2　農学研究科博士課程学生の論文指導に関する申合せ …… 243

［博士課程前期課程］

1　神戸大学大学院農学研究科の修士論文審査等に関する内規 …… 244
2　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領 …… 246
3　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規 …… 247
4　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規の運用について …… 248

［博士課程後期課程］

1　神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文審査等に関する内規 …… 249
2　神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文草稿の予備審査に関する内規 …… 251
3　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程研究経過発表会
及び研究成果発表会実施要領 …… 252
4　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程及び後期課程研究経過発表会実施要領の
運用に関する申合せ …… 254
5　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規 …… 256
6　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規の
運用について …… 258
7　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了予定者及び
転入学した者に対する必修単位の認定に関する申合せ …… 259
8　課程博士学位論文作成要領 …… 260
9　農学研究科における博士論文の公表に関する申合せ …… 266
10　神戸大学における博士論文の公表に関する取扱い要項 …… 267

［課程を経ない者の博士論文審査］

1　神戸大学大学院農学研究科の課程を経ない者の博士論文審査等に関する内規 …… 269
2　神戸大学大学院農学研究科の課程を経ない者の博士論文草稿の内見に関する申合せ …… 272
3　神戸大学大学院農学研究科において単位修得退学した者の博士論文審査等に関する申合せ …… 274

Ⅷ　修学案内

1　農学研究科の教育研究の理念 …… 277
2　教育研究組織 …… 279
3　専攻及び講座の内容 …… 280
4　修学上の一般的事項 …… 285

Ⅸ　GPA・科目ナンバリングについて

1　「ＧＰＡ」について …… 293
2　全学共通授業科目におけるＧＰＡの取扱いについて …… 296
3　科目ナンバリングについて …… 300

Ⅹ　学生生活の案内

1　学生への通知及び連絡方法について …… 303
2　緊急時の学生の安否確認体制について …… 303
3　諸手続きについて …… 303
4　授業料の納付について …… 304
5　授業料免除について …… 304
　神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程 …… 305
6　構内への車両乗入れ規制について …… 308
7　健康相談 …… 310
8　キャンパスライフ支援センター …… 310
9　電子メール用アカウント利用上の注意 …… 310

Ⅺ　神戸大学校舎配置図等

1　神戸大学六甲台・鶴甲キャンパス配置図 …… 315
2　神戸大学農学部・農学研究科建物配置図 …… 316
3　附属食資源教育研究センター …… 317
4　教室・実験室・研究室等配置図 …… 318
5　自然科学総合研究棟教員研究室一覧 …… 324

沿　革　略　史

昭和24. 3.25　兵庫県農科大学開設許可（兵庫県多紀郡篠山町東浜谷）
昭和24. 4. 1　農学科をもって発足
昭和26. 4. 1　農芸化学科，畜産学科を増設
昭和27. 4. 1　兵庫農科大学に名称変更
昭和39. 4. 1　農学科を園芸農学科，植物防疫学科，農業生産工学科に改組
昭和41. 4. 1　神戸大学農学部設置（兵庫県多紀郡篠山町東浜谷）
農学部１回生入学
昭和42. 6. 1　附属農場を設置
昭和42.10.16　神戸市灘区六甲台lに移転
昭和42.11. 1　農学部１回生専門教育課程進学
昭和45. 4.30　農学部１回生卒業
昭和47. 4. 1　神戸大学大学院農学研究科設置（園芸農学専攻，植物防疫学専攻，農芸化学専攻，畜産学専攻の４専攻をもって発足）
昭和48. 4. 1　農学研究科に農業生産工学専攻を設置
昭和54. 4. 1　生産科学専攻（後期３年博士課程）が独立専攻として工学研究科に設置された。
昭和55. 4. 1　農業生産工学科を農業工学科に名称変更
物質科学専攻（後期３年博士課程）が理学研究科に，システム科学専攻（後期３年博士課程）が工学研究科に独立専攻として設置された。
昭和56. 4. 1　農業生産工学専攻を農業工学専攻に名称変更
自然科学研究科（後期３年博士課程）が設置された。
物質科学専攻（理学研究科物質科学専攻を移行）
生産科学専攻（工学研究科生産科学専攻を移行）
資源生物科学専攻
環境科学専攻
システム科学専攻（工学研究科システム科学専攻を移行）
平成元. 4. 1　知能科学専攻が設置された。
平成５. 4. 1　応用動物学科，植物資源学科，生物環境制御学科，生物機能化学科，生産環境情報学科に改組
平成６. 4. 1　理学研究科，工学研究科及び農学研究科が，自然科学研究科の前期課程として改組・統合され，自然科学研究科は，前期２年及び後期３年の課程に区分する博士課程の独立研究科となった。
後期課程に生命機能科学専攻が設憤された。
平成９. 4. 1　後期課程の「物質科学専攻」，「環境科学専攻」及び「知能科学専攻」が廃止され，「情報メデイア科学専攻」，「分子集合科学専攻」及び「地球環境科学専攻」が設置された。
平成10. 4. 9　後期課程の「資源生物科学専攻」及び「システム科学専攻」が廃止され，「構造科学専攻」及び「資源エネルギー科学専攻」が設置された。
平成11. 4. 1　後期課程の「生産科学専攻」及び「生命機能科学専攻」が廃止され，「システム機

能科学専攻」及び「生命科学専攻」が設置された。

平成12. 4. 1　生産環境情報学科を食料生産環境工学科に名称変更

平成13. 4. 1　生産環境情報学専攻を食料生産環境工学専攻に名称変更

平成15. 4. 1　附属食資源教育研究センターを設置

平成15.10. 1　神戸商船大学との統合による第３次改組を行い，後期課程の「情報メディア科学専攻」，「分子集合科学専攻」，「地球環境科学専攻」，「構造科学専攻」，「資源エネルギー科学専攻」，「システム機能科学専攻」及び「生命科学専攻」は廃止され，「数物科学専攻」，「分子物質科学専攻」，「地球惑星システム科学専攻」，「情報・電子科学専攻」，「機械・システム科学専攻」，「地域空間創生科学専攻」，「食料フィールド科学専攻」，「海事科学専攻」，「生命機能科学専攻」，及び「資源生命科学専攻」の10専攻が設置された。

平成16. 4. 1　国立大学法人神戸大学となった。

平成19. 4. 1　自然科学研究科の第4次改組により，理学研究科，工学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び自然科学系先端融合研究環が設置された。農学研究科では，博士課程前期課程及び博士課程後期課程に「食料共生システム学専攻」，「資源生命科学専攻」，「生命機能科学専攻」の各専攻が設置された。

平成20. 4. 1　農学部は５学科から３学科（６コース）に改組され，食料環境システム学科（生産環境工学コース・食料環境経済学コース），資源生命科学科（応用動物学コース・応用植物学コース）及び生命機能科学科（応用生命科学コース・環境生物学コース）の各学科（コース）が設置された。

令和２. 4. 1　農環境生物学講座を応用機能生物学講座に名称変更
環境生物学コースを応用機能生物学コースに名称変更

Ⅰ　教学規則等

1　神戸大学教学規則

平成16年4月1日制定

目　　次

第１章　総　　則
第１条　趣　　旨
第２条　教育憲章
第３条　学　　部
第４条　大　学　院
第５条　乗船実習科
第６条　収容定員
第７条　学　　年
第８条　学期・クォーター
第９条　休　業　日
第２章　学　　部
第１節　入　　学
第10条　入学許可
第11条　早期入学
第12条　入　学　期
第13条　編　入　学
第14条　転　入　学
第15条　再　入　学
第16条　入学志願
第16条の２　入学者選抜
第17条　入学手続
第18条　入学料の免除
第19条　入学料の徴収猶予等
第20条　死亡等による入学料の免除
第21条　宣　　誓
第２節　修業年限，教育課程，課程の履修等
第22条　修業年限
第23条　修業年限の通算
第24条　在学年限
第25条　教育課程
第26条　授業科目の区分
第27条　授業の方法
第28条　履修方法及び試験
第29条　履修科目の登録の上限
第30条　成績評価基準
第31条　単位の授与
第32条　単位の基準
第33条　他学部の授業科目の履修
第34条　他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第34条の２　休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
第35条　大学以外の教育施設等における学修
第36条　入学前の既修得単位等の認定
第37条　編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第38条　転　学　部
第39条　転　学　科
第３節　留学及び休学
第40条　留　　学
第41条　休学の許可
第42条　休学の解除
第43条　休学の命令
第44条　休学期間の取扱い
第４節　退学及び除籍
第45条　退　　学
第46条　疾病等による除籍
第47条　入学料等未納による除籍
第５節　卒業要件及び学士の学位
第48条　卒業要件
第49条　学士の学位授与
第６節　授　業　料
第50条　授業料の納期
第51条　授業料の免除
第52条　授業料の徴収猶予及び月割分納

第53条　休学者の授業料
第54条　退学者等の授業料
第７節　賞　罰
第55条　表　彰
第55条の2　懲　戒
第３章　大　学　院
第１節　入　学
第56条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第57条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
第58条　後期課程の入学資格
第59条　医学研究科の博士課程の入学資格
第60条　医学研究科の博士課程への早期入学
第61条　進　学
第62条　入学者選抜
第２節　修業年限，教育方法，修了要件等
第63条　標準修業年限
第63条の２　教育課程
第64条　教育方法等
第65条　他大学大学院等の研究指導
第66条　研究指導のための留学
第67条　修士課程及び前期課程の修了要件
第68条　博士課程の修了要件
第69条　専門職学位課程の修了要件
第70条　学位論文及び最終試験
第71条　修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与
第３節　準用規定
第72条　準用規定
第73条　履修科目の登録の上限
第73条の２　成績評価基準
第74条　他大学大学院の授業科目の履修
第74条の２　休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
第75条　入学前の既修得単位の認定
第76条　留　学
第77条　休　学
第４章　学位プログラム
第77条の2　学位プログラム
第５章　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生
第78条　特別聴講学生
第79条　特別研究学生
第80条　科目等履修生
第81条　聴講生，研究生及び専攻生
第82条　授業料の納期
第83条　外国人特別学生
第６章　特別の課程
第83条の２　特別の課程
第７章　授業料，入学料及び検定料の額
第84条　授業料，入学料及び検定料の額
第84条の２　授業料等の不徴収
第８章　教育職員免許状
第85条　教員の免許状授与の所要資格の取得
附　則

第１章　総　　則

（趣　旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第29条の規定に基づき，学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育憲章）

第２条　本学の教育は，神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り，行うものとする。

（学　部）

第３条　本学の学部に置く学科は，次のとおりとする。

文　学　部　人文学科

国際人間科学部　グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科

法　学　部　法律学科

経 済 学 部　経済学科

経 営 学 部　経営学科

理　学　部　数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科

医　学　部　医学科，保健学科

工　学　部　建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科

農　学　部　食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科

海洋政策科学部　海洋政策科学科

（大 学 院）

第４条　本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は，次の表に掲げるとおりとする。

研　究　科　名	専　　攻　　名	課程の別
人 文 学 研 究 科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究	文化相関専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法 学 研 究 科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経 済 学 研 究 科	経済学専攻	博士課程
経 営 学 研 究 科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理 学 研 究 科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医 学 研 究 科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保 健 学 研 究 科	保健学専攻	博士課程

工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻，情報科学専攻，計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2　人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3　法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第５条　本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第６条　本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学　　年）

第７条　学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学期・クォーター）

第８条　学年を分けて，次の2期とする。

前　期　4月1日から9月30日まで

後　期　10月1日から翌年3月31日まで

2　前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

3　各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

（休 業 日）

第９条　定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

夏　季　休　業　8月8日から9月30日まで

冬　季　休　業　12月25日から翌年1月7日まで

2　臨時の休業日は，学長が定める。

3　教育上必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4　教育上必要と認めるときは，第1項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

第２章　学　　部

第１節　　入　　学

（入学許可）

第10条　学長は，次の各号のいずれかに該当し，入学試験に合格した者で，第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し，入学を許可する。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により，前号に相当する学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

(8)　法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（早期入学）

第11条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

(1)　高等学校に2年以上在学した者

(2)　中等教育学校の後期課程，高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
(3)　外国において，学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
(5)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
(6)　文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
(7)　高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については，その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で，17歳に達したもの

2　前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入 学 期）

第12条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

（編 入 学）

第13条　次の各号のいずれかに該当する者で，本学に編入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。
(1)　大学を卒業した者
(2)　法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
(3)　施行規則附則第7条に規定した者

2　前項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で文学部，法学部，経済学部，経営学部又は工学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。
(1)　大学に2年以上在学し，所定の単位を修得した者
(2)　短期大学を卒業した者
(3)　高等専門学校を卒業した者
(4)　外国において，前3号と同程度の課程を修了した者

3　第１項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部，理学部，農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。
(1)　大学に2年以上在学し，所定の単位を修得した者
(2)　短期大学を卒業した者
(3)　高等専門学校を卒業した者

(4)　外国において，前3号と同程度の課程を修了した者

(5)　専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4　第1項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

(1)　大学に2年以上在学し，所定の単位を修得した者

(2)　短期大学を卒業した者

(3)　外国において，前2号と同程度の課程を修了した者

(4)　専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

（転 入 学）

第14条　他の大学に現に在学する者で，本学に転入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

（再 入 学）

第15条　本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で，再び同一の学部に入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

（入学志願）

第16条　入学を志願する者は，所定の日までに，検定料を納付したうえ，入学願書，検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2　既納の検定料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，当該額に相当する額を還付するものとする。

(1)　学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において，第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2)　学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより，出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3)　検定料を納付した者が，所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において，返還を申し出たとき。

(4)　検定料を納付し，入学願書を提出した者が，受験を認められなかった場合において，返還を申し出たとき。

（入学者選抜）

第16条の2　入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

（入学手続）

第17条　入学試験に合格した者は，所定の期日までに，入学料を添えて入学手続を行わなければなら

ない。

2　既納の入学料は，還付しない。

（入学料の免除）

第18条　入学料の納付が困難な者に対しては，本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2　入学料の免除の取扱いについては，別に定める。

（入学料の徴収猶予等）

第19条　入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては，本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2　前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は，免除又は徴収猶予を許可し，又は不許可とするまでの間は，徴収を猶予する。

3　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は，免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4　入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が，第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は，免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5　大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は，取消しを告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6　入学料の徴収猶予の取扱いについては，別に定める。

（死亡等による入学料の免除）

第20条　前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が，その期間内において死亡したことにより除籍された場合は，未納の入学料の全部を免除する。

2　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が，前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1項第1号の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

3　修学支援法第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が，前条第5項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

（宣　　誓）

第21条　入学者は，所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第２節　　修業年限，教育課程，課程の履修等

（修業年限）

第22条　学部の修業年限は，4年とする。ただし，本学に3年以上在学した者（施行規則第149条に規

定する者を含む。）が，卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ，かつ，学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2　前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は，学部規則において定め，公表するものとする。

3　医学部医学科については，第1項の規定にかかわらず，その修業年限は6年とする。

4　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，教授会の議を経て，その計画的な履修を認めることができる。

5　前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（修業年限の通算）

第23条　大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生（以下「特別の課程履修生」という。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，教授会の議を経て，修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

（在学年限）

第24条　学生は，修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2　第22条第4項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については，関係の学部規則で定める。

（教育課程）

第25条　学部は，本学，学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業科目の区分）

第26条　授業科目の区分は，次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

高度教養科目

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2　前項に規定するもののほか，外国人留学生のための授業科目として，日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

（授業の方法）

第27条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項に規定する授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　第1項に規定する授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

4　第1項に規定する授業の一部は，文部科学大臣が別に定めるところにより，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5　前4項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（履修方法及び試験）

第28条　第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは，各学部規則，神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）及び神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程（平成28年3月22日制定）で定める。

2　第26条第2項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは，各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（履修科目の登録の上限）

第29条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2　各学部規則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（成績評価基準）

第30条　各学部は，各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに，学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め，公表するものとする。

（単位の授与）

第31条　一の授業科目を履修した者に対しては，試験の上，単位を与える。ただし，第32条第4項の授業科目については，各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（単位の基準）

第32条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をも

って1単位とする。

(2) 実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号の規定にかかわらず，全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については，15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習，実験，実習及び実技については，30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項の規定にかかわらず，日本語等授業科目については，30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，研究指導等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を各学部規則で定めることができる。

（他学部の授業科目の履修）

第33条 学生は，他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は，所属学部長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第34条 教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，教授会の議を経て，協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前3項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前4項に関して必要な事項は，協定に定めるもののほか，関係の学部規則で定める。

（休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

第34条の２ 教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学

又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学において修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，教授会の議を経て，学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学において修得したものとみなすことができる。

3　前2項により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　前3項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第35条　教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項により与えることができる単位数は，第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3　前2項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第36条　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3　前2項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第34条第3項及び第4項，第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　前3項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（編入学，転入学，再入学者の修業年数等）

第37条　第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数，履修すべき科目及びその単位については，教授会の議を経て，これを定める。

（転 学 部）

第38条　学長は，学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは，志望学部の教授会の議を経て，許可することがある。

（転 学 科）

第39条　学長は，学生で転学科を希望する者があるときは，教授会の議を経て，許可することがある。

第３節　　留学及び休学

（留　　学）

第40条　第34条第1項又は第2項の規定に基づき，外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は，所属学部長の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けて留学した期間は，第22条の修業年限に算入するものとする。

（休学の許可）

第41条　学生が，疾病その他の理由により，3か月以上修学を休止しようとするときは，所属学部長の許可を得て休学することができる。

2　前項の休学期間は，1年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，学部長は，更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

第41条の2　前条の規定にかかわらず，医学部医学科の学生であって，第60条第1項の規定により医学研究科博士課程に早期入学するときは，医学部長の許可を得て，休学することができる。

2　前項の休学期間は，4年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，医学部長は，更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

（休学の解除）

第42条　前条の休学期間中にその理由が消滅したときは，所属学部長の許可を得て，復学することができる。

（休学の命令）

第43条　学生で，疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは，学部長の申請により，学長が休学を命ずる。

（休学期間の取扱い）

第44条　休学の期間は，通算して3年を超えることはできない。ただし，第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については，8年を限度として，医学部において別に定める。

2　休学期間は，在学年数に算入しない。

第４節　　退学及び除籍

（退　　学）

第45条　学生が，退学しようとするときは，その理由を具し，所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

（疾病等による除籍）

第46条　学生が，疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められるときは，学部長の申請により，学長がこれを除籍する。

（入学料等未納による除籍）

第47条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で，免除若しくは徴収猶

予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが，その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り，督促を受けても，納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2　修学支援法第12条第1項の規定により入学料又は授業料の減免の認定を取り消された者が，その者に係る納付すべき入学料又は授業料を納付期限内に納付しないときは，当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第５節　　卒業要件及び学士の学位

（卒業要件）

第48条　卒業の要件は，第22条に定める期間在学し，124単位（医学部医学科にあっては，188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2　前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち，第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし，124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては，同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては，128単位）以上を修得しているときは，60単位を超えることができることとする。

（学士の学位授与）

第49条　前条の規定により，学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては，学士の学位を授与する。

第６節　　授　　業　　料

（授業料の納期）

第50条　授業料は，次の2期に分け，年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期　　別	納　付　期　間
前　　期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後　　期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

2　前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第1項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

4　第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は，入学の日の属する月に納付しなければならない。

5　学年の中途において卒業する者の授業料は，その卒業の月までの分を，月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

6　修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は，取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。

7　既納の授業料は，還付しない。ただし，第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

(1)　第2項の規定により授業料を納付した者が，後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合　後期分の授業料に相当する額

(2)　第3項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合　入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(3)　第3項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出，第41条第1項の規定により休学を許可された場合　入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

（授業料の免除）

第51条　経済的理由により授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては，本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

2　前項に規定する授業料の免除の取扱いについては，別に定める。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）

第52条　経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては，本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2　前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては，別に定める。

（休学者の授業料）

第53条　学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は，月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は，その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2　休学中の者が復学した場合は，復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

（退学者等の授業料）

第54条　第50条に定める期の中途において，第45条の規定により退学し，第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ，又は除籍された者は，その期の授業料を納付しなければならない。ただし，死亡し，若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2　授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は，月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第７節　賞　罰

（表　彰）

第55条　学生として表彰に値する行為にあったときは，所属学部長等の推薦により，学長は，これを

表彰することがある。

2　前項に関し必要な事項は，神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

（懲　　戒）

第55条の２　本学の規定に違背し，学生の本分を守らない者があるときは，所定の手続により学長が懲戒する。

2　懲戒は，訓告，停学及び懲戒退学とする。

3　停学3か月以上にわたるときは，その期間は，第22条の修業年限に算入しない。

4　前3項に関し必要な事項は，神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

第３章　大　　学　　院

第１節　　入　　学

（修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第56条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8)　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(9)　法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10)　本学において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

（修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第57条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

(1)　大学に3年以上在学した者

(2)　外国において学校教育における15年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

(4)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2　前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第58条　後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位（法第104条第3項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者

(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　外国の学校，第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7)　文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(8)　本学において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程の入学資格）

第59条　医学研究科の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とす

る。

(1)　大学の医学，歯学，薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者

(2)　外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者

(4)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が5年以上である課程(医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）

(7)　法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8)　本学において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程への早期入学）

第60条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

(1)　大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者

(2)　外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者

(4)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別

に指定するものの当該課程を修了した者

2　前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（進　　学）

第61条　本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（入学者選抜）

第62条 大学院の入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

2　大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第２節　　修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

第63条　修士課程の標準修業年限は，2年とする。

2　前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3　前項に規定する修士課程を置く研究科，専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は，次のとおりとする。

人間発達環境学研究科　　人間発達専攻（1年履修コース）1年

4　人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。

5　医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4年とする。

6　経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7　法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3年とする。

（教育課程）

第63条の２　大学院（専門職大学院を除く。）は，本学，研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2　専門職大学院は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第64条　大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2　専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3　研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4　各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第65条　教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，1年を超えないものとする。

2　教育上有益と認めるときは，外国の大学院又は研究所等との協定に基づき，後期課程の学生に，本学と当該外国の大学院又は研究所等において，共同の研究指導を受けさせることがある。

（研究指導ための留学）

第66条　前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けて留学した期間は，第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第67条　修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に2年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1年履修コース）にあっては，1年）以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2　第75条において読み替えて準用する第36条（第2項を除く。）の規定により本学に入学する前に修得した単位（第56条又は第57条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年 を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（博士課程の修了要件）

第68条　博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は，後期課程に3年以上在学し，所

定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

2　前項の規定にかかわらず，施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，2年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3　医学研究科の博士課程の修了要件は，当該課程に4年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

4　第75条において読み替えて準用する第36条（第2項を除く。）の規定により医学研究科の博士課程に入学する前に修得した単位（第59条又は第60条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により医学研究科の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

（専門職学位課程の修了要件）

第69条　専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は，当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，所定の単位を修得することとする。

2　専門職学位課程の在学期間に関しては，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3　法科大学院の修了要件は，当該課程に3年以上在学し，所定の単位を修得することとする。

4　法科大学院の在学期間については，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすこと

ができる。

5　法科大学院は，法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては，第3項に規定する在学期間については，前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと，第3項に規定する単位については，第74条，第74条の2及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし，93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は，その超える部分の単位数に限り，研究科が認める範囲で，30単位を超えてみなすことができる。

6　認定連携法曹基礎課程（本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項，第74条，第74条の2及び第75条の規定の適用については，「30単位」とあるのは，「46単位」とする。

（学位論文及び最終試験）

第70条　学位論文及び最終試験に関することは，学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第71条　各研究科において，所定の課程を修了した者に対しては，その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2　前項の学位に関することは，学位規程に定めるところによる。

第３節　　準　用　規　定

（準用規定）

第72条 第12条（入学期），第14条（転入学），第15条（再入学），第16条（入学志願），第17条（入学手続），第18条（入学料の免除）（第2項を除く。），第19条（入学料の徴収猶予等），第20条（死亡等による入学料の免除），第21条（宣誓），第22条（修業年限）（第1項，第2項及び第3項を除く。），第24条（在学年限），第27条（授業の方法），第31条（単位の授与），第32条（単位の基準）（第2項及び第3項を除く。），第33条（他学部の授業科目の履修），第38条（転学部），第39条（転学科），第45条（退学），第46条（疾病等による除籍），第47条（入学料等未納による除籍），第50条から第54条まで（授業料），第55条（表彰）及び第55条の2（懲戒）の規定は，大学院に準用する。ただし，第24条を準用する場合において，医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては，標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第73条　専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては，第29条第1項を準用する。この場合において，「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（成績評価基準）

第73条の２　大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては，第30条を準用する。この場合において，「各学部」とあるのは「各研究科」と，「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2　専門職大学院の成績評価基準に関しては，第30条を準用する。この場合において，「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第74条　大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては，第34条を準用する。この場合において，同条第3項中「60単位」とあるのは，「15単位（ただし，法科大学院学生にあっては30単位）」と，同条第4項中「及び外国の」とあるのは「，外国の」と，「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と，同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）

第74条の２　大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては，第34条の2を準用する。この場合において，同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と，同条第3項中「60単位」とあるのは，「15単位（ただし，法科大学院学生にあっては30単位）」と，同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第75条　大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては，第36条（第2項を除く。）を準用する。この場合において，同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と，「科目等履修生又は特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と，同条第3項中「第34条第3項及び第4項，第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは，「15単位を超えないものとし，また，第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位（ただし，専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位，法科大学院学生にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と，同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（留　　学）

第76条　大学院学生の外国の大学への留学に関しては，第40条を準用する。この場合において，同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と，「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と，同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

（休　　学）

第77条　大学院学生の休学に関しては，第41条第1項，第42条，第43条及び第44条第2項を準用するほか，各研究科規則で定める。

第４章　　学位プログラム

（学位プログラム）

第77条の２　各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか，明確な人材養成目的に基づき，学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため，学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2　学位プログラムの実施に関し必要な事項は，別に定める。

第５章　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

（特別聴講学生）

第78条　他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

2　特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則，研究科規則等で定める。

（特別研究学生）

第79条　他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

2　特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

（科目等履修生）

第80条　本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

2　科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

3　科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（聴講生，研究生及び専攻生）

第81条　本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

2　特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

3　本学学部卒業者で，特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

4　聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

（授業料の納期）

第82条　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

（外国人特別学生）

第83条　外国人で，第10条，第56条，第58条又は第59条の規定によらないで，外国人特別学生として

本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは，教授会の議を経て許可する。

2　前項の学生で，学部又は大学院の課程を修了した者には，第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第６章　特別の課程

第83条の２　本学の学生以外の者を対象として，法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

2　特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は，別に定める。

第７章　授業料，入学料及び検定料の額

（授業料，入学料及び検定料の額）

第84条　本学の授業料，入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は，神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

（授業料等の不徴収）

第84条の２　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については，前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

2　特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき，不徴収とすることができる。

3　科目等履修生のうち，教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

4　聴講生及び研究生のうち，現職教育職員の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

5　学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生，聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

6　外国人特別学生の授業料等については，学長が認めたときは，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

第８章　教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

（途中の附則略）

附　則

1 この規則は，令和4年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にEUエキスパート人材養成プログラムを履修している者については，改正後の第77条の2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3 令和４年度から令和９年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は，別表の規定にかかわらず，附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第３項関係）

年度	区分		入学定員	総定員
令和４年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和５年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和６年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和７年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603
令和８年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和９年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

別　表　収容定員

1　学　　部

区　分			入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
			学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科		100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科		140	370					560	1,500
	発達コミュニティ学科		100				5	5	410	
	環境共生学科		80				3	3	326	
	子ども教育学科		50				2	2	204	
法学部	法律学科		180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科		270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科		260	260			20	20	1,080	1,080
理学部	数学科		28	153			学	25	112	662
	物理学科		35				科		140	
	化学科		30				共		120	
	生物学科		25				通		100	
	惑星学科		35				25		140	
医学部	医学科		100	260	5	5			625	1,265
	保健学科	看護学専攻	80						640	
		検査技術科学専攻	40							
		理学療法学専攻	20							
		作業療法学専攻	20							
工学部	建築学科		93	565			学	20	372	2,300
	市民工学科		63				科		252	
	電気電子工学科		93				共		372	
	機械工学科		103				通		412	
	応用化学科		106				20		424	
	情報知能工学科		107						428	
農学部	食料環境システム学科		36	160			学科	10	144	660
	資源生命科学科		55				共通		220	
	生命機能科学科		69				10		276	
海洋政策科学部	海洋政策科学科		200	200			10	10	820	820
合計				2,518		5		135		10,567

2 大 学 院

区 分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期		後期								前期		後期					
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学研究科	文化構造専攻			17	44	8	20							34	88	24	60				
	社会動態専攻			27		12								54		36					
国際文化学研究科	文化相関専攻			18	47	6	15							36	94	18	45				
	グローバル文化専攻			29		9								58		27					
人間発達環境学研究科	人間発達専攻			51	91	11	17							102	178	33	51				
	(1年履修コース)			4										4							
	人間環境学専攻			36		6								72		18					
法学研究科	法学政治学専攻			37	37	18	18							74	74	54	54				
	実務法律専攻									80	80									240	240
経済学研究科	経済学専攻			83	83	20	20							166	166	60	60				
経営学研究科	経営学専攻			51	51	32	32							102	102	96	96				
	現代経営学専攻									69	69									138	138
理学研究科	数学専攻			22	122	4	27							44	244	12	81				
	物理学専攻			24		5								48		15					
	化学専攻			28		6								56		18					
	生物学専攻			24		6								48		18					
	惑星学専攻			24		6								48		18					
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25									50	50								
	医科学専攻							100	100									400	400		

保健学研究科	保健学専攻		64	64	25	25				128	128	75	75		
工学研究科	建築学専攻		64	316	8	42				128	632	24	126		
	市民工学専攻		42		6					84		18			
	電気電子工学専攻		64		8					128		24			
	機械工学専攻		76		10					152		30			
	応用化学専攻		70		10					140		30			
システム情報学研究科	システム科学専攻		28	73	3	12				56	146	9	36		
	情報科学専攻		21		3					42		9			
	計算科学専攻		24		6					48		18			
農学研究科	食料共生システム学専攻		26	120	5	23				52	240	15	69		
	資源生命科学専攻		42		8					84		24			
	生命機能科学専攻		52		10					104		30			
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11				150	150	33	33		
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23				52	140	24	69		
	国際協力政策専攻		22		7					44		21			
	地域協力政策専攻		22		8					44		24			
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10				80	80	30	30		
合計		25	1,233		295		100	149	50	2,462		885		400		378

2　神戸大学共通細則

平成16年４月１日制定

（入学志願）

第１条　入学志願者は，所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

（合否の判定）

第２条　入学試験の合否の判定は，学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

（宣　　誓）

第３条　入学者は，次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は，神戸大学の学生として学業に励み，本学の規律を守ることを誓います。

（成　　績）

第４条　授業科目の成績は，100点を満点として次の区分により評価し，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

秀　（90点以上）

優　（80点以上90点未満）

良　（70点以上80点未満）

可　（60点以上70点未満）

不可（60点未満）

２　秀，優，良，可及び不可の評語基準は，次の各号のとおりとする。

(1)　秀　　学修の目標を達成し，特に優れた成果を収めている。

(2)　優　　学修の目標を達成し，優れた成果を収めている。

(3)　良　　学修の目標を達成し，良好な成果を収めている。

(4)　可　　学修の目標を達成している。

(5)　不可　学修の目標を達成していない。

（学 生 証）

第５条　学生は，学生証の交付を受け，これを携行し本学職員の請求があったときは，いつでも，これを提示しなければならない。

２　学生証は，入学したときに学長が発行する。

３　学生証を携帯しない場合には，教室，研究室，図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4　学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき，又は休学等によりその有効期間が経過したときは，速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5　学生は，卒業，退学等により学籍を離れた場合は，速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6　学生証の再発行手続き及び返納は，学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

（欠 席 届）

第６条　学生が，２週間以上欠席するときは，理由を具し，欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

（学生登録票）

第７条　学生は，入学したときは，速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

（身上異動・住所変更届）

第８条　学生は，改姓，改名等，身上に異動があったとき，又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは，速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第９条 大学院における入学志願及び合否の判定については，第１条及び第２条の規定にかかわらず，各研究科において定めるものとする。

2　大学院における授業科目の成績については，第４条に定めるもののほか，必要があると認めるときは，各研究科において定めることができる。

（健康診断）

第10条　学生は，毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

（様　　式）

第11条　諸願届等の様式は，別紙のとおりとする。

（途中の附則略）

附　則

この細則は，令和4年4月1日から施行し，様式8号の改正規定中生年月日に係る部分は，平成30年4月1日から適用する。

様式１号

入　学　許　可　書

受験番号　　番

氏　　名

神戸大学　　学部に入学を許可する。

年　　月　　日

神戸大学長

A4（297mm x 210mm）

様式２号

宣　　誓　　書

私は、神戸大学の学生として学業に励み，本学の規律を守ることを誓います。

年　　月　　日

神 戸 大 学 長 殿

署名

A4（297mm x 210mm）

様式３号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住　　所

氏　　名

休　　学　　願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1　理　由

2　期　間　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

注　病気の場合は診断書添付のこと。　A4（297mm x 210mm）

様式４号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住　　所

氏　　名

復　　学　　願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1　理　　由

2　復学年月日　　年　　月　　日

注　病気の場合は健康診断書（復学意見書）添付のこと。
A4（297mm x 210mm）

様式５号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住　　所

氏　　名

退　　学　　願

下記のとおり退学したいので御許可願います。

記

１　理　　由

２　退学年月日　　年　　月　　日

注　病気の場合は診断書添付のこと。　　A4（297mm x 210mm）

様式６号

（表）

神 戸 大 学 学 生 証

写

真

所　　属
学籍番号
氏　　名
生年月日

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発行年月　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

（図書館利用ID）

神　戸　大　学　長　印

（生協組合員番号）

■ 注意事項

1　本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。
　(1) 本学教職員の請求があった場合
　(2) 通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
　(3) 本学図書館を利用する場合

（表面顔写真下の数字は図内館利用IDです。）

2　本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

3　本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。

4　卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

（シール貼付スペース）

神戸大学〒657-8501神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212（大代表）

（裏）

様式７号

年　月　日

神戸大学　殿

学部

学科

学籍番号　番

住　所

氏　名

欠　席　届

下記のとおり欠席しますからお届けします。

記

1　理　由

2　期　間　自　年　月　日

至　年　月　日

注　疾病の場合は診断書添付のこと。　A4（297mm x 210mm）

様式８号

様式8号

学　生　登　録　票

年　月　日提出

学部 学科	20　（令和　）年　月　日入学・進学	学籍番号
研究科 課程 専攻	フリガナ 左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け，濁音・半濁音文字は1マスに記入) ローマ字 左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし，姓と名の間は1マス空けて記入) 氏　名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の表記体として使用)	
指導教員（該当者のみ）	生年月日　19 20　昭和 平成　）年　月　日生	外国籍
現住所 （入学後の住所）	Eメールアドレス 自宅・下宿・寮・その他（　）　携帯　@ 〒　－　PC　@ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。 住　所　都道府県 〔固定電話〕　－　－　※留学生のみ，を入れてください。単身・夫婦・家族 〔携帯電話〕　－　－	
本人の勤務先等 （該当者のみ）	名称　電話　－　－	
履歴 学歴	年　月　立　高等学校卒業	
履歴 認定試験等	・　高等学校卒業程度認定試験，大学入学資格検定試験　年度　合格	
履歴 職歴 その他	．～． ．～．	
保護者等の住所等 ※学生本人が独立生計者の場合は，世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け，濁音・半濁音文字は1マスに記入) 氏　名　本人との続柄（　） 〒　－ 住　所　都道府県 〔固定電話〕　－　－ 〔携帯電話〕　－　－	
緊急時の連絡先 ※該当する□にチェックしてください。	□　上記（保護者等の住所等）と同じ。（以下の記入不要） □　上記（保護者等の住所等）以外の連絡先がある。（以下に記入） フリガナ　氏　名　本人との続柄（　） 〔固定電話〕　－　－　□勤務先 □自宅 〔携帯電話〕　－　－	

注　1　本人の氏名，生年月日は戸籍どおり（在留外国人は住民票どおり）正確に記入してください。
2　高校卒業後の学歴を有する者は，最終出身学校名・学部・学科名（編入学を含む。）まで記入してください。
3　在学中に，改姓・改名，現住所変更，保護者等の住所変更等があった場合は，速やかに身上異動・住所変更届を，所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
4　この学生登録票に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守の上，適切に取り扱うこととし，在学中において，授業料関係書類の送付，広報誌等資料の送付など本学から連絡（発信）する場合のほか，教学上の名簿作成，修学指導，大学運営や教育活動のために利用します。また，個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

様式９号

様式9号

身上異動・住所変更届

年　月　日届出

神戸大学　学部長　殿
研究科長　殿

学部	学科	課程
研究科	専攻	課程
学籍番号	フリガナ 氏　名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の表記体として使用)	

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

□改姓　□改名　□現住所等変更　□保護者等の住所等変更　□その他の変更　）
（以下は，変更した事項のみ記入してください。）

身上異動 （改姓，改名等） 現住所	ローマ字 左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし，姓と名の間は1マス空けて記入)	
	新 旧	異動年月日　年　月　日 ※証明書類を必ず添付してください。
	自宅・学生寮・その他（　） 郵便番号　－	Eメールアドレス（□携帯　□PC）　@ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。
	住　所　都道府県	
	〔固定電話〕　－　－ 〔携帯電話〕　－　－	※留学生のみ，を入れてください。単身・夫婦・家族
本人の勤務先等 （該当者のみ）	勤務先名 電話　－　－	
保護者等の住所等 ※学生本人が独立生計者の場合は，世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 氏　名	本人との続柄
	郵便番号　－	〔固定電話〕　－　－ 〔携帯電話〕　－　－
	住　所　都道府県	
緊急時の連絡先	□　保護者等の住所等と同じ。（以下の記入不要） □　保護者等の住所等以外の連絡先がある。（以下に記入）	
	フリガナ 氏　名	本人との続柄
	〔固定電話〕　－　－	□勤務先 □自宅
	〔携帯電話〕　－　－	

注　この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守の上，適切に取り扱うこととし，在学中において，授業料関係書類の送付，広報誌等資料の送付など本学から連絡（発信）する場合のほか，教学上の名簿作成，修学指導，大学運営や教育活動のために利用します。また，個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

3　神戸大学学位規程

平成16年４月１日制定

（趣　旨）

第１条 学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項の規定により，神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（学　位）

第２条　本学において授与する学位は，学士，修士，博士及び専門職学位とする。

（学士の学位の授与の要件）

第３条　学士の学位は，本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位の授与の要件）

第４条　修士の学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

⑴　本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者

⑵　研究科の博士課程の前期課程を修了した者

（博士の学位の授与の要件）

第５条　博士の学位は，研究科の博士課程を修了した者に授与する。

２　博士の学位は，次の要件を満たす者にも授与する。

⑴　研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。（この確認を以下「学力の確認」という。）

⑵　研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

（専門職学位の授与の要件）

第６条　専門職学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

⑴　研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者

⑵　研究科の法科大学院の課程を修了した者

（研究科の在学者の論文等提出手続）

第７条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は，当該研究科長に提出するものとする。

２　博士論文は，学位論文審査願，論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

３　学位論文は，修士の場合は１編，１通を，博士の場合は１編，３通を提出するものとする。ただし，参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

４　審査のため必要があるときは，提出論文の数を増加し，又は論文の訳本，模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

５　第１項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは，各研究科において別に定める。

（研究科の在学者の論文等審査）

第８条　研究科長は，前条の規定による博士論文の提出があったときは，教授会において当該研究科の教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，博士論文の審査を行わせるものとする。

２　研究科長は，前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは，教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし，少なくとも教授１人を含めなければならない。

３　教授会において審査のため必要があると認めるときは，博士論文の審査にあっては第１項の審査委員のほか，当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，修士論文又は研究の成果の審査にあっては前項の審査委員のほか，当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

４　教授会において審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第９条　審査委員及び前条第４項の規定により調査を委嘱された者は，学位論文又は研究の成果を中心として，これに関連ある科目について，筆答又は口頭により最終試験を行う。

２　最終試験の期日は，その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条　第５条第２項の規定による学位申請者の学位論文は，論文審査料57,000円を添え，学位申請書，論文目録及び履歴書とともに，その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

２　本条の規定による論文の提出については，第７条第３項及び第４項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条 学長は，前条第１項の規定による学位論文の提出があったときは，当該研究科長にその論文の審査を付託し，研究科長は，第８条の規定に準じて論文の審査を，第９条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

２　前項の学位論文は，それを受理した日から１年以内に審査を終了するものとする。ただし，特別の理由があるときは，研究科長は，教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条 研究科長は，前条第１項の規定により学長から論文審査を付託されたときは，教授会において，学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

２　学力の確認は，筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし，学位申請者の学歴，業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は，試問を省略することができる。

３　学力の確認のため必要があるときは，学位申請者にその著書，論文その他を提出させることがある。

４　教授会が学力の確認の議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続，論文審査，試験及び学力の確認）

第13条　研究科の博士課程において所定の期間在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が，再入学しないで学位の授与を受けようとするときは，前３条の規定による。

２　前項に該当する者が，退学後５年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは，第５条第１項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

（論文及び審査料の不返還）

第14条　提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は，その理由のいかんを問わず返還しない。

２　提出された研究の成果の返還に関することは，各研究科において別に定める。

（修士及び博士の学位授与の審議）

第15条　研究科長は，研究科に在学する者については，論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて，また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第２項に該当する者については，論文審査及び試験の結果報告に基づいて，教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

２　前項の教授会は，当該教授会構成員の３分の２以上の出席があることを要し，学位を授与すべきものと議決するには，無記名投票の方法により，出席者の３分の２以上の賛成があることを要する。

（学位授与の申請）

第16条　研究科長は，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて，教授会の議を経て，学長に申請するものとする。

２　前項の申請に当たっては，次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1)　授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2)　授与しようとする年月日

(3)　博士の場合は，第５条の第１項又は第２項のいずれの規定によるかの別

(4)　博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5)　博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6)　第５条第２項による博士の場合は，学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

３　研究科長は，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については，教授会の議を経て，その旨を学長に申請するものとする。

（学位の授与）

第17条　学長は，第３条に規定する者に対しては，学位記を交付して学士の学位を授与する。

２　学長は，前条に規定する申請に基づき，修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し，当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては，学位記を交付して当該学位を授与し，当該学位を授与できないと決定した者に対しては，その旨を通知する。

３　前項の規定により博士の学位を授与したときは，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告する。

（審査要旨の公表）

第18条　本学は，博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から３月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第19条　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から１年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，当該教授会の議を経て，やむを得ない理由があると認められた場合は，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，本学は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は，原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

（専攻分野等の名称）

第20条　学士の学位を授与するに当たっては，別表第１に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

２　修士又は博士の学位を授与するに当たっては，別表第２に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

３　専門職学位の名称は，別表第３に掲げるとおりとする。

４　教学規則第65条第２項の規定に基づき，共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては，博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

（学位の名称）

第21条　本学において学位の授与を受けた者が，学位の名称を用いるときは，神戸大学の文字を付記するものとする。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し）

第22条　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは，学長は，当該教授会及び教育研究評議会の議を経て，その学位を取り消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を公表する。

２　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，その名誉を汚す行為があったときは，　前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

３　教授会が前２項の規定による議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（様 式）

第23条　学位記，学位簿その他の様式は，別記様式のとおりとする。

（補 則）

第24条　この規程の施行に必要な事項は，各学部又は各研究科においてこれを定める。

（途中附則略）

附　則

１　この規程は，令和4年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際現にEUエキスパート人材養成プログラムを履修している者については，改正後の第20条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第１（第20条第１項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部 名 等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部 医学科	医学
医学部 保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第２（第20条第２項関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研 究 科 名	専攻分野の名称	
	修　　士	博　　士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメデイカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第３（第20条第３項関係）

専門職学位の名称

研 究 科 名	学位の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別記様式第１（第３条により学位を授与する場合）

○第　　号

学　位　記

氏　　名
年　　月　　日生

大学印

本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので
学士(○○)の学位を授与する

年　　月　　日

神 戸 大 学 長　氏　　名　㊞

別記様式第２（第４条第１号により学位を授与する場合）

修第　　号

学位記

大学印

氏名
年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

記様式第３（第４条第２号により学位を授与する場合）

修第　　号

学位記

大学印

氏　　名
年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第４　削除

別記様式第５（第５条第１項により学位を授与する場合）

博い第　　号

学位記

大学印

氏　　名
年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第６（第５条第１号により学位を授与する場合で，外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの）

博い第　　号

学位記

氏　　名

年　月　日生

大学印

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する

この学位は　との博士論文共同指導によるものである

年　月　日

神戸大学

別記様式第７（第５条第２項により学位を授与する場合）

博ろ第　　号

学位記

氏　　名

年　月　日生

大学印

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第８（第６条第１号により学位を授与する場合）

専第　　号

学位記

大学印

氏　　名
年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を修了したので○○修士（専門職）の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第９（第６条第２項により学位を授与する場合）

法第　　号

学位記

大学印

氏　　名
年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第10（第４条から第６条により学位を授与する場合（英文学位記））

学章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ *of* ○○○○○○○

UPON

○○○○　○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF　○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○　○○○○
President of
Kobe University

大学印

○○○○　○○○○
Dean of Graduate School of
○○○○○○○○

別記様式第11　削除

別記様式第12（第５条第１号により学位を授与する場合で，外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの（英文学位記））

学章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ *of* ○○○○○○○

UPON

○○○○　○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF　○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○
THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH ○○○○
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○　○○○○
President of
Kobe University

大学印

○○○○　○○○○
Dean of Graduate School of
○○○○○○○○

別記様式第13

年　月　日

○○ 研究科長

学籍番号

氏　　名

学 位 論 文 審 査 願

神戸大学学位規程第７条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学　位　論　文　　通
論　文　目　録　　通

別記様式第14

年　月　日

神戸大学長殿

氏　　名

学　位　申　請　書

神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（○○）の学位の授与を申請いたします。

備考　退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。

別記様式第15

年　　月　　日

論　文　目　録

氏　　名

論　文
　1　題　目
　2　公表の方法及び時期
　　方　法
　　時　期
　3　冊　数　　冊

参考論文
　1　題　目
　2　冊　数　　冊

別記様式第16

学位簿
博士（○○）

契印	番号	授与年月日	氏名	論文題目

備考　学位簿の表紙には，学位簿と標記し，博士の専攻分野の名称の順に登録する。

4　神戸大学学生健康診断規程

平成16年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

（実施機関）

第２条　健康診断は，インクルーシブキャンパス＆ヘルスケアセンター保健管理部門（以下「保健管理部門」という。）が行う。

（健康診断の種類）

第３条　健康診断は，定期健康診断及び臨時健康診断とする。

２　定期健康診断は，毎学年定期に行うものとする。

３　臨時健康診断は，インクルーシブキャンパス＆ヘルスケアセンター保健管理部門長（以下「保健管理部門長」という。）が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）

第４条　学生は，健康診断を受けなければならない。

２　学生は，健康診断を受けなかったときは，保健管理部門長の定める期間内に，当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

３　前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは，保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

（健康診断の結果の区分及び通知）

第５条 保健管理部門長は，健康診断の結果を別表により区分し，学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに，学生に通知するものとする。ただし，疾病のない者については，学生への通知を省略することができる。

（事後措置）

第６条 学部長等は，健康診断の結果，疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは，保健管理部門長と協議の上，当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

２　健康診断の結果，疾病のある者は，前項の指導に従わなければならない。

（復学時の受診）

第７条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは，学部長等を経て，保健管理部門長に申し出て，健康診断を受けなければならない。

（証明書の発行）

第８条 第３条の健康診断を受けた者が，健康診断証明書を必要とするときは，これを発行することがある。

附　則

この規程は，平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和４年４月１日から施行する。

別　表

判　　定　　区　　分		
生活規正の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってよいもの
	D（健　康）	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが，定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健　康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

5　神戸大学学生表彰規程

平成17年２月17日制定

（趣　　旨）

第１条 この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第55条第２項の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第２条　表彰は，学生及び学生団体のうち，次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

⑴　学術研究活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの

ロ　その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの

⑵　本学公認課外活動団体の活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　国際的規模の競技会，公演会，展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め，又は高い評価を受けたもの

ロ　全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの

ハ　公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの

ニ　卒業年度に当たる者で，在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの

⑶　社会活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　ボランティア活動等において，公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの

ロ　人命救助，犯罪防止，災害救助等に貢献したことにより，公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの

ハ　その他社会活動において特に高い評価を受けたもの

⑷　前各号に掲げるもののほか，特に優れた業績，功績等があったと認められるもの

（表彰候補者の推薦）

第３条 各学部長，各研究科長，各課外活動団体の顧問教員等は，前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は，別記様式第１により学長に推薦するものとする。

（被表彰者の選考及び決定）

第４条 学長は，前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について，学生委員協議会の議を経て，表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

（表彰の方法）

第５条　表彰は，学長が別記様式第２の表彰状を授与することにより行う。

２　前項の表彰状に添えて，記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第６条 表彰は，被表彰者が決定された後，速やかに行うものとする。ただし，第２条第２号に該当する表彰については，原則として毎年３月に行うものとする。

（事　　務）

第７条　表彰に関する事務は，学務部学生支援課において処理する。

（雑　　則）

第８条　この規程に定めるもののほか，学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は，別に定める。

（途中の附則略）

附　則

この規程は，平成25年７月１日から施行する。

別記様式第１（略）

別記様式第２（略）

6　神戸大学学生懲戒規則

平成16年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第55条の２（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

（懲　　戒）

第２条　懲戒は，本学の規律に違反し，学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

（懲戒の内容）

第３条　懲戒の内容は，次のとおりとする。

⑴　訓告　文書により注意を与え，将来を戒めること。

⑵　停学　有期又は無期とし，この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ　本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて，本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み，特に退去を命ぜられない限り，本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。

ロ　本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

⑶　懲戒退学　命令により退学させ，再入学を認めないこと。

（懲戒の発議）

第４条　懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは，当該行為を行った学生の所属学部又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）は，その事実関係を調査し，懲戒処分の要否等について審議するものとする。

２　学長が指名した理事は，前項の調査及び審議に際し，必要に応じて，教授会に対し意見を述べることができる。

３　教授会は，懲戒処分の必要があると認めたときは，事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し，学長に懲戒の発議を行わなければならない。

（複数の学部又は研究科に係わる場合の懲戒手続）

第５条　懲戒の対象となりうる行為が，異なる学部又は研究科に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は，教授会は，事実関係の調査及び審議に際して，相互に連絡し，調整するものとする。

（弁　　明）

第６条　教授会は，第４条第１項の事実関係の調査を行うに当たり，当該学生にその旨を告知し，口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

２　当該学生は，弁明の際，必要な証拠を提出し，証人の喚問を求めることができるとともに，補佐人を指名し，その補佐を受けることができる。

３　弁明の機会を与えられたにもかかわらず，正当な理由もなく当該学生が欠席し，又は弁明書を提出しなかった場合は，この権利を放棄したものとみなす。

（懲戒処分の決定）

第７条　学長は，第４条第３項により教授会から発議があったときは，教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て，懲戒処分を決定する。

２　評議会は，前項の審議において必要があると認め，改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては，前条の規定を準用する。

（懲戒処分の通知）

第８条　学長は，懲戒処分を決定した場合は，当該学生に通知しなければならない。

２　懲戒処分の通知は，処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし，交付の不可能な場合には，他の適当な方法により通知する。

（懲戒の発効）

第９条　懲戒の発効日は，懲戒処分書の交付日とする。ただし，やむをえない場合は，この限りでない。

（無期停学の解除）

第10条　教授会は，無期停学の学生について，その発効日から起算して６月を経過した後，停学の解除が妥当であると認めたときは，学長に停学の解除を発議することができる。

２　学長は，前項の発議に基づき，停学を解除する。

（異議申立て）

第11条　懲戒処分を受けた者は，事実誤認，新事実の発見その他の正当な理由があるときは，懲戒の発効日から起算して14日以内に，文書により学長に異議申立てを行うことができる。

２　学長は，前項の異議申立てがあったときは，再審査の要否を評議会に付議するものとする。

３　評議会が再審査の必要があると認めたときは，学長は，教授会に再審査を要請するものとする。

（途中の附則略）

附　則

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学学生懲戒規則に関する申合わせ

平成16年４月１日教育研究評議会決定

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，次の申合わせを行うものとする。

１　懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。

⑴　学生の本分に反する重大な犯罪行為

⑵　本学の教職員又は学生に対する暴力行為

⑶　本学の施設・設備への重大な破壊行為

⑷　本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為

⑸　その他前各号に準ずる行為

２　教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行われなければならず，学生の自主的な活動に対しては，特に慎重な配慮が加えられなければならない。

３　申合わせ第１項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

7　神戸大学大学教育推進機構規則等

⑴　神戸大学大学教育推進機構規則

（平成17年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年４月１日制定）第２条の２第３項の規定に基づき，神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的，組織，運営等について定めるものとする。

（目　　的）

第２条　機構は，大学教育の推進を図ることを目的とする。

（組　　織）

第３条　機構に，次に掲げる組織を置く。

⑴　教養教育院

⑵　グローバル教育センター

⑶　国際コミュニケーションセンター

⑷　異分野共創型教育開発センター

⑸　大学教育研究センター

２　教養教育院，グローバル教育センター，国際コミュニケーションセンター，異分野共創型教育開発センター及び大学教育研究センターの業務内容は，次の表に掲げるとおりとする。

組　織　名　称	業　務　内　容
教養教育院	・全学共通授業科目の企画運営に関すること。 ・全学共通授業科目の実施及び担当教員に関すること。 ・全学共通授業科目の内部質保証及びファカルティ・ディベロップメントに関すること。 ・教養教育院が開講する高度教養科目の実施及び担当教員に関すること。 ・教養教育院が開講する高度教養科目の内部質保証及びファカルティ・ディベロップメントに関すること。 ・大学院教養教育に関すること。・その他教養教育院の業務を実施するために必要なこと。
グローバル教育センター	・神戸大学(以下「本学」という。)が受け入れる外国人留学生(以下「外国人留学生」という。)の教育及び本学学生の海外派遣教育並びにその推進に関すること。 ・外国人留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣に係る教育プログラムの企画運営に関すること。 ・日本語教育，留学生教育，国際教育等に係る調査研究に関すること。 ・外国人留学生に対する修学及び研究に必要な日本語・日本事情教育並びに異文化理解教育に関すること。 ・外国人留学生に対する修学上及び生活上の支援に関すること。 ・外国人留学生の学内外における交流推進に関すること。 ・海外留学を希望する本学学生に対する異文化理解教育に関すること。 ・海外留学に係る修学上及び生活上の支援に関すること。 ・その他グローバル教育センターの業務を実施するために必要なこと。
国際コミュニケーションセンター	・外国語に関する研究・調査に関すること。 ・グローバル・コミュニケーションに係る研究・調査に関すること。 ・全学の外国語教育に関する研究・調査並びに企画立案に関すること。 ・外国語教育環境の整備に関すること。 ・外国語教育に係る支援に関すること。

	・その他国際コミュニケーションセンターの業務を実施するために必要なこと。
異分野共創型教育開発センター	・本学の特色を活かした教育プログラムの開発に関すること。 ・グローバル教育の開発に関すること。 ・課題解決型教育の開発に関すること。 ・ステークホルダー連携教育の開発に関すること。 ・その他異分野共創型教育開発センターの業務を実施するために必要なこと。
大学教育研究センター	・大学教育の推進に係る調査・研究に関すること。 ・大学教育の全学的な取組の企画・立案及び支援に関すること。 ・大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントに関すること。 ・教学IRに係る調査・研究に関すること。 ・その他大学教育研究センターの業務を実施するために必要なこと。

（職　　員）

第４条　機構に，次に掲げる職員を置く。

⑴　機構長
⑵　副機構長
⑶　教養教育院長
⑷　グローバル教育センター長
⑸　国際コミュニケーションセンター長
⑹　異分野共創型教育開発センター長
⑺　大学教育研究センター長
⑻　教養教育院副院長
⑼　グローバル教育センター副センター長
⑽　国際コミュニケーションセンター副センター長
⑾　異分野共創型教育開発センター副センター長
⑿　大学教育研究センター副センター長
⒀　教授，准教授，講師，助教及び助手
⒁　その他の職員

（以下略）

⑵ 神戸大学全学共通授業科目履修規則

（平成16年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条 この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）第28条第１項の規定に基づき，全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法，試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

（全学共通授業科目の区分）

第２条　全学共通授業科目の区分は，次のとおりとする。

基礎教養科目
総合教養科目
外国語科目
情報科目
健康・スポーツ科学
共通専門基礎科目
資格免許のための科目
その他必要と認める科目

（全学共通授業科目及び単位数）

第３条　全学共通授業科目及び単位数は，別表のとおりとする。

２　前項に規定するもののほか，臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

３　前項の授業科目及び単位数は，開設の都度定める。

（全学共通授業科目の年次配当）

第４条　全学共通授業科目の各年次の配当は，各学部規則の定めるところによる。

（履修要件）

第５条　全学共通授業科目の履修要件は，各学部規則の定めるところによる。

（履修手続）

第６条 学生は，毎学期指定の期日までに，履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

（試　　験）

第７条　試験は，授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし，必要がある場合は，学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

２　前項の規定にかかわらず，平常の成績をもって試験に代えることがある。

３　不合格となった全学共通授業科目については，再試験を行わない。ただし，別に定める条件を満たす場合は，この限りでない。

４　試験に欠席した者に対しては，追試験を行わない。ただし，神戸大学大学教育推進機構教養教育院において特別の理由があると認めた場合は，この限りでない。

（成績評価基準）

第８条　教学規則第30条に規定する成績評価基準については，別に定める。

（雑　　則）

第９条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，神戸大学大学教育推進機構教養教育院長が定める。

附　則

1　この規則は，平成16年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年４月１日制定）第２条の規定による廃止前の神戸大学全学共通授業科目履修規則の規定の例による。

附　則

1　この規則は，平成17年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成18年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成19年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成20年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成21年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成22年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成23年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成24年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成25年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成27年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成28年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の第２条及び別表（基礎教養科目及び総合教養科目に係る部分を除く。）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成29年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成30年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成31年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成31年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和２年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和２年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和３年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和３年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和４年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和４年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表（第３条関係）

全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等			授業科目	単位	備考
基礎教養科目	人文系	哲学	哲学	1	
		心理学	心理学Ａ	1	
			心理学Ｂ	1	
		論理学	論理学	1	
		教育学	教育学Ａ	1	
			教育学Ｂ	1	
		倫理学	倫理学	1	
	社会科学系	法学	法学Ａ	1	
			法学Ｂ	1	
		政治学	政治学Ａ	1	
			政治学Ｂ	1	
		経済学	経済学Ａ	1	
			経済学Ｂ	1	
		経営学	経営学	1	
		社会学	社会学	1	
		教育社会学	教育社会学	1	
		地理学	地理学	1	
	生命科学系	医学	医学Ａ	1	
			医学Ｂ	1	
		保健学	保健学Ａ	1	
			保健学Ｂ	1	
			健康科学Ａ	1	
			健康科学Ｂ	1	
		生物学	生物学Ａ	1	
			生物学Ｂ	1	
			生物学Ｃ	1	
	自然科学系	数学	数学Ａ	1	
			数学Ｂ	1	
			数学Ｃ	1	
			数学Ｄ	1	
		物理学	物理学Ａ	1	
			物理学Ｂ	1	
		化学	化学Ａ	1	
			化学Ｂ	1	
			化学Ｃ	1	
			化学Ｄ	1	
		惑星学	惑星学Ｃ	1	
			惑星学Ｄ	1	

基礎教養科目	自然科学系	情報科学	情報学A	1	
			情報学B	1	
			データサイエンス基礎学	1	
総合教養科目	(1)多文化理解	教育と人間形成	教育と人間形成	1	
		文学	文学A	1	
			文学B	1	
		言語科学	言語科学A	1	
			言語科学B	1	
		芸術と文化	芸術と文化A	1	
			芸術と文化B	1	
		日本史	日本史A	1	
			日本史B	1	
		東洋史	東洋史A	1	
			東洋史B	1	
		アジア史	アジア史A	1	
			アジア史B	1	
		西洋史	西洋史A	1	
			西洋史B	1	
		考古学	考古学A	1	
			考古学B	1	
		芸術史	芸術史A	1	
			芸術史B	1	
		美術史	美術史A	1	
			美術史B	1	
		科学史	科学史A	1	
			科学史B	1	
		社会思想史	社会思想史	1	
		文化人類学	文化人類学	1	
		現代社会論	現代社会論A	1	
			現代社会論B	1	
		越境する文化	越境する文化	1	
		生活環境と技術	生活環境と技術	1	
		カタチの文化学	カタチの文化学	1	
	(2)自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	
		現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	
		身近な物理法則	身近な物理法則	1	
		カタチの自然学	カタチの自然学A	1	
			カタチの自然学B	1	
		ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	
			ものづくりと科学技術B	1	

総合教養科目	(2)自然界の成り立ち	生命科学	生命科学A	1	
			生命科学B	1	
		生物資源と農業	生物資源と農業A	1	
			生物資源と農業B	1	
			生物資源と農業C	1	
			生物資源と農業D	1	
	(3)グローバルイシュー	環境学入門	環境学入門A	1	
			環境学入門B	1	
		社会と人権	社会と人権A	1	
			社会と人権B	1	
		男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1	
			男女共同参画とジェンダーB	1	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
		ＥＵ基礎論	ＥＵ基礎論	1	
		国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題A	1	
			国際協力の現状と課題B	1	
		政治と社会	政治と社会	1	
		社会生活と法	社会生活と法	1	
		国家と法	国家と法	1	
		現代の経済	現代の経済A	1	
			現代の経済B	1	
		経済社会の発展	経済社会の発展	1	
		地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1	
		生物の環境適応	生物の環境適応	1	
		人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1	
		食と健康	食と健康A	1	
			食と健康B	1	
		資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	1	
			資源・材料とエネルギーB	1	
	(4)ＥＳＤ	ＥＳＤ基礎	ＥＳＤ基礎 (持続可能な社会づくり１)	1	
		ＥＳＤ論	ＥＳＤ論 (持続可能な社会づくり２)A	1	
			ＥＳＤ論 (持続可能な社会づくり２)B	1	
		ＥＳＤ生涯学習論	ＥＳＤ生涯学習論A	1	
			ＥＳＤ生涯学習論B	1	

総合教養科目	(4)ESD	ＥＳＤボランティア論	ＥＳＤボランティア論	1	
	(5)キャリア科目	企業社会論	企業社会論Ａ	1	
			企業社会論Ｂ	1	
		職業と学び	職業と学び－キャリアデザインを考えるＡ	1	
			職業と学び－キャリアデザインを考えるＢ	1	
		社会基礎学（グローバル人材に不可欠な教養）	社会基礎学（グローバル人材に不可欠な教養）	2	
		ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動Ａ	1	
			ボランティアと社会貢献活動Ｂ	1	
		グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2	
	(6)神戸学	神戸大学史	神戸大学史Ａ	1	
			神戸大学史Ｂ	1	
		阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
		地域連携	ひょうご神戸学	1	
			地域社会形成基礎論	1	
			日本酒学入門	1	
		海への誘い	海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2	
	(7)データサイエン	データサイエンス入門	データサイエンス入門	1	
		データサイエンス概論	データサイエンス概論Ａ	1	
			データサイエンス概論Ｂ	1	
		データサイエンス基礎演習	データサイエンス基礎演習	1	
外国語科目	外国語第Ⅰ		Academic English Communication A1	0.5	
			Academic English Communication A2	0.5	
			Academic English Communication B1	0.5	
			Academic English Communication B2	0.5	
			Academic English Communication B1（選抜上級クラス）	0.5	
			Academic English Communication B2（選抜上級クラス）	0.5	

外国語科目	外国語第Ⅰ	Academic English Literacy A1	0.5	
		Academic English Literacy A2	0.5	
		Academic English Literacy B1	0.5	
		Academic English Literacy B2	0.5	
		Academic English Literacy B1 （選抜上級クラス）	0.5	
		Academic English Literacy B2 （選抜上級クラス）	0.5	
		Advanced English Online 1	0.5	
		Advanced English Online 2	0.5	
		Advanced English（海外研修）	1	
		ドイツ語初級Ａ１	0.5	
		ドイツ語初級Ａ２	0.5	
		ドイツ語初級Ｂ１	0.5	
		ドイツ語初級Ｂ２	0.5	
		ドイツ語初級Ａ３	0.5	
		ドイツ語初級Ａ４	0.5	
		ドイツ語初級Ｂ３	0.5	
		ドイツ語初級Ｂ４	0.5	
		ドイツ語初級ＳＡ３	0.5	
		ドイツ語初級ＳＡ４	0.5	
		ドイツ語初級ＳＢ３	0.5	
		ドイツ語初級ＳＢ４	0.5	
		ドイツ語中級Ｃ１	0.5	
		ドイツ語中級Ｃ２	0.5	
		フランス語初級Ａ１	0.5	
		フランス語初級Ａ２	0.5	
		フランス語初級Ｂ１	0.5	
		フランス語初級Ｂ２	0.5	
		フランス語初級Ａ３	0.5	
		フランス語初級Ａ４	0.5	
		フランス語初級Ｂ３	0.5	
		フランス語初級Ｂ４	0.5	
		フランス語初級ＳＡ３	0.5	
		フランス語初級ＳＡ４	0.5	
		フランス語初級ＳＢ３	0.5	
		フランス語初級ＳＢ４	0.5	
		フランス語中級Ｃ１	0.5	
		フランス語中級Ｃ２	0.5	
		中国語初級Ａ１	0.5	
		中国語初級Ａ２	0.5	

外国語科目	外国語第Ⅱ	中国語初級Ｂ１	0.5	
		中国語初級Ｂ２	0.5	
		中国語初級Ａ３	0.5	
		中国語初級Ａ４	0.5	
		中国語初級Ｂ３	0.5	
		中国語初級Ｂ４	0.5	
		中国語初級ＳＡ３	0.5	
		中国語初級ＳＡ４	0.5	
		中国語初級ＳＢ３	0.5	
		中国語初級ＳＢ４	0.5	
		中国語中級Ｃ１	0.5	
		中国語中級Ｃ２	0.5	
		ロシア語初級Ａ１	0.5	
		ロシア語初級Ａ２	0.5	
		ロシア語初級Ｂ１	0.5	
		ロシア語初級Ｂ２	0.5	
		ロシア語初級Ａ３	0.5	
		ロシア語初級Ａ４	0.5	
		ロシア語初級Ｂ３	0.5	
		ロシア語初級Ｂ４	0.5	
		ロシア語中級Ｃ１	0.5	
		ロシア語中級Ｃ２	0.5	
	外国語第Ⅲ	第三外国語（ドイツ語）Ｔ１	0.5	
		第三外国語（ドイツ語）Ｔ２	0.5	
		第三外国語（ドイツ語）Ｔ３	0.5	
		第三外国語（ドイツ語）Ｔ４	0.5	
		第三外国語（フランス語）Ｔ１	0.5	
		第三外国語（フランス語）Ｔ２	0.5	
		第三外国語（フランス語）Ｔ３	0.5	
		第三外国語（フランス語）Ｔ４	0.5	
情報科目		情報基礎	1	
		情報科学１	1	
		情報科学２	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義Ａ	1	
		健康・スポーツ科学講義Ｂ	1	
		健康・スポーツ科学講義Ｃ	1	
		健康・スポーツ科学実習基礎	1	
		健康・スポーツ科学実習１	0.5	
		健康・スポーツ科学実習２	0.5	
共通専門基礎科目		心と行動	2	
		線形代数入門１	1	

共通専門基礎科目	線形代数入門２	1	
	線形代数１	1	
	線形代数２	1	
	線形代数３	1	
	線形代数４	1	
	微分積分入門１	1	
	微分積分入門２	1	
	微分積分１	1	
	微分積分２	1	
	微分積分３	1	
	微分積分４	1	
	数理統計１	1	
	数理統計２	1	
	物理学入門	1	
	力学基礎１	1	
	力学基礎２	1	
	電磁気学基礎１	1	
	電磁気学基礎２	1	
	連続体力学基礎	1	
	熱力学基礎	1	
	量子力学基礎	1	
	相対論基礎	1	
	物理学実験基礎	1	
	物理学実験	2	
	基礎無機化学１	1	
	基礎無機化学２	1	
	基礎物理化学１	1	
	基礎物理化学２	1	
	基礎有機化学１	1	
	基礎有機化学２	1	
	化学実験１	1	
	化学実験２	1	
	生物学概論Ａ１	1	
	生物学概論Ａ２	1	
	生物学概論Ｂ１	1	
	生物学概論Ｂ２	1	
	生物学概論Ｃ１	1	
	生物学概論Ｃ２	1	
	生物学概論Ｄ１	1	
	生物学概論Ｄ２	1	
	生物学各論Ａ１	1	

共通専門基礎科目	生物学各論Ａ２	1	
	生物学各論Ｂ１	1	
	生物学各論Ｂ２	1	
	生物学各論Ｃ１	1	
	生物学各論Ｃ２	1	
	生物学各論Ｄ１	1	
	生物学各論Ｄ２	1	
	生物学各論Ｅ１	1	
	生物学各論Ｅ２	1	
	生物学実験１	1	
	生物学実験２	1	
	基礎地学１	1	
	基礎地学２	1	
	地学実験Ａ	1	
	地学実験Ｂ	1	
資格免許のための科目	日本国憲法１	1	
	日本国憲法２	1	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

⑶ 全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規

（平成29年１月26日制定）
最終改正　令和４年１月27日

（趣　　旨）
第１条 この内規は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「規則」という。）第35条第１項及び第36条第２項に規定する大学以外の教育施設等における学修及び入学前の大学以外の教育施設等における学修について必要な事項を定める。
（定　　義）
第２条　この内規において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
⑴ ギャップターム　在学中に授業を履修せず，大学以外で学修する期間をいう。
⑵ 海外学修　ギャップタームにおいて，海外で，語学学校における研修，インターンシップ及びボランティア活動等の学修を行うことをいう。
（単位授与を行う学修等）
第３条 規則第35条第１項及び第36条第２項により全学共通授業科目の履修とみなし，単位授与を行うことができる学修等は，別表第１及び別表第２のとおりとする。
（申請手続等）
第４条 別表第１及び別表第２に定める学修について単位授与を受けようとする者は，全学共通授業科目の単位授与申請書により，大学が定める期日までに所属学部長に申請するものとする。
２　休学中の者は，別表第１に定める科目の申請はできない。
（審査及び単位授与）
第５条　各学部長は，前条の規定による申請があった場合は，教授会の議を経て単位授与を行い，所定の期日までに神戸大学大学教育推進機構教養教育院長（以下「教養教育院長」という。）へ報告するものとする。
２　既に単位を修得済みの授業科目について，重複して単位授与を行うことはできない。
３　この内規により全学共通授業科目の単位授与を受けた際の英語外部試験の成績をもって他の全学共通授業科目及び専門科目の単位授与を受けることはできない。
４　別表第２に定める学修に関する単位授与は，１回に限るものとする。
（申請者への通知）
第６条　単位授与の結果は，成績証明書への記載により申請者に通知するものとする。
（雑　　則）
第７条　この内規に定めるもののほか，この内規の実施に関し必要な事項は，教養教育院長が定める。

（途中の附則略）

附　則

１　この内規は，令和４年４月１日から施行する。
２ この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和４年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）　単位授与の対象とする学修等

申請時期 ※1	対象とする英語外部試験の得点又は級　※２	対象学部（学科）	授業科目名	単位数	単位授与の時期　※1	評価	受験年月日　※１
入学年度の５月	TOEFL－ITP 560以上 TOEFL－iBT 83以上 TOEIC Listening & Reading Test（－IP）800以上 IELTS 6.0以上 実用英語技能検定　１級	全学部	Academic English Literacy B1 Academic English Literacy B2 Academic English Communication B1 Academic English Communication B2	2	１年次前期	秀	入学前年度６月１日以降に受験したもの

※１　入学月より休学し，在学期間のない学生が４月より復学する場合は，申請時期を「復学直後の５月」，単位授与の時期を「復学年度の前期」，受験年月日を「復学前年度６月１日以降に受験したもの」とする。

※２　TOEFL－ITP 及び TOEIC Listening & Reading Test－IP は，神戸大学英語外部試験又は大学教育推進機構国際コミュニケーションセンターが実施するものに限る。

別表第２（第３条関係）　単位授与の対象とする学修等

配当年次等	対象とする英語外部試験の得点	対象学部	授業科目名	単位数	単位授与の時期	評価	申請期限	受験年月日
１年次第１クォーター	TOEFL－ITP 480以上 TOEFL－iBT　55以上 TOEIC Listening & ReadingTest（－IP）650以上	全学部	Academic English Literacy A1 Academic English CommunicationA1	1	海外学修を行った年度の前期	合格	海外学修を行った年度の前期末	申請の１年前から，海外学修を行った年度の前期末までに受験したもの
１年次第２クォーター		全学部	Academic English Literacy A2 Academic English CommunicationA2	1		合格	海外学修を行った年度の第３クォーター末	申請の１年前から，海外学修を行った年度の第３クォーター末までに受験したもの
１年次第３クォーター	TOEFL－ITP 490以上 TOEFL－iBT　58以上 TOEIC Listening & ReadingTest（－IP）680以上	全学部	Academic English Literacy B1 Academic English CommunicationB1	1	海外学修を行った年度の後期	合格	海外学修を行った年度の後期末	申請の１年前から，海外学修を行った年度の後期末までに受験したもの
１年次第４クォーター		全学部	Academic English Literacy B2 Academic English CommunicationB2	1		合格	海外学修を行った翌年度の第１クォーター末	申請の１年前から，海外学修を行った翌年度の第１クォーター末までに受験したもの

※ TOEFL－ITP 及び TOEIC Listening & Reading Test－IP は，神戸大学英語外部試験又は大学教育推進機構国際コミュニケーションセンターが実施するものに限る。

⑷ 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規

（平成16年４月１日制定）
最終改正　令和２年12月24日

第１条 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）第７条第３項の規定に基づき，再試験制度に関する事項について定める。

第２条 再試験制度とは，共通専門基礎科目の定期試験（医学部及び海洋政策科学部の学生にあっては，外国語科目の試験を含む。）を受験した者のうち，次条の条件を満たす場合に限り，同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第３条　再試験の受験資格は，次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

⑴ 受験した科目の成績が，50点（５割）以上であること。

⑵ 科目への出席日数が，所定の３分の２以上であること。

⑶ 再試験実施時に休学していないこと。

第４条　再試験の実施時期及び実施方法は，次のとおりとする。

⑴ 再試験は，当該授業科目が開講された学期中に実施する。

⑵ 再試験該当者の発表は，原則として当該定期試験終了後の２週間以内に掲示等により発表する。

⑶ 再試験は，当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず，別に行うことがある。

⑷ 試験時間は，原則として45分とする。

⑸ 再試験の問題作成及び採点は，原則として授業担当教員が行う。

⑹ 再試験の監督は，当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第５条　再試験で合格した場合の成績評価は60点とする。

附　則

この内規は，平成16年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成19年１月25日から施行する。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成25年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成28年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成28年７月28日から施行する。

附　則

１　この内規は，令和３年４月１日から施行する。

２　この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和３年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

再試験できる授業科目（学部別）

① 2021年度以降入学者用

医　学　部	医学科	外国語科目，微分積分１，微分積分２，微分積分３， 微分積分４，力学基礎１，力学基礎２， 基礎物理化学１，基礎物理化学２，基礎有機化学１， 基礎有機化学２，生物学各論Ｅ１，生物学各論Ｅ２
	保健学科	外国語科目
工　学　部	電気電子工学科	力学基礎１，力学基礎２，連続体力学基礎，熱力学基礎
	機械工学科	線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２
	応用化学科	線形代数１，線形代数２，線形代数３，線形代数４， 微分積分１，微分積分２
	情報知能工学科	線形代数１，線形代数２，線形代数３，線形代数４， 微分積分１，微分積分２，微分積分３，微分積分４， 力学基礎１，力学基礎２，電磁気学基礎１， 電磁気学基礎２
農　学　部	食料環境システム学科 生産環境工学コース	線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２
	資源生命科学科 応用動物学コース	基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎有機化学１ 基礎有機化学２，生物学各論Ｂ１，生物学各論Ｂ２， 生物学各論Ｄ１，生物学各論Ｄ２
	生命機能科学科 応用生命化学コース	基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎物理化学１， 基礎物理化学２
海洋政策科学部		外国語科目，線形代数１，線形代数２，線形代数３， 線形代数４，微分積分１，微分積分２，微分積分３， 微分積分４，数理統計１，数理統計２， 力学基礎１，力学基礎２，電磁気学基礎１， 電磁気学基礎２，連続体力学基礎，基礎有機化学１ 基礎有機化学２，基礎物理化学１，基礎物理化学２

② 2020年度入学者用

医　学　部	医学科	外国語科目，微分積分１，微分積分２，微分積分３， 微分積分４，力学基礎１，力学基礎２， 基礎物理化学１，基礎物理化学２，基礎有機化学１， 基礎有機化学２，生物学各論Ｅ１，生物学各論Ｅ２
	保健学科	外国語科目
工　学　部	電気電子工学科	力学基礎１，力学基礎２，連続体力学基礎，熱力学基礎

	機械工学科	線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２
	応用化学科	線形代数１，線形代数２，線形代数３，線形代数４， 微分積分１，微分積分２
	情報知能工学科	線形代数１，線形代数２，線形代数３，線形代数４， 微分積分１，微分積分２，微分積分３，微分積分４， 力学基礎１，力学基礎２，電磁気学基礎１， 電磁気学基礎２
農　学　部	食料環境システム学科 生産環境工学コース	線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２
	資源生命科学科 応用動物学コース	基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎有機化学１ 基礎有機化学２，生物学各論Ｂ１，生物学各論Ｂ２， 生物学各論Ｄ１，生物学各論Ｄ２
	生命機能科学科 応用生命化学コース	基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎物理化学１， 基礎物理化学２
海事科学部		外国語科目，線形代数１，線形代数２，線形代数３， 線形代数４，微分積分１，微分積分２，微分積分３， 微分積分４，数理統計１，数理統計２， 力学基礎１，力学基礎２，電磁気学基礎１， 電磁気学基礎２，連続体力学基礎，熱力学基礎

③　2019年度入学者用

医　学　部	医学科	外国語科目，微分積分１，微分積分２，微分積分３， 微分積分４，力学基礎１，力学基礎２， 電磁気学基礎１，電磁気学基礎２，連続体力学基礎， 熱力学基礎，基礎物理化学１，基礎物理化学２， 基礎有機化学１，基礎有機化学２，生物学各論Ｅ１， 生物学各論Ｅ２
	保健学科	外国語科目
工　学　部	電気電子工学科	力学基礎１，力学基礎２，連続体力学基礎，熱力学基礎
	機械工学科	線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２
	応用化学科	線形代数１，線形代数２，線形代数３，線形代数４， 微分積分１，微分積分２
	情報知能工学科	線形代数１，線形代数２，線形代数３，線形代数４， 微分積分１，微分積分２，微分積分３，微分積分４
農　学　部	食料環境システム学科 生産環境工学コース	線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２

	資源生命科学科 応用動物学コース	基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎有機化学１ 基礎有機化学２，生物学各論Ｂ１，生物学各論Ｂ２， 生物学各論Ｄ１，生物学各論Ｄ２
	生命機能科学科 応用生命化学コース	基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎物理化学１， 基礎物理化学２
海事科学部		外国語科目，線形代数１，線形代数２，線形代数３， 線形代数４，微分積分１，微分積分２，微分積分３， 微分積分４，数理統計１，数理統計２， 力学基礎１，力学基礎２，電磁気学基礎１， 電磁気学基礎２，連続体力学基礎，熱力学基礎

④　2016年度～2018年度入学者用

医　学　部	医学科	外国語科目，微分積分１，微分積分２，微分積分３， 微分積分４，力学基礎１，力学基礎２， 電磁気学基礎１，電磁気学基礎２，連続体力学基礎， 熱力学基礎，基礎物理化学１，基礎物理化学２， 基礎有機化学１，基礎有機化学２，生物学各論Ｅ１， 生物学各論Ｅ２
	保健学科	外国語科目
工　学　部	電気電子工学科	力学基礎１，力学基礎２，連続体力学基礎，熱力学基礎
	機械工学科	線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２
	応用化学科	線形代数１，線形代数２，線形代数３，線形代数４， 微分積分１，微分積分２
	情報知能工学科	線形代数１，線形代数２，線形代数３，線形代数４， 微分積分１，微分積分２，微分積分３，微分積分４
農　学　部	食料環境システム学科 生産環境工学コース	線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２
	資源生命科学科 応用動物学コース	基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎有機化学１ 基礎有機化学２，生物学各論Ｂ１，生物学各論Ｂ２， 生物学各論Ｄ１，生物学各論Ｄ２
	生命機能科学科 応用生命化学コース	有機化学１，有機化学２，有機化学３，有機化学４， 基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎物理化学１， 基礎物理化学２
	環境生物学コース	有機化学１，有機化学２
海事科学部		外国語科目，線形代数１，線形代数２，線形代数３， 線形代数４，微分積分１，微分積分２，微分積分３， 微分積分４，数理統計１，数理統計２， 力学基礎１，力学基礎２，電磁気学基礎１， 電磁気学基礎２，連続体力学基礎，熱力学基礎

⑤　2009年度～2015年度入学者用　※（　）内の新カリキュラム科目を履修・受験

医　学　部	医学科	外国語科目，微分積分学１（微分積分１・微分積分２）， 微分積分学２（微分積分３，微分積分４）， 物理学Ｃ１（力学基礎１・力学基礎２）， 物理学Ｃ２（連続体力学基礎・熱力学基礎）， 物理学Ｃ３（電磁気学基礎１・電磁気学基礎２），基 礎物理化学（基礎物理化学１・基礎物理化学２），基 礎有機化学（基礎有機化学１・基礎有機化学２）
	保健学科	外国語科目
工　学　部	電気電子工学科	物理学Ｃ１（力学基礎１・力学基礎２）， 物理学Ｃ２（連続体力学基礎・熱力学基礎）
	機械工学科	線形代数学１（線形代数１・線形代数２）， 微分積分学１（微分積分１・微分積分２）， 物理学Ｃ３（電磁気学基礎１・電磁気学基礎２）
	応用化学科	線形代数学１（線形代数１・線形代数２）， 線形代数学２（線形代数３・線形代数４）， 微分積分学１（微分積分１・微分積分２）， 物理化学Ⅰ（物理化学１・物理化学３），物理化学Ⅱ
	情報知能工学科	線形代数学１（線形代数１・線形代数２）， 線形代数学２（線形代数３・線形代数４）， 微分積分学１（微分積分１・微分積分２）， 微分積分学２（微分積分３・微分積分４）
農　学　部	食料環境システム学科 生産環境工学コース	線形代数学１（線形代数１・線形代数２）， 微分積分学１（微分積分１・微分積分２）
	資源生命科学科 応用動物学コース	基礎無機化学（基礎無機化学１・基礎無機化学２）， 基礎有機化学（基礎有機化学１・基礎有機化学２）， 生物学Ⅱ（生物学各論Ｂ１・生物学各論Ｂ２）， 生物学Ⅲ（生物学各論Ｄ１・生物学各論Ｄ２）
	生命機能科学科 応用生命化学コース	有機化学Ⅰ（有機化学１・有機化学２）， 有機化学Ⅱ（有機化学３・有機化学４）， 基礎無機化学（基礎無機化学１・基礎無機化学２）， 基礎物理化学（基礎物理化学１・基礎物理化学２）
	環境生物学コース	有機化学Ⅰ（有機化学１・有機化学２）
海事科学部		外国語科目，線形代数学１（線形代数１・線形代数２）， 線形代数学２（線形代数３・線形代数４）， 微分積分学１（微分積分１・微分積分２）， 微分積分学２（微分積分３・微分積分４）， 数理統計学（数理統計１・数理統計２），物 理学Ｃ１（力学基礎１・力学基礎２）， 物理学Ｃ２（連続体力学基礎・熱力学基礎）， 物理学Ｃ３（電磁気学基礎１・電磁気学基礎２）

⑸ 教養教育院開講科目の追試験に関する内規

平成16年４月１日制定

最終改正　令和４年１月27日

第１条　神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）第７条第４項及び神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程（平成28年３月22日制定）第５条の規定に基づき，追試験に関する事項について定める。

第２条　追試験は原則として行わないが，次の各号の一に該当する場合は，大学教育推進機構教養教育委員会の議を経て行うことがある。

⑴　急性の病気

⑵　忌引（配偶者，二親等内の親族）

⑶　不慮の事故（自損，他損を問わない。）

⑷　公共交通機関の運休又は大幅な遅延

⑸　大学の授業科目として行われる実習（教育実習，介護体験，学外での調査・見学等）

⑹　その他やむを得ない事由

２　前項第２号の忌引の期間は，次の各号に掲げる親族に応じ，当該各号に定める期間とする。

⑴　配偶者又は父母　７日以内

⑵　子　５日以内

⑶　配偶者の父母　３日以内

⑷　二親等の親族　３日以内

第３条　追試験受験の願い出は，事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して教養教育院長に提出するものとする。

第４条　追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後１週間以内とする。

第５条　追試験の実施時期は原則として，許可後１週間以内とする。

第６条　定期試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第７条　休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については，追試験を行わない。

（途中の附則略）

附　則

この内規は，令和４年４月１日から施行する。

⑹ 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

（平成16年４月１日制定）
最終改正　平成31年１月24日

全学共通授業科目に係る授業を円滑，かつ，効果的に実施するため，その履修方法を次のとおり取り扱う。

1 全学共通授業科目の履修は，自己の所属する学部・学科・クラスなどにより，指定された曜日・時限（以下「学部指定開講枠」という。）の授業科目を履修するものとする。

2 単位の未修得により，入学年度に配当された年次以降に履修（以下「再履修」という。）する場合も，原則として，学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。ただし，外国語科目必修科目，健康・スポーツ科学実習１及び健康・スポーツ科学実習２を除く。

授業科目を再履修する場合において，授業科目の授業の方法・内容等から，次に定める授業科目（＊）については，抽選登録を行うこととする。なお，共通専門基礎科目実験科目については，別紙「受講許可カード交付願」により，所定の受講許可カードの交付を受け，授業担当教員の承認を得なければならない。

＊抽選登録を行う授業科目

⑴ 外国語科目（必修科目のみ）

⑵ 情報基礎

⑶ 数学系の共通専門基礎科目

3 基礎教養科目・総合教養科目において，「学部指定開講枠」以外の授業科目（以下「学部指定外開講枠」という。）を再履修しなければ修学が困難と認められる場合における再履修を認める範囲は，別に定めるものとする。

4 基礎教養科目・総合教養科目以外の授業科目において，学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は，次に定める範囲において，別紙「（学部指定外開講枠）履修登録願」に所属学部の許可を受け，指定する日程までに提出後，授業担当教員の承認が得られた場合に限り，学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

⑴ 次の共通専門基礎科目（物理学実験，物理学実験基礎，化学実験１，化学実験２，生物学実験１及び生物学実験２を除く。）

数学系，物理学系，化学系の授業科目

⑵ 情報科学１，情報科学２

⑶ 健康・スポーツ科学（健康・スポーツ科学実習１，２を除く。）

（途中の附則略）

附　則

この申合せは，平成31年４月１日から施行する。

別紙「受講許可カード交付願」略

(7) 神戸大学日本語等授業科目履修規則

平成16年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。）第28条第２項の規定に基づき，日本語及び日本事情に関する科目（以下「日本語等授業科目」という。）の履修方法，試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

（日本語等授業科目及び単位数）

第２条　日本語等授業科目及び単位数は，別表のとおりとする。

（履修手続）

第３条　学生は，毎学期指定の期日までに，履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

（試　　験）

第４条　試験は，授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし，必要がある場合は，学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

２　前項の規定にかかわらず，平常の成績をもって試験に代えることがある。

３　不合格となった日本語等授業科目については，再試験を行わない。ただし，別に定める条件を満たす場合は，この限りでない。

４　試験に欠席した者に対しては，追試験を行わない。ただし，大学教育推進機構グローバル教育センター留学生教育部門において特別の理由があると認めた場合は，この限りでない。

（単位の取扱）

第５条　日本語等授業科目の単位の取扱については，各学部規則の定めるところによる。

（雑　　則）

第６条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，グローバル教育センター留学生教育部門長が定める。

（途中の附則略）

附　則

１　この規則は，令和４年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

授業科目	単位
日本語ＩＡ	0.5
日本語ＩＢ	0.5
日本語ⅡＡ	0.5
日本語ⅡＢ	0.5
日本語ⅢＡ	0.5
日本語ⅢＢ	0.5
日本語ⅣＡ	0.5
日本語ⅣＢ	0.5
日本語ＶＡ	0.5
日本語ＶＢ	0.5

授業科目	単位
日本語ⅥＡ	0.5
日本語ⅥＢ	0.5
日本語ⅦＡ	0.5
日本語ⅦＢ	0.5
日本語ⅧＡ	0.5
日本語ⅧＢ	0.5
日本事情ＩＡ	0.5
日本事情ＩＢ	0.5
日本事情ⅡＡ	0.5
日本事情ⅡＢ	0.5

Ⅱ　学部規則等

1　神戸大学農学部規則

平成16年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき，神戸大学農学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

（本学部における教育研究上の目的）

第１条の２　本学部は，広範な知識を授けるとともに，食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探求することによって，持続共生社会を構築するための技術及び知的基盤の創成を教育研究上の目的とする。

（学　　科）

第２条　本学部に次の学科及び講座を置く。

食料環境システム学科

生産環境工学講座

食料環境経済学講座

資源生命科学科

応用動物学講座

応用植物学講座

生命機能科学科

応用生命化学講座

応用機能生物学講座

（各学科における教育研究上の目的）

第２条の２　各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

(1)　食料環境システム学科

広い知識を授けるとともに，農業工学及び農業経済学の融合による学際的な視点及び方法論に基づき，自然・人工環境，作物・食料，人間・地域国際社会及び生産技術を包括した食料環境システムの構築に係る教育研究を行い，教養及び倫理観並びに農業生産基盤から食料の生産・加工・流通・消費に至る様々な問題に取り組める専門的な知識を身に付け，それらに関する専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を養成することを目的とする。

(2)　資源生命科学科

広い知識を授けるとともに，有用な動物，植物，微生物及びそれらの相互作用に係る諸問題を，遺伝子から生態系レベルまで及び基礎から応用までを統括した資源生命科学として捉えた教育研究を行い，教養及び倫理観並びに生物資源の探索・生産・利用から管理技術の開発に至る様々な問題に取り組める専門的な知識を身に付け，それらに関する専門性に要する職業等に必要な能力を有する人材を養成することを目的とする。

(3)　生命機能科学科

広い知識を授けるとともに，生命が生み出す多岐にわたる機能を作物，食品，化学・医薬品等の生産に活用するためのバイオサイエンスたる生命機能科学に係る教育研究を行い，教養及び倫理観並びに農と食にかかわる多様な機能及び現象を分子から生態レベルまで広範囲に解析できる専門的な知識を身に付け，それらに関する専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を養成することを目的とする。

（コ ー ス）

第２条の３　本学部の各学科に次のコースを置く。

食料環境システム学科	生産環境工学コース
	食料環境経済学コース
資源生命科学科	応用動物学コース
	応用植物学コース
生命機能科学科	応用生命化学コース
	応用機能生物学コース

（授業科目及び単位数）

第３条　本学部における授業科目及び単位数は，別表第1のとおりとする。

２　前項の授業科目の各年次の配当は，別に定める。

３　第1項に規定するもののほか，臨時に授業科目を開設することがある。

４　前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は，開設の都度定める。

（単位の基準）

第４条　各授業科目の単位の計算は，次の基準による。

(1)　講義については，15時間の授業をもって1単位とする。

(2)　演習については，15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3)　実験，実習については，45時間の授業をもって1単位とする。

(4)　卒業研究については，卒業論文をもって10単位とする。

（履修要件）

第５条　学生は，別表第2に定めるところに従い，所定の単位を修得しなければならない。

２ 外国人留学生が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは，別に定めるところによりこれらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

（履修科目の登録の上限）

第６条　教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は，54単位とする。

２　前条の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生及び特別の事情のある学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

３　前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については，別に定める。

（授業科目の履修）

第７条　学生は，毎学期指定の期日までに，所定の履修届を提出し，神戸大学農学部長（以下「学部

長」という。）の許可を受けなければならない。

2　卒業研究の履修については，別表第2に定める必要修得単位のうち別に定める98単位以上を修得した上，指導教員の承認を受けなければならない。

3　前項の卒業研究については，第4年次の前期から履修するものとする。

4 他学部の授業科目の履修については，学部長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第８条　学生は，神戸大学農学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，本学部と協定している他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生は，教授会の議を経て，協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

3　前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，教授会の議を経て，60単位を限度として本学部において修得したものとみなし，別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

（休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

第８条の２　学生が教授会の議を経て，休学期間中に本学部と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学部において修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，教授会の議を経て，本学部において修得したものとみなすことができる。

3　前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第3項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として，別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第８条の３　教学規則第35条第1項に規定する単位の認定は，教授会の議を経て行う。

2　前項の規定により認定された単位数は，第8条第3項並びに前条第1項及び第2項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として，別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第９条　教学規則第36条第1項及び第2項に規定する既修得単位等の認定は，教授会の議を経て行う。

2　既修得単位等の認定を受けようとする者は，指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。

3　第1項の規定により認定された単位数は，編入学，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第8条第3項，第8条の2第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として，別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

（試　　験）

第10条　試験は，授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし，必要がある場合は，学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2　試験は，筆答試験，口頭試問又は研究報告等によって行う。

3　試験に欠席した者の追試験は，行わない。ただし，特別の理由があると認めた場合は，この限りでない。

4　卒業研究については，第2項の規定にかかわらず，卒業論文及び平常の研究経過等を総合して評価し，合格した者には，10単位を与える。

5　所定の期日までに卒業論文を提出しない者又は不合格となった者は，次学期以後の学期末に卒業論文を提出することができる。

（成績評価基準）

第11条　教学規則第30条に規定する成績評価基準については，別に定める。

（卒　　業）

第12条　教学規則第22条第1項に規定する期間在学し，第5条に規定する要件を満たした者について，卒業を認定する。

2　教学規則第22条第2項に規定する早期卒業の認定の基準は，別に定める。

（転 学 部）

第13条　他学部の学生で，当該学部長の承認を得て本学部に転学部を志望する者があるときは，教授会の議を経て，許可することがある。

2　前項の転学部は，第2年次の初めに行うものとする。

（転学科等）

第14条　転学科及び転コース（以下「転学科等」という。）を志望する者があるときは，教授会の議を経て，許可することがある。

2　前項の転学科等は，第2年次の初めに行うものとする。

（特別聴講学生）

第15条　本学部と協定している他大学の学生で，本学部の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより，所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

2　特別聴講学生の許可の時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，在学期間は，履修する授業科目が開講される学期とし，1年（2学期）以内とする。

（科目等履修生及び聴講生）

第16条　科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は，別に定める。

第17条　削除

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第18条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学部において所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は，別表第3に掲げると

おりとする。

（ＥＳＤコース）

第19条　環境，開発，平和，人権等の様々な社会問題を解決する力を身に付け，持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため，本学部にESDコースを置く。

２　ESDコースに関し，必要な事項は別に定める。

（数理・データサイエンス・AI教育プログラム）

第20条　数理的思考，データ分析・活用力及びAI活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成するため，本学部に数理・データサイエンス・AI教育プログラムを置く。

2　数理・データサイエンス・AI教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（雑　　則）

第21条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の神戸大学農学部規則の規定にかかわらず，神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定による廃止前の神戸大学農学部規則の規定の例による。

3　旧規則の規定により存続するものとされた生産環境情報学科は，新規則第２条の規定にかかわらず，平成16年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則

1　この規則は，平成17年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成17年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成18年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成18年7月24日から施行し，改正後の神戸大学農学部規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は，平成18年4月1日から適用する。

2　改正後の規則適用の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成19年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成20年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

3　応用動物学科，植物資源学科，生物環境制御学科，生物機能化学科及び食料生産環境工学科は，改正後の第2条の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則

1　この規則は，平成20年11月6日から施行し，改正後の神戸大学農学部規則の規定は，平成20年4月1日から適用する。

2　この規則適用の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成21年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成22年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成23年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成24年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

3　前項に規定する者に対して，改正後の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては，教授会が定める。

附　則

1　この規則は，平成25年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年4月1日以後において在

学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成26年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成26年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成26年6月20日に施行し，改正後の神戸大学農学部規則の規定は，平成26年4月1日から適用する。

附　則

1　この規則は，平成27年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成28年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表第1（基礎教養科目及び総合教養科目に係る部分を除く。）及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成28年10月1日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成29年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成30年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の神戸大学農学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成31年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和2年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和3年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和4年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表第１　授業科目及び単位数（第３条関係）

イ　本学部共通　（◎は必修科目を，○は選択科目を示す。）

授業科目の区分等			授業科目	単位	必修・選択の別	備考
基礎教養科目	人文系	哲学	哲学	1	○	
		心理学	心理学 A	1	○	
			心理学 B	1	○	
		論理学	論理学	1	○	
		教育学	教育学 A	1	○	
			教育学 B	1	○	
		倫理学	倫理学	1	○	
	社会科学系	法学	法学 A	1	○	
			法学 B	1	○	
		政治学	政治学 A	1	○	
			政治学 B	1	○	
		経済学	経済学 A	1	○	食料環境経済学コース履修不可
			経済学 B	1	○	
		経営学	経営学	1	○	
		社会学	社会学	1	○	
		教育社会学	教育社会学	1	○	
		地理学	地理学	1	○	
	生命科学系	医学	医学 A	1	○	
			医学 B	1	○	
		保健学	保健学 A	1	○	
			保健学 B	1	○	
			健康科学 A	1	○	
			健康科学 B	1	○	
		生物学	生物学 A	1		
			生物学 B	1		
			生物学 C	1		
	自然科学系	数学	数学 A	1		
			数学 B	1		
			数学 C	1		
			数学 D	1		
		物理学	物理学 A	1		
			物理学 B	1		
		化学	化学 A	1		
			化学 B	1		
			化学 C	1		
			化学 D	1		
		惑星学	惑星学 C	1	○	応用生命化学コースにおいては卒業要件に算入するのは上限1単位
			惑星学 D	1	○	

基礎教養科目	自然科学系	情報科学	情報学 A	1		
			情報学 B	1		
			データサイエンス基礎学	1	○	
総合教養科目	（1）多文化理解	教育と人間形成	教育と人間形成	1	○	
		文学	文学 A	1	○	
			文学 B	1	○	
		言語科学	言語科学 A	1	○	
			言語科学 B	1	○	
		芸術と文化	芸術と文化 A	1	○	
			芸術と文化 B	1	○	
		日本史	日本史 A	1	○	
			日本史 B	1	○	
		東洋史	東洋史 A	1	○	
			東洋史 B	1	○	
		アジア史	アジア史 A	1	○	
			アジア史 B	1	○	
		西洋史	西洋史 A	1	○	
			西洋史 B	1	○	
		考古学	考古学 A	1	○	
			考古学 B	1	○	
		芸術史	芸術史 A	1	○	
			芸術史 B	1	○	
		美術史	美術史 A	1	○	
			美術史 B	1	○	
		科学史	科学史 A	1	○	
			科学史 B	1	○	
		社会思想史	社会思想史	1	○	
		文化人類学	文化人類学	1	○	
		現代社会論	現代社会論 A	1	○	
			現代社会論 B	1	○	
		越境する文化	越境する文化	1	○	
		生活環境と技術	生活環境と技術	1	○	
		カタチの文化学	カタチの文化学	1	○	
	（2）自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	○	
		現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	○	
		身近な物理法則	身近な物理法則	1	○	
		カタチの自然学	カタチの自然学A	1	○	
			カタチの自然学B	1	○	
		ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術 A	1	○	
			ものづくりと科学技術 B	1	○	

総合教養科目	（2）自然界の成り立ち	生命科学	生命科学 A	1	○	
			生命科学 B	1	○	
		生物資源と農業	生物資源と農業 A	1	／	
			生物資源と農業 B	1	／	
			生物資源と農業 C	1	／	
			生物資源と農業 D	1	／	
	（3）グローバルイシュー	環境学入門	環境学入門 A	1	○	
			環境学入門 B	1	○	
		社会と人権	社会と人権 A	1	○	
			社会と人権 B	1	○	
		男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1	○	
			男女共同参画とジェンダーB	1	○	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	○	
		EU 基礎論	EU 基礎論	1	○	
		国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題 A	1	○	
			国際協力の現状と課題 B	1	○	
		政治と社会	政治と社会	1	○	
		社会生活と法	社会生活と法	1	○	
		国家と法	国家と法	1	○	
		現代の経済	現代の経済 A	1	○	
			現代の経済 B	1	○	
		経済社会の発展	経済社会の発展	1	○	
		地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1	○	
		生物の環境適応	生物の環境適応	1	○	
		人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1	○	
		食と健康	食と健康 A	1	／	
			食と健康 B	1	／	
		資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	1	○	
			資源・材料とエネルギーB	1	○	
	（4）ESD	ESD 基礎	ESD 基礎（持続可能な社会づくり 1）	1	○	
		ESD 論	ESD 論（持続可能な社会づくり 2）A	1	○	
			ESD 論（持続可能な社会づくり 2）B	1	○	
		ESD 生涯学習論	ESD 生涯学習論 A	1	○	
			ESD 生涯学習論 B	1	○	
		ESD ボランティア論	ESD ボランティア論	1	○	
	キャリア科目（5）	企業社会論	企業社会論 A	1	○	
			企業社会論 B	1	○	

総合教養科目	（5）キャリア科目	職業と学び	職業と学びキャリアデザインを考えるA	1	○	
			職業と学びキャリアデザインを考えるB	1	○	
		社会基礎学（グローバル人材に不可欠な教養）	社会基礎学（グローバル人材に不可欠な教養）	2	○	
		ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1	○	
			ボランティアと社会貢献活動B	1	○	
		グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2	○	
	（6）神戸学	神戸大学史	神戸大学史A	1	○	
			神戸大学史B	1	○	
		阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	○	
		地域連携	ひょうご神戸学	1	○	
			地域社会形成基礎論	1	○	
			日本酒学入門	1	○	
		海への誘い	海への誘い	2	○	
		瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2	○	
	（7）データサイエンス	データサイエンス入門	データサイエンス入門	1	○	
		データサイエンス概論	データサイエンス概論A	1	○	
			データサイエンス概論B	1	○	
		データサイエンス基礎演習	データサイエンス基礎演習	1	○	
外国語科目	外国語第Ⅰ		Academic English Communication A1	0.5	◎	Academic English Communication B1,2及びAcademic English Literacy B1,2は，それぞれAcademic English Communication B1,2 (選抜上級クラス)及びAcademic English Literacy B1,2 (選抜上級クラス)をもって代えることができる。
			Academic English Communication A2	0.5	◎	
			Academic English Communication B1	0.5	◎	
			Academic English Communication B2	0.5	◎	
			Academic English Communication B1 (選抜上級クラス)	0.5	(◎)	
			Academic English Communication B2 (選抜上級クラス)	0.5	(◎)	
			Academic English Literacy A1	0.5	◎	
			Academic English Literacy A2	0.5	◎	
			Academic English Literacy B1	0.5	◎	
			Academic English Literacy B2	0.5	◎	
			Academic English Literacy B1 (選抜上級クラス)	0.5	(◎)	
			Academic English Literacy B2 (選抜上級クラス)	0.5	(◎)	
			Advanced English Online 1	0.5	○	
			Advanced English Online 2	0.5	○	
			Advanced English (海外研修)	1	○	

外国語科目	外国語第 II	ドイツ語初級A1	0.5	◎	ドイツ語，フランス語，中国語及びロシア語のうちから１つの言語を選択すること。 ドイツ語，フランス語及び中国語の初級 A3,4 及び初級 B3,4 は，それぞれ初級 SA3,4 及び初級 SB3,4 をもって代えることができる。
		ドイツ語初級A2	0.5	◎	
		ドイツ語初級B1	0.5	◎	
		ドイツ語初級B2	0.5	◎	
		ドイツ語初級A3	0.5	◎	
		ドイツ語初級A4	0.5	◎	
		ドイツ語初級B3	0.5	◎	
		ドイツ語初級B4	0.5	◎	
		ドイツ語初級ＳA3	0.5	(◎)	
		ドイツ語初級ＳA4	0.5	(◎)	
		ドイツ語初級ＳB3	0.5	(◎)	
		ドイツ語初級ＳB4	0.5	(◎)	
		ドイツ語中級C1	0.5	○	
		ドイツ語中級C2	0.5	○	
		フランス語初級A1	0.5	◎	
		フランス語初級A2	0.5	◎	
		フランス語初級B1	0.5	◎	
		フランス語初級B2	0.5	◎	
		フランス語初級A3	0.5	◎	
		フランス語初級A4	0.5	◎	
		フランス語初級B3	0.5	◎	
		フランス語初級B4	0.5	◎	
		フランス語初級ＳA3	0.5	(◎)	
		フランス語初級ＳA4	0.5	(◎)	
		フランス語初級ＳB3	0.5	(◎)	
		フランス語初級ＳB4	0.5	(◎)	
		フランス語中級C1	0.5	○	
		フランス語中級C2	0.5	○	
		中国語初級A1	0.5	◎	
		中国語初級A2	0.5	◎	
		中国語初級B1	0.5	◎	
		中国語初級B2	0.5	◎	
		中国語初級A3	0.5	◎	
		中国語初級A4	0.5	◎	
		中国語初級B3	0.5	◎	
		中国語初級B4	0.5	◎	
		中国語初級ＳA3	0.5	(◎)	
		中国語初級ＳA4	0.5	(◎)	
		中国語初級ＳB3	0.5	(◎)	
		中国語初級ＳB4	0.5	(◎)	
		中国語中級C1	0.5	○	

外国語科目	外国語第 II	中国語中級C2	0.5	○	ドイツ語，フランス語，中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択すること。 ドイツ語，フランス語及び中国語の初級 A3,4 及び初級 B3,4 は，それぞれ初級 SA3,4 及び初級 SB3,4 をもって代えることができる。
		ロシア語初級A1	0.5	◎	
		ロシア語初級A2	0.5	◎	
		ロシア語初級B1	0.5	◎	
		ロシア語初級B2	0.5	◎	
		ロシア語初級A3	0.5	◎	
		ロシア語初級A4	0.5	◎	
		ロシア語初級B3	0.5	◎	
		ロシア語初級B4	0.5	◎	
		ロシア語中級C1	0.5	○	
		ロシア語中級C2	0.5	○	
情報科目		情報基礎	1	◎	
		情報科学1	1	○	
		情報科学2	1	○	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義A	1	○	
		健康・スポーツ科学講義B	1	○	
		健康・スポーツ科学講義C	1	○	
		健康・スポーツ科学実習基礎	1	◎	
		健康・スポーツ科学実習1	0.5	○	
		健康・スポーツ科学実習2	0.5	○	
資格免許のための科目		日本国憲法1	1	○	
		日本国憲法2	1	○	
		農業科教育論A	2	○	
		農業科教育論B	2	○	
		教職実践演習（中・高）1	1	○	
		教職実践演習（中・高）2	1	○	
		中等教育事前・事後指導	1	○	
		高等学校教育実地研究	2	○	
その他必要と認める科目		総合科目Ⅰ			その都度定める。
		総合科目Ⅱ			その都度定める。
高度教養科目		農学部高度教養科目に関する内規で定める。			

ロ　食料環境システム学科　生産環境工学コース

（◎印は必修科目を，○印は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択の別	備考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数１	1	◎	
		線形代数２	1	◎	
		線形代数３	1	○	
		線形代数４	1	○	
		微分積分１	1	◎	
		微分積分２	1	◎	
		微分積分３	1	○	
		微分積分４	1	○	
		力学基礎１	1	○	
		力学基礎２	1	○	
		電磁気学基礎１	1	○	
		電磁気学基礎２	1	○	
		基礎無機化学１	1	○	
		基礎無機化学２	1	○	
		基礎有機化学１	1	○	
		基礎有機化学２	1	○	
		基礎物理化学１	1	○	
		基礎物理化学２	1	○	
		生物学概論D1	1	○	
		生物学概論D2	1	○	
		生物学各論B1	1	○	
		生物学各論B2	1	○	
		生物学各論D1	1	○	
		生物学各論D2	1	○	
		基礎地学１	1	○	
		基礎地学２	1	○	
		物理学実験基礎	1	◎	
		数理統計１	1	○	
		数理統計２	1	○	
	学部共通科目	食の倫理	2	◎	
		緑の保全	2	◎	
		実践農学入門	2	○	学部指定科目
		実践農学	2	○	学部指定科目
		農場と食卓をつなぐフィールド演習	1	○	
		食の安全科学実践検査学	1	○	
		食の安全科学技術演習	2	○	
		初年次セミナー	1	◎	
		English for Agricultural Science	1	○	

専門科目	学科共通科目	食料環境システム学概論Ⅰ	2	◎	
		食料環境システム学概論Ⅱ	2	◎	
		食料環境システム学概論Ⅲ	2	◎	
		卒業研究	10	◎	
	生産環境工学コース開講科目	生産環境工学基礎英語１	1	◎	
		生産環境工学基礎英語２	1	◎	
		工業力学１	1	◎	
		工業力学２	1	◎	
		応用数学	2	◎	
		材料力学	2	◎	
		測量学及び実習Ⅰ	3	○	
		測量学及び実習Ⅱ	3	○	
		バイオシステム工学実験法及び実験Ⅰ	2	○	
		バイオシステム工学実験法及び実験Ⅱ	2	○	
		バイオシステム工学実験法及び実験Ⅲ	2	○	
		水理学Ⅰ	2	○	
		水理学Ⅱ	2	○	
		構造力学	2	○	
		応用構造力学	1	○	
		土質工学Ⅰ	2	○	
		土質工学Ⅱ	2	○	
		環境気象学	2	○	
		熱力学及び伝熱工学	2	○	
		基礎流体工学	1	○	
		作業機・システム工学１	1	○	
		作業機・システム工学２	1	○	
		食品プロセス工学	1	○	
		実験統計学	2	○	
		プログラミング	2	◎	
		数値解析	2	◎	
		農場実習	1	○	
		地域環境工学実験法及び実験Ⅰ	2	○	
		地域環境工学実験法及び実験Ⅱ	2	○	
		地域環境工学現地実習	2	○	
		写真測量とリモートセンシング	2	○	
		応用水文学Ⅰ	2	○	
		応用水文学Ⅱ	2	○	
		灌漑排水工学	2	○	
		農村環境論	2	○	
		水利施設工学Ⅰ	2	○	
		水利施設工学Ⅱ	2	○	
		土壌物理学	2	○	

専門科目	生産環境工学コース開講科目	地域計画論１	1	○	
		地域計画論２	1	○	
		生産環境工学技術倫理	2	○	
		機械力学	2	○	
		機械要素設計及び製図演習	1	○	
		建設材料学	2	○	
		鉄筋コンクリート工学	2	○	
		土地改良法	2	○	
		生物生産工学現地実習	2	○	
		生物プロセス工学	1	○	
		ポストハーベスト工学	1	○	
		生体計測工学	2	○	
		土壌と機械	2	○	
		スマートセンシング	1	○	
		基礎制御工学	1	○	
		バイオシステム工学特別講義Ａ	2	○	
		バイオシステム工学特別講義Ｂ	2	○	
		バイオシステム工学各論	2	○	
		生物生産情報工学	2	○	
	他コース開講科目	食料経済学	2	○	
		食料生産管理学	2	○	
		食料情報学	2	○	
		食料政策	2	○	
	他学科開講科目	収穫後生理学	2	○	
		動物資源学１	1	○	
		動物資源学２	1	○	
		植物育種学	2	○	
		作物進化学	2	○	
		食用作物学	2	○	
		土壌生化学	2	○	
		植物栄養学	2	○	
		分析化学Ｂ	1	○	
		生物物理化学	2	○	
		食品生化学	2	○	
		基礎植物生化学	2	○	
		動物資源利用化学	2	○	
		動物性食品利用学	2	○	
		土壌と環境	2	○	
		園芸食品加工学	2	○	
資格免許のための科目	学科共通科目	職業指導	2	○	

（注）「学部指定科目」とは，第６条に規定する履修科目の登録の上限を超えて登録できる授業科目を示す。

ハ　食料環境システム学科　食料環境経済学コース

（◎印は必修科目を，○印は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択の別	備考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数１	1	○	
		線形代数２	1	○	
		線形代数３	1	○	
		線形代数４	1	○	
		微分積分入門１	1	○	
		微分積分入門２	1	○	
		微分積分１	1	○	
		微分積分２	1	○	
		基礎無機化学１	1	○	
		基礎無機化学２	1	○	
		基礎有機化学１	1	○	
		基礎有機化学２	1	○	
		生物学概論Ｄ1	1	○	
		生物学概論Ｄ2	1	○	
		生物学各論Ｂ1	1	○	
		生物学各論Ｂ2	1	○	
		数理統計１	1	○	
		数理統計２	1	○	
	学部共通科目	食の倫理	2	◎	
		緑の保全	2	◎	
		実践農学入門	2	○	学部指定科目
		実践農学	2	○	学部指定科目
		農場と食卓をつなぐフィールド演習	1	○	
		食の安全科学実践検査学	1	○	
		食の安全科学技術演習	2	○	
		初年次セミナー	1	◎	
		English for Agricultural Science	1	○	
	学科共通科目	食料環境システム学概論Ⅰ	2	◎	
		食料環境システム学概論Ⅱ	2	◎	
		食料環境システム学概論Ⅲ	2	◎	
		卒業研究	10	◎	
	食料環境経済学コース開講科目	食料経済学	2	◎	
		ミクロ経済学	2	◎	
		マクロ経済学	2	◎	
		食料生産管理学	2	◎	
		食料情報学	2	◎	
		農業計算学	2	○	
		地域調査論	2	○	

専門科目	食料環境経済学コース開講科目	食料環境経済学演習Ⅰ	1	◎	
		食料環境経済学演習Ⅱ	2	◎	
		食料環境経済学演習Ⅲ	2	◎	
		農場実習Ⅱ	2	◎	
		途上国経済論	2	◎	
		組織管理論	2	◎	
		食料産業論	2	◎	
		食料政策	2	◎	
		農村発展論	2	○	
		食料経済・政策学特別講義	2	○	
		農業農村経営学特別講義	2	○	
		国際食料情報学特別講義	2	○	
		外国書講読	2	◎	
	他コース開講科目	農村環境論	2	○	
		地域計画論１	1	○	
		地域計画論２	1	○	
		土地改良法	2	○	
		バイオシステム工学特別講義Ｂ	2	○	
	他学科開講科目	食用作物学	2	○	
		果樹園芸学	2	○	
		野菜園芸学１	1	○	
		野菜園芸学２	1	○	
		森林生態学	2	○	
		基礎昆虫学Ａ	1	○	
		基礎昆虫学Ｂ	1	○	
		基礎植物病理学	2	○	
		植物育種学	2	○	
		園芸栽培学１	1	○	
		園芸栽培学２	1	○	
		園芸植物繁殖学	2	○	
		産業資源植物学	2	○	
		花卉園芸学１	1	○	
		花卉園芸学２	1	○	
		基礎植物生化学	2	○	
		造園学	2	○	
資格免許のための科目	学科共通科目	職業指導	2	○	

（注）「学部指定科目」とは，第６条に規定する履修科目の登録の上限を超えて登録できる授業科目を示す。

ニ　資源生命科学科　応用動物学コース

（◎印は必修科目を，○印は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択の別	備考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数１	1	○	
		線形代数２	1	○	
		線形代数３	1	○	
		線形代数４	1	○	
		微分積分入門１	1	○	
		微分積分入門２	1	○	
		数理統計１	1	○	
		数理統計２	1	○	
		力学基礎１	1	○	
		力学基礎２	1	○	
		電磁気学基礎１	1	○	
		電磁気学基礎２	1	○	
		基礎無機化学１	1	◎	
		基礎無機化学２	1	◎	
		基礎有機化学１	1	◎	
		基礎有機化学２	1	◎	
		基礎物理化学１	1	○	
		基礎物理化学２	1	○	
		生物学概論Ｄ1	1	○	
		生物学概論Ｄ2	1	○	
		生物学各論Ｂ1	1	◎	
		生物学各論Ｂ2	1	◎	
		生物学各論Ｄ1	1	◎	
		生物学各論Ｄ2	1	◎	
		物理学実験	2	○	
		化学実験１	1	○	
		化学実験２	1	○	
		生物学実験１	1	◎	
		生物学実験２	1	◎	
	学部共通科目	食の倫理	2	◎	
		緑の保全	2	◎	
		実践農学入門	2	○	学部指定科目
		実践農学	2	○	学部指定科目
		農場と食卓をつなぐフィールド演習	1	○	
		食の安全科学実践検査学	1	○	
		食の安全科学技術演習	2	○	
		初年次セミナー	1	◎	
		English for Agricultural Science	1	○	

専門科目	学科共通科目	資源生命科学入門Ⅰ-1	1	◎	
		資源生命科学入門Ⅰ-2	1	◎	
		資源生命科学入門Ⅱ	2	◎	
		卒業研究	10	◎	
	応用動物学コース開講科目	応用動物データサイエンス演習	2	◎	
		外国書講読 A	2	◎	
		外国書講読 B	2	◎	
		応用動物学実験	8	◎	
		牧場実習	2	◎	
		応用動物学各論	2	◎	
		実験動物の技術と応用	2	○	
		動物分子遺伝学	2	○	
		家畜ゲノム学	2	○	
		腸内微生物生態学	2	○	
		基礎生殖生物学 1	1	○	
		基礎生殖生物学 2	1	○	
		基礎発生工学	1	○	
		基礎生殖内分泌学	1	○	
		動物受精学	1	○	
		応用動物繁殖学	1	○	
		生殖生化学	2	○	
		細胞内シグナル伝達機構	2	○	
		栄養生化学	2	○	
		栄養代謝学	2	○	
		実験動物マネジメント	2	○	
		栄養資源学	2	○	
		動物組織学	2	○	
		動物生理学	2	○	
		動物形態機能学Ⅰ	2	○	
		動物形態機能学Ⅱ	2	○	
		基礎微生物学	2	○	
		病態・感染機構学 1	1	○	
		病態・感染機構学 2	1	○	
		応用免疫学 1	1	○	
		応用免疫学 2	1	○	
		量的遺伝学	2	○	
	他学科開講科目	蛋白質・酵素化学	2	○	
		動物資源利用化学	2	○	
		食品生化学	2	○	
資格免許のための科目	学科共通科目	職業指導	2	○	

（注）「学部指定科目」とは，第６条に規定する履修科目の登録の上限を超えて登録できる授業科目を示す。

ホ　資源生命科学科　応用植物学コース

（◎印は必修科目を，○印は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択の別	備考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数１	1	○	
		線形代数２	1	○	
		微分積分入門１	1	○	
		微分積分入門２	1	○	
		数理統計１	1	○	
		数理統計２	1	○	
		力学基礎１	1	○	
		力学基礎２	1	○	
		基礎無機化学１	1	○	
		基礎無機化学２	1	○	
		基礎有機化学１	1	○	
		基礎有機化学２	1	○	
		基礎物理化学１	1	○	
		基礎物理化学２	1	○	
		生物学概論Ｄ1	1	○	
		生物学概論Ｄ2	1	○	
		生物学各論Ｂ1	1	○	
		生物学各論Ｂ2	1	○	
		生物学各論Ｄ1	1	○	
		生物学各論Ｄ2	1	○	
		化学実験１	1	○	
		化学実験２	1	○	
		生物学実験１	1	◎	
		生物学実験２	1	◎	
		物理学入門	1	○	
	学部共通科目	食の倫理	2	◎	
		緑の保全	2	◎	
		実践農学入門	2	○	学部指定科目
		実践農学	2	○	学部指定科目
		農場と食卓をつなぐフィールド演習	1	○	
		食の安全科学実践検査学	1	○	
		食の安全科学技術演習	2	○	
		初年次セミナー	1	◎	
		English for Agricultural Science	1	○	
	学科共通科目	資源生命科学入門Ⅰ-1	1	◎	
		資源生命科学入門Ⅰ-2	1	◎	
		資源生命科学入門Ⅱ	2	◎	
		卒業研究	10	◎	

専門科目	応用植物学コース開講科目	農場実習Ⅰ	2	◎	
		農場実習Ⅱ	2	◎	
		応用植物学基礎実験	4	◎	
		応用植物学専門実験Ⅰ	4	◎	
		応用植物学専門実験Ⅱ	3	◎	
		食用作物学	2	◎	
		園芸植物繁殖学	2	○	
		作物進化学	2	○	
		植物育種学	2	◎	
		園芸栽培学１	1	◎	
		園芸栽培学２	1	◎	
		果樹園芸学	2	◎	
		収穫後生理学	2	○	
		熱帯有用植物学１	1	○	
		熱帯有用植物学２	1	○	
		外国書講読	2	◎	
		樹木学	2	◎	
		森林生態学	2	○	
		基礎植物生化学	2	○	
		花卉園芸学１	1	○	
		花卉園芸学２	1	○	
		植物育種方法論	2	○	
		野菜園芸学１	1	○	
		野菜園芸学２	1	○	
		植物成長生理学１	1	◎	
		植物成長生理学２	1	◎	
		園芸生理生化学	2	○	
		産業資源植物学	2	○	
		国際植物防疫演習	1	○	
		森林保護学	2	○	
		造園学	2	○	
		応用植物学各論	2	◎	
		樹木学演習	1	○	
		公園・緑地環境学演習	1	○	
		園芸食品加工学	2	○	
		分子園芸植物繁殖学	2	○	
		樹木医学総合演習	1	○	
	他学科開講科目	細胞生物学	2	○	
		食料経済学	2	○	
		基礎遺伝学Ⅰ	2	○	
		基礎昆虫学Ａ	1	○	
		基礎昆虫学Ｂ	1	○	
		蛋白質・酵素化学	2	○	

専門科目	他学科開講科目	基礎土壌学	2	○	
		環境気象学	2	○	
		基礎植物病理学	2	○	
		分子生物学	2	○	
		農と植物医科学入門	2	○	
		環境物質科学	2	○	
		作業機・システム工学１	1	○	
		作業機・システム工学２	1	○	
		植物機能化学	2	○	
		食料生産管理学	2	○	
		植物栄養学	2	○	
		作物・樹木病害診断演習	2	○	
		防疫微生物学	2	○	
		植物天然物化学	2	○	
		植物代謝化学	2	○	
資格免許のための科目	学科共通科目	職業指導	2	○	

（注）「学部指定科目」とは，第６条に規定する履修科目の登録の上限を超えて登録できる授業科目を示す。

へ　生命機能科学科　応用生命化学コース

（◎印は必修科目を，○印は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択の別	備考
専門科目	共通専門基礎科目	基礎無機化学１	1	◎	
		基礎無機化学２	1	◎	
		基礎物理化学１	1	◎	
		基礎物理化学２	1	◎	
		生物学概論Ｄ1	1	○	
		生物学概論Ｄ2	1	○	
		生物学各論Ｄ1	1	○	
		生物学各論Ｄ2	1	○	
		力学基礎１	1	○	
		力学基礎２	1	○	
		化学実験１	1	◎	
		化学実験２	1	◎	
		物理学実験	2	○	
		生物学実験１	1	○	
		生物学実験２	1	○	
		数理統計１	1	○	
		数理統計２	1	○	
		物理学入門	1	○	
	学部共通科目	食の倫理	2	◎	
		緑の保全	2	◎	
		実践農学入門	2	○	学部指定科目
		実践農学	2	○	学部指定科目
		農場と食卓をつなぐフィールド演習	1	○	
		食の安全科学実践検査学	1	○	
		食の安全科学技術演習	2	○	
		初年次セミナー	1	◎	
		English for Agricultural Science	1	○	
	学科共通科目	有機化学Ⅰ	2	◎	
		有機化学Ⅱ	2	◎	
		基礎遺伝学Ⅰ	2	○	
		基礎遺伝学Ⅱ	2	○	
		細胞生物学	2	○	
		分子生物学	2	◎	
		基礎植物栄養学	2	○	
		分子生命農学入門	2	◎	
		農と植物医科学入門	2	○	
		蛋白質・酵素化学	2	◎	

専門科目	学科共通科目	基礎土壌学	2	○	
		環境物質科学	2	○	
		多様性遺伝学	2	○	
		ゲノム解析学	2	○	
		細胞遺伝学	2	○	
		バイオサイエンス研究法	2	○	
		卒業研究	10	◎	
		生命機能科学各論	2	◎	
	応用生命化学コース開講科目	応用生命化学実験Ⅰ	4	◎	
		応用生命化学実験Ⅱ	4	◎	
		応用生命化学実験Ⅲ	4	◎	
		微生物学概論	2	◎	
		植物天然物化学	2	◎	
		動物資源学１	1	◎	
		動物資源学２	1	◎	
		応用生命化学基礎英語	2	◎	
		代謝生化学	2	○	
		有機機能分子化学１	1	○	
		有機機能分子化学２	1	○	
		微生物機能化学Ⅰ	2	○	
		微生物機能化学Ⅱ	2	○	
		栄養化学	2	○	
		分析化学Ａ	1	○	
		分析化学Ｂ	1	○	
		農場実習	1	○	
		植物代謝化学	2	○	
		食品生化学	2	○	
		有機反応化学	2	○	
		バイオ産業論１	1	○	
		バイオ産業論２	1	○	
		動物資源利用化学	2	○	
		生物物理化学	2	○	
		栄養機能化学	2	○	
		植物機能化学	2	○	
		動物性食品利用学	2	○	
		糖鎖生化学	2	○	
		生物機能開発化学	2	○	
		醸造微生物学	2	○	
		微生物遺伝学	2	○	
		環境微生物学	2	○	

専門科目	他コース開講科目	基礎昆虫学 A	1	○	
		基礎昆虫学 B	1	○	
		基礎植物病理学	2	○	
		昆虫の構造と機能	2	○	
		土壌生化学	2	○	
		環境遺伝子工学	2	○	
		進化生態学	2	○	
		土壌と環境	2	○	
		生物分子計測科学	2	○	
		昆虫の生態と管理	2	○	
		ナノバイオテクノロジー	2	○	
		ペドロジーと農業	2	○	
		防疫微生物学	2	○	
	他学科開講科目	細胞内シグナル伝達機構	2	○	
		応用免疫学 1	1	○	
		応用免疫学 2	1	○	
		実験動物の技術と応用	2	○	
		実験動物マネジメント	2	○	
資格免許のための科目	学科共通科目	職業指導	2	○	

（注）「学部指定科目」とは，第６条に規定する履修科目の登録の上限を超えて登録できる授業科目を示す。

ト　生命機能科学科　応用機能生物学コース

（◎印は必修科目を，○印は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択の別	備考
専門科目	共通専門基礎科目	基礎無機化学１	1	○	
		基礎無機化学２	1	○	
		基礎物理化学１	1	○	
		基礎物理化学２	1	○	
		生物学概論Ｄ1	1	○	
		生物学概論Ｄ2	1	○	
		生物学各論Ｄ1	1	○	
		生物学各論Ｄ2	1	○	
		力学基礎１	1	○	
		力学基礎２	1	○	
		化学実験１	1	○	
		化学実験２	1	○	
		物理学実験	2	○	
		生物学実験１	1	○	
		生物学実験２	1	○	
		数理統計１	1	○	
		数理統計２	1	○	
		物理学入門	1	○	
	学部共通科目	食の倫理	2	◎	
		緑の保全	2	◎	
		実践農学入門	2	○	学部指定科目
		実践農学	2	○	学部指定科目
		農場と食卓をつなぐフィールド演習	1	○	
		食の安全科学実践検査学	1	○	
		食の安全科学技術演習	2	○	
		初年次セミナー	1	◎	
		English for Agricultural Science	1	○	
	学科共通科目	有機化学Ⅰ	2	◎	
		有機化学Ⅱ	2	○	
		基礎遺伝学Ⅰ	2	◎	
		基礎遺伝学Ⅱ	2	○	
		細胞生物学	2	◎	
		分子生物学	2	○	
		基礎植物栄養学	2	◎	
		分子生命農学入門	2	○	
		農と植物医科学入門	2	○	

専門科目	学科共通科目	蛋白質・酵素化学	2	○	
		基礎土壌学	2	◎	
		環境物質科学	2	◎	
		多様性遺伝学	2	○	
		ゲノム解析学	2	○	
		細胞遺伝学	2	○	
		バイオサイエンス研究法	2	○	
		卒業研究	10	◎	
		生命機能科学各論	2	◎	
	応用機能生物学コース開講科目	バイオサイエンス基礎英語１	1	◎	
		バイオサイエンス基礎英語２	1	◎	
		応用機能生物学実験Ⅰ	4	◎	
		応用機能生物学実験Ⅱ	4	◎	
		応用機能生物学実験Ⅲ	4	◎	
		基礎昆虫学Ａ	1	◎	
		基礎昆虫学Ｂ	1	○	
		基礎植物病理学	2	◎	
		昆虫の構造と機能	2	○	
		植物栄養学	2	○	
		土壌生化学	2	○	
		環境遺伝子工学	2	○	
		農場実習	2	○	
		進化生態学	2	○	
		土壌と環境	2	○	
		生物分子計測科学	2	○	
		昆虫の生態と管理	2	○	
		植物遺伝資源学	2	○	
		ナノバイオテクノロジー	2	○	
		ペドロジーと農業	2	○	
		集団遺伝学	2	○	
		防疫微生物学	2	○	
		作物・樹木病害診断演習	2	○	
	他コース開講科目	微生物学概論	2	○	
		植物天然物化学	2	○	
		代謝生化学	2	○	
		有機機能分子化学１	1	○	
		有機機能分子化学２	1	○	
		微生物機能化学Ⅰ	2	○	
		微生物機能化学Ⅱ	2	○	
		栄養化学	2	○	
		分析化学Ａ	1	○	
		分析化学Ｂ	1	○	
		植物代謝化学	2	○	

専門科目	他コース開講科目	食品生化学	2	○	
		有機反応化学	2	○	
		生物物理化学	2	○	
		栄養機能化学	2	○	
		植物機能化学	2	○	
		糖鎖生化学	2	○	
		醸造微生物学	2	○	
		バイオ産業論１	1	○	
		バイオ産業論２	1	○	
		微生物遺伝学	2	○	
		環境微生物学	2	○	
	他学科開講科目	森林生態学	2	○	
		森林保護学	2	○	
		作物進化学	2	○	
		樹木学	2	○	
		植物育種学	2	○	
		国際植物防疫演習	1	○	
資格免許のための科目	学科共通科目	職業指導	2	○	

（注）「学部指定科目」とは，第６条に規定する履修科目の登録の上限を超えて登録できる授業科目を示す。

別表第２　履修要件（第５条関係）

授業科目の区分等			授業科目	必要修得単位数						備考
				食料環境システム学科		資源生命科学科		生命機能科学科		
				生産環境工学コース	食料環境経済学コース	応用動物学コース	応用植物学コース	応用生命化学コース	応用機能生物学コース	
基礎教養科目			別表第１に掲げる基礎教養科目の授業科目	6	6	6	6	6	6	
総合教養科目			別表第１に掲げる総合教養科目の授業科目	6	6	6	6	6	6	
外国語科目	外国語第Ⅰ		別表第１に掲げる外国語科目の授業科目	4	4	4	4	4	4	
	外国語第Ⅱ		別表第１に掲げる外国語科目の授業科目	4	4	4	4	4	4	ドイツ語，フランス語，中国語及びロシア語のうちから１つの言語を選択のこと。
情報科目			別表第１に掲げる情報科目の授業科目	1	1	1	1	1	1	
健康・スポーツ科学			別表第１に掲げる健康・スポーツ科学の授業科目	1	1	1	1	1	1	
高度教養科目			農学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち自コース指定科目	2	2	2	2	2	2	
			農学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目，及び他学部，教養教育院開講の高度教養科目	2	2	2	2	2	2	
専門科目	共通専門基礎科目	必修	別表第1に掲げる共通専門基礎科目の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	5	0	10	2	6	0	
		選択	別表第１に掲げる共通専門基礎科目の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	10	16	8	12	2	10	応用動物学コース，応用生命化学コース及び応用機能生物学コースでは情報科目「情報科学Ⅱ」を算入できる。
				15	16	18	14	8	10	
		必修	初年次セミナー	1	1	1	1	1	1	
		必修	別表第１に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	56又は43	47	36	49	46	45	生産環境工学コースについては別に定める指定科目から修得すること。
		選択	別表第１に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	28又は38	26	42	32	42	39	
				84	83	81	85	91	89	
		自由	別表第1に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目，規則第3条第3項により臨時に開設する授業科目及び各コースが認める他学部の授業科目							
自由科目			総合科目Ⅰ及び総合科目Ⅱ，並びに全学共通授業科目の外国語と健康・スポーツ科学の選択科目							自由科目に算入できる単位は上限２単位までとする。
合計				126	126	126	126	126	126	

別表第３　取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第18条関係）

免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	農業

別表第２　履修要件の説明

授業科目の区分等			授業科目	必要修得単位数 食料環境システム学科 生産環境工学コース			必要修得単位数 食料環境システム学科 食料環境経済学コース			備考
基礎教養科目			別表第1に掲げる基礎教養科目の授業科目	6		基礎教養科目から6単位修得	6		基礎教養科目から6単位修得 経済学A，経済学Bは履修不可	
総合教養科目			別表第1に掲げる総合教養科目の授業科目	6		総合教養科目から6単位修得	6		総合教養科目から6単位修得	
外国語科目	外国語第Ⅰ		別表第1に掲げる外国語科目の授業科目	4		必修の英語科目を4単位修得	4		必修の英語科目を4単位修得	
	外国語第Ⅱ		別表第1に掲げる外国語科目の授業科目	4		入学時に選択した言語を4単位修得	4		入学時に選択した言語を4単位修得	ドイツ語，フランス語，中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択のこと。
情報科目			別表第1に掲げる情報科目の授業科目	1		「情報基礎」の単位を修得	1		「情報基礎」の単位を修得	
健康・スポーツ科学			別表第1に掲げる健康・スポーツ科学の授業科目	1		「健康・スポーツ科学実習基礎」の単位を修得	1		「健康・スポーツ科学実習基礎」の単位を修得	
高度教養科目			農学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち自コース指定科目	2		「高度教養セミナー農学部生産環境工学」の単位を修得	2		「兵庫県農業環境論A」「兵庫県農業環境論B」の単位を修得	
			農学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目，及び他学部，教養教育院開講の高度教養科目	2		「高度教養セミナー農学部生産環境工学」以外で2単位修得 農学部，他学部又は教養教育院が開講する高度教養科目から選択	2		「兵庫県農業環境論A，兵庫県農業環境論B」以外で2単位修得 農学部，他学部又は教養教育院が開講する高度教養科目から選択	
専門科目	共通専門基礎科目	必修	別表第1に掲げる共通専門基礎科目の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	5	15	生産環境工学コースの必修科目	0	16	食料環境経済学コースの必修科目	
		選択	別表第1に掲げる共通専門基礎科目の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	10		生産環境工学コースの選択科目	16		食料環境経済学コースの選択科目	応用動物学コース，応用生命化学コース及び応用機能生物学コースでは情報科目「情報科学1,2」を算入できる。
		必修	初年次セミナー	1		1年次前期に開講する「初年次セミナー」を修得	1		1年次前期に開講する「初年次セミナー」を修得	
			別表第1に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	56又は43	84	別に配布する「授業要覧」に掲載した各プログラム指定により履修してください。 履修要件はプログラムにより次のとおりとなります。 ・地域環境工学プログラム 必修：56単位，選択28単位，計84単位 ・バイオシステム工学プログラム 必修：43単位，選択38単位，自由又は自由科目：3単位，計84単位 以下、バイオシステム工学プログラムのみが対象です。 自由：農学部の専門科目（他コースも含みます） 自コースの選択科目38単位を超えて修得した単位はここに含まれます。 自由科目：総合科目Ⅰ，Ⅱ，Advanced English Online1,2，Advanced English（海外研修），入学時に選択した外国語第Ⅱのそれぞれ中級C1,C2，健康・スポーツ科学講義A,B,C，健康・スポーツ科学実習1,2 ・自由科目の内、卒業要件に算入できるのは2単位が上限	47	83	食料環境経済学コースの必修科目	生産環境工学コースについては別に定める指定科目から修得すること。
		選択	別表第1に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	28又は38			26		食料環境経済学コースの選択科目	
		自由	別表第1に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目，規則第3条第3項により臨時に開設する授業科目及び各コースが認める他学部の授業科目	専門科目の自由又は自由科目で0又は3単位必要			専門科目の自由又は自由科目で10単位必要		自由：農学部の専門科目（他コースも含みます） 自コースの選択科目26単位を超えて修得した単位はここに含まれます。	
自由科目			総合科目Ⅰ及び総合科目Ⅱ，並びに全学共通授業科目の外国語と健康・スポーツ科学の選択科目						自由科目：総合科目Ⅰ，Ⅱ，Advanced English Online1,2，Advanced English（海外研修），入学時に選択した外国語第Ⅱのそれぞれ中級C1,C2，健康・スポーツ科学講義A,B,C，健康・スポーツ科学実習1,2 ・卒業要件に算入できるのは2単位が上限	自由科目に算入できる単位は上限２単位までとする。
合計				126			126			

授業科目の区分等			授業科目	必要修得単位数			必要修得単位数			備考
				資源生命科学科			資源生命科学科			
				応用動物学コース			応用植物学コース			
基礎教養科目			別表第1に掲げる基礎教養科目の授業科目	6		基礎教養科目から6単位修得	6		基礎教養科目から6単位修得	
総合教養科目			別表第1に掲げる総合教養科目の授業科目	6		総合教養科目から6単位修得	6		総合教養科目から6単位修得	
外国語科目	外国語第Ⅰ		別表第1に掲げる外国語科目の授業科目	4		必修の英語科目を4単位修得	4		必修の英語科目を4単位修得	
	外国語第Ⅱ		別表第1に掲げる外国語科目の授業科目	4		入学時に選択した言語を4単位修得	4		入学時に選択した言語を4単位修得	ドイツ語，フランス語，中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択のこと。
情報科目			別表第1に掲げる情報科目の授業科目	1		「情報基礎」の単位を修得	1		「情報基礎」の単位を修得	
健康・スポーツ科学			別表第1に掲げる健康・スポーツ科学の授業科目	1		「健康・スポーツ科学実習基礎」の単位を修得	1		「健康・スポーツ科学実習基礎」の単位を修得	
高度教養科目			農学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち自コース指定科目	2		「高度教養セミナー農学部応用動物学」の単位を修得	2		「高度教養セミナー農学部応用植物学」の単位を修得	
			農学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目，及び他学部，教養教育院開講の高度教養科目	2		「高度教養セミナー農学部応用動物学」以外で2単位修得 農学部，他学部又は教養教育院が開講する高度教養科目から選択	2		「高度教養セミナー農学部応用植物学」以外で2単位修得 農学部，他学部又は教養教育院が開講する高度教養科目から選択	
専門科目	共通専門基礎科目	必修	別表第1に掲げる共通専門基礎科目の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	10	18	応用動物学コースの必修科目	2	14	応用植物学コースの必修科目	
		選択	別表第1に掲げる共通専門基礎科目の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	8		応用動物学コースの選択科目 情報科目「情報科学１，情報科学２」はここに算入できる。	12		応用植物学コースの選択科目	応用動物学コース，応用生命化学コース及び応用機能生物学コースでは情報科目「情報科学1,2」を算入できる。
		必修	初年次セミナー	1		1年次前期に開講する「初年次セミナー」を修得	1		1年次前期に開講する「初年次セミナー」を修得	
		必修	別表第1に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	36	81	応用動物学コースの必修科目	49	85	応用植物学コースの必修科目	生産環境工学コースについては別に定める指定科目から修得すること。
		選択	別表第1に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	42		応用動物学コースの選択科目	32		応用植物学コースの選択科目	
		自由	別表第1に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目，規則第3条第3項により臨時に開設する授業科目及び各コースが認める他学部の授業科目	専門科目の自由又は自由科目で3単位必要		自由：農学部の専門科目（他コースも含みます） 自コースの選択科目42単位を超えて修得した単位はここに含まれます。	専門科目の自由又は自由科目で4単位必要		自由：農学部の専門科目（他コースも含みます） 自コースの選択科目32単位を超えて修得した単位はここに含まれます。	
自由科目			総合科目Ⅰ及び総合科目Ⅱ，並びに全学共通授業科目の外国語と健康・スポーツ科学の選択科目			自由科目：総合科目Ⅰ，Ⅱ，Advanced English Online1,2，Advanced English（海外研修），入学時に選択した外国語第Ⅱのそれぞれ中級C1,C2，健康・スポーツ科学講義A,B,C，健康・スポーツ科学実習1,2・卒業要件に算入できるのは2単位が上限			自由科目：総合科目Ⅰ，Ⅱ，Advanced English Online1,2，Advanced English（海外研修），入学時に選択した外国語第Ⅱのそれぞれ中級C1,C2，健康・スポーツ科学講義A,B,C，健康・スポーツ科学実習1,2・卒業要件に算入できるのは2単位が上限	自由科目に算入できる単位は上限２単位までとする。
合計				126			126			

授業科目の区分等			授業科目	必要修得単位数			必要修得単位数			備考
				生命機能科学科			生命機能科学科			
				応用生命化学コース			応用機能生物学コース			
基礎教養科目			別表第1に掲げる基礎教養科目の授業科目	6		基礎教養科目から6単位修得 惑星学C，Dは1単位のみ卒業要件に算入可	6		基礎教養科目から6単位修得	
総合教養科目			別表第1に掲げる総合教養科目の授業科目	6		総合教養科目から6単位修得	6		総合教養科目から6単位修得	
外国語科目	外国語第Ⅰ		別表第1に掲げる外国語科目の授業科目	4		必修の英語科目を4単位修得	4		必修の英語科目を4単位修得	
	外国語第Ⅱ		別表第1に掲げる外国語科目の授業科目	4		入学時に選択した言語を4単位修得	4		入学時に選択した言語を4単位修得	ドイツ語，フランス語，中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択のこと。
情報科目			別表第1に掲げる情報科目の授業科目	1		「情報基礎」の単位を修得	1		「情報基礎」の単位を修得	
健康・スポーツ科学			別表第1に掲げる健康・スポーツ科学の授業科目	1		「健康・スポーツ科学実習基礎」の単位を修得	1		「健康・スポーツ科学実習基礎」の単位を修得	
高度教養科目			農学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち自コース指定科目	2		「高度教養セミナー農学部応用生命化学」の単位を修得	2		「高度教養セミナー農学部応用機能生物学」の単位を修得	
			農学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目，及び他学部，教養教育院開講の高度教養科目	2		「高度教養セミナー農学部応用生命化学」以外で2単位修得 農学部，他学部又は教養教育院が開講する高度教養科目から選択	2		「高度教養セミナー農学部生産環境工学」以外で2単位修得 農学部，他学部又は教養教育院が開講する高度教養科目から選択	
専門科目	共通専門基礎科目	必修	別表第1に掲げる共通専門基礎科目の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	6	8	応用生命化学コースの必修科目	0	10	応用機能生物学コースは必修科目なし	
		選択	別表第1に掲げる共通専門基礎科目の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	2		応用生命化学コースの選択科目 情報科目「情報科学１，情報科学２」はここに算入できる。	10		応用機能生物学コースの選択科目 情報科目「情報科学１，情報科学２」はここに算入できる。	応用動物学コース，応用生命化学コース及び応用機能生物学コースでは情報科目「情報科学1,2」を算入できる。
		必修	初年次セミナー	1		1年次前期に開講する「初年次セミナー」を修得	1		1年次前期に開講する「初年次セミナー」を修得	
			別表第1に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	46	91	応用生命化学コースの必修科目	45	89	応用機能生物学コースの必修科目	生産環境工学コースについては別に定める指定科目から修得すること。
		選択	別表第1に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目のうちから各コースごとに同表に定める授業科目	42		応用生命化学コースの選択科目	39		応用機能生物学コースの選択科目	
		自由	別表第1に掲げる専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目，規則第3条第3項により臨時に開設する授業科目及び各コースが認める他学部の授業科目	専門科目の自由又は自由科目で3単位必要		自由：農学部の専門科目（他コースも含みます） 自コースの選択科目42単位を超えて修得した単位はここに含まれます。	専門科目の自由又は自由科目で5単位必要		自由：農学部の専門科目（他コースも含みます） 自コースの選択科目39単位を超えて修得した単位はここに含まれます。	
自由科目			総合科目Ⅰ及び総合科目Ⅱ，並びに全学共通授業科目の外国語と健康・スポーツ科学の選択科目			自由科目：総合科目Ⅰ，Ⅱ，Advanced English Online1,2，Advanced English（海外研修），入学時に選択した外国語第Ⅱのそれぞれ中級C1,C2，健康・スポーツ科学講義A,B,C，健康・スポーツ科学実習1,2 ・卒業要件に算入できるのは2単位が上限			自由科目：総合科目Ⅰ，Ⅱ，Advanced English Online1,2，Advanced English（海外研修），入学時に選択した外国語第Ⅱのそれぞれ中級C1,C2，健康・スポーツ科学講義A,B,C，健康・スポーツ科学実習1,2 ・卒業要件に算入できるのは2単位が上限	自由科目に算入できる単位は上限２単位までとする。
合計				126			126			

2　神戸大学農学部科目等履修生及び聴講生規程

平成16年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学農学部規則（平成16年４月１日制定）第16条の規定に基づき，神戸大学農学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

（許　　可）

第２条　科目等履修生又は聴講生（以下「聴講生等」という。）として入学を志願する者があるときは，学生の修学に差し支えない範囲において，選考の上，神戸大学農学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，これを許可する。

２　履修の許可は，学期の始めに行う。

ただし，教授会の議を経て特別な理由があると認めたときは，各クォーターが開始する月の初めとすることができる。

（入学資格）

第３条　聴講生等として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学（短期大学を含む。）を卒業した者

⑵　高等専門学校を卒業した者

⑶　教授会において，前２号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第４条　聴講生等として入学を志願する者は，次条に定める期間中に，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

⑴　科目等履修生願書又は聴講生願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書

⑷　写真　２枚（出願前３か月以内に撮影したもの）

⑸　振替払込受付証明書（所定の用紙）

⑹　その他本学部において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者は，前項に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。

３　外国人は，第１項各号及び前項に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（出願期間）

第５条　出願期間は，次のとおりとする。ただし，特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

⑴　前期に履修又は聴講（以下「聴講等」という。）を志願する者については，２月１日から２月10日まで

⑵　後期に聴講等を志願する者については，８月１日から８月10日まで

（選考方法）

第６条　入学志願者に対する選考は，書類審査及び口頭試問により行う。

２　前項の規定にかかわらず，教授会の議を経て，口頭試問を省略することがある。

（入学手続）

第７条 選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を学部長に提出するとともに，入学料を納付しなければならない。

（授 業 料）

第８条　聴講生等は，所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

（聴講等の期間）

第９条　聴講等期間は，聴講等を許可された授業科目の開講学期とし，１年以内とする。

２　特別の理由により，前項の聴講等の期間に引き続き聴講等を志願する者については，前項の規定にかかわらず，教授会の議を経て，聴講等の期間を延長することがある。ただし，その場合の聴講等の期間は，通算して２年を限度とするものとする。

（聴講等科目）

第10条 履修し，又は聴講することのできる授業科目は，１学期10単位以内とする。

２　実験，実習　演習及び集中講義による授業科目については，原則として聴講等を許可しない。

（試　　験）

第11条 科目等履修生は，履修した授業科目について試験を受けることができる。

（証明書の交付）

第12条 科目等履修生に対しては，前条の試験に合格した授業科目について，単位修得証明書を交付する。

２ 聴講生に対しては，聴講証明書を必要とするときは，聴講した授業科目について，これを交付する。

（退　　学）

第13条 聴講生等が退学しようとするときは，学部長に願い出て許可を受けなければならない。

（除　　籍）

第14条 聴講生等が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，これを除籍する。

⑴ 聴講生等として不都合な行為があったとき。

⑵ 授業料の納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第15条 この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　　則

この規程は，平成16年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成25年４月１日から施行し，改正後の第４条第３項の規定は，平成24年７月９日から適用する。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成28年４月１日から施行する。

3　神戸大学農学部外国人特別学生入学選考規程

平成16年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第83条に規定する外国人特別学生として神戸大学農学部に入学を志願する者の選考について定めるものとする。

（入学資格）

第２条　外国人特別学生として入学することのできる者は,次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　外国又は日本において学校教育における12年の課程を修了した者

⑵　本学部において前号と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　外国人特別学生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

⑴　入学願書

⑵　出身学校長が作成した調査書又はこれに代わる書類

⑶　住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）若しくはこれに代わる書類又は日本若しくは外国の外務省若しくはこれに準ずる公の機関の紹介書

⑷　修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書

⑸　振替払込受付証明書（所定の用紙）

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

⑴　学力試験及び面接

⑵　日本語修得の程度

⑶　出身学校長が作成した調査書等

２ 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）第３条により選定された者及び外国政府派遣留学生（文部科学省より本学に受入れを依頼された者に限る。）については，学力試験を免除することがある。

（入学時期）

第５条　入学の時期は，学年の初めとする。

（雑　　則）

第６条 この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成24年11月27日から施行し，改正後の神戸大学農学部外国人特別学生入学選考規程の規定は，平成24年７月９日から適用する。

附　　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

Ⅲ　学部の修学上に関する内規等

1　履修科目の登録の上限を超える者の基準に関する内規

平成16年４月１日制定

第１条　この内規は，神戸大学農学部規則（平成16年４月１日制定）第６条第３項の規定により，履修科目の登録の上限を超える者の基準について定める。

第２条　次の各号の要件のいずれかを満たした場合は，履修科目の登録の上限を超えて登録を認めることがある。

⑴　所定の単位を優れた成績をもって修得した学生

①　前年度に卒業要件科目を40単位以上修得していること。
（各学年年次配当の必修科目はすべて含まれていること。）

②　前年度総修得単位数の90％以上が優又は秀であり，かつ優秀と認められる者。

⑵　特別の事情のある学生

①　食料環境システム学科生産環境工学コースの学生が，JABEE の指定科目を履修する場合で当該コースが認めた者。

⑶　農学部規則別表第１の専門科目のうち，学部指定科目を履修する学生

⑷　総合教養科目「グローバルチャレンジ実習」を履修する学生

第３条　前条第１項第１号により履修科目の登録の上限を超えて登録を希望する者は，別に定める申請書を提出するものとする。

第４条　前条の申請書の提出があったときは，学科会議の議を経たのち，教務委員会で検討のうえ，教授会で審議する。

附　　則

この内規は，平成16年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成17年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成18年４月１日から施行する。

附　　則

１　この内規は，平成20年４月１日から施行する。

２　この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成20年４月１日以降において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

この内規は，平成25年４月19日から施行し，平成25年４月１日から適用する。

附　　則

この内規は，平成31年４月１日から施行する。

2　神戸大学農学部の卒業研究の履修に関する内規

平成16年４月１日制定

第１条　この内規は，神戸大学農学部規則（平成16年4月1日制定。以下「学部規則」という。）第７条第２項及び第３項の規定により，卒業研究の履修について定める。

第２条　卒業研究を履修する者は，所定の期日までに卒業研究履修申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

２　申請書の研究題目を変更する場合は，指導教員の承認を受け研究題目変更届を提出しなければならない。

第３条　卒業研究を履修しようとする者は，６学期以上在籍し，次の２学期をもって学部規則別表第２に定める必要修得単位数を修得できる見込みがあり，必要修得単位数のうち次の単位を含め98単位以上を修得した者とする。

食料環境システム学科

生産環境工学コース	３年次周亮までに開講された専門科目（共通専門基礎科目を除く。）のうち食料環境システム学科生産環境工学コースの履修に関する内規に定める各プログラムが指定する単位を56単位以上
食料環境経済学コース	食料環境システム学概論Ⅲ２単位，食料経済学２単位，食料生産管理学２単位，食料情報学２単位，農場実習２単位

資源生命科学科

応用動物学コース	応用動物学実験８単位，応用動物データサイエンス演習２単位，牧場実習２単位
応用植物学コース	応用植物学基礎実験4単位，応用植物学専門実験Ⅰ4単位，応用植物学専門実験Ⅱ３単位，農場実習Ⅰ２単位，農場実習Ⅱ２単位

生命機能科学科

応用生命化学コース	応用生命化学実験Ⅰ４単位，応用生命化学実験Ⅱ４単位，応用生命化学実験Ⅲ４単位
応用機能生物学コース	応用機能生物学実験Ⅰ４単位，応用機能生物学実験Ⅱ４単位，応用機能生物学実験Ⅲ４単位

２　卒業研究は，原則として前期・後期に連続して履修すること。

３　第１項の規定にかかわらず，教授会の議を経て，卒業研究の履修を認めることがある。

第４条　卒業論文の提出期限は，２月20日とする。ただし，９月30日卒業予定者は，８月31日とする。

第５条　この内規に定めるもののほか，必要な事項については，教授会の議を経て定める。

（途中附則略）

附 則

１　この内規は，令和4年4月1日から施行する。

２　この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

3　成績評価基準に関する内規

平成16年４月１日制定

成績評価は，次の各号を考慮して多元的に行う。基準は，授業担当教員が定め，シラバスにおいて公表するものとする。

⑴　定期期末試験の成績

⑵　小テスト，中間テストの成績

⑶　講義室以外の学習状況（予習・復習。つまり，文献の調査，レポートの提出等）

⑷　平常点（出席状況・態度，発言・提案等）

⑸　その他必要に応じて各教員が指示したもの

なお，成績評価は下記の評価基準表により行う。

【評価基準表】

評　　価		評点	合否
秀	学修の目標を達成し，特に優れた成果を収めている。	90点以上	合格
優	学修の目標を達成し，優れた成果を収めている。	80点以上90点未満	
良	学修の目標を達成し，良好な成果を収めている。	70点以上80点未満	
可	学修の目標を達成している。	60点以上70点未満	
不可	学修の目標を達成していない。	60点未満	不合格

附　　則

この内規は，平成16年４月１日から施行する。

附　　則

１　この内規は，平成23年４月１日から施行する。

２　この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年４月１日以降において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　　則

１　この内規は，平成26年４月１日から施行する。

２　この内規施行の際現に在学する者で成績評価基準に関する内規の一部を改正する附則第２項の規程（平成23年４月１日施行）により，なお従前の例によるとされた者に係るこの内規の適用については，改正後の評価基準表にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

この内規は，平成31年４月１日から施行する。

4　成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

平成25年11月15日教授会承認

学生は，農学部・農学研究科において開講している授業科目の成績評価について，当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は，農学部・農学研究科長に申し立てを行い，次のとおり授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

（申し立ての手続き）

成績評価に対する申し立ては，成績発表後原則として１週間以内に行うこととし，申し立てを行う授業科目名，担当教員名，申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により，農学研究科教務学生係に提出することとする。

（申し立てへの対応）

申し立てを受けた授業科目の担当教員は，申し立てた学生に対し，成績評価について速やかに農学研究科教務学生係を通じ，回答を行うものとする。

また，その結果については，授業担当教員等が書面により農学部・農学研究科長に報告することとする。

5　早期卒業の認定の基準に関する内規

平成16年４月１日制定

第１条　この内規は，神戸大学農学部規則（平成16年４月１日制定）第12条第２項の規定により，早期卒業の認定の基準について定める。

第２条　本学部に３年以上在学し，次の各号の要件を満たした者については，早期に卒業を認定することがある。

⑴　卒業要件科目の95％以上が秀または優であり，かつ特に優秀と認められる者。

⑵　本人が早期卒業を希望し，入学１年後又は２年後に早期卒業希望調書を学部長に提出していること。

第３条　４年次配当の専門科目の必修科目は卒業要件から除くが，３年次までの配当の専門科目の選択科目で卒業必要単位数を補うものとする。ただし，上記が時間割上の都合で著しく困難と認められる場合に限り，学科会議の議を経て，３年次までに配当の専門科目の自由科目で補うことがある。

第４条　４年次配当の高度教養科目の自コース指定科目は，他の高度教養科目で補うものとする。

第５条　早期卒業要件を満たした場合は，学科長は学科会議の議を経て，学部長に推薦するものとする。

第６条　早期卒業の認定については，学科長で構成する早期卒業審査委員会で検討のうえ，教授会で審議する。

附　則

この内規は，平成16年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成25年６月21日から施行する。

附　則

この内規は，平成29年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成30年７月20日から施行する。

6　入学前の既修得単位の認定に関する内規

平成16年４月１日制定

第１条　この内規は，神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第36条第1項並びに神戸大学農学部規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第9条の規定により，既修得単位の認定について定める。

第2条　認定できる授業科目区分及び認定単位の最高限度は，次のとおりとする。

(1)	基礎教養科目		６単位
	総合教養科目		６単位
(2)	外国語科目	外国語第Ⅰ	４単位
		外国語第Ⅱ	４単位
(3)	情報科目		１単位
(4)	健康・スポーツ科学		１単位
(5)	共通専門基礎科目		１８単位
(6)	専門科目		２０単位

第３条　既修得単位の認定をうけようとする者は，入学した年度の指定の期日までに，次の書類を学部長に提出しなければならない。

(1)　申請書（所定の用紙）

(2)　卒業証明書又は在籍期間証明書

(3)　成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義要項等）

２　前項の申請授業科目は認定単位の最高限度60単位以内に限る。

第４条　認定試験は，申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

第５条　認定をされた授業科目の単位数については，規則第9条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお，成績の表示は「認定」とする。

（途中の附則省略）

附　則

この内規は，令和4年4月1日から施行する。

7　特別聴講学生に関する内規

平成16年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学農学部規則（平成16年４月１日制定）第15条の規定により，他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の学生が特別聴講学生を志望する場合の取り扱いについて定める。

（受入の許可）

第２条　本学部との協定に基づき，他大学の学生で本学部の授業科目を履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可する。

２　履修の許可は，学期の始めに行う。

ただし，教授会の議を経て特別な理由があると認めたときは，各クォーターが開始する月の初めとすることができる。

（手 続 き）

第３条　特別聴講学生を志望する者は，所属大学の学部長を経て次の書類を提出しなければならない。

⑴　特別聴講学生願書（所定の用紙）

⑵　写真１枚（縦３㎝，横2.5㎝　出願前３か月以内に撮影したもの）

（授 業 料）

第４条　特別聴講学生は，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

２　次の各号の一に該当する者については，前項の規定にかかわらず，授業料を徴収しない。

⑴　国立大学の学生

⑵　大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成３年４月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生

（期　　間）

第５条　特別聴講学生の在学期間は，履修しようとする授業科目の開講学期末までとし，１年（第２，第４クォーター開始月から入学した場合は２学期）以内とする。

附　　則

この内規は，平成16年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成28年４月１日から施行する。

8　留 学 に 関 す る 内 規

平成16年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第40条の規定により，学生が留学する場合の取り扱いについて定める。

（留学機関）

第２条　留学が認められる外国の大学は，外国において学位授与権を有する大学又はこれに相当する正規の教育研究機関で，あらかじめ本学部と協定を結んでいるものとする。

（留学の許可申請）

第３条　外国の大学へ留学しようとする学生は，次の書類を提出して，留学の許可を学部長に申請しなければならない。ただし，必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

⑴　留学許可申請書（所定の用紙）

⑵　外国の大学の入学許可書（写）

（修業年限への算入）

第４条　許可を受けて留学した期間は，１年を限度として，修業年限に算入する。

（単位の認定）

第５条 外国の大学において修得した授業科目の単位については，神戸大学農学部規則（平成16年４月１日制定。以下「規則」という。）第８条第２項に基づき，必要修得単位数に算入することができる。

２ 外国の大学において，修得した授業科目の単位数の計算は，規則第４条の単位計算基準に照らして算定する。

３　留学した学生は，前項の算定のための資料として，次の書類を提出しなければならない。

⑴　留学した大学の単位認定書及び成績証明書

⑵　留学した大学において履修した授業科目についての履修報告書

（授業料の納付）

第６条 この内規の規定により留学する者は，その留学期間中，授業料を本学部に納入しなければならない。

附　　則

この内規は，平成16年４月１日から施行する。

9　転学部に関する内規

平成16年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学農学部規則（平成16年４月１日制定）第13条の規定により，学生が転学部を志望する場合の取り扱いについて定める。

（他学部からの転学部の許可）

第２条　他学部から本学部に転学部を志望する者が，次の各号のすべてに該当し，原則として志望コースに欠員がある場合，教授会の議を経て，転学部を許可することがある。

⑴　本人の入学試験の成績が，本人の入学時における志望コースの入学試験合格者の最低点以上であること。

⑵　入学後１年間において，所定の単位をすべて修得しており　かつ学業成績が優秀であること。

⑶　転学部の事由が明白であること。

（他学部からの転学部の手続き）

第３条　転学部志望者は，次の書類を転学部しようとする日の２カ月前までに所属学部長を経て提出しなければならない。ただし，特別な理由がある場合は，期限後の提出を認めることがある。

⑴　転学部願（所定の用紙）

⑵　入学試験成績表

⑶　学業成績証明書

（他学部からの転学部志望者の選考）

第４条　転学部志望者に対する選考は，書類審査及び面接により行う。

（他学部への転学部の承認）

第５条　他学部への転学部を志望する者がある場合は，教授会の議を経て，転学部を承認することがある。

（他学部への転学部の手続き）

第６条　転学部志望者は，次の書類を転学部しようとする学部の提出期限の２カ月前までに提出しなければならない。

⑴　転学部顧（所定の用紙）

⑵　転学部志望学部が必要とする書類

附　　則

この内規は，平成16年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

10　転学科及び転コースに関する内規

平成16年４月１日制定
平成22年６月18日改正

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学農学部規則（平成16年４月１日制定）第14条の規定により，学生が転学科及び転コースを志望する場合の取り扱いについて定める。

（転学科及び転コースの許可）

第２条　転学科を志望する者が，次の各号のすべてに該当し，原則として志望コースに欠員がある場合，教授会の議を経て，転学科を許可することがある。又，同一学科内で転コースを志望する場合も転学科に準ずる。

⑴　本人の入学試験の成績が，本人の入学時における志望コースの入学試験合格者の最低点以上であること。

⑵　入学後１年間において，所定の単位をすべて修得しており，かつ学業成績が優秀であること。

⑶　転学科事由が明白であること。

（転学科及び転コースの手続き）

第３条　転学科及び転コース志望者は，所定の用紙を転学科及び転コースしようとする日の２カ月前までに提出しなければならない。

（転学科及び転コースの選考）

第４条　転学科及び転コース志望者に対する選考は，書類審査及び面接により行う。

（転学科及び転コースの許可の取り消し）

第５条　第２条の⑵に該当しなかった場合は，転学科及び転コースの許可後であっても，転学科及び転コースの許可を取り消す。

附　　則

この内規は，平成16年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成23年４月１日から施行する。

11　転学科及び転コースに関する内規についての申合せ

平成16年４月１日制定

転学科及び転コースに関する内規第２条⑵の「所定の単位」は次の単位とする。

① 外　国　語	英　語	４単位
	英語以外の外国語	４単位
② 情　報　科　目		１単位
③ 健康・スポーツ科学		１単位
④ 共通専門基礎科目	本人の所属するコースの１年次配当必修科目の総ての単位	
⑤ 専　門　科　目	本人の所属するコースの１年次配当必修科目の総ての単位	

※志望するコースの専門科目の修得は，要件としない。

附　則

この申合せは，平成16年４月１日から施行する。

附　則

この申合せは，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この申合せは，平成26年11月14日から施行する。

附　則

この申合せは，平成27年３月６日から施行する。

附　則

この申合せは，平成31年４月１日から施行する。

12　外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

平成16年４月１日制定

神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときは，これらの単位を５単位を限度として，外国語科目の必要修得単位数に算入することができる。

日本語ＩＡ（0.5単位），日本語ＩＢ（0.5単位），日本語ⅡＡ（0.5単位），日本語ⅡＢ（0.5単位）
日本語ⅢＡ（0.5単位），日本語ⅢＢ（0.5単位），日本語ⅣＡ（0.5単位），日本語ⅣＢ（0.5単位）
日本語ＶＡ（0.5単位），日本語ＶＢ（0.5単位），日本語ⅥＡ（0.5単位），日本語ⅥＢ（0.5単位）
日本語ⅦＡ（0.5単位），日本語ⅦＢ（0.5単位），日本語ⅧＡ（0.5単位），日本語ⅧＢ（0.5単位）
日本事情ＩＡ（0.5単位），日本事情ＩＢ（0.5単位），
日本事情ⅡＡ（0.5単位），日本事情ⅡＢ（0.5単位）

附　　則

１　この規則は，平成28年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に在学する者する者（以下「在学者」という。）及び平成28年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

13　交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について

平成28年１月27日全学教務委員会決定
平成30年９月26日全学教務委員会一部改正
平成31年２月20日全学教務委員会一部改正
令和元年９月18日全学教務委員会一部改正
令和３年５月26日全学教務委員会一部改正

交通機関の運休，気象警報の発表，避難勧告・避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については，下記のとおり取り扱うものとする

記

１．交通機関の運休の場合

＜１＞六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））のうち2線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

① 午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限目の授業から実施する。

② 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。

③ 午後2時までに，交通機関が運行した場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

＜２＞楠地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅)），阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合

(2) JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

① 午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限目の授業から実施する。

② 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。

③ 午後2時までに，交通機関が運行した場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

＜３＞名谷地区において開講する授業

次の(1) 又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1)　JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合

(2)　神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

①　午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限目の授業から実施する。

②　午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。

③　午後2時までに，交通機関が運行した場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

＜４＞深江地区において開講する授業

ＪＲJR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅)），阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合，当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。ただし，次の場合は授業を実施する。

(1) 午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限目の授業から実施する。

(2) 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。

(3) 午後2時までに，交通機関が運行した場合は，午後5時以降に開始する授業から 実施する。

２．気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

(1) 午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

(2) 午前 10 時までに，気象警報が解除された場合は，午後１時以降に開始する授業から実施する。

(3) 午後2時までに，気象警報が解除された場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

３．避難勧告・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区，楠地区，名谷地区，深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合，当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む） を休講とする。ただし，午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は，１時限目の授業から実施する。

４．休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各学部及び各研究科のホームページ等により，あらかじめ周知するものとする。

（注）１．交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり，通学が困難な場合をいう。

２．気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。

３．気象警報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。

４．演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。

５．このほか，必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。

６．この申合せは，令和３年5月20 日から適用する。

14　食料環境システム学科生産環境工学コースの履修に関する内規

平成16年４月１日制定

第１条 この内規は，神戸大学農学部規則（平成16年４月１日制定。以下「規則」という。）別表第１に掲げる専門科目（共通専門基礎科目を除く。）の授業科目のうちから生産環境工学コースが授業要覧掲載の生産環境工学コース授業科目配当表に指定する各プログラム指定科目の履修について定める。

第２条 本コースに，ＪＡＢＥＥプログラムにかかる地域環境工学プログラムとバイオシステム工学プログラムを設置する。

本コース学生はどちらか一つのプログラムを選択し，授業要覧掲載の生産環境工学コース授業科目配当表の各プログラム指定科目から，選択必修科目，選択科目を修得するものとする。

第３条　前条に規定する各プログラムの選択に関する決定は，２年次前期終了時に行う。

附　　則

１　この内規は，平成16年４月１日から施行する。

２　この内規施行の際現に在学する者については，なお従前の例による。

附　　則

１　この内規は，平成20年４月１日から施行する。

２ この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年４月１日以降において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

15　授業時間及び授業時限に関する申合せ

平成28年３月10日部局長会議一部改正
平成16年12月９日部局長会議決定

１　授業時間は，90分とする。

２　授業時限は，次のとおりとする。

１時限	８：５０～１０：２０
２時限	１０：４０～１２：１０
３時限	１３：２０～１４：５０
４時限	１５：１０～１６：４０
５時限	１７：００～１８：３０
６時限	１８：５０～２０：２０

３　人間発達環境学研究科，経済学研究科，経営学研究科及び保健学研究科の授業時限は，別に定める。

４　法学研究科，医学研究科及び医学部の授業時間及び授業時限は，別に定める。

附　則

この申合せは，平成17年４月１日から実施する。

附　則

この申合せは，平成28年４月１日から実施する。

16　神戸大学農学部高度教養科目に関する内規

平成28年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学農学部（以下「本学部」という。）における高度教養科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（高度教養科目及び単位数）

第２条　高度教養科目は，教養教育院，本学部及び他学部が開設するもののうちから，農学部規則別表第２に定めるところにより履修するものとする。

２　本学部が開設する高度教養科目及び単位数は，別表のとおりとする。

３　前項に規定するもののほか，臨時に高度教養科目を開設することがある。

４　前項の授業科目及び単位数は，開設の都度定める。

（高度教養科目の年次配当）

第３条　本学部が開設する高度教養科目の各年次の配当は，別表のとおりとする。

別表（第２条，第３条関係）農学部高度教養科目

授業科目	単位数	配当年次	備考
兵庫県農業環境論Ａ	1	２年次以上	食料環境経済学コース指定科目（必修）
兵庫県農業環境論Ｂ	1	２年次以上	食料環境経済学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部生産環境工学	2	４年次以上	生産環境工学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部応用動物学	2	４年次以上	応用動物学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部応用植物学	2	４年次以上	応用植物学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部応用生命化学	2	４年次以上	応用生命化学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部環境生物学	2	４年次以上	環境生物学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部応用機能生物学	2	４年次以上	応用機能生物学コース指定科目（必修）
食の倫理の探究	2	３年次以上	農学部生履修不可
緑の保全の探究	2	３年次以上	農学部生履修不可
食料と環境を支える工学	1	３年次以上	2020年度以前入学生： 生産環境工学コース生履修不可 2021年度以降入学生： 食料環境システム学科生履修不可
Global Topics in Animal Science	1	３年次以上	農学部生履修不可
植物資源学	1	３年次以上	農学部生履修不可
放射線科学１	1	３年次以上	2019年度以前入学生対象
放射線科学２	1	３年次以上	2019年度以前入学生対象
放射線科学	2	３年次以上	2020年度以降入学生対象
生物科学英語リスニング演習	1	３年次以上	環境生物学コース生履修不可 応用機能生物学コース生履修不可

進化生態学	2	3年次以上	農学部生履修不可
高度教養セミナー農学部生産環境工学入門	1	3年次以上	上限1単位まで
高度教養セミナー農学部応用動物学入門	1	3年次以上	
高度教養セミナー農学部応用植物学入門	1	3年次以上	
高度教養セミナー農学部応用生命化学入門	1	3年次以上	
高度教養セミナー農学部環境生物学入門	1	3年次以上	
高度教養セミナー農学部応用機能生物学入門	1	3年次以上	

附　　則

この内規は，平成28年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成29年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成31年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，令和２年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，令和３年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，令和４年４月１日から施行する。

17　農学部・農学研究科学生の「神戸大学自然系短期留学プログラム（International Research Activity Program: IRAP）」参加に関する申合せ

平成28年１月８日制定

農学部・農学研究科に在籍する学生が，以下の国際研究活動

１．海外で開催される国際会議での研究発表
２．海外で開催される国際会議，ワークショップ，サマースクール等への参加
３．海外大学等の研究機関への，研究目的による訪問
４．海外での調査研究のための渡航
５．その他，研究・学修上必要な海外渡航

を実施する際には，原則として所定のＩＲＡＰ参加届を提出して神戸大学自然系短期留学プログラム（IRAP）に参加するものとする。なお，旅費の使用目的がＩＲＡＰ参加にそぐわない場合はこの限りではない。

ＩＲＡＰに参加した学生は，帰国後に渡航の事実を証する書類（国際会議の参加証など）の写しを提出するものとする。ただし，適当な書類が得られない場合は，旅券の写しをもって代えることができる。

付記：本申し合わせは，２年程度運用ののち，状況に応じて見直しを行うことがある。

この取扱いは，平成28年１月８日から施行する。

海外渡航届

年　　月　　日届出

神戸大学農学部長・農学研究科長　殿

学籍番号		氏名	
自宅電話番号		携帯電話番号	
担当教員 (指導教員，学生委員等)		Ｅメールアドレス	

このたび，下記のとおり海外渡航いたしますので，お届けします。

記

海外渡航中の連絡先等

海外渡航の種類	＜教育研究に関わる海外渡航＞ □ 協定校への交換留学　□ 海外外国語研修　□ 海外インターンシップ □ 調査研究，学会発表（*担当教員が把握するもの）□ ゼミ旅行（*担当教員が把握するもの） □ 私費留学（*担当教員が把握するもの。休学する場合も含む） □ その他【　　】（公認課外活動団体の遠征旅行など）		
ＩＲＡＰ	□ 該当（*要指導教員署名）　□ 非該当（※該非については指導教員に確認すること）		
海外渡航期間 （渡航日～帰国日）	20　　年　　月　　日 ～ 20　　年　　月　　日		
渡航先 （国名・都市名）			
経由国 （国名・都市名）			
宿泊先 住所			
電話番号 （国番号から記入）		Ｅメールアドレス （海外で使えるもの）	
留学・研修先 大学・語学学校名		留学・研修先 電話番号（国番号含）	
パスポートNo.		ビザの種類 （該当者のみ）	
学生教育研究災害傷害保険	加入・未加入　※未加入の場合，速やかに加入すること。 （「正課」「学校行事」と認められる場合，海外においても保険の対象となります）		
海外旅行者傷害保険	加入・未加入　※未加入の場合，速やかに加入すること。		
海外旅行者傷害保険 保険会社名		海外旅行者傷害保険 保険証番号	

国内緊急連絡先

氏名		続柄	
住所	〒		
自宅電話番号		携帯電話番号	

以下のことを確認しました。（□にチェックしてください。）

□ 保護者等の家族に日程表などを渡し，家族は，本渡航について了解しています。
□ 渡航先に外務省「危険情報」が発出されていないことを確認しました。（ただし，低いレベルの「危険情報」が発出されている渡航先に限っては，安全対策を行ったうえで，担当教員が了承する場合は，渡航できます。）
□外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録又は「在留届」を提出しました。（外国での住所・居所を定めず３ヶ月以上渡航する場合は「在留届」，それ以外の場合は「たびレジ」への登録をお願いします。https://www.ezairyu.mofa.go.jp）

※上記「担当教員が把握するもの」「ＩＲＡＰ」に該当する場合，担当教員の署名

印

注　この海外渡航届に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守のうえ適切に取り扱うこととし，在学中において，海外渡航の危機管理（事故が起こったときの対応など）のために使用する場合のほか，修学指導上必要な場合に限り利用します。

18　定期試験及び不正行為について

定期試験は，授業が終了した後に実施しますが，担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また，定期試験をせずに，平常の成績，レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは，提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。定期試験時間割表及び試験室の指定は，その都度掲示等をするので注意してください。

〔定期試験受験の際の注意事項〕

① 試験の時間割及び試験室の指定は，その都度掲示する。
② 受験中は，必ず学生証を机上左前に置くこと。
③ 机の上には，鉛筆（シャープペン，ボールペンを含む。）消しゴム，定規類，学生証，時計及び特に受験に際し許可された携帯品以外の物は置かないこと。なお，筆箱，下敷，定期入れ等は座席の下に置くこと。ただし，貴重品は各自保管すること。
④ 携帯電話等の通信機器（腕時計型端末を含む）を使用することは一切認めないので，必ず電源を切った上で鞄等の中へしまうこと。アラームの設定を解除していない場合，電源を切っていても鳴ることがあるので，試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除しておくこと。試験中にこれらの機器に触れている場合もしくは机の上あるいは中に置いてある場合は，不正行為とみなす。（ただし，試験監督教員の指示がある場合を除く。）
⑤ 答案用紙には，学籍番号，氏名を必ず記入すること。記入のない答案は無効とする。
⑥ 20分経過後は絶対に入室を認めないので，遅刻のないよう十分注意すること。
⑦ 試験関始後20分間は退室しないこと。退室する場合は，答案用紙を試験監督に提出すること。
⑧ 受験中の物品の貸借は一切禁止する。
⑨ 受験中，いかがわしい態度や，不正行為は厳に慎むこと。
⑩ 受験者以外の者が受験者本人になりすまして試験を受けた場合は，不正行為とみなす。
⑪ 答案用紙は，絶対に持ち出さないこと。持ち出した場合は不正行為とみなすことがある。

〔レポートでの不正行為について〕

レポートなどで不正行為と見なされる行為は，一般的には，下記の事項がある。

① 他人の文章や着想などを自分のものとして用いている。
② 他人の著作物を引用する際に，引用箇所や出典を明示していない。
③ 他人の著作物を参照する際に，出典を明示していない。
④ 他人にレポートの代筆を依頼する。
⑤ 他人のレポートを流用する。
⑥ 他人のレポートを代筆する。
⑦ 作成したレポートを，流用されることを承知しながら，他人に見せる。
⑧ 教員の指示に意図的に従わない。

学生が試験及びレポート等において不正行為を行った場合　当該科目を開講する学期に履修した全ての授業科目の成績を無効とします。

Ⅳ　学部の資格取得関係

1　教育職員免許状関係

教員免許状の取得について

表１．農学部で取得可能な教育職員免許状の種類及び免許教科

学　科　名	免許状の種類	免許教科
食料環境システム学科 資源生命科学科 生命機能科学科	高等学校教諭一種免許状	農　業

表２．基礎資格及び最低修得単位数（教育職員免許法で定められている最低単位数）

所要資格 ＼ 免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数				
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	24	10	8	5	12

① 表２に定める単位の他に表３に定める単位を必ず修得しなければなりません。

②「教科及び教科の指導法に関する科目」は，各学科の表５で確認してください。

③「教育の基礎的理解に関する科目」等は，表４の科目です。

神戸大学で修得が必要な「教育の基礎的理解に関する科目」等の最低合計単位数は，表４の最下（★）に記載のとおりです。

なお，表２に記載する最低修得単位数を超えた単位については，「大学が独自に設定する科目」の単位として加算できます。

表３．文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の６）

文部科学省令の科目	必要単位数	開講科目名
日本国憲法	2	日本国憲法１，２
体育	2	健康・スポーツ科学実習基礎 健康・スポーツ科学実習１，２
外国語コミュニケーション	2	Academic English Literacy A1，A2 Academic English Literacy B1，B2
情報機器の操作	2	情報科学１，２

①「日本国憲法１，２」は教員免許用の科目を修得してください。

② 表３の科目は全て修得してください。

表４．神戸大学における修得必要科目及び単位数

※以下の科目は，表２に基づき神戸大学として認定を受けている科目名及び単位

	免許法施行規則に定める科目区分等		神戸大学認定授業科目	単位数		履修方法等	対象年次
	科目	各科目に含めることが必要な事項		必須	選択		
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	各学科の表５を確認してください。				
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 教育史	2	 2		１年次以上 ２年次以上
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中・高）	2			１年次以上
		教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政学（中・高） 教育経営学（中・高）	2	 2		１年次以上 ２年次以上
		幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	心の発達と教育1（学習・言語心理学1） 心の発達と教育2（教育・学校心理学1） 青年心理学	1 1	 2		１年次以上 １年次以上 ２年次以上
		特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解	中等特別支援教育論	2			２年次以上
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	中等カリキュラム論	2			２年次以上
第四欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中等道徳教育論		2	中免のみ必修	２年次以上
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法（中・高）	2			２年次以上
		特別活動の指導法	中等特別活動指導論	2			３年次以上
		教育の方法及び技術情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	中等学習指導・ICT活用論	2			２年次以上
		生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	中等生徒指導論	2			３年次以上
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	中等学校教育相談	2			２年次以上

第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中等教育事前・事後指導 中学校教育実地研究Ａ 中学校教育実地研究Ｂ 高等学校教育実地研修	1	 2 2 2	 中免のみ必修 中免のみ必修 高免のみ必修	４年次以上 ４年次以上 ４年次以上 ４年次以上
		学校体験活動					
		教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2			４年次以上
★ 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の最低合計単位数				・高等学校免許取得　　２７単位			

（注１）科目名の最後に１もしくは２の記載がある科目は，同科目名１・２をセットで修得すること。

（注２）開講時期については，開講年度の「科目一覧」や「時間割」を掲示等で確認した上で履修すること。

表５．教科及び教科の指導法に関する科目

食料環境システム学科

各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必	選	
農業の関係科目	18	食料環境システム学概論Ⅰ	2		８単位以上選択必修 同科目名の１，２両方を必ず修得
		食料環境システム学概論Ⅱ	2		
		食料環境システム学概論Ⅲ	2		
		食の倫理	2		
		緑の保全	2		
		プログラミング		2	
		潅漑排水工学		2	
		作業機・システム工学１		1	
		作業機・システム工学２		1	
		生体計測工学		2	
		水利施設工学Ⅰ		2	
		水理学Ⅱ		2	
		応用水文学Ⅰ		2	
		土壌と機械		2	
		土質工学Ⅰ		2	
		建設材料学		2	
		鉄筋コンクリート工学		2	
		食料経済学		2	
		食料生産管理学		2	
		食料政策		2	
		食料産業論		2	
		組織管理論		2	
		食料情報学		2	
		ミクロ経済学		2	
		農業発展論		2	
		途上国経済論		2	
職業指導	2	職業指導	2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	農業科教育論Ａ	2		
		農業科教育論Ｂ	2		
合計	24				

資源生命科学科

各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必	選	
農業の関係科目	18	牧場実習		2	2単位以上選択必修
		農場実習Ⅰ		2	
		農場実習Ⅱ		2	
		食の倫理	2		
		緑の保全	2		
		資源生命科学入門Ⅰ－1	1		
		資源生命科学入門Ⅰ－2	1		
		資源生命科学入門Ⅱ	2		
		病態・感染機構学1		1	8単位以上選択必修 「動物受精学」と「応用動物繁殖学」はセットで両方を必ず修得 同科目名の1，2両方を必ず修得
		病態・感染機構学2		1	
		応用免疫学1		1	
		応用免疫学2		1	
		量的遺伝学		2	
		基礎微生物学		2	
		家畜ゲノム学		2	
		生殖生化学		2	
		動物受精学		1	
		応用動物繁殖学		1	
		栄養資源学		2	
		実験動物の技術と応用		2	
		食用作物学		2	
		果樹園芸学		2	
		基礎植物生化学		2	
		産業資源植物学		2	
		森林生態学		2	
		森林保護学		2	
		園芸生理生化学		2	
		野菜園芸学1		1	
		野菜園芸学2		1	
		花卉園芸学1		1	
		花卉園芸学2		1	
		植物成長生理学1		1	
		植物成長生理学2		1	
		園芸栽培学1		1	
		園芸栽培学2		1	
		植物育種方法論		2	
		作物進化学		2	
		収穫後生理学		2	
職業指導	2	職業指導	2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	農業科教育論A	2		
		農業科教育論B	2		
合計	24				

生命機能科学科

各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必	選	
農業の関係科目	18	分子生命農学入門		2	２単位以上選択必修
		農と植物医科学入門		2	
		基礎遺伝学Ⅰ	2		
		基礎遺伝学Ⅱ	2		
		食の倫理	2		
		緑の保全	2		
		植物天然物化学		2	８単位以上選択必修 同科目名の１，２又はA，B両方を必ず修得
		動物資源学１		1	
		動物資源学２		1	
		基礎植物病理学		2	
		農場実習		2	
		植物代謝化学		2	
		植物機能化学		2	
		微生物機能化学Ⅰ		2	
		微生物機能化学Ⅱ		2	
		動物性食品利用学		2	
		動物資源利用化学		2	
		代謝生化学		2	
		食品生化学		2	
		栄養機能化学		2	
		有機機能分子化学１		1	
		有機機能分子化学２		1	
		糖鎖生化学		2	
		生物機能開発化学		2	
		微生物遺伝学		2	
		醸造微生物学		2	
		昆虫の構造と機能		2	
		基礎昆虫学A		1	
		基礎昆虫学B		1	
		基礎植物栄養学		2	
		植物栄養学		2	
		多様性遺伝学		2	
		細胞遺伝学		2	
		植物遺伝資源学		2	
		昆虫の生態と管理		2	
		集団遺伝学		2	
		熱帯有用植物学１		1	
		熱帯有用植物学２		1	
		植物育種学		2	
職業指導	2	職業指導	2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	農業科教育論A	2		
		農業科教育論B	2		
合計	24				

２　食品衛生課程関係
食品衛生課程の履修要項（資源生命科学科応用動物学コース及び生命機能科学科応用生命化学コース）

資源生命科学科応用動物学コース及び生命機能科学科応用生命化学コースにおいて，食品衛生管理者，食品衛生監視員の資格を取得しようとする学生は，下記の要領に従って食品衛生課程を履修してください。

１．食品衛生管理者，食品衛生監視員の資格

資源生命科学科応用動物学コース及び生命機能科学科応用生命化学コースの学生には，本コースが食品衛生法第48条第６項第３号の規定に基づく食品衛生管理者及び食品衛生法施行令第９条第１項第１号の規定に基づく食品衛生監視員の養成施設としての登録を受けているので，所定の科目・単位を修得して卒業すれば，食品衛生管理者，食品衛生監視員となる資格があります。

２．食品衛生課程を修了するために必要な科目・単位数

⑴　食品衛生法に基づく食品衛生管理者，食品衛生監視員の履修科目及び履修単位は別紙のとおりです。

⑵　食品衛生法施行規則別表第14関係の科目から各１科目以上を修得し，合計で22単位以上を修得してください。

⑶　食品衛生法施行規則別表第14関係及び第15関係の総単位数が40単位以上になるように修得してください。

⑷　食品衛生課程の履修科目は第１学年から始まります。

３．食品衛生課程修了証明書の発行

食品衛生課程の所定の単位を修得し，資源生命科学科応用動物学コース又は生命機能科学科応用生命化学コースを卒業する者には，食品衛生課程修了証明書を発行します。

４．この要項は，平成20年４月１日から適用し，３年次編入学生は対象としない。

◎申請カリキュラム対照表

農学部資源生命科学科応用動物学コース

別　表　第　14	科　　目	左記科目に該当する申請科目名	選択別	単位数
化学関係	分析化学	基礎物理化学１	選択	1
		基礎物理化学２	選択	1
	有機化学	基礎有機化学１	必修	1
		基礎有機化学２	必修	1
	無機化学	基礎無機化学１	必修	1
		基礎無機化学２	必修	1
生物化学関係	生物化学	栄養代謝学	選択	2
	食品化学	栄養生化学	選択	2
	生理学	動物生理学	選択	2
	食品分析学	食品生化学	選択	2
	毒性学			
微生物学関係	微生物学	基礎微生物学	選択	2
	食品微生物学	腸内微生物生態学	選択	2
	食品保存学			
	食品製造学	動物資源利用化学	選択	2
公衆衛生学関係	公衆衛生学	応用免疫学１	選択	1
		応用免疫学２	選択	1
	食品衛生学			
	環境衛生学			
	衛生行政学	食の倫理	必修	2
	疫学			
			小計	24単位

別　表　第　15	科　　目	左記科目に該当する申請科目名	選択別	単位数
その他関連科目		資源生命科学入門Ⅰ－１		1
		資源生命科学入門Ⅰ－２		1
		応用動物学各論		2
		動物分子遺伝学		2
		家畜ゲノム学		2
		量的遺伝学		2
		基礎生殖生物学１		1
		基礎生殖生物学２		1
		生殖生化学		2
		動物受精学※		1
		応用動物繁殖学※		1
		基礎発生工学		1
		栄養資源学		2
		動物組織学		2
		動物形態機能学Ⅰ		2
		動物形態機能学Ⅱ		2
		病態・感染機構学１		1
		病態・感染機構学２		1
		実験動物の技術と応用		2
			小計	29単位
			合計	53単位

○別表第14の各１科目以上，その単位の合計で22単位以上

○別表第14の科目を含めて，別表第15との総単位数が40単位以上であること。

（同科目の１，２は必ず両方修得、※「動物受精学」と「応用動物繁殖学」はセットで両方修得）

◎申請カリキュラム対照表

農学部生命機能科学科応用生命化学コース

別　表　第　14	科　　目	左記科目に該当する申請科目名	選択別	単位数
化学関係	分析化学	分析化学Ａ	選択	1
	有機化学	有機化学Ⅰ	必修	2
	無機化学	基礎無機化学１	必修	1
		基礎無機化学２	必修	1
生物化学関係	生物化学	蛋白質・酵素化学	必修	2
	食品化学	栄養機能化学	選択	2
	生理学	動物生理学	自由	2
	食品分析学	食品生化学	選択	2
	毒性学			
微生物学関係	微生物学	微生物学概論	必修	2
	食品微生物学	醸造微生物学	選択	2
	食品保存学			
	食品製造学	動物資源利用化学	選択	2
公衆衛生学関係	公衆衛生学	応用免疫学１	選択	1
		応用免疫学２	選択	1
	食品衛生学			
	環境衛生学			
	衛生行政学	食の倫理	必修	2
	疫学			
			小計	23単位

別　表　第　15	科　　目	左記科目に該当する申請科目名	選択別	単位数
その他関連科目		植物天然物化学		2
		動物資源学１		1
		動物資源学２		1
		分子生物学		2
		代謝生化学		2
		栄養化学		2
		有機機能分子化学１		1
		有機機能分子化学２		1
		有機反応化学		2
		植物代謝化学		2
		植物機能化学		2
		動物性食品利用学		2
		微生物機能化学Ⅰ		2
		微生物機能化学Ⅱ		2
		生物物理化学		2
		分析化学Ｂ		1
		微生物遺伝学		2
			小計	29単位
			合計	52単位

○別表第14の各１科目以上，その単位の合計で22単位以上

○別表第14の科目を含めて，別表第15との総単位数が40単位以上であること。

（同科目の１，２は必ず両方修得）

第　　号

食品衛生課程修了証明書

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は，　　年　　月本学　農学部

学科　　コースを卒業し，

食品衛生管理者及び食品衛生監視員の学科目を修得し，

食品衛生課程を修了したことを証明する。

年　　月　　日

神戸大学農学部長

○　○　○　○

3　測量士補の資格について

測量士補の資格取得に関する科目履修要項は食料環境システム学科生産環境工学コース地域環境工学プログラム修了要件と同一です。地域環境工学プログラムを専攻し食料環境システム学科を卒業した学生は，全員，卒業と同時に測量士補の資格を取得できます。地域環境工学プログラムの修了要件が測量士補の申請要件となります。

測量士補となるためには，申請者自身が，測量士補登録の手続きを行わなければなりません。日本測量協会のホームページ（http://www.jsurvey.jp/）にアクセスして，登録処理に必要な書類を用意し，登録申請を行って下さい。

必要書顛は，

＜測量士補登録手続きの場合＞

１．登録申請書（取寄せ経費がかかります）

２．卒業証明書

３．成績証明書

４．登録通知書送付用封筒

他に，登録免許税が課税されます。

4　技術検定の受検資格について

（土木工学に関する学科となっている検定種目）

【１級技術検定の受検資格】

・食料環境システム学科生産環境工学コース地域環境工学プログラムの課程のうち表②に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後，受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験１年以上を含む３年以上の実務経験を有する者

【２級技術検定の受検資格】

・表①に掲げる者

表①

受検しようとする種目		受検資格を認める者
建設機械施工		食料環境システム学科生産環境工学コース地域環境工学プログラムの課程のうち表②に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後，受検しようとする種別に関する６月以上の実務経験を含む１年以上の実務経験を有する者
土木施工管理及び建築施工管理（国土交通大臣が指定する種別）		食料環境システム学科生産環境工学コース地域環境工学プログラムの課程のうち表②に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後，受検しようとする種別に関し１年以上の実務経験を有する者
その他の種目及び種別	学科試験	食料環境システム学科生産環境工学コース地域環境工学プログラムの課程のうち表②に示す教科において指定する条件を満たし卒業した者又は卒業見込みの者
	実地試験	食料環境システム学科生産環境工学コース地域環境工学プログラムの課程のうち表②に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後，受検しようとする種目（種別）に関し１年以上の実務経験を有する者

表②

次に掲げる科目のうち，５単位以上を取得した者

水理学Ⅱ，応用水文学１，応用水門学Ⅱ，応用構造力学，土質工学Ⅱ，建設材料学，土壌物理学，鉄筋コンクリート工学，土地改良法，水理施設工学Ⅰ，水理施設工学Ⅱ

5　樹木医補の資格認定について

一般財団法人日本緑化センターが認定する「樹木医」の制度があります。この樹木医の資格を得るには樹木医研修を受ける必要があり，その選抜試験の受験資格は，造園等の関連職種の業務経歴７年以上または樹木医補認定後の業務経歴１年以上で得られます。神戸大学は樹木医補の資格養成機関として認定を受けており，認定科目は下表のとおりです。所定の単位をとれば，緑化センターへの手続を経て「樹木医補」として認定されます。なお，樹木医補は大学院の在籍が業務経歴として認められ，博士課程前期課程２年次に樹木医研修の選抜試験を受験できます。

詳細な情報は http://www.jpgreen.or.jp/treedoctor/info.html をご覧下さい。

樹木医補認定に必要な科目

下表の認定科目のうち，講義科目から６分野14単位以上，実験・実習科目から４分野以上履修する必要があります。樹木医に必要な分野に関連した卒業研究は，指導教員の認定により実験・実習科目として認められることがあります。表内には記載していないので注意して下さい。資格認定は卒業時の認定科目にて行われます。認定科目名と分野への配置が変更になる場合がありますので，最新情報は日本緑化センターのホームページ（大学名と入学年次による記載）を確認してください。樹木医補の認定を受けたい場合は，森林資源学研究室に相談してください。

樹木医補認定のための開講講義一覧

		講義科目	実験・実習科目
分野別	樹木の分類	樹木学②	樹木学演習①（隔年開講）
	樹木の生態・生理	森林生態学②	応用植物学専門実験Ⅰ④
	立地・土壌	基礎土壌学②	
	植物病理	基礎植物病理学② 防疫微生物学②	作物・樹木病害診断演習②
	昆虫・動物	基礎昆虫学Ａ①， 基礎昆虫学Ｂ① 昆虫の生態と管理②	
	樹木医学	森林保護学②	国際植物防疫演習①（隔年開講）
	農薬科学	環境物質科学②	
	造園学	造園学②（隔年開講）	公園・緑地環境学演習①
	樹木医補総合		応用機能生物学実験Ⅱ④ 樹木医学総合演習①

注．樹木医学研究に係る「卒業研究」は、内容に該当する分野の実験･実習科目の１科目とすることができます。

○数字は単位数を示す。（例：樹木学②・・・２単位）

講義科目から６分野１４単位以上履修，実験・実習科目から４分野以上履修により，
樹木医補の資格認定（卒業後に個人申請）

6　神戸大学ＥＳＤコース実施要領

令和４年４月１日改正

（趣旨）

第１　神戸大学の各学部規則等の規定により神戸大学ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）コース（以下「コース」という。）を置き，その実施に関し必要な事項を定める。

（設置目的）

第２　コースは，各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して，持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

（授業科目名及び単位数）

第３　コースにおける授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等については，別表のとおりとする。

（修了要件）

第４　コースを修了しようとする学生は，別表に定めるところに従い，13単位以上を修得しなければならない。

（修了認定証の授与）

第５　コース修了については，当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会の議を経て認定を行い，修了を認定した者については，修了認定証を授与する。

２　修了認定証の様式は，別紙のとおりとする。

３　修了認定証は，原則として学位記授与式の日に交付する。

（雑則）

第６　この要領に定めるもののほか，コースの実施に関し必要な事項は，ESDコース専門委員会が定める。

（途中附則略）

附　則

１　この要領は，令和4年4月1日から実施する。

２　この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和４年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については,改正後の要領にかかわらず，なお従前の例による。

別表　授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等

授業科目区分等		授 業 科 目 名	単位数	必要修得単位数	配当年次	開講学部等
基礎科目	Ⅰ群	実践農学入門	2	1	1年次	農学部
		ＥＳＤ基礎（持続可能な社会づくり１）	1		1年次	教養教育院
		ＥＳＤボランティア論	1		1年次	教養教育院
		ＥＳＤ実践論	2		3年次	国際人間科学部
	Ⅱ群	ＥＳＤ論（持続可能な社会づくり２）Ａ	1	2	1年次	教養教育院
		ＥＳＤ論（持続可能な社会づくり２）Ｂ	1		1年次	教養教育院
		ＥＳＤ生涯学習論Ａ	1		1年次	教養教育院
		ＥＳＤ生涯学習論Ｂ	1		1年次	教養教育院
関連科目		環境人文学講義Ⅰ	2	6	2年次	文学部
		環境人文学講義Ⅱ	2		2年次	文学部
		比較政治社会論	2		2年次	国際人間科学部
		スポーツコミュニティ形成論	2		3年次	国際人間科学部
		幼児心理学演習	2		2年次	国際人間科学部
		初等理科論	2		2年次	国際人間科学部
		生活空間計画論	2		2年次	国際人間科学部
		緑地環境論	2		2年次	国際人間科学部
		知覚と行為（知覚・認知心理学）	2		2年次	国際人間科学部
		グローバル開発政策論	2		2年次	国際人間科学部
		生物多様性科学	2		2年次	国際人間科学部
		環境社会学	2		2年次	国際人間科学部
		環境経済学	2		2年次	国際人間科学部
		途上国農村地域開発論	2		2年次	国際人間科学部
		メディア論	2		3年次	国際人間科学部
		ライフコースの心理学（発達心理学）	2		3年次	国際人間科学部
		市民科学教育論	1		1年次	国際人間科学部
		障害共生教育論	2		2年次	国際人間科学部
		コミュニティ・ジェンダー論	2		2年次	国際人間科学部
		国際法Ⅰ	2		2年次	法学部
		国際政治経済	2		2年次	法学部
		環境法	2		3年次	法学部
		社会保障法	2		2年次	法学部
		国際法Ⅱ	2		2年次	法学部
		国際法Ⅲ	2		3年次	法学部
		社会コミュニケーション入門	2		2年次	経済学部
		社会環境会計	2		2年次	経営学部
		人的資源管理	2		2年次	経営学部
		地域医療学	1		1～3年次	医学部医学科
		地域医療システム学	1		2年次	医学部医学科
		行動科学	1		2年次	医学部医学科
		公衆衛生学	3		3年次	医学部医学科
		国際保健	1		2年次	医学部保健学科
		災害保健	1		3年次	医学部保健学科
		緩和ケア論	1		4年次	医学部保健学科
		リハビリテーション工学・福祉用具学	1		3年次	医学部保健学科
		現代医療と生命倫理	1		1年次	医学部保健学科
		ＩＰＷ概論	1		1年次	医学部保健学科
		公衆衛生学	1		2年次	医学部保健学科
		環境・食品・産業衛生学	1		2年次	医学部保健学科
		小児疾病論	1		2年次	医学部保健学科
		地球環境論	1		1年次	工学部
		河川・水文学	2		3年次	工学部

	国際関係論	1		３年次	工学部
	都市地域計画	2		３年次	工学部
	合意形成論	1		３年次	工学部
	農と植物医科学入門	2		１年次	農学部
	熱帯有用植物学１	1		３年次	農学部
	熱帯有用植物学２	1		３年次	農学部
	樹木学	2		１年次	農学部
	食料生産管理学	2		２年次	農学部
	森林生態学	2		２年次	農学部
	土壌と環境	2		３年次	農学部
	森林保護学	2		３年次	農学部
	食料産業論	2		３年次	農学部
	途上国経済論	2		３年次	農学部
	現代海洋政策概論-１	1		２年次	海洋政策科学部
	現代海洋政策概論-２	1		２年次	海洋政策科学部
	阪神・淡路大震災と都市の安全	1		２年次	教養教育院
	ボランティアと社会貢献活動Ａ	1		１年次	教養教育院
	ボランティアと社会貢献活動Ｂ	1		１年次	教養教育院
フィールド演習科目	ＥＳＤ演習Ⅰ（環境人文学）	2	4	２年次	文学部
	ＥＳＤ演習Ⅱ（環境人文学）	2		２年次	文学部
	ＥＳＤ演習Ⅰ１（国際人間科学）	1		２年次	国際人間科学部
	ＥＳＤ演習Ⅰ２（国際人間科学）	1		２年次	国際人間科学部
	ＥＳＤ演習Ⅱ１（国際人間科学）	1		２年次	国際人間科学部
	ＥＳＤ演習Ⅱ２（国際人間科学）	1		２年次	国際人間科学部
	環境法演習	2		３年次	法学部
	国際法演習	2		３年次	法学部
	国際関係論演習	2		３年次	法学部
	ＥＳＤ演習Ⅰ（環境経済学Ⅰ）	2		３年次	経済学部
	ＥＳＤ演習Ⅱ（環境経済学Ⅱ）	2		３年次	経済学部
	初期体験臨床実習	1		１年次	医学部医学科
	早期臨床実習１	1		２年次	医学部医学科
	早期臨床実習２	1		３年次	医学部医学科
	地域社会医学実習	1		４年次	医学部医学科
	ＩＰＷ	1		４年次	医学部医学科
	初期体験実習	1		１年次	医学部保健学科
	ＩＰＷ統合演習	1		４年次	医学部保健学科
	研究ゼミナール	1		２年次	医学部保健学科
	看護研究方法論	1		３年次	医学部保健学科
	寄生虫検査学実習	1		３年次	医学部保健学科
	検査統合演習	1		３年次	医学部保健学科
	日常生活活動学実習	1		２年次	医学部保健学科
	理学療法地域医療実習	1		３年次	医学部保健学科
	基礎作業学実習Ⅰ	1		２年次	医学部保健学科
	基礎作業学実習Ⅱ	1		３年次	医学部保健学科
	兵庫県農業環境論Ａ	1		２年次	農学部
	兵庫県農業環境論Ｂ	1		２年次	農学部
	実践農学	2		２年次	農学部
	ＥＳＤ総合演習	2		３年次	教養教育院
必要修得単位数の合計			１３単位以上		

（別紙）

第　　号

神戸大学ＥＳＤコース修了認定証

殿

年　　月　　日生

上記の者は持続可能な社会づくりに資する人材を養成する神戸大学ＥＳＤ（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）コースの所定の単位を修得したので同コース修了者と認定する

○○○○年○○月○○日

国立大学法人神戸大学長

○　○　　○　○

7　神戸大学数理･データサイエンス･AI教育プログラム実施要領

令和４年１月18日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会決定
令和４年２月８日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正

（趣旨）

第１条　この要領は、神戸大学の各学部規則の規定に基づき設置される神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　プログラムは、学士課程において、数理的思考、データ分析・活用力、AI活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成することを目的とする。

（レベル）

第３条　プログラムは、リテラシーレベルと応用基礎レベルに区分する。

（授業科目名，単位数及び修了要件）

第４条　プログラムにおける授業科目名、単位数及び修了要件は、別表のとおりとする。

（修了認定）

第５条　プログラム修了については、当該プログラムを修了した学生が所属する学部の教授会の議を経て年度末ごとに認定を行う。

（雑則）

第６条　この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から実施する。

別表（第4条関係）

(1) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	情報基礎	情報科目	1	2 単位
	データサイエンス基礎学	基礎教養科目	1	
必要修得単位数の合計				2 単位

(2) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）

農学部

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論Ａ	総合教養科目	1	2 単位
	データサイエンス概論Ｂ	総合教養科目	1	
選択必修	線形代数１	共通専門基礎科目	1	2 単位以上
	線形代数２	共通専門基礎科目	1	
	線形代数３	共通専門基礎科目	1	
	線形代数４	共通専門基礎科目	1	
	微分積分入門１	共通専門基礎科目	1	
	微分積分入門２	共通専門基礎科目	1	
	微分積分１	共通専門基礎科目	1	
	微分積分２	共通専門基礎科目	1	
	微分積分３	共通専門基礎科目	1	
	微分積分４	共通専門基礎科目	1	
	数理統計１	共通専門基礎科目	1	
	数理統計２	共通専門基礎科目	1	
	データサイエンス基礎演習	総合教養科目	1	2 単位以上
	データサイエンスＰＢＬ演習	高度教養科目	1	
	実験統計学	専門科目	2	
	プログラミング	専門科目	2	
	数値解析	専門科目	2	
	食料情報学	専門科目	2	
	応用動物データサイエンス演習	専門科目	2	
	応用植物学専門実験Ⅱ	専門科目	3	
必要修得単位数の合計				6 単位以上

※　農学部生のコース別プログラム修了要件算入授業科目は別途お知らせします。

Ⅴ　研究科規則等

1　神戸大学大学院農学研究科規則

平成19年３月20日制定

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則(平成16年４月１日制定)及び神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究科における教育研究上の目的）

第２条　研究科は，食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探求することによって，持続共生社会を構築する高度な技術と知的基盤の創成に貢献するための教育研究を行う。

（課程）

第３条　研究科の課程は，博士課程とする。

2　博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

（専攻及び講座等）

第４条　研究科に置く専攻，講座及び教育研究分野は，別表第1に掲げるとおりとする。

（各専攻における教育研究上の目的）

第５条　各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 食料共生システム学専攻

農業工学及び農業経済学の融合による学際的な視点及び方法論に基づき，自然・人工環境，作物・食料，人間・地域国際社会及び生産技術を包括した食料共生システムの構築に係る教育研究を行うとともに，前期課程においては，農業生産基盤から食料の生産・加工・流通・消費に至る様々な問題に取り組める研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を持つ人材の養成を目的とし，後期課程においては，我が国のみならず，アジアや世界の広範な視点から，持続的かつ効率的な食料生産及び供給を可能にするシステムの構築及び発展に貢献する上で必要な高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識及び技術を備えた優れた人材を養成することを目的とする。

(2) 資源生命科学専攻

有用な動物，植物，微生物及びそれらの相互作用に係る諸問題を，遺伝子から生態系レベルまで及び基礎から応用までを統括した資源生命科学として捉えた教育研究を行うとともに，前期課程においては，生物資源の探索・生産・利用・管理技術の開発に向けた研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を持つ人材の養成を目的とし，後期課程においては，生物資源に関して独創的な学術研究と科学技術開発を推進することにより，高度な専門的及び総合的な知識や思考力をもち，食料生産から先端バイオ領域まで幅広い分野を担う上で必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識と技術を備えた優れた人材を養成することを目的とする。

(3) 生命機能科学専攻

生命が生み出す多岐にわたる機能を作物，食品，化学・医薬品等の生産に活用するためのバイオサ

イエンスたる生命機能科学に係る教育研究を行うとともに，前期課程においては，農及び食に関わる多様な機能及び現象を分子から生態レベルまで広範囲に解析できる研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を持つ人材の養成を目的とし，後期課程においては，学問の進むべき方向を広い視点から洞察し，生命機能の化学的活用及び農環境の保全・創造に関わる先端科学を担いうる優れた思考力，実験力及び表現力を備え，かつ社会に貢献する上で必要な高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識及び技術を備えた優れた人材を養成することを目的とする。

（研究科長）

第６条　研究科に，研究科長を置く。

2　研究科長は，研究科に関する事項を総括する。

（副研究科長）

第７条　研究科に，副研究科長2人を置く。

2　副研究科長は，研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は，神戸大学大学院農学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て定める。

（専攻長）

第８条　研究科の各専攻に，専攻長を置く。

2　専攻長は，専攻ごとに研究科に配置された神戸大学の専任の教授の中から選出する。

3　専攻長の任期は，１年とする。

4　専攻長は，当該専攻に関する事項を総括する。

5　専攻長の選考に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

（副専攻長）

第９条　研究科の各専攻に，副専攻長を置く。

2　副専攻長は，専攻ごとに研究科に配置された神戸大学の専任の教授の中から選出する。

3　副専攻長の任期は，１年とする。

4　副専攻長は，専攻長の職務を補佐する。

5　副専攻長の選考に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

（前期課程の入学資格）

第10条　前期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられ

た教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

(9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 大学に３年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，研究科において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(11) 研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

（進学）

第11条 神戸大学（以下「本学」という。）の大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程に進学を希望する者については，選考の上，進学させる。

（後期課程の入学資格）

第12条　後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校，第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(8) 研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

(選考方法)

第13条 入学志願者に対する選考は，学力検査，口頭試問等により行う。

(転専攻)

第14条 学生は，所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻の専攻長が認めた場合に限り，転専攻を願い出ることができる。

2 前項の規定により転専攻の願い出があった場合には，教授会の議を経て，許可することがある。

3 転専攻の時期等については，別に定める。

(転入学)

第15条 他の大学の大学院に在学している者が，研究科に転入学を志願するときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は，別に定める。

(再入学)

第16条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が，再入学を志願するときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は，別に定める。

(教育方法)

第17条 研究科における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 前項に掲げる授業及び研究指導は，夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

(授業科目等)

第18条 研究科の授業科目及び単位数等は，別表第２及び別表第３のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか，臨時に授業科目を開設することがある。ただし，その授業科目及び単位数等は，開設の都度定める。

(単位の基準)

第19条 各授業科目の単位の計算は，次の基準による。

(1) 講義については，15時間の授業をもって１単位とする。

(2) 演習については，15時間又は30時間の授業をもって１単位とする。

(3) 実験及び実習については，30時間又は45時間の授業をもって１単位とする。

(指導教員)

第20条 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は，研究科に配置された神戸大学の専任の教授及び研究科の客員教授とする。ただし，必要があるときは，教授会の議を経て，研究科に配置された神戸大学の専任の准教授，講師，助教又は研究科の客員准教授をもって充てることができる。

(授業科目の履修)

第21条 学生は，授業科目の履修に当たり，指導教員の承認を得て，学期の初めに所定の履修届を研究科

長に提出しなければならない。

2　学生は，他の研究科の授業科目を履修しようとするときは，指導教員の承認を得た上，研究科長を経て，当該研究科長の許可を受けなければならない。

3　前期課程に在籍する学生は，学部の授業科目を履修しようとするときは，指導教員の承認を得た上，研究科長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

4　前２項の規定により履修した他の研究科等の授業科目について修得した単位は，教授会の議を経て，第32条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第22条　学生は，教授会の議を経て，研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生は，教授会の議を経て，協定に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

3　前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，教授会の議に基づき，前期課程にあっては10単位を限度とし，後期課程にあっては４単位を限度として，研究科において修得したものとみなし，第32条に規定する単位として認めることができる。

（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）

第22条の２　学生が教授会の議を経て，休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，研究科において修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，教授会の議を経て，研究科において修得したものとみなすことができる。

3　前２項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第３項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて，前期課程にあっては10単位を限度とし，後期課程にあっては6単位を限度として，第32条に規定する単位として認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第23条　教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は，教授会の議を経て行う。

2　既修得単位の認定を受けようとする者は，指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

3　第１項の規定により認定された単位数は，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，前期課程にあっては10単位を限度とし，後期課程にあっては４単位を限度として，第32条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院等の研究指導）

第24条　学生は，教授会の議を経て，研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導を受けることができる。ただし，当該研究指導を受けることができる期間は，前期課程の学生にあっては１年，後期課程の学生にあっては２年を超えないものとする。

2　前項ただし書の規定にかかわらず，後期課程の学生にあっては，特別の事情があると認められる場合

に限り，２年を超えて前項の研究指導を受けることができるものとする。

（自然科学系プログラム教育コース）

第25条　自然科学系の分野に関する幅広い知識及び学際的視点を有する人材を養成するため，前期課程に自然科学系プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という。）を置く。

2　プログラムコースに関し必要な事項は，別に定める。

（Kobe Global Graduate Program for Agricultural Science コース）

第25条の２　農学分野に関する外国人留学生の教育や国際性を有する人材の養成に対応するため，博士課程にKobe Global Graduate Program for Agricultural Science コース（以下「グローバルコース」という。）を置く。

2　グローバルコースに関し必要な事項は，別に定める。

（留学）

第26条　学生は，第22条及び第24条の規定に基づき，外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは，研究科長の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により留学した期間は，標準修業年限に算入する。

（休学）

第27条　休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由があるときは，研究科長は，更に１年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

2 休学期間は，通算して，前期課程にあっては２年，後期課程にあっては３年を超えることはできない。

（単位の授与）

第28条　授業科目を履修し，試験に合格した者には，所定の単位を与える。

2　試験は，筆記試験，口頭試問又は研究報告等により行う。

（前期課程の研究経過発表会）

第29条　各専攻は，別に定める単位を修得した前期課程の学生を発表者として，研究経過発表会を開催するものとする。

2　前期課程の学生は，研究経過発表会で発表を行ったことの認定を受けなければ，学位論文を提出することができない。

（後期課程の研究経過発表会及び研究成果発表会）

第30条　各専攻は，後期課程の学生を発表者として，研究経過発表会を開催するものとする。

2　各専攻は，別に定める単位を修得した後期課程の学生を発表者として，研究成果発表会を開催するものとする。

3　後期課程の学生は，研究成果発表会で発表を行ったことの認定を受けなければ，学位論文を提出することができない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第31条　学位論文の審査及び最終試験については，神戸大学学位規程（平成16年４月１日制定）の定めるところによる。

（成績評価基準）

第31条の2　教学規則第73条の２に規定する成績評価基準については，別に定める。

（課程の修了）

第32条　前期課程の修了要件は，前期課程に２年以上在学し，別表第２に定める授業科目のうちから30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

2　博士課程の修了要件は，後期課程に３年以上在学し，別表第３に定める授業科目のうちから10単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，後期課程に１年（２年未満の在学期間をもって修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

3　前２項の課程修了の認定は，教授会の議を経るものとする。

（学位の授与）

第33条　前期課程を修了した者には，修士の学位を授与する。

2　博士課程を修了した者には，博士の学位を授与する。

3　前２項の学位を授与するに当たっては，次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

前期課程　　農学

博士課程　　農学又は学術

（特別聴講学生）

第34条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して，研究科長に願い出るものとする。

2　特別聴講学生の受入れの時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，聴講期間は，当該授業科目の開講学期とする。

（特別研究学生）

第35条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別研究学生の研究期間は，１年以内とする。ただし，特に必要と認めるときは，教授会の議を経て，期間を更新することができる。

（科目等履修生）

第36条 研究科において，特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，科目等履修生として入学を許可することがある。

2　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

（聴講生）

第37条 研究科において，特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，聴講生として入学を許可することがある。

2　聴講生に関し必要な事項は，別に定める。

（研究生）

第38条　研究科において，特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，研究生として入学を許可することがある。

2　研究生は，研究科に勤務する教員の指導の下に研究を行うものとする。

3　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第39条　前期課程において，教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　前期課程において，所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は，別表第４のとおりとする。

（雑則）

第40条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

（途中附則略）

附　則

1　この規則は，令和４年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和４年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表第２及び別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第１　専攻，講座及び教育研究分野（第４条関係）

専　　攻	講　　座	教育研究分野
食料共生システム学専攻	生産環境工学	水環境学
		土地環境学
		施設環境学
		地域共生計画学
		農産食品プロセス工学
		生物生産機械工学
		生物生産情報工学
	食料環境経済学	食料経済・政策学
		農業農村経営学
		国際食料情報学
資源生命科学専攻	応用動物学	動物遺伝育種学
		生殖生物学
		発生工学
		栄養代謝学
		動物分子形態学
		組織生理学
		感染症制御学
		動物遺伝資源開発学
		細胞情報学
	応用植物学	資源植物生産学
		植物育種学
		森林資源学
		園芸植物繁殖学
		園芸生産開発学
		園芸生理生化学
		熱帯有用植物学
		植物遺伝資源開発学
	食料生産フィールド科学※	食料生産フィールド科学
生命機能科学専攻	応用生命化学	生物化学
		食品・栄養化学
		天然有機分子化学
		有機機能分子化学
		環境分子物理化学
		植物機能化学
		動物資源利用化学
		微生物機能化学
		微生物資源化学
		生物機能開発化学
	応用機能生物学	土壌学
		植物栄養学
		植物遺伝学
		栽培植物進化学
		細胞機能構造学
		環境物質科学
		細胞機能制御学
		植物病理学
		昆虫分子機能科学
		昆虫多様性生態学

※印は，連携講座を示す。

別表第２　前期課程授業科目及び単位数等（第18条，第32条関係）

(1)－１　食料共生システム学専攻

授業科目	単位	必修・選択必修・選択の別	備考
先端融合科学特論 A(環境編)	1	必　修	
先端融合科学特論 B(Advanced Science and Technology)	1	選　択	
食料共生システム学プレゼンテーション演習 Ⅰ	2	必　修	
食料共生システム学プレゼンテーション演習 Ⅱ	2	必　修	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
流域システム論	2	選　択	
流域水文環境論	2	選　択	
土質工学特論	2	選　択	
施設環境学基礎論	2	選　択	
地理情報システム1	1	選　択	
地理情報システム2	1	選　択	
土・車両システム論	2	選　択	
ポストハーベスト工学論	2	選　択	
栽培工程論1	1	選　択	
栽培工程論2	1	選　択	
環境・食品衛生工学	2	選　択	
食料環境経済論	2	選　択	
開発経済論	2	選　択	
農村イノベーション論	2	選　択	
農業組織経営学	2	選　択	
食農ビジネス論	2	選　択	
国際農業論	2	選　択	
課題開発演習	2	選　択	
特別連携講義	2	選　択	
特定課題演習 I-1	3	必　修	
特定課題演習 I-2	3	必　修	
特定課題演習 Ⅱ-1	3	必　修	
特定課題演習 Ⅱ-2	3	必　修	
(研究指導)			

＊科目名の後に算用数字1と2が付く科目については，必ず1,2の両方を履修すること。

履修要件　30単位以上
必修：17単位
選択：13単位以上
ただし，下記1）、2）については6単位まで，3）については10単位まで算入できる。
1）他専攻の授業科目を履修したとき。
2）農学部，並びに本学の他研究科，他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。
3）他大学大学院(外国の大学を含む。)の授業科目について指導教員が必要と認め，かつ所定の手続きを経て履修したとき。

(1)－２　食料共生システム学専攻（グローバルコース）

授業科目	単位	必修･選択必修･選択の別	備考
Advanced Science and Technology	1	必　修	
Introduction to Fields of Studies in Natural Sciences and Engineering	2	選　択	
Presentation Exercise on Agricultural Engineering and Socio-Economics I	2	必　修	
Presentation Exercise on Agricultural Engineering and Socio-Economics II	2	必　修	
Special Subject Exercise I-1	3	必　修	
Special Subject Exercise I-2	3	必　修	
Special Subject Exercise II-1	3	必　修	
Special Subject Exercise II-2	3	必　修	
Exercise in Subject Development	2	選　択	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
Selected Topics in Soil and Water Engineering	1	選　択	
Watershed Hydrology and Environment	2	選　択	
Introduction to Agricultural Facilities and Geo-Environmental Engineering	2	選　択	
Introduction to Geographic Information 1	1	選　択	
Introduction to Geographic Information 2	1	選　択	
Terrain-Vehicle Systems	2	選　択	
Postharvest technology	2	選　択	
Field Crop Production Systems 1	1	選　択	
Field Crop Production Systems 2	1	選　択	
Engineering for Environmental and Food Hygiene	1	選　択	
Intermediate Microeconomics	2	選　択	
Development Economics	2	選　択	
Rural Innovation	2	選　択	
Organizational Management in Agriculture	2	選　択	
Agri-Food Business	2	選　択	

＊科目名の後に算用数字1と2が付く科目については，必ず1,2の両方を履修すること。

履修要件　30単位以上
必修：17単位
選択：13単位以上
ただし，下記により6単位まで算入できる。
1）他専攻のグローバルコース授業科目を履修したとき。
2）本専攻のグローバルコース以外の授業科目を履修したとき。
3）農学部，並びに本学の他研究科，他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。

(2)－１　資源生命科学専攻

授業科目	単位	必修･選択必修･選択の別	備考
先端融合科学特論 A(食料編)	1	必　修	
先端融合科学特論 B(Advanced Science and Technology)	1	選　択	
資源生命科学プレゼンテーション演習 I	2	必　修	
資源生命科学プレゼンテーション演習 II	2	必　修	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
動物ゲノム学	2	選　択	
雄性繁殖生理学	2	選　択	
動物発生工学	2	選　択	
栄養代謝機構学 1	1	選　択	
栄養代謝機構学 2	1	選　択	
動物代謝制御学	2	選　択	
動物分子形態学	2	選　択	
微生物分子生態学	2	選　択	
動物感染機構学	2	選　択	
有用動物資源学	2	選　択	
シグナル分子機構論	2	選　択	
資源植物生理生化学	2	選　択	
植物分子育種方法論	1	選　択	
森林･緑地環境学 A	1	選　択	
森林･緑地環境学 B	1	選　択	
植物遺伝資源利用学	2	選　択	
園芸植物防除論	2	選　択	
園芸資源利用学	2	選　択	
野菜生産開発論 A	1	選　択	
野菜生産開発論 B	1	選　択	
ゲノム園芸学	2	選　択	
花卉生産開発論	2	選　択	
熱帯植物生理学	2	選　択	
熱帯植物生産学	2	選　択	
果実成熟生理学	2	選　択	
有用生物利用学(連携)	2	選　択	
課題開発演習	2	選　択	
特別連携講義	2	選　択	
国際植物防疫演習	1	選　択	
特定課題演習 I-1	3	必　修	
特定課題演習 I-2	3	必　修	
特定課題演習 II-1	3	必　修	
特定課題演習 II-2	3	必　修	
(研究指導)			

＊科目名の後に算用数字1と2が付く科目については，必ず1,2の両方を履修すること。

履修要件　30単位以上
必修：17単位
選択：13単位以上
ただし，下記1）、2）については6単位まで，3）については10単位まで算入できる。
1）他専攻の授業科目を履修したとき。
2）農学部，並びに本学の他研究科，他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。
3）他大学大学院(外国の大学を含む。)の授業科目について指導教員が必要と認め，かつ所定の手続きを経て履修したとき。

(2)－２　資源生命科学専攻（グローバルコース）

授業科目	単位	必修･選択必修･選択の別	備考
Advanced Science and Technology	1	必　修	
Introduction to Fields of Studies in Natural Sciences and Engineering	2	選　択	
Presentation Exercise on Bioresource Science I	2	必　修	
Presentation Exercise on Bioresource Science II	2	必　修	
Special Subject Exercise I-1	3	必　修	
Special Subject Exercise I-2	3	必　修	
Special Subject Exercise II-1	3	必　修	
Special Subject Exercise II-2	3	必　修	
Exercise in Subject Development	2	選　択	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
Zoonosis	1	選　択	
Plant and Animal Domestication	1	選　択	
Male Reproductive Physiology	2	選　択	
Developmental Biotechnology in Mammals	2	選　択	
Regulation System of Animal Nutrition and Metabolism 1	1	選　択	
Useful Animal Resources	2	選　択	
Plant Epigenetics	1	選　択	
Forests and the Environment	1	選　択	
Environmental Stimuli in Plants	1	選　択	
Molecular and Plant Breeding	1	選　択	
Environmental and Landscape Planning A	1	選　択	
Environmental and Landscape Planning B	1	選　択	
Arboriculture and Urban Forestry	1	選　択	
Vegetable Crop Production and Physiology A	1	選　択	
Plant Lipid Science	1	選　択	

＊科目名の後に算用数字1と2が付く科目については，必ず1,2の両方を履修すること。

履修要件　30単位以上
必修：17単位
選択：13単位以上
ただし，下記により6単位まで算入できる。
1）他専攻のグルーバルコース授業科目を履修したとき。
2）本専攻のグローバルコース以外の授業科目を履修したとき。
3）農学部，並びに本学の他研究科，他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。

(3)－１　生命機能科学専攻

授業科目	単位	必修・選択必修・選択の別	備考
先端融合科学特論 A(健康生命編)	1	必　修	
先端融合科学特論 B(Advanced Science and Technology)	1	選　択	
生命機能科学プレゼンテーション演習 I	2	必　修	
生命機能科学プレゼンテーション演習 II	2	必　修	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
分子細胞生物学	2	選　択	
蛋白質化学	2	選　択	
生理活性分子論 1	1	選　択	
生理活性分子論 2	1	選　択	
植物機能化学	2	選　択	
植物酵素化学	2	選　択	
動物性食品機能論	2	選　択	
動物性資源化学論	2	選　択	
応用微生物学	2	選　択	
分子栄養学	2	選　択	
糖質機能成分開発論	2	選　択	
タンパク質構造・機能論	2	選　択	
食品生理機能学	2	選　択	
根圏土壌化学	2	選　択	
土壌機能解析学	2	選　択	
光合成生理生化学	2	選　択	
栽培植物進化学	2	選　択	
植物遺伝学	2	選　択	
応用植物栄養生理学	2	選　択	
生体応答細胞学	2	選　択	
環境分子制御科学	2	選　択	
環境分子計測科学	2	選　択	
環境バイオアッセイ論	2	選　択	
植物病害診断技術論	2	選　択	
ゲノム機能制御学	2	選　択	
時間生物学 1	1	選　択	
時間生物学 2	1	選　択	
昆虫管理学 1	1	選　択	
昆虫管理学 2	1	選　択	
群集生態学 1	1	選　択	
群集生態学 2	1	選　択	
課題開発演習	2	選　択	
特別連携講義	2	選　択	
特定課題演習 I-1	3	必　修	
特定課題演習 I-2	3	必　修	
特定課題演習 II-1	3	必　修	
特定課題演習 II-2	3	必　修	
(研究指導)			

＊科目名の後に算用数字1と2が付く科目については，必ず1,2の両方を履修すること。

履修要件　30単位以上
必修：17単位
選択：13単位以上
ただし，下記1）、2）については6単位まで，3）については10単位まで算入できる。
1）他専攻の授業科目を履修したとき。
2）農学部，並びに本学の他研究科，他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。
3）他大学大学院(外国の大学を含む。)の授業科目について指導教員が必要と認め，かつ所定の手続きを経て履修したとき。

(3)－２　生命機能科学専攻（グローバルコース）

授業科目	単位	必修･選択必修･選択の別	備考
Advanced Science and Technology	1	必　修	
Introduction to Fields of Studies in Natural Sciences and Engineering	2	選　択	
Presentation Exercise on Agrobioscience Ⅰ	2	必　修	
Presentation Exercise on Agrobioscience Ⅱ	2	必　修	
Special Subject Exercise Ⅰ-1	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅰ-2	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅱ-1	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅱ-2	3	必　修	
Exercise in Subject Development	2	選　択	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
Functional Food Science	1	選　択	
Plant Molecular Biology	1	選　択	
Molecular Nutrition	1	選　択	
Advanced Organic Chemistry	1	選　択	
Applied Microbiology	2	選　択	
Stress Cytology	2	選　択	
Diagnosis of Plant Diseases	2	選　択	
Genome Function and Regulation	2	選　択	
Environmental Analytical Science	2	選　択	

＊科目名の後に算用数字1と2が付く科目については，必ず1,2の両方を履修すること。

履修要件　30単位以上
必修：17単位
選択：13単位以上
ただし，下記により6単位まで算入できる。
1）他専攻のグルーバルコース授業科目を履修したとき。
2）本専攻のグローバルコース以外の授業科目を履修したとき。
3）農学部，並びに本学の他研究科，他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。

別表第３　後期課程授業科目及び単位数等（第18条，第32条関係）

(1)－１　食料共生システム学専攻

授業科目	単位	必修･選択必修･選択の別	備考
流域環境学	2	選　択	
地域計画学特論1	1	選　択	
地域計画学特論2	1	選　択	
生産土地環境論	2	選　択	
水利施設工学特論	2	選　択	
生物生産情報工学特論	2	選　択	
統合生産システム論1	1	選　択	
統合生産システム論2	1	選　択	
バイオマス変換工学特論	2	選　択	
食料需給経済論	2	選　択	
農業農村資源管理論	2	選　択	
食料情報システム論	2	選　択	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
特定研究 1	1	必　修	
特定研究 2	1	必　修	
特定研究 3	1	必　修	
特定研究 4	1	必　修	
特定研究 5	1	必　修	
特定研究 6	1	必　修	
(研究指導)			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位

選　択：４単位以上

ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

(1)－２　食料共生システム学専攻（グローバルコース）

授業科目	単位	必修･選択必修･選択の別	備考
Watershed Environment	2	選　択	
Advanced Course of Rural Planning 1	1	選　択	
Advanced Course of Rural Planning 2	1	選　択	
Advanced Environmental Engineering Course for Agricutural Land	2	選　択	
Advanced Course of Hydraulic Structures Engineering	2	選　択	
Information Engineering of Bioproduction	2	選　択	
Integrated Management System of Bio-Production 1	1	選　択	
Integrated Management System of Bio-Production 2	1	選　択	
Advanced Course of Biomass Conversion Engineering	2	選　択	
Economics on Supply and Demand of Food	2	選　択	
Rural Resource Management	2	選　択	
Food Information System	2	選　択	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
Special Research 1	1	必　修	
Special Research 2	1	必　修	
Special Research 3	1	必　修	
Special Research 4	1	必　修	
Special Research 5	1	必　修	
Special Research 6	1	必　修	
(Doctor's Thesis)			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位

選　択：４単位以上

ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

(2)－１　資源生命科学専攻

授業科目	単位	必修･選択必修･選択の別	備考
動物生殖生理論	2	選　択	
生体調節機構論 A	1	選　択	
生体調節機構論 B	1	選　択	
資源植物開発論	2	選　択	
応用園芸資源論	2	選　択	
先端遺伝育種論	2	選　択	
有用生物資源開発論（連携）	2	選　択	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
特定研究 1	1	必　修	
特定研究 2	1	必　修	
特定研究 3	1	必　修	
特定研究 4	1	必　修	
特定研究 5	1	必　修	
特定研究 6	1	必　修	
(研究指導)			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１，２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位

選　択：４単位以上

ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

(2)－２　資源生命科学専攻（グローバルコース）

授業科目	単位	必修･選択必修･選択の別	備考
Animal Reproductive Physiology	2	選　択	
Regulatory mechanisms in animal life A	1	選　択	
Regulatory mechanisms in animal life B	1	選　択	
Plant Resource Science	2	選　択	
Intellectual and innovative trials in Horticultural Science	2	選　択	
Advanced Breeding and Genetics	2	選　択	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
Special Research 1	1	必　修	
Special Research 2	1	必　修	
Special Research 3	1	必　修	
Special Research 4	1	必　修	
Special Research 5	1	必　修	
Special Research 6	1	必　修	
(Doctor's Thesis)			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位

選　択：４単位以上

ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

(3)－１　生命機能科学専攻

授業科目	単位	必修･選択必修･選択の別	備考
微生物機能利用学 A	1	選　択	
微生物機能利用学 B	1	選　択	
蛋白質機能論	2	選　択	
有機合成･物質代謝論	2	選　択	
生理活性物質論	2	選　択	
先端遺伝科学	2	選　択	
先端分子生物学 A	1	選　択	
先端分子生物学 B	1	選　択	
生態･環境制御論 A	1	選　択	
生態･環境制御論 B	1	選　択	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
特定研究 1	1	必　修	
特定研究 2	1	必　修	
特定研究 3	1	必　修	
特定研究 4	1	必　修	
特定研究 5	1	必　修	
特定研究 6	1	必　修	
(研究指導)			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位

選　択：４単位以上

ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

(3)－２　生命機能科学専攻（グローバルコース）

授業科目	単位	必修･選択必修･選択の別	備考
Advanced Course in Application of Molecular Microbiology A	1	選　択	
Advanced Course in Application of Molecular Microbiology B	1	選　択	
Advanced Course in Protein Function	2	選　択	
Synthesis and Metabolism on Biofunctional Molecules	2	選　択	
Science of Biologically Active Substances	2	選　択	
Advanced genetics	2	選　択	
Advanced Molecular Biology A	1	選　択	
Advanced Molecular Biology B	1	選　択	
Ecological and Environmental Management A	1	選　択	
Ecological and Environmental Management B	1	選　択	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
Special Research 1	1	必　修	
Special Research 2	1	必　修	
Special Research 3	1	必　修	
Special Research 4	1	必　修	
Special Research 5	1	必　修	
Special Research 6	1	必　修	
(Doctor's Thesis)			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位

選　択：４単位以上

ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

別表第４　取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科（第39条関係）

専攻	免許状の種類	免許教科
食料共生システム学専攻	高等学校教諭専修免許状	農　　業
資源生命科学専攻		
生命機能科学専攻		

2　神戸大学大学院農学研究科外国人特別学生入学選考規程

平成19年３月30日制定

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第83条に規定する外国人特別学生として，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　大学に３年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，研究科において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

⑸　研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

２　研究科の後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者

⑵　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

⑸　研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（出願手続）

第３条　研究科の前期課程に入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　入学願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書

⑷　出身大学の指導教員の推薦状

⑸　修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書

⑹　日本に居住している者は，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

⑺　振替払込受付証明書（所定の用紙）

２　研究科の後期課程に入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

⑴　入学願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　出身大学が発行した修了証明書及び成績証明書

⑷　出身大学の指導教員の推薦状

⑸　日本に居住している者は，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

⑹　振替払込受付証明書（所定の用紙）

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，筆答試験，口頭試問及び提出された書類により行う。

２　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）第３条により選定された者及び国外に居住する外国人については，筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

（入学の時期）

第５条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

（雑　則）

第６条　この規程に定めるもののほか，この規定の実施に関し必要な事項は，神戸大学大学院農学研究科教授会の議を経て定める。

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成24年11月27日から施行し，改正後の神戸大学大学院農学研究科外国人特別学生入学選考規程の規定は，平成24年７月９日から適用する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

3　神戸大学大学院農学研究科科目等履修生規程

平成19年３月30日制定

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院農学研究科規則（平成19年４月１日制定）第36条第２項の規定に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科という。」）の科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑹　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者

⑵　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

⑸　研究科において，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条 科目等履修生として入学を志願する者は，研究科が定める期間内に，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　科目等履修生願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

⑷　振替払込受付証明書（所定の用紙）

⑸　その他研究科において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者は，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。

３　外国人は第１項各号及び前項に掲げる書類のほか住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，書類審査等により行う。

（入学手続）

第５条 科目等履修生の選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を研究科長に提出するとともに，入学料を納付しなければならない。

（授業料）

第６条　科目等履修生は，所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

（履修の時期）

第７条　履修の許可は，学期の始めに行う。

ただし，教授会の議を経て特別な理由があると認めたときは，各クォーターが開始する月の初めとすることができる。

（履修期間）

第８条　履修期間は，履修を許可された授業科目の開講学期とし，１年以内とする。

２　特別の理由により，前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については，前項の規定にかかわらず，神戸大学大学院農学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，履修期間を延長することがある。ただし，その場合の履修期間は，通算して２年を限度とするものとする。

（履修科目）

第９条 履修することのできる授業科目は，１学期10単位以内とし，実験及び実習は，原則として許可しない。

（試　験）

第10条　科目等履修生は，履修した授業科目について，試験を受けることができる。

（単位修得証明書）

第11条 科目等履修生に対しては，前条の試験に合格した授業科目について，単位修得証明書を交付する。

（退　学）

第12条　科目等履修生が退学しようとするときは,研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

（除　籍）

第13条　科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは,教授会の議を経て,これを除籍する。

⑴　科目等履修生として不都合な行為があったとき。

⑵　授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　則）

第14条　この規程に定めるもののほか，この規定の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年３月31日から施行し，改正後の第２条第１項第２号の規定は，平成19年12月26日から適用する。

附　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成25年４月１日から施行し，改正後の第３条第３項の規定は，平成24年７月９日から適用する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成28年４月１日から施行する。

4　神戸大学大学院農学研究科聴講生規程

平成19年３月30日制定

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院農学研究科規則（平成19年３月20日制定）第37条第２項の規定に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に聴講生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑹　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　研究科の後期課程に聴講生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者

⑵　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

⑸　研究科において，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　聴講生として入学を志願する者は，研究科が定める期間内に，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　聴講生願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

⑷　振替払込受付証明書（所定の用紙）

⑸　その他研究科において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者は，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。

３　外国人は第１項各号及び前項に掲げる書類のほか住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，書類審査等により行う。

（入学料及び授業料）

第５条 聴講生の選考に合格した者は，所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

（聴講の時期）

第６条　聴講の許可は，学期の始めに行う。

ただし，教授会の議を経て特別な理由があると認めたときは，各クォーターが開始する月の初めとすることができる。

（聴講期間）

第７条　聴講期間は，聴講を許可された授業科目の開講学期とし，１年以内とする。

２ 特別の理由により，前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については，前項の規定にかかわらず，教授会の議を経て，聴講期間を延長することがある。ただし，その場合の聴講期間は，通算して２年を限度とするものとする。

（聴講科目）

第８条 聴講することのできる授業科目は，１学期10単位以内とし，実験及び実習は，原則として許可しない。

（試　験）

第９条　聴講生は，聴講した授業科目について，試験を受けることができる。

（聴講証明書）

第10条　聴講生に対しては，試験に合格した授業科目について，聴講証明書を交付することができる。

（除　籍）

第11条　聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究科教授会の議を経て，これを除籍する。

⑴ 聴講生として不都合な行為があったとき。

⑵ 授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　則）

第12条　この規程に定めるもののほか，この規定の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年３月31日から施行し，改正後の第２条第１項第２号の規定は，平成19年12月26日から施行する。

附　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成25年４月１日から施行し，改正後の第３条第３項の規定は，平成24年７月９日から適用する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成28年４月１日から施行する。

5　神戸大学大学院農学研究科研究生規程

平成19年３月30日制定

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院農学研究科規則（平成19年４月１日制定）第38条第３項の規定に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に研究生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑹　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者

⑵　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

⑸　研究科において，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の時期）

第３条　研究生の入学の時期は，学年及び学期の初めとする。ただし，特別の理由があると認めたときは，この限りでない。

（出願手続）

第４条 研究生として入学を志願する者は神戸大学大学院農学研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める期間内に，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　研究生入学願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　研究計画書（所定の用紙）

⑷　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

⑸　振替払込受付証明書（所定の用紙）

⑹　日本に居住している外国人にあっては，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

（選考方法）

第５条　入学志願者に対する選考は，書類審査等により行う。

（入学手続）

第６条 選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を研究科長に提出するとともに，入学料を納付しなければならない。

（授業料等）

第７条　研究生は，所定の期日までに，授業料を納付しなければならない。

２　研究生の研究に必要な特別の費用は，研究生の負担とする。

（研究期間）

第８条 研究生の研究期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由により，研究の継続を願い出た者については，教授会の議を経て，１年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

（授業科目の聴講）

第９条 研究生は，指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て，研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし，単位を修得することはできない。

（施設等の使用）

第10条　研究生は，指導教員及び管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を使用することができる。

（退　学）

第11条　研究生が退学しようとするときは，研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

（除　籍）

第12条　研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，これを除籍する。

⑴　疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められたとき。

⑵　研究生として不都合な行為があったとき。

⑶　授業料納付の義務を怠ったとき。

（国外に居住する外国人等に対する特例）

第13条 研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）第４により選定された者についての入学の時期，出願手続及び選考方法は，教授会の議を経て定める。

（証明書の交付）

第14条　研究事項について証明を願い出た者には，証明書を交付する。

（雑　則）

第15条　この規程に定めるもののほかこの規定の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年３月31日から施行し，改正後の第２条第１項第２号の規定は，平成19年12月26日から適用する。

附　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成25年４月１日から施行し，改正後の第４条第６号の規定は，平成24年７月９日から適用する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

6　神戸大学大学院農学研究科研究生規程の運用に関する申合せ

平成20年12月12日制定

（趣　旨）

第１条 この申合せは，神戸大学大学院農学研究科研究生規程（平成19年４月１日制定。以下「規程」という。）の運用に関する事項について定める。

（出願手続）

第２条 規程第３条のただし書きにより，特別な理由から学期の初め以外の時期に入学しようとする場合は，入学を希望する日の２か月前の月末までに，理由書（別紙様式１）及び規程第４条に掲げる書類を提出し，出願手続きを完了しなければならない。ただし，志願者が国外にいる場合には，５ヶ月前の月末までに出願手続きを完了しなければならない。

２　前項の入学時期は，原則として毎月の初めとする。

（出願申請資格審査）

第３条　規程第２条第１項第６号及び第２項第５号に該当する者は，出願の１ヶ月前までに出願資格審査に関わる以下の書類を提出しなければならない。

⑴　出願資格認定申請書（別紙様式２）

⑵　履歴書（別紙様式３）

⑶　最終出身学校の卒業又は修了証明書等

⑷　研究歴申立書（別紙様式４）

⑸　研究業績目録（別紙様式５）

⑹　社会活動歴，実務経験歴等及びその他特記すべき事項について（様式自由）

Ⅵ　研究科の修学上に関する内規等

1　教育職員免許状の取得について

農学研究科博士課程前期課程においては，次の教育職員免許状を取得することができます。

⑴ 取得できる免許状

専　　攻	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
食料共生システム学専攻 資源生命科学専攻生命機能科学専攻	高等学校教諭専修免許状	農　　業

⑵ 基礎資格

上記の免許状を取得するためには，修士の学位取得及び農業の高等学校教諭一種免許状を取得又は取得のための所要資格を有していることが必要です。

⑶ 専修免許状の取得要件

高等学校教諭専修免許状を取得するためには，上記の基礎資格を得ていること，及び大学院の課程において，教育職員免許法第５条別表第１に定める「大学が独自に設定する科目」について24単位以上を修得することとされています。

農学研究科博士課程前期課程では，各専攻が開講する授業科目（ただし，次表授業科目を除く。）を履修し，24単位以上の単位を修得することにより，本研究科で取得可能な免許状を取得することができます。なお，科目名に１，２又はA，Bとつく科目については，それぞれ両方修得する必要があります。

専修免許状の取得要件除外科目

(1) 食料共生システム学専攻

授　業　科　目	単位
先端融合科学特論A（環境編）	1
先端融合科学特論B（Advanced Science and Technology）	1
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2
ポストハーベスト工学論	2
課題開発演習	2
特別連携講義	2
特定課題演習Ⅰ－1	3
特定課題演習Ⅰ－2	3
特定課題演習Ⅱ－1	3
特定課題演習Ⅱ－2	3

(2) 資源生命科学専攻

授　業　科　目	単位
先端融合科学特論A（食料編）	1
先端融合科学特論B（Advanced Science and Technology）	1
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2
有用生物利用学（連携）	2
課題開発演習	2
特別連携講義	2
特定課題演習Ⅰ－1	3
特定課題演習Ⅰ－2	3
特定課題演習Ⅱ－1	3
特定課題演習Ⅱ－2	3

(3) 生命機能科学専攻

授　業　科　目	単位
先端融合科学特論A（健康生命編）	1
先端融合科学特論B（Advanced Science and Technology）	1
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2
応用植物栄養生理学	2
課題開発演習	2
特別連携講義	2
特定課題演習Ⅰ－1	3
特定課題演習Ⅰ－2	3
特定課題演習Ⅱ－1	3
特定課題演習Ⅱ－2	3

２　自然科学系プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項

平成28年４月14日制定

（趣旨）

第１　この要項は，神戸大学大学院理学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科及び海事科学研究科（以下「自然科学系研究科」という。）の各研究科規則に規定する自然科学系プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（プログラムコースの開設とその調整）

第２　プログラムコースは，自然科学系研究科の共同によって魅力的なテーマを選定し，これらを教育プログラム化するものとし，その開設と調整は，自然科学系教育研究推進部会が行う。

２　開設するプログラムコースは，年度ごとに別に定める。

（履修要件等）

第３　プログラムコースは学生の希望により履修するもので，それぞれのコースに応じて指定する自研究科と他研究科の科目群からなり，自研究科の前期課程修了要件に加えて，他研究科の科目４単位（又は他研究科２単位及び他専攻２単位）を含めて６単位を修得しなければならない。

なお，プログラムコースの修得単位数が６単位に満たない者が当該プログラムコースで修得した他研究科の単位は，自研究科規則に基づいて修了要件の単位に算入することができる。

（履修申請等）

第４　履修申請等は，次のとおりとする。

①　履修対象学生

プログラムコースが開設されている専攻のうち，いずれかの専攻に所属する学生とする。

②　履修可能なプログラムコース

原則として，一人１プログラムコースとする。

③　プログラムコースの定員

定員は設けない。ただし，希望者が多人数の時は調整する場合がある。

④　履修申請方法

「プログラムコース履修申請書」を所属研究科の教務学生係に，所定の期間までに提出し，所定の履修登録を行うものとする。

（修了認定証の授与）

第５　プログラムコース修了の判定は，学生の所属する研究科において行い，修了を認定した者については，修了認定証を授与する。

２　修了認定証の様式は，別紙のとおりとする。

３　修了認定証は，学位記授与式の日に交付する。

（雑　則）

第６　この要項に定めるもののほか，プログラムコースの実施に関し必要な事項は，自然科学系教育研究推進部会が定める。この事務は，科学技術イノベーション研究科事務部において行う。

（途中の附則略）

附　則

この要項は，平成28年４月１日から実施する。

現在農学研究科では開講していません。

別　紙

自然科学系プログラム教育
修　了　認　定　証

氏　　名
生年月日

上記の者は，高度専門職に必要となる総合的知識の養成に対応した○○○○○○○○○○○○プログラムコースの科目を修得したので同コース修了者と認定する。

○○年○○月○○日

国立大学法人
神戸大学大学院○○○学研究科長
○　○　　○　○

3　聴講派遣学生及び特別聴講学生の取扱いについて

他大学大学院の授業科目を履修する学生（以下「聴講派遣学生」という。）及び神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目を履修する他大学大学院の学生（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては，次のとおりである。

（１）聴講派遣学生

①　手　続

指導教員は，学生に他大学大学院の授業科目を履修させることが教育上有益であると認めたときは，聴講派遣許可願を研究科長に提出すること。

②　許　可

指導教員から聴講派遣許可願の提出があったときは，他大学大学院との協定に基づき，当該学生が聴講派遣学生として他大学大学院の授業科目を履修することを許可する。

③　授業料等

ア　聴講派遣学生は，学生としての授業料を納付しなければならない。

イ　聴講派遣学生として他大学大学院に派遣された者は，他大学大学院との協定により定められた授業料等の額を当該大学院等に納付しなければならない。

ウ　授業料のほか，授業科目を履修するために必要な特別の費用は，聴講派遣学生の負担とする。

④　規則の遵守

聴講派遣学生は，当該大学の諸規則を遵守しなければならない。

⑤　単位の認定

聴講派遣学生が他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位は，当該大学院の報告に基づき，研究科規則第22条に規定する単位数（前期課程にあっては10単位，後期課程にあっては４単位）の範囲内において，研究科規則第32条に規定する単位として認定する。

（２）特別聴講学生

①　許　可

他大学大学院から特別聴講学生の受入れの依頼があったときは，他大学大学院との協定に基づき，当該学生が研究科の授業科目を履修することを許可する。

②　授業料等

ア　特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

イ　特別聴講学生が国立大学法人の大学院の学生であるとき，又は大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項平成３年４月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生であるときは，授業料を徴収しない。

ウ 特別聴講学生が公立若しくは私立大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは，「神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年４月１日制定）」に定める額の授業料を徴収する。ただし，大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成８年11月１日文部省学術国際局長裁定）に基づく公立又は私立の大学の学生は授業料を徴収しない。

エ　授業料のほか，授業科目を履修するために必要な特別の費用は，特別聴講学生の負担とする。

③　規則の遵守

特別聴講学生は，本学の諸規則を遵守しなければならない。

④　施設等の使用

特別聴講学生は，管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を使用することができる。

⑤　許可の取消し

特別聴講学生が次のいずれかに該当するときは，受入れの許可を取り消すことがある。

ア　成業の見込みがないと認められたとき。

イ　特別聴講学生として不都合な行為があったとき。

ウ　授業料納付の義務を怠ったとき。

（注）他大学大学院との協定を成立させるためには，かなりの日数を要するので，早目に指導教員及び事務室に相談すること。

4　研究指導委託学生及び特別研究学生の取扱いについて

他大学大学院又は研究所等（以下「他大学大学院等」という。）において研究指導を受ける神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の学生（以下「研究指導委託学生」という。）及び研究科において研究指導を受ける他大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の学生（以下「特別研究学生」という。）の取扱いについては，次のとおりである。

（１）研究指導委託学生

①　手　続

指導教員は，学生に他大学大学院等において研究指導を受けさせることが教育上有益であると認めたときは，研究指導委託許可願を研究科長に提出すること。

②　許　可

指導教員から研究指導委託許可願の提出があったときは，他大学大学院等との協定に基づき，当該学生が研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受けることを許可する。

③　他大学大学院等における研究指導の期間

研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受ける期間は，２年以内とする。ただし，前期課程の学生については１年以内とし，後期課程の学生については，特別の理由があり，かつ，教育上有益であると認めるときは，通算して３年を限度としてこれを許可することがある。

④　授業料等

ア　研究指導委託学生は，研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ　研究指導委託学生として他大学大学院等に派遣された者は，他大学大学院等との協定により定められた授業料等の額を当該他大学院等に納付しなければならない。

ウ　授業料のほか，研究指導を受けるために必要な特別の費用は，研究指導委託学生の負担とする。

⑤　規則の遵守

研究指導委託学生は，当該大学又は研究所等の諸規則を遵守しなければならない。

⑥　研究指導の認定

研究指導委託学生が他大学大学院等において受けた研究指導は，当該大学院等の報告に基づき，研究科規則第24条に規定する研究指導として認定する。

（２）特別研究学生

①　許　可

他大学大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは，他大学大学院との協定に基づき，当該学生が研究科において研究指導を受けることを許可する。

②　受入れの時期

特別研究学生の受入れの時期は，４月及び10月とする。ただし，博士後期課程にあっては，特別の理由があると認めたときは，この限りでない。

③　授業料等

ア　特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

イ　特別研究学生が国立大学法人の大学院の学生であるとき，又は大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項平成３年４月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生であるときは，授業料を徴収しない。

ウ 特別研究学生が公立若しくは私立大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは，「神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年４月１日制定）」に定める額の授業料を徴収する。ただし，大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年３月10日文部省学術国際局長裁定）に基づく公立又は私立の大学の学生は授業料を徴収しない。

エ 授業料のほか，研究指導を受けるために必要な特別の費用は，特別研究学生の負担とする。

④　授業科目の聴講

特別研究学生は，指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て，研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし，協定書等において単位互換の定めがある場合を除き，単位を修得することはできない。

⑤　規則の遵守

特別研究学生は，本学の諸規則を遵守しなければならない。

⑥　施設等の使用

特別研究学生は，指導教員及び管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を使用することができる。

⑦　許可の取消し

特別研究学生が次のいずれかに該当するときは，受入れの許可を取り消すことがある。

ア　成業の見込みがないと認められたとき。

イ　特別研究学生として不都合な行為があったとき。

ウ　授業料納付の義務を怠ったとき。

（注）他大学大学院との協定を成立させるためには，かなりの日数を要するので，早目に指導教員及び事務室に相談すること。

附　則

この取扱いは，平成21年１月９日から施行する。

5　神戸大学大学院農学研究科再入学に関する内規

平成19年４月１日制定

（趣　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）規則第16条第２項の再入学に関し，必要な事項を定めるものとする。

（再入学資格）

第２条　神戸大学大学院農学研究科に在学していた者で中途退学した者又は除籍された者とする。

（出願手続）

第３条　再入学を志願する者は，入学の時期の２ヶ月前（特別の事情が有ると認められた者は，その都度）までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

⑴　再入学願書・履歴書（別紙様式１）

⑵　志望理由書（Ａ４判の用紙に1,000字程度で記入し，別紙様式２を表紙として提出すること。）

⑶　研究計画書（2,000字程度のもの１部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにＡ４判の用紙に記入し，別紙様式３を表紙として提出すること。）

⑷　検定料払込証明書

（選考方法）

第４条　再入学志願者に対する選考は，口頭試問により行う。

（入学の時期）

第５条　再入学の時期は，学期の始めとする。

（修学年数・修学年限）

第６条　再入学を認められた者の修学年数・修学年限は，研究科教授会の議を経て，その都度定める。

（既修得単位の取扱い）

第７条　退学又は除籍前に大学院博士課程前期課程又は大学院博士課程後期課程で修得した単位の認定は，研究科教授会において行う。

（雑　則）

第８条　この内規に定めるもののほか，必要な事項は，研究科教授会の議を経て定める。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

6　神戸大学大学院農学研究科転入学に関する内規

平成19年４月１日制定

（趣　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）規則第15条第２項の転入学に関し，必要な事項を定めるものとする。

（転入学資格）

第２条　前期課程に転入学を志願できる者は，他大学大学院前期課程（又は修士課程）に在学している者で，転入学をした後，在学年限が２年以上ある者とする。

２　後期課程に転入学を志願できる者は，他大学大学院後期課程（又は博士課程）に在学している者で，転入学をした後　在学年限が３年以上ある者とする。

（出願手続）

第３条　転入学を志願する者は，入学の時期の２ヶ月前（特別の事情が有ると認められた者は，その都度）までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

⑴　転入学願書・履歴書（別紙様式１）

⑵　志望理由書（Ａ４判の用紙に1,000字程度で記入し，別紙様式２を表紙として提出すること。）

⑶　研究計画書（2,000字程度のもの１部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにＡ４判の用紙に記入し，別紙様式３を表紙として提出すること。）

⑷　検定料払込証明書

（選考方法）

第４条　前期課程への転入学志願者に対する選考は，神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験により，又，後期課程への転入学志願者に対する選考は，博士課程後期課程入試と同程度の試験によって行う。

（入学の時期）

第５条　転入学の時期は，学期の始めとする。

（修学年数・修学年限）

第６条　転入学を認められた者の修学年数及び修学年限は，研究科教授会の議を経て，その都度定める。

（既修得単位の認定）

第７条　転入学をする前に在籍していた大学の大学院博士課程前期課程又は大学院博士課程後期課程で修得した単位は，前期課程にあっては，24単位を限度として，後期課程にあっては，７単位を限度として認める。

（雑　則）

第８条　この内規に定めるもののほか，必要な事項は，研究科教授会の議を経て定める。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

7　神戸大学大学院農学研究科転専攻に関する内規

平成19年４月１日制定

（趣　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院農学研究科規則第14条第３項の転専攻に関し，必要な事項を定めるものとする。

（転専攻の許可）

第２条 所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻（以下「当該専攻」という。）の専攻長が認めた場合であって，転専攻を志望する者（以下「申請者」という。）が，次の各号のすべてに該当し，又は申請者に対する教育上の配慮により，特に転専攻が必要であると認められる場合は，研究科教授会の議を経て，転専攻を許可する場合がある。

⑴　転専攻の事由が明白であること。

⑵　当該専攻の教育研究に支障がないとき。

（転専攻の手続き）

第３条　申請者は，所定の書類を添えて，転専攻しようとする日の２カ月前までに所属の専攻長を経て，研究科長に申請しなければならない。所属の専攻長は，当該専攻の専攻長に通知する。

⑴　転専攻願（別紙様式１）

⑵　志望理由書（Ａ４判の用紙に1,000字程度で記入し，別紙様式２を表紙として提出すること。）

⑶　研究計画書（2,000字程度のもの１部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにＡ４判の用紙に記入し，別紙様式３を表紙として提出すること。）

（転専攻の選考方法）

第４条　当該専攻は，申請者がある場合，書類審査及び面接により選考するものとする。

（既修得単位の取扱い）

第５条　申請者の転専攻前に修得した単位は，前期課程にあっては，24単位を限度として，後期課程にあっては，７単位を限度として認める。

（転専攻の時期）

第６条　転専攻の時期は，２年次の初めとする。

（雑　則）

第７条　この内規に定めるもののほか，必要な事項は，研究科教授会の議を経て定める。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

8　成績評価基準に関する内規

平成26年４月１日制定

この内規は，神戸大学大学院農学研究科規則（平成19年４月１日制定）第31条の２の規定に基づき，神戸大学大学院農学研究科の成績評価基準に関し必要な事項を定めるものとする。

成績評価は，次の各号を考慮して多元的に行う。基準は，授業担当教員が定め，シラバスにおいて公表するものとする。

⑴　定期期末試験の成績

⑵　小テスト，中間テストの成績

⑶　講義室以外の学習状況（予習・復習。つまり，文献の調査，レポートの提出等）

⑷　平常点（出席状況・態度、発言・提案等）

⑸　その他必要に応じて各教員が指示したもの

なお，成績評価は下記の評価基準表により行う。

【評価基準表】

評　　価		評点	合否
秀	学修の目的を達成し，特に優れた成果を収めている。	90点以上	合格
優	学修の目的を達成し，優れた成果を収めている。	80点以上90点未満	
良	学修の目的を達成し，良好な成果を収めている。	70点以上80点未満	
可	学修の目的を達成している。	60点以上70点未調	
不可	学修の目的を達成していない。	60点未満	不合格

附　則

１　この内規は，平成26年４月１日から施行する。

２　この内規施行の際現に在学する者のうち平成22年10月１日以前に入学した者については，この内規にかかわらず，「修学上の一般的事項」による。

附　則

この内規は，平成31年４月１日から施行する。

9　成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

平成25年11月15日教授会承認

学生は，農学部・農学研究科において開講している授業科目の成績評価について，当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は，農学部・農学研究科長に申し立てを行い，次のとおり授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

（申し立ての手続き）

成績評価に対する申し立ては，成績発表後原則として１週間以内に行うこととし，申し立てを行う授業科目名，担当教員名，申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により，農学研究科教務学生係に提出することとする。

（申し立てへの対応）

申し立てを受けた授業科目の担当教員は，申し立てた学生に対し，成績評価について速やかに農学研究科教務学生係を通じ，回答を行うものとする。

また，その結果については，授業担当教員等が書面により農学部・農学研究科長に報告することとする。

10　交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について

平成28年１月27日 全学教務委員会 決定
平成30年９月26日 全学教務委員会 一部改正
平成31年２月20日 全学教務委員会 一部改正
令和元年９月18日 全学教務委員会 一部改正
令和３年５月26日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については，下記のとおり取り扱うものとする。

記

１．交通機関の運休の場合

＜１＞六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

⑴　JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））のうち２線が同時に運休した場合

⑵　神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

①　午前６時までに，交通機関が運行した場合は，１時限目の授業から実施する。

②　午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後１時以降に開始する授業から実施する。

③　午後２時までに，交通機関が運行した場合は，午後５時以降に開始する授業から実施する。

＜２＞楠地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

⑴　JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅)），阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅)）が全て同時に運休した場合

⑵　JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅)）が同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

①　午前６時までに，交通機関が運行した場合は，１時限目の授業から実施する。

②　午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後１時以降に開始する授業から実施する。

③　午後２時までに，交通機関が運行した場合は，午後５時以降に開始する授業から実施する。

＜３＞名谷地区において開講する授業

次の(1) 又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講

とする。

⑴ JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合

⑵ 神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

① 午前６時までに，交通機関が運行した場合は，１時限目の授業から実施する。

② 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後１時以降に開始する授業から実施する。

③ 午後２時までに，交通機関が運行した場合は，午後５時以降に開始する授業から実施する。

＜４＞深江地区において開講する授業

JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅)），阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合，当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。ただし，次の場合は授業を実施する。

⑴ 午前６時までに，交通機関が運行した場合は，１時限目の授業から実施する。

⑵ 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後１時以降に開始する授業から実施する。

⑶ 午後２時までに，交通機関が運行した場合は，午後５時以降に開始する授業から 実施する。

２．気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。ただし，次の場合は授業を実施する。

⑴ 午前６時までに，気象警報が解除された場合は，１時限目の授業から実施する。

⑵ 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，午後１時以降に開始する授業から実施する。

⑶ 午後２時までに，気象警報が解除された場合は，午後５時以降に開始する授業から実施する。

３．避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区，楠地区，名谷地区，深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合，当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし，午前６時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は，１時限目の授業から実施する。

４．休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各学部及び各研究科のホームページ等により，あらかじめ周知するものとする。

（注）１．交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり，通学が困難な場合をいう。

２．気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。

3．気象警報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4．演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5．このほか，必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
6．この申合せは，令和３年５月20日から適用する。

11　授業時間及び授業時限に関する申合せ

平成28年３月10日　部局長会議一部改正
平成16年12月９日　部局長会議決定

１　授業時間は，90分とする。

２　授業時限は，次のとおりとする。

１時限	８：５０～１０：２０
２時限	１０：４０～１２：１０
３時限	１３：２０～１４：５０
４時限	１５：１０～１６：４０
５時限	１７：００～１８：３０
６時限	１８：５０～２０：２０

３　人間発達環境学研究科，経済学研究科，経営学研究科及び保健学研究科の授業時限は，別に定める。

４　法学研究科，医学研究科及び医学部の授業時間及び授業時限は，別に定める。

附　則

この申合せは，平成17年４月１日から実施する。

附　則

この申合せは，平成28年４月１日から実施する。

12　定期試験及び不正行為について

定期試験は，授業が終了した後に実施しますが，担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また，定期試験をせずに，平常の成績，レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは，提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。定期試験時間割表及び試験室の指定は，その都度掲示等をするので注意してください。

〔定期試験受験の際の注意事項〕

① 試験の時間割及び試験室の指定は，その都度掲示する。
② 受験中は，必ず学生証を机上左前に置くこと。
③ 机の上には，鉛筆（シャープペン，ボールペンを含む。）消しゴム，定規類，学生証，時計及び特に受験に際し許可された携帯品以外の物は置かないこと。なお，筆箱，下敷，定期入れ等は座席の下に置くこと。ただし，貴重品は各自保管すること。
④ 携帯電話等の通信機器（腕時計型端末を含む）を使用することは一切認めないので，必ず電源を切った上で鞄等の中へしまうこと。アラームの設定を解除していない場合，電源を切っていても鳴ることがあるので，試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除しておくこと。試験中にこれらの機器に触れている場合もしくは机の上あるいは中に置いてある場合は，不正行為とみなす。（ただし，試験監督教員の指示がある場合を除く。）
⑤ 答案用紙には，学籍番号，氏名を必ず記入すること。記入のない答案は無効とする。
⑥ 20分経過後は絶対に入室を認めないので，遅刻のないよう十分注意すること。
⑦ 試験関始後20分間は退室しないこと。退室する場合は，答案用紙を試験監督に提出すること。
⑧ 受験中の物品の貸借は一切禁止する。
⑨ 受験中，いかがわしい態度や，不正行為は厳に慎むこと。
⑩ 受験者以外の者が受験者本人になりすまして試験を受けた場合は，不正行為とみなす。
⑪ 答案用紙は，絶対に持ち出さないこと。持ち出した場合は不正行為とみなすことがある。

〔レポートでの不正行為について〕

レポートなどで不正行為と見なされる行為は，一般的には，下記の事項がある。

① 他人の文章や着想などを自分のものとして用いている。
② 他人の著作物を引用する際に，引用箇所や出典を明示していない。
③ 他人の著作物を参照する際に，出典を明示していない。
④ 他人にレポートの代筆を依頼する。
⑤ 他人のレポートを流用する。
⑥ 他人のレポートを代筆する。
⑦ 作成したレポートを，流用されることを承知しながら，他人に見せる。
⑧ 教員の指示に意図的に従わない。

学生が試験及びレポート等において不正行為を行った場合　当該科目を開講する学期に履修した全ての授業科目の成績を無効とします。

Ⅶ　学　　位

【学部・大学院】

1　神戸大学農学部における学位授与に関する方針

神戸大学農学部は，農学を核とする広範な知識を授けるとともに，食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探究することによって，持続共生社会を構築するための知識と技術を備えた人材を育成し，知的基盤を創成することを目的としている。

この目的を達成するため，以下に示した方針に従って学士の学位を授与する。

学位：学士（農学）

■食料環境システム学科生産環境工学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部食料環境システム学科生産環境工学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に４年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる工学的分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる工学的分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる工学的分野の専門知識にもとづき，実験・調査を行い，解析を行うことができる。

○食や農に関わる工学的分野の専門知識や技術を，社会的課題の解決策として活用することができる。

■食料環境システム学科食料環境経済学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部食料環境システム学科食料環境経済学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に４年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる社会経済的分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる社会経済的分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる社会経済的分野の専門知識にもとづき，情報収集・社会調査を行い，分析を行うことができる。

○食や農に関わる社会経済的分野の専門知識を，社会的課題の解決第として活用することができる。

■資源生命科学科応用動物学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部資源生命科学科応用動物学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に４年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけ

るべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる動物科学分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる動物科学分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる動物科学分野の専門知識にもとづき，実験・情報収集・調査を行い，分析を行うことができる。

○食や農に関わる動物科学分野の専門知識や技術を，社会的課題の解決策として活用することができる。

■資源生命科学科応用植物学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部資源生命科学科応用植物学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に４年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる植物科学分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる植物科学分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる植物科学分野の専門知識にもとづき，観察・実験を行い，分析を行うことができる。

○食や農に関わる植物科学分野の専門知識や技術を，社会的課題の解決策として活用することができる。

■生命機能科学科応用生命化学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部生命機能科学科応用生命化学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に４年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生命化学分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生命化学分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生命化学分野の専門知識や技術にもとづき，情報収集・実験を行い，分析することができる。

○食や農に関わる生命化学分野の専門知識や技術を，社会的課題の解決築として活用することができる。

■生命機能科学科応用機能生物学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部生命機能科学科応用機能生物学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に４年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生物学分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生物学分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。
○食や農に関わる生物学分野の専門知識にもとづき，実験・調査を行い，分析を行うことができる。
○食や農に関わる生物学分野の専門知識や技術を，社会的課題の解決策として活用することができる。

2　神戸大学大学院農学研究科における学位授与に関する方針

博士課程前期課程

神戸大学大学院農学研究科は，農学を核とする専門的な知識を授けるとともに，食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探究することによって，持続共生社会を構築するための高度な知識と技術を備えた人材を育成し，知的基盤を創成することを目的としている。

この目的を達成するため，以下に示した方針に従って修士の学位を授与する

学位：修士（農学）

■食料共生システム学専攻・生産環境工学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる工学的分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる工学的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる工学的分野の専門知識にもとづき，適正な実験・調査を行い，その解析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる工学的分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として発表・活用することができる。

■食料共生システム学専攻・食料環境経済学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる社会経済的分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる社会経済的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる社会経済的分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・社会調査を行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる社会経済的分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として発表・活用することができる。

■資源生命科学専攻・応用動物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる動物科学分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる動物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる動物科学分野の専門知識や技術にもとづき，適正な観察・実験を行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる動物科学分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として発表・活用することができる。

■資源生命科学専攻・応用植物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる植物科学分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる植物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる植物科学分野の専門知識にもとづき，適正な観察・実験を行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる植物科学分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として発表・活用することができる。

■生命機能科学専攻・応用生命化学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生命化学分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生命化学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生命化学分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・実験を行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生命化学分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解

決策として発表・活用することができる。

■生命機能科学専攻・応用機能生物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生物学分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生物学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生物学分野の専門知識にもとづき，適正な実験・調査を行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生物学分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として発表・活用することができる。

博士課程後期課程

神戸大学大学院農学研究科は，農学を核とする広範かつ高度な知識を授けるとともに，食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探究することによって，持続共生社会を構築するための専門的な知識と技術を備えた人材を育成し，知的基盤を創成することを目的としている。

この目的を達成するため，以下に示した方針に従って博士の学位を授与する。

学位：博士（農学）

■食料共生システム学専攻・生産環境工学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる工学的分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる工学的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる工学的分野の専門知識にもとづき，適正な実験・調査を多面的かつ精確に行い，その解析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる工学的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

■食料共生システム学専攻・食料環境経済学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる社会経済的分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる社会経済的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる社会経済的分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・社会調査を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる社会経済的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

■資源生命科学専攻・応用動物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる動物科学分野の先端的な知識や技術を身につけ，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる動物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる動物科学分野の専門知識にもとづき，適正な観察・実験を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる動物科学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

■資源生命科学学専攻・応用植物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる植物科学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる植物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる植物科学分野の専門知識にもとづき，適正な観察・実験を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる植物科学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

■生命機能科学専攻・応用生命化学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生命化学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生命化学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生命化学分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・実験を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生命化学的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

■生命機能科学専攻・応用機能生物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生物学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生物学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生物学分野の専門知識にもとづき，適正な実験・調査を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生物学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

学位：博士（学術）

■食料共生システム学専攻・生産環境工学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる工学的分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる工学的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる工学的分野の専門知識にもとづき，適正な実験・調査を多面的かつ精確に行い，その解析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。
○食や農に関わる工学的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。
○学際的知識を有し，食や農に関わる工学的分野に応用できる。

■食料共生システム学専攻・食料環境経済学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる社会経済的分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。
○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる社会経済的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。
○食や農に関わる社会経済的分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・社会調査を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。
○食や農に関わる社会経済的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。
○学際的知識を有し，食や農に関わる社会経済的分野に応用できる。

■資源生命科学専攻・応用動物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる動物科学分野の先端的な知識や技術を身につけ，応用することができる。
○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる動物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。
○食や農に関わる動物科学分野の専門知識にもとづき，適正な観察・実験を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。
○食や農に関わる動物科学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。
○学際的知識を有し，食や農に関わる動物科学分野に応用できる。

■資源生命科学学専攻・応用植物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる植物科学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる植物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる植物科学分野の専門知識にもとづき，適正な観察・実験を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる植物科学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

○学際的知識を有し，食や農に関わる植物科学分野に応用できる。

■生命機能科学専攻・応用生命化学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生命化学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生命化学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生命化学分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・実験を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生命化学的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

○学際的知識を有し，食や農に関わる生命化学分野に応用できる。

■生命機能科学専攻・応用機能生物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に３年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生物学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生物学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生物学分野の専門知識にもとづき，適正な実験・調査を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生物学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

○学際的知識を有し，食や農に関わる生物学分野に応用できる。

3　神戸大学大学院農学研究科学位論文評価基準

神戸大学大学院農学研究科は，学位論文について，研究科のディプロマ・ポリシーに基づき，以下の基準により総合的に評価する。

なお，この基準に定めるもののほか，専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

（修士論文の評価基準）

修士論文の審査にあたっては，以下の項目を評価基準として考慮する。

1. 学術的あるいは社会的な観点において，新規な内容が含まれていること。
2. 先行研究あるいは関連研究をふまえ，適切に課題が設定されていること。
3. 論述が適切になされていること。
4. 研究方法が適切に選択され，研究が実施されていること。
5. 研究結果に関する考察が適切になされていること。

（博士論文の評価基準）

博士論文の審査にあたっては，以下の項目を評価基準として考慮する。

1. 学術的あるいは社会的な観点において，重要で新規な内容が含まれ，当該分野に貢献していること。
2. 先行研究あるいは関連研究をふまえ，適切に課題が設定されていること。
3. 章立てを含めて，論述が適切になされていること。
4. 研究方法が適切に選択され，研究が実施されていること。
5. 研究結果に関する考察が適切になされていること。
6. 引用等が適切かつ必要十分であること。

［博士課程前期課程・後期課程共通］

1 学 位 に つ い て

1 修士の学位について

（1）修了者に授与する学位及び学位に付記する専攻分野の名称について

① 本研究科前期課程の所定の課程を修了した者には，修士の学位を授与する。

② 学位に付記する専攻分野の名称

修士の学位を授与するにあたっては，「農学」の名称を付記する。

（2）修了論文の提出手続等について

① 研究経過発表会について

前期課程の学生は，研究経過発表会（原則として２年次前期に学生の所属する専攻・講座の 開催する。）で発表を行ったことの認定を受けなければ，学位論文を提出することができない。

② 修士論文審査等について

A 修士論文等の提出

修士論文の審査を願い出る者は，次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

ア 修士論文審査申請書（所定の用紙を交付する。） １部

イ 修士論文（表紙は所定の用紙を交付する。） ２部

B 修士論文等の提出期限は，毎年度，研究科教授会が別に定める。

③ 修士論文審査

提出された修士論文の審査は，「神戸大学大学院農学研究科の修士論文審査等に関する内規」第３条による修士論文審査委員会が行う。

④ 最終試験

修士論文を中心として，これに関連ある専門科目について，筆答又は口頭により修士論文審査委員会が最終試験を行う。

⑤ 修士論文発表会

専攻長は，修士論文発表会を公示のうえ，開催する。

⑥ 学位授与の可否

学位授与の可否の決定は，修士論文審査委員会の修士論文審査結果報告書及び修士最終試験報告書に基づき，研究科教授会において行う。

2 課程を経た者の博士の学位について

（1）修了者に授与する学位及び学位に付記する専攻分野の名称について

① 本研究科後期課程の所定の課程を修了した者には，博士の学位を授与する。

② 学位に付記する専攻分野の名称

博士の学位を授与するにあたっては，「学術」の名称を付記する。ただし，教育・研究の内容によっては，「農学」の名称を付記することがある。

③ 英文学位記には専門分野の名称が付記されます。原則として所属する専攻名もしくは講座名を用いますが，これ以外の名称を希望される場合は，理由書（様式自由）を添えて指導教員

より教務学生係へ提出してください 。

専攻又は講座	英語表記
食料共生システム学（専攻）	Agricultural Engineering and Socio-Economics
生産環境工学（講座）	Agricultural Engineering
食料環境経済学（講座）	Food and Environmental Economics
資源生命科学（専攻）	Bioresource Science
応用動物学（講座）	Animal Science
応用植物学（講座）	Plant Science
生命機能科学（専攻）	Agrobioscience
応用生命化学（講座）	Applied Chemistry in Bioscience
応用機能生物学（講座）	Plant Health, Environment and Biotechnology

（２）研究経過発表会及び研究成果発表会について

① 研究経過発表会について

後期課程の学生は，研究経過発表会（１年次及び２年次に学生の所属する専攻・講座の開催する。）で発表を行い，博士論文の作成に関し適切な指導を受けるものとする。

② 研究成果発表会について

後期課程の学生は，３年次の博士論文審査の願い出に先立ち，学生の所属する専攻・講座が開催する研究成果発表会で発表を行い，博士論文の作成に関し適切な指導を受けるものとする。

（３）博士論文草稿の予備審査について

学位論文を提出しようとする者は，学位論文の提出に先立ち，所属する専攻において予備審査を受けなければならない。

① 出願手続

予備審査を願い出る者は，次の書類を指導教員に提出するものとする。

ア 博士論文草稿予備審査願（所定の用紙を交付する。） １部
イ 博士論文の草稿 ３部
ウ 論文内容の要旨（所定の用紙を交付する。） ３部
エ 論文目録（所定の用紙を交付する。） ３部
オ その他の参考論文

② 予備審査

ア 提出された論文草稿等の内容について，予備審査委員会（指導教員及び指導教員から委嘱された２人以上の教員）が，学位審査に値するか否かを判定する。

イ 予備審査の結果については，指導教員から通知する。

③ 予備審査終了後の手続

博士論文草稿等の内容が学位審査に値すると認められたときは，所定の手続により，博士論文等を研究科長に提出するものとする。

④ その他

出願期間等予備審査に関し必要な事項は，指導教員から通知する。

（4）博士論文審査等について

予備審査の結果，博士論文草稿等の内容が学位審査に値すると認められた者の博士論文審査は，次により行う。

① 博士論文等の提出

A 博士論文の審査を願い出るときは，次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。なお，学位論文等の作成要領については，別途通知する。

ア 博士論文審査願（所定の用紙を交付する。） 1部
イ 論文目録（所定の用紙を交付する。） 1部
ウ 博士論文 4部
エ 博士論文を記録した電子媒体（CD-R） 1部
オ 論文内容の要旨（所定の用紙を交付する。） 1部
カ 履歴書（所定の用紙を交付する。） 1部
キ その他の参考論文

B 博士論文等の提出期間は，毎年度，研究科教授会が別に定める。

② 博士論文審査

提出された博士論文の審査は，「神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文審査等に関する内規」第3条による博士論文審査委員会が行う。

③ 最終試験

A 博士論文を中心として，これに関連ある専門科目について，筆答又は口頭により博士論文審査委員会が最終試験を行う。

B 試験科目，試験の方法等については，博士論文審査委員会から通知する。

④ 博士論文発表会

博士論文審査委員会は，博士論文発表会を公示のうえ，開催する。

⑤ 学位授与の可否及び学位に付記する専攻分野の名称の決定

学位授与の可否及び学位に付記する専攻分野の名称の決定は，博士論文審査委員会の博士論文審査結果報告書及び博士最終試験報告書に基づき，研究科教授会において行う。

3 その他

学位に関する様式，その他については，農学部・農学研究科ホームページを参照してください。

農学部・農学研究科ホームページ

http://www.ans.kobe-u.ac.jp/

2　農学研究科博士課程学生の論文指導に関する申合せ

平成19年４月１日制定

１．この申合せは，農学研究科博士課程前期課程学生及び後期課程学生の指導教員（農学研究科規則第20条関係）及び副指導教員について，必要な事項を定めるものとする。

（前期課程学生の指導教員）

２．指導教員は，学生の修士論文に係わる一連の研究指導を行うものとする。

３．指導教員は，神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）において，前期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者とする。

４．指導教員の選定は，学生及び学生が所属する教育研究分野の協議による。

（後期課程学生の指導教員）

５．指導教員は，学生の博士論文に係わる一連の研究指導を行うものとする。

６．指導教員は，資格審査委員会において，後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者とする。

７．指導教員の選定は，学生及び学生が所属する教育研究分野の協議による。

（副指導教員）

８．修士論文並びに博士論文の指導においては，副指導教員を置くものとする。

９．修士論文の副指導教員は，３項の資格適格者とする。

10．博士論文の副指導教員は，６項又は３項の資格適格者とする。

11．副指導教員は，指導教員の推薦に基づき，専攻・講座が選定する。

12．連携講座の副指導教員は，連携講座外の教員とする。

（その他）

13．学生の修士論文及び博士論文指導に必要な他の事項は，専攻・講座において別途定める。

附　則

この申合せは，平成19年４月１日から施行する。

［博士課程前期課程］

1　神戸大学大学院農学研究科の修士論文審査等に関する内規

平成19年４月１日制定

（趣　旨）

第１条 この内規は，神戸大学学位規程（平成16年４月１日制定。）第24条に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程前期課程の修士論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

（修士論文等の提出）

第２条　修士論文の審査を願い出るときは，次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

⑴ 修士論文審査申請書（別紙様式１）　１部

⑵ 修士論文（表紙は別紙様式２）　２部

２　修士論文審査申請書の提出時期は，３月修了予定者にあっては12月，９月修了予定者にあっては６月とし，各時期における提出期限は，研究科教授会の議を経て別に定める。

３　修士論文の提出時期は，３月修了予定者にあっては２月，９月修了予定者にあっては８月とし，各時期における提出期限は，研究科教授会の議を経て別に定める。

４　前２項の規定にかかわらず，研究科教授会の議を経て特に必要と認めたときは，提出の時期及びその期限を別に定めることができる。

（修士論文審査委員会）

第３条 修士論文等の提出があったときは，論文審査及び最終試験を行うため，修士論文提出者ごとに修士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２ 審査委員会は，教授及び准教授のうちから２人以上を含む研究科の教員をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。ただし，少なくとも教授１人を含めなければならない。

３ 審査委員となる研究科の教員は，神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会において，博士課程前期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。また，審査委員には指導教員を含むこととする。

４ 研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは，前２項に定める者のほか，修士論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の者を審査委員に加えることができる。

５ 主査及び副査の選定は，修士論文提出者の所属する専攻・講座の協議，及び研究科教授会の議を経て行う。

（最終試験）

第４条　審査委員会は，提出された修士論文について，最終試験を行うものとする。

２　専攻長は，最終試験に関わる修士論文発表会を公示のうえ，開催するものとする。

３　修士論文発表会における修士論文提出者との質疑応答をもって，最終試験とする。

４　審査委員会は，修士論文発表ができなかった修士論文提出者に対し，専攻会議の了承のうえ，別途，最終試験を実施するものとする。

５　審査委員会は，前項による最終試験の結果について，専攻会議に報告するものとする。

（修士論文審査及び最終試験の結果の報告）

第５条　審査委員会は，修士論文審査及び最終試験が終了したときは，修士論文審査結果報告書（別紙様式３）及び修士最終試験報告書（別紙様式４）を研究科長に提出するものとする。

附　則

この内規は，平成22年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

２　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領

平成19年４月１日制定

１　趣旨

この要領は，神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程の修士論文審査等に先立ち実施する研究経過発表会（以下「発表会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

２　発表会の開催時期

発表会は，原則として入学１年後からの半年間に学生の所属する専攻・講座の主催により開催するものとし，専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び研究題目を公示するものとする。

３　研究経過発表会実施報告書の提出

専攻長は，発表を行った学生について，研究経過発表会実施報告書（別紙様式１）を研究科長に提出するものとする。

４　その他

⑴　転入学者及び再入学者の発表会については，その者の研究経過の内容によって，研究科長が別に指示する。

⑵　早期修了候補者については，発表会を免除する。

⑶　その他特別の事情があると専攻・講座が認めるものについては，別に指示する。

附　則

この実施要領は，平成20年10月24日から施行する。

附　則

この実施要領は，平成30年６月15日から施行する。

３　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規

平成19年４月１日制定

（趣　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院農学研究科規則第32条第１項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（推　薦）

第２条　指導教員は，早期修了に該当すると認められる者があるときは，以下の書類を添え，定められた期日までに早期修了候補者として専攻長に推薦するものとする。

⑴　推薦書（別紙様式１）

⑵　修士論文の草稿又は要旨（別紙様式２）

⑶　公表論文又は投稿中の論文等

ただし，投稿中の論文については，学術専門誌の掲載決定証明書又はそれに準ずる書類を添付すること。

⑷　履歴書（別紙様式３）

⑸　研究業績書（別紙様式４）

⑹　上記のほか，各専攻が必要とする書類

（早期修了審査委員会）

第３条　専攻長は早期修了の適用資格の有無について審査するため，早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は，少なくとも当該専攻の教授３人を含む委員により組織し，専攻長が最初の委員会を招集する。

３　委員長は，委員の互選により決定する。

４　委員会は，必要に応じ，指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め，意見を聴くことができる。

（適用資格判定）

第４条　専攻長は，委員会において，早期修了適用資格が有るとの判断がなされたときは，専攻会議の議を経て，研究科長に早期修了適用資格審査報告書（別紙様式５）を提出するものとする。

２　前項の専攻会議においては，構成員の３分の２以上が出席し，その出席者の３分の２以上の賛成を得なければならない。

（最終判定）

第５条　早期修了適用資格の有無の最終判定は，専攻長会議が行う。

（学位審査論文等の提出）

第６条　早期修了の適用資格が有りと判定された者は,研究科長に修士論文を提出することができる。

（雑　則）

第７条　この内規に定めるもののほか，早期修了に関して必要な事項は，別に定める。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から実施する。

４　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規の運用について

神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規（以下「内規」という。）の実施については，次の事項に留意して運用するものとする。

１　早期修了審査の対象者

早期修了審査の対象者は，優れた研究成果を既に上げていると認められ，次の条件に適う者とし，他の条件に関しては各専攻の判断に委ねるものとする。

修士論文の内容を含む，外部審査委員による論文審査を経た学術論文が筆頭著者として，若しくは筆頭著者と同等の資格で１報以上掲載あるいは掲載が認められていること。

２　その他

⑴ 在学期間に関しては，１年以上の在学で足りうるものとされているが，修了に必要な単位を修得しなければならない。ただし，「特定課題演習Ⅱ－１，Ⅱ－２」について，早期修了に伴い履修できない場合は，他の自専攻科目の履修をもって替えることができる。

⑵ 学期を単位として授業科目の授業，研究指導が行われることから，学期の中途での修了は認めない。

附　則

この運用は，平成19年４月１日から実施する。

附　則

１　この運用は，平成23年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

［博士課程後期課程］

1　神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文審査等に関する内規

平成19年４月１日制定
平成25年６月21日改正

（趣　旨）

第１条 この内規は，神戸大学学位規程（平成16年４月１日制定。）第24条に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の博士課程後期課程の博士論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（博士論文等の提出）

第２条 研究科に在学する者が博士論文の審査を願い出るときは，次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

⑴　博士論文審査願（別紙様式１）　　１部
⑵　論文目録（別紙様式２）　　１部
⑶　博士論文　　４部
⑷　博士論文を記録した電子媒体（CD-R）　１部
⑸　論文内容の要旨（別紙様式３）　　１部
⑹　履歴書（別紙様式４）　　１部
⑺　その他の参考論文

２　博士論文等の提出時期は，３月修了予定者にあっては１月，９月修了予定者にあっては７月とし，各時期における提出期限は，研究科教授会の議を経て別に定める。

３　前項の規定にかかわらず，特に必要と認めたときは，提出の時期及びその期限を，研究科教授会の議を経て別に定めることができる。

（博士論文審査委員会）

第３条 博士論文等の提出があったときは，論文審査及び最終試験を行うため，博士論文提出者ごとに博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，教授２人以上を含む研究科の教員３人以上をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。

３　審査委員となる研究科の教員は神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会において，博士課程後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。また，審査委員には指導教員を含むこととする。

４　連携講座においては，副指導教員を加えなければならない。

５　研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは，前２項に定める者のほか，博士論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

６　主査及び副査の選定は，研究科教授会の議を経て行う。

7　審査委員会は，論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても，審査するものとする。

（最終試験）

第４条　審査委員会は，博士論文を中心として，これに関連する専門科目について，筆答又は口頭により最終試験を行う。

2　審査委員会は，最終試験の試験科目，試験の方法等を定めて，博士論文提出者に通知するものとする。

3　審査委員会は，博士論文発表会を開催するものとする。

（論文審査及び最終試験の結果の報告）

第５条　審査委員会は，博士論文審企及び最終試験が終了したときは，博士論文審査報告書（別紙様式５）を研究科長に提出するものとする。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成25年６月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成27年２月９日から施行する。

２　神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文草稿の予備審査に関する内規

平成19年４月１日制定

（趣　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程の博士論文審査に先立ち実施する博士論文草稿の予備審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（出願手続）

第２条　博士論文草稿の予備審査を願い出る者は，次の書類を指導教員に提出するものとする。

⑴　博士論文草稿予備審査願（別紙様式１）　１部
⑵　博士論文の草稿　３部
⑶　論文内容の要旨（別紙様式２）　３部
⑷　論文目録（別紙様式３）　３部
⑸　その他の参考論文

（予備審査委員会）

第３条　予備審査の頼い出があったときは，出願者ごとに，予備審査委員会を置く。

２　予備審査委員会は，提出された論文草稿等の内容の検討を行い，学位審査に値するか否かを判定する。

３　予備審査委員会は，指導教員及び指導教員から委嘱された２人以上の教員をもって組織する。

４　指導教員は，必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか博士論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を予備審査に加えることができる。

５　予備審査委員会は，論文草稿等の内容が学位審査に値すると認めたときは，予備審査結果報告書（別紙様式４）を専攻長に提出するものとする。

６　予備審査委員会は，予備審査の結果を出願者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第４条　専攻・講座会議は，予備審査委員会の報告に基づき，博士論文提出予定者ごとに博士論文審査候補者（主査及び副査の候補者）３人以上を選出するものとする。

（研究科長への届出）

第５条　専攻長は，専攻・講座会議終了後，直ちに，博士論文提出予定者・審査委員候補者名簿を（別紙様式５）を研究科長に届け出るものとする。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

３　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領

平成19年４月１日制定
令和３年10月15日改正

１　趣旨

この要領は，神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程の博士論文審査に先立ち実施する研究経過発表会及び研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

２　研究経過発表会の実施

⑴ 専攻・講座は，１年次及び2年次に研究経過発表会を実施し，博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

⑵ 専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び研究題目を公示するものとする。

３　研究経過発表会実施報告書の提出

専攻長は，研究経過発表を行った学生について，研究経過発表会実施報告書（別紙様式１）を研究科長に提出するものとする。

４　研究経過発表の認定

研究科長は，前項の報告書に基づき，研究経過発表を行った者を認定する。

５　研究成果発表会の実施

⑴ 専攻・講座は，３年次に博士論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を実施するものとする。

⑵ 研究成果発表会における発表者は，本研究科後期課程に２年以上在学し，かつ，修了所要単位10単位のうち４単位（自専攻２単位，他専攻２単位を含む。）以上を修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

⑶ 研究成果発表会は，原則として学位論文提出の３ヶ月前までに学生の所属する専攻・講座の主催により実施するものとし，専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び論文題目を公示するものとする。

６　研究成果発表会実施報告書の提出

専攻長は，研究成果発表を行った学生について，研究成果発表会実施報告書（別紙様式２）を研究科長に提出するものとする。

７　研究成果発表の認定

研究科長は，前項の報告書に基づき，研究成果発表を行った者を認定する。

８　学位論文の提出

学生は，研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けなければ学位論文を提出することができない。

９　その他

⑴ 転入学者及び再入学者の研究経過発表会及び研究成果発表会については，その者の研究経過及び研究成果の内容によって，研究科長が別に指示する。

⑵ 早期修了予定者については，修了予定年次における研究経過発表会及び研究成果発表会を免除することがある。

⑶　その他特別の事情があると専攻・講座が認める者については，別に指示する。

附　則

この実施要領は，平成20年10月24日から施行する。

附　則

この実施要領は，令和３年10月15日から施行する。

4　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程及び後期課程研究経過発表会実施要領の運用に関する申合せ

平成20年１月11日制定

１．この申合せは，神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領（以下，前期課程実施要領，平成19年４月１日制定）及び神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領（以下，後期課程実施要領，平成19年４月１日制定）の運用について必要な事項を定めるものとする。

（前期課程における研究経過発表会の実施）

２．前期課程における研究経過発表会は，「前期課程実施要領」第２項に従って，原則として学生の所属する専攻・講座の主催により開催されるが，専攻・講座が，発表予定者の専門分野に近い学術領域である教育研究分野等の小単位で研究経過発表会を実施した方が教育上より効果的であると判断する場合や，発表予定者が専攻・講座の主催の研究経過発表会で発表することが難しいと判断する場合には，この限りではない。この場合，研究経過発表会は，指導教員及び副指導教員を含む複数の教員の参加の下に実施されるものとする。

３．上記の研究経過発表会は，教務プロセスの一環であり，研究の進捗状況や方向性を確認するために実施することを目的とし，会議参加者は農学研究科内の教職員及び学生に限定されているため，特許法上の公知の要件に該当するものではない。また，部外者が参加する場合には，必要に応じて，部外者から機密保持誓約書を取得するものとする。

（後期課程における研究経過発表会の実施）

４．後期課程における研究経過発表会は，「後期課程実施要領」第２項に従って，専攻・講座の主催により開催されるが，専攻・講座が，発表予定者の専門分野に近い学術領域である教育研究分野等の小単位で研究経過発表会を実施した方が教育上より効果的であると判断する場合や，発表予定者が専攻・講座の主催の研究経過発表会で発表することが難しいと判断する場合には，この限りではない。この場合，研究経過発表会は，指導教員及び副指導教員を含む複数の教員の参加の下に実施されるものとする。

５．上記の研究経過発表会は，教務プロセスの一環であり，研究の進捗状況や方向性を確認するために実施することを目的とし，会議参加者は農学研究科内の教職員及び学生に限定されているため，特許法上の公知の要件に該当するものではない。また，部外者が参加する場合には，必要に応じて，部外者から機密保持誓約書を取得するものとする。

（研究経過発表会の公示）

６．「前期課程実施要領」第２項及び「後期課程実施要領」第２項に従って，専攻長が研究経過発表会開催の日時，場所，発表者の氏名及び研究題目を公示するが，前２，４項に該当する場合には，専攻長ないし副専攻長の了承の下に指導教員による公示を認めるものとする。

（研究経過発表会の報告）

7．研究経過発表会の開催後，前２，４項に該当する場合には，指導教員は専攻長ないし副専攻長に研究経過発表会実施の報告を行うものとする。また，「前期課程実施要領」第３項及び「後期課程実施要領」第３項に従って専攻長は研究経過発表会実施報告書を研究科長に提出するが，副専攻長による提出を認めるものとする。

附　則

この申合せは，平成20年１月11日から施行する。

附　則

この申合せは，平成23年４月15日から施行する。

附　則

この申合せは，平成30年６月15日から施行する。

5　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規

平成19年４月１日制定

（趣旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院農学研究科規則第32条第２項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（推薦）

第２条　指導教員は，早期修了に該当すると認められる者があるときは神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文草稿の予備審査に関する内規に基づく博士論文草稿の予備審査を経て，以下の書類を添え，定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

⑴　推薦書（別紙様式１）

⑵　博士論文草稿及びその要旨（別紙様式２）

⑶　博士論文に係る公表論文及び投稿中の論文等

ただし，投稿中の論文については，学術専門誌掲載決定証明書又はそれに準ずる書類を添付すること。

⑷　履歴書（別紙様式３）

⑸　研究業績書（別紙様式４）

⑹　自薦書（Ａ４，自由形式）

⑺　予備審査結果報告書，論文審査委員候補者名簿

⑻　研究所・企業等における研究活動がある場合は，研究活動を証明する書類

⑼　上記の他，各専攻が必要とする書類

２　専攻長は，前項の推薦があった時は，専攻会議の議を経て，研究科長に推薦するものとする。３　前項の推薦に当たっては，構成員の３分の２以上が出席し，出席者の３分の２以上の賛成を得た場合とする。

（早期修了審査委員会）

第３条　早期修了の適用資格の有無について審査するため，早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は，各専攻長，各副専攻長及び教務委員会委員長により組織する。

３　前項の委員が早期修了予定者の推薦指導教員となっている場合には，別途，当該専攻もしくは教務委員会から教授１名を選出し，委員を交代する。

４　委員長は，委員会の互選によるものとし，最初の委員会は，研究科長が招集し，その議長となる。

５　委員会は，必要に応じ，指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め，意見を聴くことができる。

（最終判定）

第４条　早期修了の適用資格の有無の最終判定は，委員会が行う。

２　委員会は，早期修了適用資格審査結果報告書（別紙様式５）を作成し，研究科長に提出して，以後の学位審査に関わる審議に付するものとする。

３　早期修了の適用資格があることの判定については，構成員の３分の２以上が出席し，その出席者の３分の２以上の賛成を得なければならない。

（博士審査論文の提出）

第５条　早期修了の適用資格が有りと判定された者は，研究科長に博士論文を提出することができる。

（雑則）

第６条　この内規に定めるもののほか，早期修了に関して必要な事項は，別に定める。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成29年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成31年４月１日から施行する。

6　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規の運用について

平成20年10月７日制定

神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規の実施については，次の事項に留意して運用するものとする。

１．早期修了審査の対象者

早期修了審査の対象者は，「学位取得に十分な業績を上げるとともに，独立した研究者としての能力に達した者」とする。

「学位取得に十分な業績」とは，当該専攻・講座において課程博士取得者の平均的業績以上の業績であり，早期修了審査委員会では，当該専攻・講座の過去２年間における課程博士取得者の業績一覧と対象者の業績とを対比し，対象者の業績が当該専攻・講座の平均的業績以上であるかどうかについて判断する。

なお，対象者の業績は，以下 の項目に分けて提出させるものとする。

Ａ．筆頭著者

１．英文論文－査読付き

２．和文論文－査読付き

３．学会発表

４．その他の特記すべき業績

Ｂ．筆頭著者以外

１．英文論文－査読付き

２．和文論文－査読付き

３．その他の特記すべき業績

２．その他

⑴　課程の修了に必要な単位のうち，「特定研究１，２，３，４，５及び６」については，「神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了予定者及び転入学した者に対する必修単位の認定に関する申合せ（平成20年４月18日制定）」に基づき，研究指導終了時に未修得の単位を一括認定する。

⑵学期を単位として授業科目の授業，研究指導が行われることから，学期の中途での修了は認めない。

附　則

１　この運用は，平成23年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

7　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了予定者及び転入学した者に対する必修単位の認定に関する申合せ

平成20年４月18日制定

１．この申合せは，農学研究科博士課程後期課程（以下「本課程」という。）において，早期修了者及び転入学生が修得すべき必修科目「特定研究１，２，３，４，５及び６」（以下「特定研究」という。）の単位認定に関する取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（早期修了者）

２．「農学研究科規則」第32条に従い，優れた研究業績を上げた者については，本課程に１年（２年未満の修士課程又は前期課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるが，本課程の履修要件である必修単位の特定研究については，指導教員による研究指導終了時に未修得の単位を一括して認定するものとする。

（転入学生）

３．「神戸大学大学院農学研究科転入学に関する内規」第６条に従い，転入学した者の本課程における修学年限が定められるが，転入学した者に対しては指導教員等による研究指導終了時に特定研究のうち未修得の単位を一括して認定するものとする。

附　則

この申合せは，平成20年４月18日から施行する。

この申合せは，自然科学研究科博士課程後期課程（農学系）の学生にも準用する。

附　則

１　この運用は，平成23年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

8　課程博士学位論文作成要領

学位論文の審査を願い出る者は，この作成要領に従って書類を整備すること。

書類に不備がある場合は，受理されないので，書類提出前に，指導教員及び農学研究科教務学生係の点検を必ず受けること。

Ⅰ　学位論文について

1　学位論文は，日本語又は英語で記述すること。

2　学位論文は，図書館における供閲等を考慮し，永年保存に耐え得る製本とすることが望ましい。学位論文の表紙及び背表紙は，別紙１の要領で印刷すること。

3　規格は，Ａ４判のサイズとする。

4　用紙は，白色上質紙とする。

5　記載は，縦位置，横書きとする。

6　学位論文は，永年保存に耐え得る印刷が望ましいが，複写でもよい。手書きによる場合は，楷書で丁寧に記載し，文中の外国語は，タイプ打ちすること。

7　いったん提出した学位論文等は，内容を変更したり，差し替えたりすることはできない。ただし，論文の内容が大きく変わらない程度の字句，誤字，脱字等については，学位論文審査終了前に，研究科長に願い出て許可を受けた上，訂正することができる。

8　共著論文のうち，次の条件を満たしているものは，学位論文として使用することができる。

⑴　学位論文提出者が研究及び論文作成の主働者であること。
（学位論文提出者がいわゆるシニアオーサーであること，当該論文が学位請求論文である旨明記されていること等が判定の基準となる。）

⑵　当該論文の共著者から，学位論文提出者の学位論文とすることについての「承諾書」が得られること。

＊承諾書の様式は，別紙２のとおりとする。

Ⅱ　論文内容の要旨について

1　規格は，Ａ４判とし，縦位置横書きで記載して，ホッチキス止めすること。

2　論文題目（副題を含む）は，提出する学位論文のとおり記載すること。

3　本文は，2000字～4000字でまとめること。
（英語の場合は，1200語～2400語でまとめること。）

4　論文が何章かに分かれている場合は，章ごとに順を追って記載すること。

5　記載に当たっては，Ⅰの１，６，７の要領によること。

Ⅲ　学位論文審査願について

学位論文審査委員が３名のとき，学位論文は４通（審査委員が１名増えるごとに１通を加えることとする。），また論文目録は審査委員の人数にかかわらず１通と記入すること。

Ⅳ　論文目録について

1　題目について

⑴　題目（副題を含む。）は，提出する学位論文のとおり記載すること。

⑵　英語の場合は，題目の下にその和訳を（　　）を付して併記すること。

2　印刷公表の方法及び時期について

⑴　公表は，単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物（以下「公表誌」という）に登載して行うこと。

⑵　公表は，原則として学位論文そのものを全文公表すること。

ただし，若干の修正を加え，あるいは研究内容に直接影響しない部分を除外して発表することは差し支えない。また，学位論文の内容について，別の題目で公表した場合も公表したものとすることができる。

⑶　学位論文は，編・章等その構成上の区分により，あるいは内容上研究事項別に，分割公表することができる。

⑷　公表誌は，学術資料として，大学，その他の学術機関に保存され，一般に随時閲覧し得るものであること。

⑸　自費出版等によるもので，購読できる者が限定されている出版物であっても，大学，その他の学術機関等に配布されたものについては，公表誌として扱うことができる。ただし，この場合は，配布先の一覧表を添付すること。

⑹　学位論文全編をまとめて公表したものについては，その公表年月，公表誌名（雑誌の場合は巻・号）又は発行書名等を記載すること。また，学位論文を編・章等の区分により公表したものについては，それぞれの区分ごとに，公表の方法及び時期を記載すること。

⑺　学位論文（編・章）について，別の題目で公表した論文をもって，公表したものとする場合は，その公表題目を記載すること。

⑻　未公表のものについては，次の記載例を参照の上，その公表の方法及び時期の予定を記載すること。学位論文提出時において，予定が定まっていない場合は，「未定」とすること。

［記載例］

イ　すでに投稿し，学会等において，記載期日が決定しているが，学位論文提出時において，印刷公表していないもの。

題目○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○学会誌○巻○号

令和○年○月○日掲載予定

ロ　現在投稿中の場合

題目○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○学会誌投稿中

（令和○年○月○日掲載予定）

ハ　近く投稿する予定の場合

題目○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○学会誌投稿予定

（令和○年○月○日掲載予定）

上記イ，ロの場合，掲載予定証明又は受理証明があれば，コピーを２部添付すること。なお，学位論文の公表については，神戸大学学位規程第19条に次のとおり規定されている。

神戸大学学位規程抜粋

（学位論文の公表）

第19条 博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から１年以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りではない。

２ 前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない理由がある場合には，当該教授会の承認を受けて，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要 約したものを公表することができる。この場合において，その論文の全文を求めに応じて閲 覧に供するものとする。

３ 博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は，原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

３ 冊数について

⑴ 学位論文１通についての冊数を記載すること。

⑵ 付図等を別冊として添付する場合は，その別冊を加えた冊数とすること。

ただし，冊子としていない付図等を添付した場合は，「○冊（付図添付）」のように記載すること。

※提出する論文の冊数を記入するのではなく，作成した論文が何冊で出来ているかを記入してください。

（例）論文1冊と作図等の計２冊で構成されている場合は２冊と記入してください。

Ⅴ 履歴書について

１ 氏名について

戸籍のとおり記入し，通称・雅号等は一切用いないこと。(他の書類についても同じ）２ 現住所について

⑴ 住民票に記載されている住所（公称地名・番地）を記入すること。

⑵ 通信上支障のないよう，団地名，宿舎名，番号等も記入すること。

３ 学歴について

⑴ 高等学校卒業後の学歴について，年次を追って記入すること

⑵ 入学・休学・復学・退学・卒業・修了その他在籍中における異動について，もれなく記入すること。

⑶ 在籍中における学校の名称等の変更についても記入すること。

⑷ 本研究科における学歴については，次の要領で記入すること。

令和○○年４月１日 神戸大学大学院農学研究科○○○○○○専攻（博士課程後期課程）入学（又は進学）令和○○年３月25日 神戸大学大学院農学研究科○○○○○○専攻（博士課程後期課程）修了見込み

4　職歴について

⑴　常勤の職について，その勤務先，職種等は年次を追って記入すること。ただし，非常勤の職であっても，特に教育・研究に関するものについては記入すること。

⑵　現職については，当該職について記入した箇所に，［現在に至る］と明示すること。

5　学会及び社会における活動等について

⑴　学位審査の参考になると思われる学会活動及び研究歴について，年次を追って，又は事項別に記入すること。

⑵　学術に関する研究歴として記入する事項は，およそ次のようなものがある。

イ　研究課題（共同研究を含む。）に関するもの。

ロ　研修に関するもの

ハ　学術調査に関するもの

ニ　学術奨励金に関するもの

⑶　学歴又は職歴として記入することが適当なものについては，この欄に重複して記入しないこと。

6　賞罰について

特記すべきものと思われるものを記入すること。

Ⅵ　参考論文について

学位審査のために必要があるときは，参考として他の論文を附加提出できる。その場合，当該論文の抜粋等を学位論文と同数提出すること。

別紙１

必ずしも見本のようなハードカバーでなくてもよい。
（ソフトカバーによる製本でも可。ただし，永年保存に耐えうる製本であること。）

【背表紙】
博士論文，論文題目，研究科名，氏名を直接印刷すること。

【扉】
博士論文，論文題目且論文提出年月，研究科名，氏名を直接印刷すること。
英語による学位論文の場合は，論文題目の和訳を必ず併記すること。

博 士 論 文
○○○○○○○

博士論文
○○○○○○
○○
○○
神戸大学大学院農学研究科

博 士 論 文

（論文題目）

○○○○○○○○○○

令和○○年○○月

神戸大学大学院農学研究科

氏名） ○ ○ ○ ○

【表紙】
博士論文，論文題目，論文提出年月，研究科名，氏名を直接印刷すること。
英語で記載する場合は，Doctoral Dissertation, 論文題目，論文提出年月（ex: January 200X), Graduate School of Agricultural Science, Kobe University, 氏名を直接印刷すること。

論文提出年月は，本審査の際に提出する年月とする。

例：３月修了　　令和○○年１月
　　９月修了　　令和○○年７月

論文博士（課程を経ない者の博士論文）の場合は農学研究科の記入は不用。

別紙２

承　　諾　　書

私どもは，下記の共著論文を　　氏の学位論文とすること

を承諾します。なお，この論文を再び他の学位論文に使用することはありません。

記

論文題目・雑誌名　巻・号・頁・公表年（外国語の場合は，その和訳を併記すること）

年　　月　　日

共　著　者

氏名　　印

氏名　　印

氏名　　印

※氏名欄を適宜追加しても構わない。

9　農学研究科における博士論文の公表に関する申合せ

平成26年２月10日教授会制定

１．原則として，「神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項」第３の「やむを得ない事由」⑴　の場合は「（様式４）博士論文全文の非公表申請書」を，⑵⑶⑷の場合は「（様式１）博士論文全文の公表延期申請書（新規）」を博士論文提出時に教務学生係に提出するものとする。

２．但し，⑵⑶であっても，博士論文の内容を掲載したJournal等（著作権保有）が「どのような場合であってもリポジトリでの公表不可」とする場合は，非公表申請も認める。その場合，非公表申請をする者は，その証拠を教務学生係に提出するものとする。

３．提出された申請の採否にかかる原案は，教務企画調整室で作成し，教務委員会で審議する。同委員会での了承を経て，学科長・専攻長会議，教授会で承認を得る。結果は，本人に通知する。

４．博士論文全文の公表の延期を継続して希望する者は，延期承認期間終了２カ月前までに，「博士論文全文の公表延期申請（継続）」（様式２）を教務学生係に提出するものとする。

５．公表の延期理由が解消した場合には，速やかに「（様式３）公表延期理由解消申請書」を教務学生係に提出するものとする。

６．様式２，様式３による申請についても，様式１，様式４の手順（上記３）に準じて審議する。

この申合せ事項は，平成25年４月１日以後に学位を授与された者について適用する。

附　則

この申合せは，平成30年１月19日から施行する。

10　神戸大学における博士論文の公表に関する取扱い要項

（趣旨）

第１　この要項は，神戸大学学位規程（以下「学位規程」という。）第19条に規定する博士論文の公表に関する取扱いについて，必要な事項を定めるものである。

（公表）

第２　学位規程第19条第１項及び３項の規定に基づき，博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日（以下「授与日」という。）から１年以内に，博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の利用により公表するものとする。

（公表延期又は非公表の理由）

第３　学位規程第19条第２項に規定する，博士論文の全文に代えて，その内容を要約したもの（以下「要約」という。）とすることができる「やむを得ない理由がある場合」とは，次の場合をいう。

⑴　博士論文が，立体形状による表現を含む等の理由により，リポジトリの利用により公表することができない場合

⑵　博士論文が，著作権保護，個人情報保護等の理由により，博士の学位を授与された日から１年を超えてリポジトリの利用により公表することができない内容を含む場合

⑶　出版刊行，多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載，特許の出願等との関係で，リポジトリの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって，明らかな不利益が博士の学位を授与された日から１年を超えて生じる場合

⑷　その他　特別な理由がある場合

（公表を延期する期間）

第４　第３に掲げる理由（第３の（１）に掲げる理由等により公表することができない場合を除く。）により，リポジトリの利用による公表を行わなかった博士論文については，原則として，授与日から２年経過後にリポジトリの利用により公表を行うものとする。

（公表延期申請又は非公表申請　）

第５　第３の理由により，博士論文の公表の延期又は非公表の承認を受けようとする者は，当該研究科長に「（様式１）博士論文全文の公表延期申請書（新規）」又は「（様４式）博士論文全文の非公表申請書」を当該研究科長が定める期間内に要約を添えて提出するものとする。

（公表延期継続申請）

第６　第５の申請により承認を受けた期間を超えて公表を延期する理由が生じた場合，博士の学位を授与された者は，承認された期間内に当該研究科長に「（様２式）博士論文全文の公表延期申請書（継続）」を提出するものとする。

（公表延期理由解消申請）

第７　第５及び第６により承認を受けた期間内に公表の延期理由が消滅した場合には，博士の学位を授与された者は，当該研究科長に「（様式３）博士論文の公表延期理由解消申請書」を提出するものとする。

（教授会）

第８　研究科長は，第５から第７までの規定による申請があったときは，教授会に審議を行わせ，その結果を直ちに学長に報告するものとする。

（雑則）

第９　この要項に定めるもののほか，この要項の実施に関し必要な事項は，大学教育推進機構大学教育推進委員会が定める。

附　則

この要項は，平成25年７月４日から施行し，平成25年４月１日以後に学位を授与された者について適用する。

附　則

この要項は，平成27年４月１日から施行する。

［課程を経ない者の博士論文審査］

1　神戸大学大学院農学研究科の課程を経ない者の博士論文審査等に関する内規

平成19年４月１日制定
平成25年６月21日改正

（趣　旨）

第１条 この内規は，神戸大学学位規程（平成16年４月１日制定。）第24条に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の課程を経ない者の博士論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学　位）

第２条　研究科において授与する学位は，博士（農学）又は博士（学術）とする。

（学位申請資格）

第３条　課程を経ない者で，学位の授与を申請することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学院の博士課程において，所定の期間在学し，所定の単位を修得して退学した者
⑵　大学院の修士課程を修了した後，３年以上の研究歴を有する者
⑶　大学を卒業した後，６年以上の研究歴を有する者
⑷　前各号に掲げる者のほか，研究科教授会において資格があると認めた者

２　研究歴とは，次の各号に掲げるものとする。

⑴　大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
⑵　研究所等において研究に従事した期間
⑶　大学院の学生として研究活動を行った期間（修士課程は２年，博士課程は３年を上限とする。）
⑷　修士課程修了又は博士課程退学の後，大学の研究生として研究活動を行った期間
⑸　その他学位申請資格審査委員会において認めた期間

（博士論文等の提出）

第４条　課程を経ない者が学位の授与を申請するときは，次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

⑴　学位申請書（別紙様式１）　１部
⑵　論文目録（別紙様式２）　１部
⑶　博士論文　４部
⑷　博士論文を記録した電子媒体（CD-R）　１部
⑸　論文内容の要旨（別紙様式３）　１部
⑹　履歴書（別紙様式４）　１部
⑺　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書
⑻　その他参考論文等

（学位申請資格審査委員会）

第５条　学位申請資格の有無を審査するため，学位申請資格審査委員会を置く。

２　学位申請資格審査委員会は，教務委員会委員長及び教務委員会委員で組織し，委員長は，教務委員会委員長を充てる。

３　委員長は，学位申請資格審査委員会を招集しその議長になる。

４　学位申請資格審査委員会が必要と認めたときは同審査委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（学位申請資格の判定）

第６条　研究科教授会は，学位申請資格審査委員会の審査結果に基づいて，第３条に規定する学位申請資格を有するか否かについて判定を行う。ただし，第３条の第１項第１号から第３号までの各号の規定により，学位申請資格審査委員会の審査を経た結果については，研究科教授会において判定を受けたものとして取り扱う。

（学長への進達）

第７条　研究科長は，学位申請者から博士論文等の提出があったときは，研究科教授会の議を経て，当該博士論文等を学長に進達するものとする。

（博士論文審査委員会）

第８条　学長から論文審査の付託があったときは，論文審査及び試験等を行うため，学位申請者ごとに博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，教授２人以上を含む研究科の教員３人以上をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。

３　審査委員となる研究科の教員は，神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会において，後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められたものに限る。

４　研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは，前２項に定める者のほか，当該博士論文の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

５　主査及び副査の選定は，研究科教授会の議を経て行う。

６　審査委員会は，論文の審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても，審査するものとする。

（博士論文審査及び試験）

第９条　審査委員会は，博士論文の審査及び博士論文を中心としてこれに関連する専門科目について，筆答又は口頭による試験（以下「試験」という。）を行うものとする。

２　審査委員会は，試験の科目，試験の方法等を定めて，学位申請者に通知するものとする。

３　審査委員会は，博士論文発表会を開催するものとする。

（試　問）

第10条　審査委員会は，研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問（以下「試問」）という。）を行うものとする。

２　試問は，学位申請者の学術領域の専門科目及び専門の学術研究を行うのに必要な外国語（日本人は英語，外国人は日本語及び英語）について，筆答又は口頭により行う。

3　審査委員会において試問のために必要があると認めるときは，審査委員以外の教員にも試問を行わせることができる。

4　審査委員会は，試問の科目，試問の方法等を定めて，学位申請者に通知するものとする。

（博士論文審査等の結果報告）

第11条　審査委員会は，博士論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは，博士論文審査結果報告書（別紙様式５）を研究科長に提出するものとする。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成25年６月21日から施行する。

附　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成29年４月１日から施行する。

2　神戸大学大学院農学研究科の課程を経ない者の博士論文草稿の内見に関する申合せ

平成19年４月１日制定

（趣　旨）

第１条　この申合せは，神戸大学大学院農学研究科の課程を経ないで，神戸大学大学院農学研究科に学位の授与を申請しようとする者（以下「学位申請希望者」という。）がある時に，その申請に先立ち実施する博士論文の草稿の内見に関し，必要な事項を定めるものとする。

（内見の申し出）

第２条　学位申請希望者は，博士論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授に博士論文の草稿の内見を申し出るものとする。

２　博士論文草稿の内見の申し出を受けた教員は，博士論文草稿の学術領域との関連性等を確認することとし，申し出を受理するときは，学位申請希望者に次の書類等を提出させ，内見受理委員となる。

⑴　論文目録（別紙様式１）　１部
⑵　博士論文の草稿　３部
⑶　論文内容の要旨の草稿　３部
⑷　履歴書（別紙様式２）　１部
⑸　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書　１部
⑹　在職・研究従事内容証明書（別紙様式３）　１部
⑺　その他の参考論文

（内見委員会）

第３条　内見委員会は，学位申請希望者ごとに，教授２人以上を含む研究科の教員３人以上をもって組織する。

２　内見委員となる研究科の教員は，神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会において，後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められたものに限る。

３　委員長には内見受理委員を充てる。

４　内見受理教員は，必要があると認めるときは，前１項に定めるもののほか，当該博士論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

５　内見委員会は，博士論文草稿等の内容の検討を行い，学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否の案を作成するものとする。

６　内見委員会は，学位申請希望者の学位申請資格の有無の案を作成し，結果を研究科長に報告する（別紙様式４）。

７　内見委員会の委員長は，内見が終了したときは，博士論文草稿内見結果報告書（別紙様式５）を専攻長を経て，専攻会議に提出するものとする。

８　内見の結果は，内見受理教員が学位申請希望者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第４条　専攻会議は，博士論文草稿内見結果報告書に基づき，学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の案の適否を判断し，学位審査に値すると判断された学位申請希望者ごとに，博士論文審査委員会委員候補者（主査及び副査の候補者）３人以上を選出する

ものとする。

（研究科長への届出）

第５条　専攻長は，専攻会議終了後直ちに，博士論文草稿内見結果報告書及び博士論文提出予定者・博士論文審査委員会委員候補者名簿（別紙様式６）を研究科長に提出するものとする。（履歴書を１部派付するものとする。）

附　則

この申合せは，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この申合せは，平成20年５月16日から施行する。

附　則

この申合せは，平成27年４月１日から施行する。

3　神戸大学大学院農学研究科において単位修得退学した者の博士論文審査等に関する申合せ

平成19年９月７日制定

1　この申合せは，農学研究科博士課程後期課程において所定の期間在学して所定の単位を修得し，かつ，必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者（以下「単位修得退学者」という。）の博士論文審査等について，必要な事項を定めるものとする。

（申合せの適用）

2　神戸大学大学院農学研究科における課程を経ない者の博士論文審査等に関する内規第３条第１項第１号に規定する者が，原則として単位修得退学後５年以内に博士論文の審査を申請する場合にこの申合せを適用する。

（学位申請資格審査委員会）

3　単位修得退学者に対する学位申請資格の審査は，省略することができる。

（博士論文草稿の内見）

4 単位修得退学者の博士論文草稿の内見に際しては，最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び在職・研究従事内容証明書の提出は，省略することができる。

（博士論文の申請）

5 単位修得退学者が学位の授与を申請するときは，最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書の提出は省略することができる。

附　則

1　この申合せは，平成19年９月７日から施行する。

2　この申合せは自然科学研究科（農学系）博士課程後期課程の学生にも準用する。

附　則

この申合せは，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この申合せは，平成30年７月20日から施行する。

Ⅷ　修学案内

1　農学研究科の教育研究の理念

1　農学研究科の理念と目標

農学は，自然及び人工生態系の保全を図り，衣食住のもととなる生物資源の生産・管理・利用と開発を通じて人間社会に貢献する「持続共生の科学」を理念としています。この農学理念の実現に向かう教育研究組織としての農学研究科は，「食料・環境・健康生命」に関わる諸問題を総合的に教育研究することを基本目的とし，各キーワードに対応した以下の３専攻で組織されています。

⑴　食料共生システム学専攻は，農業工学及び農業経済学の知識と技術を協働し，食料の生産者と消費者が環境保全型持続社会を通して共生するための生産基盤構築から流通・消費に至る全プロセスの体系化を教育研究の目的としています。

⑵　資源生命科学専攻は，人類生存の根本的課題である食料生産の質と量の向上を図るため，動植物遺伝資源の探索・開発と改良を担い，21世紀の食料生産に貢献することを教育研究の目的としています。

⑶　生命機能科学専攻は，農業と食料の基本となる生命現象を生物学・化学の両面から解明し，農産物および食品の安全性向上と機能開発を通して人の健康の維持・増進に貢献することを教育研究の目的としています。

農学研究科の大学院教育においては，これら専攻の専門性を発展・進化させるとともに，各専攻に学際性と総合性をビルトインし，専攻間で単位の互換や情報の交換による複眼的な見方や思考力を培う教育研究を展開します。このことにより，独創的な学術研究と科学技術開発を担う優れた研究者・教育者や指導的役割を担う高度専門職業人など，地域・国際社会で活躍できる人材を育成することを目指しています。

2　アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）

農学研究科博士課程前期課程では，それぞれの専攻分野において幅広い知識をもつとともに，問題解決能力と学際的視点をもった国際性及び創造性豊かな人材を養成することを目指しています。このため，農学分野の堅実な基礎学力をもつ人，論理的な思考能力に優れた人，知的好奇心に富み農学に対し探究心や高い学習意欲をもつ人，さらには，産業社会や公的機関で農学の知識をさまざまな形で活用したい人などを受け入れます。

農学研究科博士課程後期課程では，それぞれの専攻分野において高度な専門性と幅広い視野をもち，創造性，独創性，国際性を兼ね備えた人材を養成することを目指しています。このため，農学やその関連分野について修士レベルの基礎学力をもつ人,論理的な思考能力やプレゼンテーション能力に優れた人,知的好奇心に富み農学の探究に情熱をもつ人，研究者，教育者として活躍したい人，あるいは産業社会や公的機関で現に活躍中で,さらに高度専門職業人へのキャリアアップを目指したい人などを受け入れます。

3　前期課程教育の特色

⑴「食料・環境・健康生命」に対応した研究科内横断型のコア科目を履修することによって，農学の幅広い素養と学際性を身につけることができます。

⑵　専攻の前期課程授業科目は，より専門的な後期課程の授業科目とつながるように体系化されています。

⑶　授業科目「プレゼンテーション演習」を履修することによって，研究成果をまとめる能力，発

表する能力，表現する能力を身につけることができます。

⑷ アジア地域の持続的食料生産と環境保全に関する授業科目を履修することによって，国際的視野から活躍するリーダーとしての素養を身につけることができます。

4　前期課程で取得できる学位と後期課程への進学

一定の単位を修得し，修士論文審査に合格した学生は，修士（農学）の学位を取得することができます。また，前期課程を修了した学生が引き続き後期課程に進学する場合には，後期課程への入学金は必要ありません。前期課程において優れた研究業績をあげた学生は１年以上の在学で修了し，後期課程に進学することができます。

5　後期課程教育の特色

⑴ それぞれの専攻分野での高度な学術研究を基盤にした教育をうけることができます。

⑵ 英語論文作成能力や英語ディベート能力を向上させるとともに，海外の学術交流協定校との教育連携を活用し，国際の場で活躍できる能力を身につけることができます。

⑶ 後期課程において優れた研究業績をあげた学生は，１年以上の在学で修了し学位を取得することができます（早期修了制度）。

6　後期課程で取得できる学位

一定の単位を修得し，博士論文審査に合格した学生は，博士（農学）又は博士（学術）の学位を取得することができます。

2　教育研究組織

研究科	専　攻	講　座	教育研究分野
農学研究科	食料共生システム学	生産環境工学	水環境学，土地環境学，施設環境学， 地域共生計画学，農産食品プロセス学， 生物生産機械工学，生物生産情報工学
		食料環境経済学	食料経済・政策学，農業農村経営学， 国際食料情報学
	資源生命科学	応用動物学	動物遺伝育種学，生殖生物学，発生工学， 栄養代謝学，動物分子形態学，組織生理学， 感染症制御学，動物遺伝資源開発学， 細胞情報学
		応用植物学	資源植物生産学，植物育種学，森林資源学， 園芸植物繁殖学，園芸生産開発学， 園芸生理生化学，熱帯有用植物学， 植物遺伝資源開発学
		食料生産フィールド科学（連携講座）	食料生産フィールド科学
	生命機能科学	応用生命化学	生物化学，食品・栄養化学，天然有機分子化学， 有機機能分子化学，環境分子物理化学， 植物機能化学，動物資源利用化学， 微生物機能化学，微生物資源化学， 生物機能開発化学
		応用機能生物学	土壌学，植物栄養学，植物遺伝学， 栽培植物進化学，細胞機能構造学， 環境物質科学，細胞機能制御学， 植物病理学，昆虫分子機能科学， 昆虫多様性生態学

3　専攻及び講座の内容

⑴　食料共生システム学専攻

発展途上国における人口爆発や地球環境問題の深刻化に伴い，近未来における世界の食料供給が不安視されています。特に，著しく低い我が国の食料自給率は，食料の安定的な供給システムの創成を必要としています。食料共生システム学専攻では，食料の生産者と消費者が環境保全型持続社会を通して共生するための生産基盤構築から流通・消費に至る全プロセスの体系化を目的とした教育研究を行います。食料や環境に関する幅広い知識・技術を備え，公共部門および民間部門で活躍できる人材を養成するため，食料共生システム学専攻に生産環境工学及び食料環境経済学の2講座を設けています。

令和４年４月１日現在

講座		教育研究分野		担当教員	
名称	内容	名称	内容		
生産環境工学	農業生産環境の構成要素である水資源・土地資源の利用と保全，作物の栽培管理・収穫・加工に関する機械装置の開発などの農業工学分野の教育研究を行います。	水環境学	河川流域の水循環機構および水量・水質の両面から見た水環境特性の把握，流域における水循環と物質循環のモデル化と水資源管理への応用に関する教育研究を行います。	田中丸 治哉 多田 明夫	教授 准教授
		土地環境学	農地や農村のきれいで安全な環境づくりを目指して，ため池やパイプラインを含む農地，農道，水路などの農業水利施設の合理的な設計施工，災害防止の方法や手段に関する教育研究を行います。	河端 俊典* 澤田 豊	教授 准教授
		施設環境学	水，土，水利施設などからなる農業地域システムの好適創造を目指して，水の動きの解析，地下水力学，水と土の相互作用，水利施設の調査･計画･設計･保全に関する教育研究を行います。	井上　一哉 鈴木 麻里子	教授 助教
		地域共生計画学	日本と世界の農業・農村環境は今急速に変化しています。様々な空間・時間スケールで環境と社会を分析し，持続的な資源管理と制度設計を模索します。	長野　宇規	准教授
		農産食品プロセス工学	農産資源および食品を対象とした物質変換，加工処理およびバイオプロセッシングに関する理論と技術，バイオマスエネルギー利用，生産から消費，廃棄に亘るフードチェーンの管理システムに関する教育研究を行います。	井原 一高 吉田 弦	教授 助教
		生物生産機械工学	主としてフィールドにおける作物の栽培システムを対象とし，栽培技術並びに作物特性の理解と工学的技術を融合し，生産に用いられる機械や装置の設計と開発，及び，システム構築に必要な計測と制御について教育研究を行います。	庄司　浩一	准教授
		生物生産情報工学	主として閉鎖系空間における生産と収穫後処理を包含する生物生産システムを対象とし，工学的手法による成育中及び貯蔵中に作物が示す応答特性の非破壊計測と理論的解明，得られた結果を生産現場にフィードバックするための統合生産システムについて教育研究を行います。	伊藤　博通 黒木 信一郎 中島 周作	教授 准教授 助教
食料環境経済学	食料・農業・環境問題を解決するための理論や政策，農業経営の発展や農村社会の活性化方策，食料の生産・流通・消費に関する統計的処理や食料・農業関連産業のあり方などに関する社会科学的な教育研究を行います。	食料経済・政策学	世界や日本の食料需給と通商協定の関わり，先進国の農業政策と途上国の食料貧困の関係性，家計および家族の変化と日本人の食生活，経済格差や食料ロスなどの問題に着目しながら，食料・農業・環境政策のあり方を解明するため，経済学に基づく教育研究を行います。		
		農業農村経営学	安全な農産物・食料を持続的かつ効率的に生産・供給していくための農業経営と食料・農業関連産業のあり方や，農山村地域の維持・発展に関して，経営学あるいは社会学の考え方や分析方法による理論的･実証的な教育研究を行います。	中塚 雅也 髙田 晋史 小川　景司	准教授 助教 助教
		国際食料情報学	子どもや高齢者の食行動・食意識，貧困世帯や社会的弱者のフードセキュリティ，貧困と格差，農村開発などに関する国内外の社会調査データを用いた実証的研究，および社会調査や統計データなどの統計処理法に関する教育研究を行います。	石田　章 八木 浩平	教授 准教授

備考：*印は令和５年３月で退職予定の教員。

⑵ 資源生命科学専攻

食料や産業用原料となる動物や植物は，人類生存の鍵を握る重要な生物資源です。資源生命科学専攻では，有用な動物，植物，微生物とそれらの 相互関係について，遺伝子・個体・集団・種・生態系レベルで基礎から応用に至るまでの教育研究を進めるとともに，生物資源の管理・利用と食料の効率的で持続可能な生産技術の開発，さらには安全・安心な食料生産に関わる教育研究を推進しています。これによって，高度な専門的知識と総合的な思考力をもち，食料生産から先端バイオ分野までの幅広い領域を担うことのできる人材を養成します。資源生命科学専攻には応用動物学講座と応用植物学講座の2講座が設けられており，それぞれ動物と植物を中心にした教育研究を展開しています。

令和４年４月１日現在

講座		教育研究分野		担当教員	
名称	内容	名称	内容		
応用動物学	遺伝学，生化学，形態学，免疫学的手法を基に，動物に関わる生命現象および動物の有する多様な機能とその制御機構を集団・個体・細胞・分子レベルで総合的に理解し，動物資源を有効，安全かつ安定的に利用するための教育研究を行います。	動物遺伝育種学	動物の多様な特性の発現を支配する遺伝的メカニズムの解明や遺伝的能力の評価と開発を通じて，動物機能を有効に利用するとともに，遺伝資源の探索と多様性の保全に関する教育研究を行います。	万年 英之 笹﨑 晋史 川口 芙岐	教授 准教授 助教
		生殖生物学	哺乳類での生殖細胞の形成や機能発達に関わる細胞内シグナル伝達機構や分子・細胞レベルでの生殖細胞特有の制御機構に関する教育研究を行います。	原山 洋 京極 博久	教授 助教
		発生工学	哺乳類の配偶子形成や受精・胚発生に関わる分子・細胞レベルでの制御機構の解明と，発生工学的な新規手法の確立に関する教育研究を行います。	李 智博	准教授
		栄養代謝学	遺伝子から個体レベルにわたる栄養素の代謝調節機構の分子生物学的な解明と，それに基づく分子栄養学的制御ならびに機能開発に関する教育研究を行います。	本田 和久 實安 隆興	教授 助教
		動物分子形態学	生命科学の基盤をなす形態学の膨大な知見と最新の分子生物学的知見とを融合し，分子から生体までの幅広い分野を包含する教育研究を行います。	星 信彦 横山 俊史	教授 助教
		組織生理学	動物体の基本的構成要素である細胞や，これによって構築された各種組織の複合的な活動の結果として生じた様々な生理学的機能発現のメカニズムに関する教育研究を行います。	万谷 洋平	助教
		感染症制御学	動物や人の感染症の原因となる病原微生物について，生態学，疫学，感染発病機構ならびに防御機構の面から幅広く探究することを目的とした教育研究を行います。	佐伯 圭一 松尾 栄子	准教授 助教
		※動物遺伝資源開発学	持続的食料生産を担う効率的育種プログラムの策定を目指し，量的遺伝学および集団遺伝学的手法による動物遺伝資源の評価・利用に関する教育研究を行います。	大山 憲二 本多 健	教授 助教
		細胞情報学	生理活性物質やストレス・栄養変化といった外界環境からの入力が細胞の機能を制御する仕組みに関する教育研究を行います。	中嶋 昭雄 蜷川 暁	准教授 助教

備考：※印は附属食資源教育研究センターの教育研究分野。

＊印は令和５年３月で退職予定の教員。

令和４年４月１日現在

講座		教育研究分野		担当教員	
名称	内容	名称	内容		
応用植物学	日常生活を支えている資源植物である食用作物，園芸植物，産業用植物及び樹木の生理，生態，遺伝学的特性を理解し，それらの生産性と品質の向上を目指した教育研究を行います。	資源植物生産学	安全で持続性のある農業生産を確立するため，食用および産業用資源植物の生理生化学的・分子生物学的な機能解析を行い，資源植物の生産性向上を目指した教育研究を行います。	畠中 知子 笹山 大輔	准教授 助教
		植物育種学	農業上有用な遺伝子の検出と同定ならびに形質発現作用の解明を通じて，新たな育種素材の開発と育種効率の改善を目標とした教育研究を行います。	石井 尊生 石川 亮	教授 准教授
		森林資源学	森林生態学，樹木生理学・組織学，森林病理学などの基礎知識をもとに，森林や樹木の機能を解明し，森林資源の保全と管理に貢献する教育研究を行います。	石井 弘明 東　若菜	准教授 助教
		園芸植物繁殖学	園芸植物の繁殖様式は，受粉・受精・種子形成の過程を経る種子繁殖と，それを経ない栄養繁殖に大別され，種子形成過程は果実の結実にも関連する。繁殖のメカニズムを解明・制御することで，種苗生産と果実生産に貢献するための教育研究を行います。	安田（高崎）剛志 藤本 龍	教授 准教授
		園芸生産開発学	園芸作物の生産性と有用性を高めることを目的とし，環境ストレス耐性や機能性を備えた品種の育成と，光利用効率や作業性を高める施設栽培法の構築を行うことで，植物の機能開発と栽培のシステム開発に貢献する教育研究を行います。	宇野 雄一 金地 通生 小山竜平	教授 准教授 助教
		園芸生理生化学	果樹，野菜，花卉などについて，その生育から収穫・貯蔵期にわたり，基本的な炭素や窒素の代謝をはじめ，二次代謝物も含めた代謝生理について，分子生物学的および生化学解析を行い，高品質な園芸作物の生産・流通・貯蔵に貢献するための教育研究を行います。	野村　啓一*	教授
		熱帯有用植物学	熱帯の様々な環境で生育している植物の適応メカニズムについて，分子から生体レベルまでの幅広い視野で解明することにより熱帯有用植物の生産安定を目指した教育研究を行います。	東　哲司 深山　浩	教授 准教授
		※植物遺伝資源開発学	持続的食料生産を担うため，効率的育種プログラムの策定と新規育種素材の開発を目指し，植物遺伝資源の探索・収集・保存・評価・管理・利用に関する教育研究を行います。	片山　寛則 吉田 康子	准教授 助教
食料生産フィールド科学（連携）		食料生産フィールド科学	病害虫，環境，生物工学分野の実用的な技術開発と実証・実践を通じて，安定的かつ安全・安心な食料生産を目指した教育研究を行います。	岩本　豊 岩本 英治 廣田　智子	客員教授 客員准教授 客員准教授

備考：※印は附属食資源教育研究センターの教育研究分野。
備考：＊印は令和５年３月で退職予定の教員。

⑶ 生命機能科学専攻

食と農に関わる生物の多様な機能と現象を分子レベルから生態系まで多面的に捉えて解析する能力を持ち，農作物，食品・化学・医薬等に関連したバイオ産業の発展や農環境の保全と創造など，生物とその機能の利用，開発，制御を通じて21世紀のバイオ社会を支える人材を育成します。特に，専門領域を対象に視点に幅を持たせ，食品系，化学系，生物系など，実際の進路選択も念頭に置いた体系的な講義カリキュラムを提供することにより，優れた科学的思考力と実験力，表現力を涵養します。このため，生命機能科学専攻に応用生命化学及び応用機能生物学の2講座を設けています。

令和４年４月１日現在

講座		教育研究分野		担当教員	
名称	内容	名称	内容		
応用生命化学	生物が摂取・産生する物質や生物を取り巻く環境中の物質構造と作用，及び多様性に富んだ生命システムを分子レベルで解明し，これらを利用，合成，制御，開発するための教育研究を行います。	生物化学	生命現象を分子レベルで解明するため，遺伝子発現調節と細胞内シグナル伝達機構，細胞内オルガネラの機能，機能タンパク質の構造機能相関等について，バイオテクノロジーへの応用も視野に入れた教育研究を行います。	宇野 知秀 金丸 研吾 林　大輝	教授 准教授 助教
		食品・栄養化学	食品に含まれる栄養成分と非栄養成分が，間接的あるいは直接的に情報伝達系を介してヒトの体を機能調節する機構を個体レベルから分子レベルにおいて解明し，機能性食品への開発も含めた教育研究を行います。	水野　雅史 橋本　堂史 藍原 祥子	教授 准教授 助教
		天然有機分子化学	生物活性を有する天然有機分子の化学合成法の開発や有機合成手法による化学構造と生物活性の相関関係の解明を目指した教育研究を行います。	久世 雅樹 姜 法雄	教授 助教
		有機機能分子化学	有用有機化合物を効率的に供給する手段としての有機化学に関する研究を行い，特に，環境への負荷の小さい，環境調和型の新有機合成反応の開発を目指した教育研究を行います。		
		植物機能化学	植物二次代謝産物の化学構造・生合成・作用機構，および植物と周囲の生物との相互作用ならびに環境応答を，解明・解析することを通して，植物機能の理解と応用に関する教育研究を行います。	杉本　幸裕 水谷　正治 山内 靖雄	教授 准教授 准教授
		動物資源利用化学	動物資源としての蛋白質と脂質に着目し，その機能を調べることにより，新規マーカーの創生とヘルスケア商品や創薬への応用を目指しています。一方で、食肉の熟成及び呈味機構の解明と、食肉・肉製品の品質改善及び評価方法の開発を行います。	白井　康仁 上田　修司 福田 伊津子	教授 助教 助教
		微生物機能化学◇	微生物が有する特異な代謝能力とそれを支えるゲノムの構造・機能・調節機構を解明するとともに，それらを合成生物学的な代謝工学に応用 して有用物質の生産につなげる教育研究を行います。	吉田　健一 石川　周	教授 准教授
		微生物資源化学	微生物資源の利活用を目的として，自然界から有用微生物を探索し，その酵素系や遺伝子群の特性を明らかにするとともに，それらを物質変換や環境改善へ応用する教育研究を行います。	竹中 慎治 木村 行宏	教授 准教授
		生物機能開発化学	生物の優れた機能や機能分子を見出し，その作用機構を解明することで，健康・食糧・環境に関わる諸問題の解決に向けた教育研究を行います。	芦田　均 山下 陽子	教授 准教授

備考：＊印は令和５年３月で退職予定の教員。

◇ 大学院前期課程・後期課程は科学技術イノベーション研究科に所属します。

令和４年４月１日現在

講座		教育研究分野		担当教員	
名称	内容	名称	内容		
応用機能生物学	多様な生物が農環境（農業生態系）で織り成す生命現象を解明し，農環境の健全性を保ちながら持続可能な生物生産システムを創造するための教育研究を行います。	土壌学	地球温暖化や気候変動に大きな影響をもたらす土壌生態系における炭素循環プロセスを理解するために，土壌や河川・湖沼中の有機物の質と量を解析しています。また，これらの有機物の機能性に着目し，環境保全・修復への活用法の策定をも目指した教育研究を行います。	藤嶽 暢英 鈴木 武志 木田 森丸	教授 助教 助教
		植物栄養学	植物成長の鍵となる光合成および無機養分の生理的営みを解明することを目的に，生理生化学的・分子生物学的手法を用いて新規な事実を明らかにするための研究技術・思考法を身につける，かつ，それらをバイオマス増産に役立てる教育研究を行います。	三宅 親弘 和田 慎也	教授 助教
		植物遺伝学	植物の遺伝機構に関する教育研究を、分子、細胞、個体、集団、ゲノムを対象として行います。特に、農業生態系における種形成のメカニズムの解明を目指します。また、基礎研究から得られた知見を応用的に展開し、環境と調和した作物生産システムの構築に貢献できる人材を育てます。	松岡　由浩	教授
		栽培植物進化学	栽培化を経て生まれた栽培植物は，以降人類との共生関係を築いてきました。当分野では遺伝学，生態学，フィールド科学など多元的な教育研究を重視し，栽培化に関与した遺伝子の同定とその機能の解明を通じた栽培植物や近縁野生種の多様性と進化機構の理解を目指します。	森　直樹	教授
		細胞機能構造学	生物の基本単位は細胞にあります。農作物に限らずあらゆる生物が持つ機能を人間社会で有効に利用するためには，細胞の機能や構造に関する知見が必須です。当教育研究分野では，特に真核微生物（主に糸状菌）を材料として，分子生物学と電子顕微鏡等を用いた細胞学により，エピジェネティックな遺伝子制御機構や植物への感染機構の解明に関する研究を進めています。	中屋敷 均 池田 健一	教授 准教授
		環境物質科学	生命環境および農環境中への環境負荷物質の拡散が懸念されています。これら環境負荷物質に対し，応用遺伝子工学的手法，応用生物工学的手法を駆使した研究と実証・実践を通じ，安全・安心な生命環境を目指した教育研究を行います。	今石 浩正 森垣 憲一 乾　秀之	教授 准教授 准教授
		細胞機能制御学	細胞は，タンパク質のリン酸化などによる分子形状変化や相互作用を通じて環境シグナル分子情報を細胞内に伝達しています。植物のもつ情報伝達機能制御メカニズムの分子レベルでの解明を目指した教育研究を行います。		
		植物病理学	植物病原微生物の病原性機構，植物の抵抗性機構，ならびに両者の相互作用のダイナミクスを生理・生化学，遺伝学，分子生物学などのさまざまな手法を用いて解析し，植物の病理現象の理解に向けた教育研究を行います。	土佐 幸雄 足助 聡一郎	教授 助教
		昆虫分子機能科学	昆虫の多様性と特異性を，人を始め他の動物との比較の中から解明し，昆虫の形態形成や行動，生理機能を制御するメカニズムを，分子的，物質的なレベルで明らかにし，害虫防除や有用昆虫の資源利用の道を探る教育研究を行います。	坂本　克彦	教授
		昆虫多様性生態学	植物の宿敵あるいはパートナーとして長い共進化の歴史を持つ昆虫について，その多様性，生態系機能および植物や微生物との相互作用を理解し，害虫抑制，花粉媒介，物質循環，文化的価値など，昆虫による生態系サービスを増進するための教育研究を行ないます。	前藤　薫* 杉浦 真治	教授 准教授

備考：＊印は令和５年３月で退職予定の教員。

4　修学上の一般的事項

1　教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は，その大学院の教育目的に応じて，教育上必要な授業科目を開設し，これを組織的・体系的に編成し，実施するものとされています。

また，授業科目の授業のほか，学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を行うものとされています。

2　授業について

⑴　学期及びクォーターについて（授業期間）

１年間を２学期に分け，４月～９月を「前期」，10月～３月を「後期」とし，前期・後期の授業期間をそれぞれ半分に分けた，各８週の授業期間を「クォーター」と呼びます。前期には第１・第２クォーター，後期には第３・第４クォーターがあります。第○クォーターを「○Q」と略して表記することがあります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前期						後期					
第１クォーター		第２クォーター		夏休み		第３クォーター		第４クォーター		春休み	

⑵　授業の方法

各授業科目の授業は，講義，演習又は実験・実習により行います。

⑶　授業科目の単位

各授業科目は，教育研究上の目的にそって，多様な履修が可能となるように単位制がとられており，授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じて，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており，講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で，実験及び実習については，30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とすることとされています。

これにより，本研究科における講義による授業科目については，15時間の授業をもって１単位，演習による授業科目については，授業科目により15時間又は30時間の授業をもって１単位及び実験・実習による授業料目については30時間の授業をもって１単位としています。

⑷　授業時間

本研究科における授業は，月曜日から金曜日まで，各５時限実施しています。

各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8：50 ～ 10：20
2	10：40 ～ 12：10
3	13：20 ～ 14：50
4	15：10 ～ 16：40
5	17：00 ～ 18：30

3　授業科目及び履修要件について

⑴　授業科目

①　本研究科の授業科目は，研究科規則に定められており，各授業科目の開講予定年次，授業科目の概要等については，各専攻の講義概要等に掲載しています。

②　各授業科目は専攻ごとに開設されますが，授業科目によっては複数の専攻に亘って開設するものがあります。

⑵　履修要件

修了に必要な修得単位は，前期課程は30単位以上，後期課程は10単位以上ですが，各専攻の履修要件は，次表のとおりです。

（前期課程）

専　　攻	履　　修　　要　　件	
	必　　修	選　　択
食料共生システム学専攻	17単位	13単位以上
資源生命科学専攻	17単位	13単位以上
生命機能科学専攻	17単位	13単位以上

※前期課程の選択科目には，下記①，②については６単位まで，③については10単位まで算入することができます。

①他専攻の授業科目を履修したとき。

②農学部，並びに本学の他研究科，他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。

③他大学大学院（外国の大学を含む。）の授業科目について指導教員が必要と認め，かつ所定の手続きを経て履修したとき。

（後期課程）

専　　攻	履　　修　　要　　件		
	必　　修	選択（自専攻）	選択（他専攻）
食料共生システム学専攻	６単位	２単位以上	２単位以上
資源生命科学専攻	６単位	２単位以上	２単位以上
生命機能科学専攻	６単位	２単位以上	２単位以上

4　研究指導について

大学院の教育方法については，大学院設置基準第11条，第12条に，「大学院の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。」と規定されています。この場合において，授業科目の授業は単位制度によるものであり，研究指導は単位制度によらないものであって，単位制度によらず多様なかたちで行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するものとされています。

本研究科前期課程の修了要件については，研究科規則第32条第１項において，研究科前期課程に２年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試

験に合格することの主旨が規定されており，研究指導は，課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

本研究科後期課程の修了要件についても，研究科規則第32条第２項において，研究科に３年以上在学し，10単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することと規定されており，研究指導は，課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

本研究科における研究指導は，入学した学生ごとに，指導教員が研究指導題目を定め，指導教員と関連分野の教員により，幅広く効果的に指導を行うほか，総合研究プロジェクトに参加させる等，研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮しています。

◆社会人学生のための教育方法の特例について

農学研究科博士課程後期課程では，大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施しています。概要は次のとおりです。

１．指導教員の合意を得て，授業及び研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。

２．学位論文の作成が進展しており，企業等に研究に関する優れた施設や設備があり，それを用いた方が成果が上がると，指導教員が認める場合は，勤務する企業等においても研究することができます。

５　履修手続について

授業科目の履修に当たっては，毎学期の当初に配布する「授業時間割表」に定めるところに従い，履修授業科目を綿密に検討し，指導教員の承認を得た上で履修するようにしてください。履修登録は，学期の初めにパソコンからWeb画面で登録を行い，履修・登録一覧（提出用）を登録期間内に下記 の提出先に提出してください。また，他研究科の授業科目を履修しようとするときは，登録期間前に事前登録を行う（受講許可カードを提出する）場合があるので，ホームページの履修登録関係画面で確認してください。

〔注意事項〕

①　登録方法・登録期間等

各学生に配付するマニュアルを熟読の上，Web画面で登録を行ってください。

（登録期間）

前期・後期：掲示等でお知らせします。

申請コードについては必ず所属専攻の申請コードを記入してください。（同一授業名でも専攻により申請コードが異なります。）

また，大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合については，その都度，掲示・ホームページ上でお知らせします。未確認から生じる不利益は，本人がその責を負うことになりますので注意してください。

②　提出先

農学研究科教務学生係

③　提出方法

パソコンからWeb画面で登録を行った後履修・登録一覧（提出用）に指導教員の承認印を得てから提出してください。履修・登録一覧（提出用）の提出がない場合は，システム障害等による履修登録エラーの救済対象にはなりませんので，注意してください。

④　履修登録されていない授業科目は，たとえ履修・受験しても無効です。

6　定期試験について

定期試験は，授業が終了した後に実施しますが，担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また，定期試験をせずに，平常の成績，レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは，提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。定期試験時間割表及び試験室の指定は，その都度掲示等をするので注意してください。

〔定期試験受験の際の注意事項〕

①　試験の時間割及び試験室の指定は，その都度掲示する。

②　受験中は，必ず学生証を机上左前に置くこと。

③　机の上には，鉛筆（シャープペン，ボールペンを含む。）消しゴム，定規類，学生証，時計及び特に受験に際し許可された携帯品以外の物は置かないこと。なお，筆箱，下敷，定期入れ等は座席の下に置くこと。ただし，貴重品は各自保管すること。

④　携帯電話等の通信機器（腕時計型端末を含む）を使用することは一切認めないので，必ず電源を切った上で鞄等の中へしまうこと。アラームの設定を解除していない場合，電源を切っていても鳴ることがあるので，試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除しておくこと。試験中にこれらの機器に触れている場合もしくは机の上あるいは中に置いてある場合は，不正行為とみなす。（ただし，試験監督教員の指示がある場合を除く。）

⑤　答案用紙には，学籍番号，氏名を必ず記入すること。記入のない答案は無効とする。

⑥　20分経過後は絶対に入室を認めないので，遅刻のないよう十分注意すること。

⑦　試験関始後20分間は退室しないこと。退室する場合は，答案用紙を試験監督に提出すること。

⑧　受験中の物品の貸借は一切禁止する。

⑨　受験中，いかがわしい態度や，不正行為は厳に慎むこと。

⑩　受験者以外の者が受験者本人になりすまして試験を受けた場合は，不正行為とみなす。

⑪　答案用紙は，絶対に持ち出さないこと。持ち出した場合は不正行為とみなすことがある。

〔レポートでの不正行為について〕

レポートなどで不正行為と見なされる行為は，一般的には，下記の事項がある。

①　他人の文章や着想などを自分のものとして用いている。

②　他人の著作物を引用する際に，引用箇所や出典を明示していない。

③　他人の著作物を参照する際に，出典を明示していない。

④　他人にレポートの代筆を依頼する。
⑤　他人のレポートを流用する。
⑥　他人のレポートを代筆する。
⑦　作成したレポートを，流用されることを承知しながら，他人に見せる。
⑧　教員の指示に意図的に従わない。

学生が試験及びレポート等において不正行為を行った場合　当該科目を開講する学期に履修した全ての授業科目の成績を無効とします。

7　履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について，途中で履修を中止したい場合，クォーター毎に設けられる履修取消期間中に，履修を取り消すことができます。

☆履修登録や履修取消は，原則として学生自らが「うりぼーネット」（Ｗｅｂ）で行います。

・取り消した科目は，「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認できます。

・履修取消期間中に取り消さなかった科目は，成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合，成績評価は「不可」（不合格）となりますので，注意してください。

・取り消した科目は，履修取消期間終了後その学期中に再び受講（履修）することはできません。
・通年開講科目は，前期でも後期でも取消が可能ですが，前期に取り消した場合，後期に再び履修登録することはできません。

※修学上の理由から，「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については，所属学部・研究科毎にお知らせします。

Ⅸ　GPA・科目ナンバリングについて

1 「ＧＰＡ」について

平成28年３月10日部局長会議一部改正
平成16年12月９日部局長会議決定

1 神戸大学では，「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し，「単位の実質化」を進めるため，平成24年度入学生（*）から「ＧＰＡ（Grade Point Average)」を通知することになりました。（* 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。）

Ⅰ．ＧＰＡについて

「ＧＰＡ」とは，下記「成績評価基準」（秀，優，良，可，不可）に基づいて評価した成績の単位数に，それぞれのＧＰ（Grade Point）を掛けて合計したものを，履修登録を行った単位数の合計で割って計算した，１単位あたりのＧＰ平均値（Average）です。

「成績評価基準」

評語名（和文）	評語名（英文）	最小点	最大点	ＧＰ
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり，単位が修得できる。

Ⅱ．ＧＰＡ計算について

$$ＧＰＡ＝\frac{［履修登録した科目の単位数×当該科目のＧＰ］の合計}{履修登録した科目の単位数合計（不可を含む）}$$

１．履修登録した科目のうち，ＧＰＡ計算式に入らない科目があります。

① 成績を「合格」で評価する科目
② 他大学等で単位修得し，神戸大学が「認定」とした科目
③ 履修取り消しをした科目（以下「Ⅲ．履修取消制度について」参照）
④ 資格免許のための科目（教職科目，学芸員関連科目）(*)
(*一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部，研究科毎にお知らせします。)
⑤ 所属学部・研究科で指定した科目（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

２．再履修をした場合，過去の「不可」の成績は，原則としてＧＰＡ計算式に入りません。

・「不可」（不合格）と成績評価された科目を，再び履修登録した場合，再履修した時の「不可～秀」（ＧＰ＝０～4.3）の成績がＧＰＡ計算式に入り，当該科目について過去に付いた「不可」（ＧＰ＝０）の成績が，再履修した学期以降のＧＰＡ計算式から除外されます。ただし，過去

に計算されたＧＰＡ（学期）の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。

（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

Ⅲ．履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について，途中で履修を中止したい場合，クォーター毎に設けられる履修取消期間中に，履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり，授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第１クォーター履修取消期間	第１クォーター開講科目，前期開講科目，通年開講科目
第２クォーター履修取消期間	第２クォーター開講科目
第３クォーター履修取消期間	第３クォーター開講科目，後期開講科目
第４クォーター履修取消期間	第４クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は，原則として学生自らが「うりぼーネット」（Ｗｅｂ）行います。

・取り消した科目は，「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき，ＧＰＡ計算式に入りません。

・履修取消期間中に取り消さなかった科目は，成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合，成績評価は「不可」（不合格）となり，ＧＰＡ計算式に入りますので，注意してください。

・取り消した科目も「履修登録単位の上限（ＣＡＰ制）」(*) の単位数に入ります。
履修登録前までに，各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し，年間の履修計画をしっかりと立てた上で，履修登録と履修取消を行ってください。

(*「履修登録単位の上限（ＣＡＰ制）」とは，年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については，所属学部・研究科毎にお知らせします。)

・取り消した科目は，履修取消期間終了後，その開講期間中に再び受講（履修）することはできません。

※修学上の理由から，「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については，所属学部・研究科毎にお知らせします。

Ⅳ．ＧＰＡの通知について

・成績評価及び「ＧＰＡ」は学期毎に通知されます。併せて「科目ＧＰ（単位数×ＧＰ）」と「ＧＰＡ（学期）」も通知されます。

・通知されたＧＰＡにより，学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し，学習成果の指標とすることができます。

☆成績評価とＧＰＡは，学生自ら「うりぼーネット」（Ｗｅｂ）で確認できます。

例えば，下記の成績照会画面（例）では，ＧＰＡは「3.11」です。2016年度前期のＧＰＡは「3.00」でしたが，2016年度後期のＧＰＡは「3.22」でしたので，後期の成績評価（平均）が，前期の成績評価（平均）より上昇したことがわかります。

成績照会画面（例）:「うりぼーネット」（Ｗｅｂ）単位修得状況照会

■ＧＰＡ

ＧＰＡ	科目ＧＰ合計	計算単位数	計算日
3.11	118	38	2017年３月15日

※ＧＰＡは小数第３位を四捨五入して表示されます。

■ＧＰＡ（学期）

年度	前期				後期			
	ＧＰＡ(学期)	科目ＧＰ合計	計算単位数	計算日	ＧＰＡ(学期)	科目ＧＰ合計	計算単位数	計算日
2016年度	3.00	60	20	2016年９月15日	3.22	58	18	2017年３月15日

No	区分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年度	修得学期	評語	科目ＧＰ	合否
1	全学共通授業科目	基礎教養科目		○○○○○	2	2015	前期	秀	8.6	合

2　全学共通授業科目におけるGPAの取扱いについて

（令和３年度入学者から適用）

（平成24年５月31日　運営協議会決定）

最終改正　令和２年11月26日

適用年月日　令和３年４月１日

１．ＧＰＡ対象科目について

全学共通授業科目は，「情報基礎」，「Advanced English Online 1」，「Advanced English Online 2」，「物理学入門」，「総合科目Ⅰ，Ⅱ」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き，全てＧＰＡ対象科目です。

（別表参照）

２．ＧＰＡ計算方法について

全学共通授業科目は，全学の「ＧＰＡの取扱い」に準じて計算を行いますが，以下の授業科目については取扱いが異なります。

⑴　基礎教養科目・総合教養科目

基礎教養科目・総合教養科目は，当該学期に履修したすべての授業科目の成績がＧＰＡ計算式に算入されます。

また，過去に「不可」の成績がある場合は，新たに科目を履修することにより，当該成績の合格・不合格にかかわらず，１科目につき，同授業科目区分の同単位数の１科目の過去の「不可」の成績がＧＰＡ計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は，同一でなくても構いません。

なお，過去に「不可」の成績となった一つの授業科目の単位数が２単位以上の場合は，新たに同授業科目区分の同単位数分の科目を履修することにより，過去の「不可」の成績がＧＰＡ計算式から除外されます。

⑵　健康・スポーツ科学（健康・スポーツ科学講義Ａ，Ｂ，Ｃ）

健康・スポーツ科学講義Ａ，Ｂ，Ｃは，当該学期に履修したすべての授業科目の成績がＧＰＡ計算式に算入されます。

また，過去に「不可」の成績がある場合は，新たに科目を履修することにより，当該成績の合格・不合格にかかわらず，１科目につき，同授業科目区分の同単位数の１科目の過去の「不可」の成績がＧＰＡ計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は，同一でなくても構いません。

３．履修取消について

・やむを得ない事情により，履修取消期間外に手続きが必要な場合は，所属する学部の教務担当係に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば，履修の取り消しができます。

・集中講義については，講義最終日の前日までとします。（別途，掲示等により指示します。）

（別表）

（基礎教養科目，総合教養科目）

授業科目の区分等			授業科目	単位	GPA対象	備考
基礎教養科目	人文系	哲学	哲学	1	○	
		心理学	心理学A	1	○	
			心理学B	1	○	
		論理学	論理学	1	○	
		教育学	教育学A	1	○	
			教育学B	1	○	
		倫理学	倫理学	1	○	
	社会科学系	法学	法学A	1	○	
			法学B	1	○	
		政治学	政治学A	1	○	
			政治学B	1	○	
		経済学	経済学A	1	○	
			経済学B	1	○	
		経営学	経営学	1	○	
		社会学	社会学	1	○	
		教育社会学	教育社会学	1	○	
		地理学	地理学	1	○	
	生命科学系	医学	医学A	1	○	
			医学B	1	○	
		保健学	保健学A	1	○	
			保健学B	1	○	
			健康科学A	1	○	
			健康科学B	1	○	
		生物学	生物学A	1	○	
			生物学B	1	○	
			生物学C	1	○	
	自然科学系	数学	数学A	1	○	
			数学B	1	○	
			数学C	1	○	
			数学D	1	○	
		物理学	物理学A	1	○	
			物理学B	1	○	
		化学	化学A	1	○	
			化学B	1	○	
			化学C	1	○	
			化学D	1	○	
		惑星学	惑星学C	1	○	
			惑星学D	1	○	
		情報科学	情報学A	1	○	
			情報学B	1	○	
			データサイエンス基礎学	1	○	
総合教養科目	（1）多文化理解	教育と人間形成	教育と人間形成	1	○	
		文学	文学A	1	○	
			文学B	1	○	
		言語科学	言語科学A	1	○	
			言語科学B	1	○	
		芸術と文化	芸術と文化A	1	○	
			芸術と文化B	1	○	
		日本史	日本史A	1	○	
			日本史B	1	○	
		東洋史	東洋史A	1	○	
			東洋史B	1	○	
		アジア史	アジア史A	1	○	
			アジア史B	1	○	
		西洋史	西洋史A	1	○	
			西洋史B	1	○	
		考古学	考古学A	1	○	
			考古学B	1	○	
総合教養科目	（1）多文化理解	芸術史	芸術史A	1	○	
			芸術史B	1	○	
		美術史	美術史A	1	○	
			美術史B	1	○	
		科学史	科学史A	1	○	
			科学史B	1	○	
		社会思想史	社会思想史	1	○	
		文化人類学	文化人類学	1	○	
		現代社会論	現代社会論A	1	○	
			現代社会論B	1	○	
		越境する文化	越境する文化	1	○	
		生活環境と技術	生活環境と技術	1	○	
		カタチの文化学	カタチの文化学	1	○	
	（2）自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	○	
		現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	○	
		身近な物理法則	身近な物理法則	1	○	
		カタチの自然学	カタチの自然学A	1	○	
			カタチの自然学B	1	○	
		ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	○	
			ものづくりと科学技術B	1	○	
		生命科学	生命科学A	1	○	
			生命科学B	1	○	
		生物資源と農業	生物資源と農業A	1	○	
			生物資源と農業B	1	○	
			生物資源と農業C	1	○	
			生物資源と農業D	1	○	
	（3）グローバルイシュー	環境学入門	環境学入門A	1	○	
			環境学入門B	1	○	
		社会と人権	社会と人権A	1	○	
			社会と人権B	1	○	
		男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1	○	
			男女共同参画とジェンダーB	1	○	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	○	
		EU基礎論	EU基礎論	1	○	
		国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題A	1	○	
			国際協力の現状と課題B	1	○	
		政治と社会	政治と社会	1	○	
		社会生活と法	社会生活と法	1	○	
		国家と法	国家と法	1	○	
		現代の経済	現代の経済A	1	○	
			現代の経済B	1	○	
		経済社会の発展	経済社会の発展	1	○	
		地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1	○	
		生物の環境適応	生物の環境適応	1	○	
		人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1	○	
		食と健康	食と健康A	1	○	
			食と健康B	1	○	
		資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	1	○	
			資源・材料とエネルギーB	1	○	
	（4）ESD	ESD基礎	ESD基礎（持続可能な社会づくり1）	1	○	
		ESD論	ESD論（持続可能な社会づくり2）A	1	○	
			ESD論（持続可能な社会づくり2）B	1	○	
		ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1	○	
			ESD生涯学習論B	1	○	

総合教養科目		ESDボランティア論	ESDボランティア論	1	○	
	（5）キャリア科目	企業社会論	企業社会論A	1	○	
			企業社会論B	1	○	
		職業と学び	職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	○	
			職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	○	
		社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2	○	
		ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1	○	
			ボランティアと社会貢献活動B	1	○	
		グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2	○	
	（6）神戸学	神戸大学史	神戸大学史A	1	○	
			神戸大学史B	1	○	
		阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	○	
		地域連携	ひょうご神戸学	1	○	
			地域社会形成基礎論	1	○	
			日本酒学入門	1	○	
		海への誘い	海への誘い	2	○	
		瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2	○	
	(7)データサイエンス	データサイエンス入門	データサイエンス入門	1	○	
		データサイエンス概論	データサイエンス概論A	1	○	
			データサイエンス概論B	1	○	
		データサイエンス基礎演習	データサイエンス基礎演習	1	○	

（外国語科目，健康・スポーツ科学，情報科目，資格免許のための科目，その他必要と認める科目）

外国語科目	外国語第Ⅰ	Academic English Communication A1	0.5	○	
		Academic English Communication A2	0.5	○	
		Academic English Communication B1	0.5	○	
		Academic English Communication B2	0.5	○	
		Academic English Communication B1(選抜上級クラス)	0.5	○	
		Academic English Communication B2(選抜上級クラス)	0.5	○	
		Academic English Literacy A1	0.5	○	
		Academic English Literacy A2	0.5	○	
		Academic English Literacy B1	0.5	○	
		Academic English Literacy B2	0.5	○	
		Academic English Literacy B1(選抜上級クラス)	0.5	○	
		Academic English Literacy B2(選抜上級クラス)	0.5	○	
		Advanced English Online 1	0.5	対象外	合否評価
		Advanced English Online 2	0.5	対象外	合否評価
		Advanced English(海外研修)	1	○	
	外国語第Ⅱ	ドイツ語初級A1	0.5	○	
		ドイツ語初級A2	0.5	○	
		ドイツ語初級B1	0.5	○	
		ドイツ語初級B2	0.5	○	
		ドイツ語初級A3	0.5	○	
		ドイツ語初級A4	0.5	○	
外国語科目	外国語第Ⅱ	ドイツ語初級B3	0.5	○	
		ドイツ語初級B4	0.5	○	
		ドイツ語初級SA3	0.5	○	
		ドイツ語初級SA4	0.5	○	
		ドイツ語初級SB3	0.5	○	
		ドイツ語初級SB4	0.5	○	
		ドイツ語中級C1	0.5	○	
		ドイツ語中級C2	0.5	○	
		フランス語初級A1	0.5	○	
		フランス語初級A2	0.5	○	
		フランス語初級B1	0.5	○	
		フランス語初級B2	0.5	○	
		フランス語初級A3	0.5	○	
		フランス語初級A4	0.5	○	
		フランス語初級B3	0.5	○	
		フランス語初級B4	0.5	○	
		フランス語初級SA3	0.5	○	
		フランス語初級SA4	0.5	○	
		フランス語初級SB3	0.5	○	
		フランス語初級SB4	0.5	○	
		フランス語中級C1	0.5	○	
		フランス語中級C2	0.5	○	
		中国語初級A1	0.5	○	
		中国語初級A2	0.5	○	
		中国語初級B1	0.5	○	
		中国語初級B2	0.5	○	
		中国語初級A3	0.5	○	
		中国語初級A4	0.5	○	
		中国語初級B3	0.5	○	
		中国語初級B4	0.5	○	
		中国語初級SA3	0.5	○	
		中国語初級SA4	0.5	○	
		中国語初級SB3	0.5	○	
		中国語初級SB4	0.5	○	
		中国語中級C1	0.5	○	
		中国語中級C2	0.5	○	
		ロシア語初級A1	0.5	○	
		ロシア語初級A2	0.5	○	
		ロシア語初級B1	0.5	○	
		ロシア語初級B2	0.5	○	
		ロシア語初級A3	0.5	○	
		ロシア語初級A4	0.5	○	
		ロシア語初級B3	0.5	○	
		ロシア語初級B4	0.5	○	
		ロシア語中級C1	0.5	○	
		ロシア語中級C2	0.5	○	
	外国語第Ⅲ	第三外国語(ドイツ語)T1	0.5	○	
		第三外国語(ドイツ語)T2	0.5	○	
		第三外国語(ドイツ語)T3	0.5	○	
		第三外国語(ドイツ語)T4	0.5	○	
		第三外国語(フランス語)T1	0.5	○	
		第三外国語(フランス語)T2	0.5	○	
		第三外国語(フランス語)T3	0.5	○	
		第三外国語(フランス語)T4	0.5	○	
情報科目		情報基礎	1	対象外	合否評価
		情報科学1	1	○	
		情報科学2	1	○	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義A	1	○	
		健康・スポーツ科学講義B	1	○	
		健康・スポーツ科学講義C	1	○	
		健康・スポーツ科学実習基礎	1	○	
		健康・スポーツ科学実習1	0.5	○	

健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習2	0.5	○	
資格免許のための科目	日本国憲法1	1	対象外	
	日本国憲法2	1	対象外	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		対象外	
	総合科目Ⅱ		対象外	

（共通専門基礎科目）

共通専門基礎科目	心と行動	2	○	
	線形代数入門1	1	○	
	線形代数入門2	1	○	
	線形代数1	1	○	
	線形代数2	1	○	
	線形代数3	1	○	
	線形代数4	1	○	
	微分積分入門1	1	○	
	微分積分入門2	1	○	
	微分積分1	1	○	
	微分積分2	1	○	
	微分積分3	1	○	
	微分積分4	1	○	
	数理統計1	1	○	
	数理統計2	1	○	
	物理学入門	1	対象外	合否評価
	力学基礎1	1	○	
	力学基礎2	1	○	
	電磁気学基礎1	1	○	
	電磁気学基礎2	1	○	
	連続体力学基礎	1	○	
	熱力学基礎	1	○	
	量子力学基礎	1	○	
	相対論基礎	1	○	
	物理学実験基礎	1	○	
	物理学実験	2	○	
	基礎無機化学1	1	○	
	基礎無機化学2	1	○	
	基礎物理化学1	1	○	
	基礎物理化学2	1	○	
	基礎有機化学1	1	○	
	基礎有機化学2	1	○	
	化学実験1	1	○	
	化学実験2	1	○	
	生物学概論A1	1	○	
	生物学概論A2	1	○	
	生物学概論B1	1	○	
	生物学概論B2	1	○	
	生物学概論C1	1	○	
	生物学概論C2	1	○	
	生物学概論D1	1	○	
	生物学概論D2	1	○	
	生物学各論A1	1	○	
	生物学各論A2	1	○	
	生物学各論B1	1	○	
	生物学各論B2	1	○	
	生物学各論C1	1	○	
	生物学各論C2	1	○	
	生物学各論D1	1	○	
	生物学各論D2	1	○	
	生物学各論E1	1	○	
	生物学各論E2	1	○	
	生物学実験1	1	○	
	生物学実験2	1	○	
	基礎地学1	1	○	
	基礎地学2	1	○	
共通専門基礎科目	地学実験A	1	○	
	地学実験B	1	○	

3　科目ナンバリングについて

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成28年度の入学者対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入しています。

1．基本方針

各授業科目のナンバリングコードは、以下のとおり７桁の英数字で構成されます。

（例）Ａ　１　ＺＺ　１　００

第１桁	第２桁	第３～第４桁	第５桁	第６～第７桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の部局	課程	学科、コース 専攻、講座	科目のカテゴリー	科目のナンバー

農学部・農学研究科ナンバリングのルール

第１桁目	A	農学部・農学研究科
第２桁目	1	学士課程
	2	博士課程前期課程
	3	博士課程後期課程
第３桁目	A	食料環境システム学科・食料共生システム学専攻
	B	資源生命科学科・資源生命科学専攻
	C	生命機能科学科・生命機能科学専攻
	Z	学科共通・専攻共通
第４桁目	A	生産環境工学コース・生産環境工学講座
	B	食料環境経済学コース・食料環境経済学講座
	C	応用動物学コース・応用動物学講座
	D	応用植物学コース・応用植物学講座
	E	応用生命化学コース・応用生命化学講座
	F	応用機能生物学コース・応用機能生物学講座
	Z	コース共通・講座共通
第５桁目	1	学部初級レベル科目
	2	学部中級レベル科目
	3	学部上級レベル科目
	4	卒業論文関連科目
	5	高度教養科目
	6	博士課程前期課程基礎科目
	7	博士課程前期課程発展科目・修論関連科目
	8	博士課程後期課程科目
第６・７桁目	00	特に順次性のない科目
	01～06	順次性を持って履修すべき科目

2．科目ナンバリングの確認方法及び活用方法

・各授業科目のナンバリングコードは、各授業科目のシラバス及び以下ＵＲＬにある一覧表から確認してください。

http://www.office.kobe-u.ac.jp/stdnt-kymsys/student/green/numbering/index.html

Ⅹ　学生生活の案内

１．学生への通知及び連絡方法について

学生への重要事項等の通知及び連絡は，すべて公用掲示板への掲示によって行うので，常に注意して掲示の事項を承知してください。

農学部・農学研究科学生向け掲示板（農学部・農学研究科学舎２F事務室西側）

電子メール（学籍番号@stu.kobe-u.ac.jp）にて，通知する場合がありますので，ご自身で適宜ご確認願います。

２．緊急時の学生の安否確認体制について

神戸大学では，平成26年４月より安否確認システム「ANPIC」を導入しています。兵庫県・大阪府・京都府・和歌山県・徳島県・香川県・岡山県・鳥取県において震度５弱以上の地震が発生した場合は，学番メールおよびうりぼーネットの「学生個人情報」に登録しているメールアドレスに「ANPIC」から安否確認メールが送信されます。

３．諸手続きについて

手続には，大学からの掲示による通知に従い，一定の期間に学生諸君が手続をとらなければならないものと，学生諸君から自発的に手続をしなければならないものがあります。手続を怠ったり，不十分だったり，時期を失っしたりすると，諸君自身にとって不利益となるばかりでなく，修学上にも支障を来すことがあるので十分注意してください。諸手続に関して不明な点があれば，農学研究科教務学生係に問い合わせてください。

⑴　学生証について

学生証は身分を証明するものであるから，学生はこれを常時携帯し本学職員の請求があったときは，いつでもこれを提示してください。また，卒業，修了，退学等により学籍を離れたとき又は休学等により有効期限が経過したときは，速やかに返還してください。

〔再交付〕

学生証を紛失したり，汚損したりして再交付をうけるときは，農学研究科教務学生係へ再交付願を提出してください。

⑵　通学定期乗車券の購入について

『学生生活案内』を参照してください。

⑶　宿所変更の届出について

入学時に提出した学生登録票に変更があったときは，速やかに農学研究科教務学生係へ届出てください。

学生登録票の住所はいつも正確にしておいてください。

⑷　身上異動の届出について

改姓，改名等で変更が生じた場合は，所定の用紙により速やかに農学研究科教務学生係へ届出てください。

⑸　欠席届，休学，復学及び退学願の提出について

①　欠席届

欠席が２週間以上３か月未満に及ぶ場合は，所定の様式による欠席届を農学研究科教務学生係に提出してください。

② 休学，復学，退学願

休学，復学，退学について願い出る場合は，所定の様式により事前に理由を付し，農学研究科教務学生係に提出してください。なお，病気による休学，退学の願い出は，医師の診断書を添付してください。また，病気回復のため復学する場合は，保健管理センターの保健管理医の診断をうけなければならないので，医師の診断書を添付してください。

⑹ 証明書について

成績証明書，卒業証明書，その他大学の証明が必要な場合は，農学研究科教務学生係で証明書交付願に必要事項を記入し，必要とする日の３日前（土・日・休日を除く。）までに申し込んでください。なお，英文の証明書の場合は，必要とする日の10日前（土・日・休日を除く。）までに申し込んでください。

〔学割証，在学証明書，成績証明書，卒業見込証明書，通学証明書〕

自動発行機により発行（土・日・休日は自動発行機使用不可）

証明書 / 在籍別	学割証	在学証明書	卒業見込証明書 修了見込証明書	神戸大学学部の 卒業証明書・成績証明書
学部在籍者	○	○	最終学年在籍者のみ ○	○
博士課程前期課程在籍者	○	○	最終学年在籍者のみ ○	○
博士課程後期課程在籍者	○	○	研究成果発表者のみ 注※	注※

注※ 教務学生係に申し出てください。(自動発行機では発行できません。) ただし学割証は年間15枚まで。

自動発行機は農学研究科Ａ棟１階学生ホールに設置しています。

〔健康診断証明書〕

健康診断証明書が必要な学生は，保健管理センター事務室へ申し込んでください。ただし，就職のため必要とする場合の申し込み方法等については別途通知します。

4. 授業料の納付について

納付期間は，前期分は４月，後期分は10月（年１回払い希望者は４月）となります。

納付方法は，入学手続時に「神戸大学授業料口座振込申込ページ」で登録された口座からの引き落とし（口座振替）によって行います。なお，諸手続に関して不明な点があれば，農学研究科会計係に問い合わせてください。

5. 授業料免除について

学業成績が優秀で，授業料の納付が困難な者に対しては，本人の願い出に基づき選考の上，授業料を免除する制度があります。免除の選考は半期ごとに行うので，免除希望者は，公用掲示板の掲示に注意してください。

神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

平成16年４月１日制定

第１章　　総　　則

(趣旨)

第１条　この規程は，神戸大学教学規則(平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。)第51条第２項及び第52条第２項(教学規則第72条において準用する場合を含む。)の規定に基づき，神戸大学(以下「本学」という。)の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納(以下「授業料の免除等」という。)の取扱いについて定めるものとする。

２　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号。以下「法」という。）に基づく授業料の免除等については，関係法令の定めるところによる。

(対象者)

第２条　授業料の免除等の対象となる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　本学の学部の学生(特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生を除く。以下同じ。)及び乗船実習科の学生のうち，令和元年度前期又は後期の授業料の免除等において，全額又は半額免除を受けた者で，法に基づく支援制度（以下「新制度」という。）に申請を行った者（新制度による支援の対象とならないことが明らかで申請を行わなかった者を含む。）のうち，授業料の免除等を希望する者

⑵　本学の大学院の学生(特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生を除く。以下同じ。)

(申請及び許可)

第３条　授業料の免除等を受けようとする者(授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって，学生が行方不明であるときは，学生に代わる者)は，各期(教学規則第50条第１項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。)ごとに学長に申請しなければならない。ただし，医学部(１年次生を除く。)，海洋政策科学部(１年次生を除く。)，医学研究科，保健学研究科，海事科学研究科又は乗船実習科(以下「医学部等」という。)に所属する者は，医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

２　学長は，前項の規定による申請があったときは，神戸大学学生委員協議会(以下「学生委員協議会」という。)の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

(免除実施可能額，選考基準及び実施要項)

第４条　授業料の免除等の免除実施可能額，選考基準及び実施要項は，別に定める。

(申請者に係る授業料)

第５条　授業料の免除等の申請者は，授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間，当該授業料の納付を要しない。

第２章　授業料の免除

(経済的理由による免除)

第６条　学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀であると認められる場合は，授業料の全額又は半額を免除することができる。

２　前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

⑴　授業料免除申請書

⑵　学生又は当該学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)の居住地の市区町村長の所得証明書

⑶　その他本学において必要と認める書類

(特別な事情による免除)

第７条　学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は，当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし，当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり，かつ，当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは，当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

⑴　各期ごとの授業料の納期前６月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は，入学前１年以内)において学資負担者が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合

⑵　前号に準ずる場合であって，本学が相当と認める理由があるとき。

２　前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

⑴　授業料免除申請書

⑵　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

⑶　学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。)

⑷　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書(災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。)

⑸　その他本学において必要と認める書類

第３章　授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予)

第８条　学生が次の各号のいずれかに該当する場合は，授業料の徴収を猶予することができる。

⑴　経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀であると認められる場合

⑵　行方不明の場合

⑶　学生又は学資負担者が災害を受け，納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

⑷　その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

２　前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

⑴　授業料徴収猶予申請書

⑵　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

⑶　その他本学において必要と認める書類

３　授業料の徴収猶予の期間は，前期分については８月末日まで，後期分については２月末日までとする。

(月割分納)

第９条　前条第１項第１号，第３号又は第4号に該当する場合であって，特別の事情のあるときは，授業料を月割分納させることができる。

２　前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

⑴　授業料月割分納申請書

⑵　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

⑶　その他本学において必要と認める書類

３　授業料の月割分納額は，授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)とし，毎月５日までに納付するものとする。

第４章　許可の取消し

(許可の取消し)

第10条　授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

(1)　授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。

(2)　申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。

(3)　教学規則第55条の２に規定する懲戒処分を受けたとき。

(許可を取り消された者に係る授業料)

第11条　前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は，次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

(1)　授業料の免除の許可を取り消された者は，月割計算額に，その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし，申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は，当該期分の授業料

(2)　授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は，当該期分の授業料

(3)　授業料の月割分納の許可を取り消された者は，未納の授業料

第５章　雑　則

(雑則)

第12条　この規程に定めるもののほか，授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（途中附則略）

附　則(令和３年３月31日)

1　この規程は，令和３年４月１日から施行する。

2　海事科学部が存続する間，改正後の第３条第１項中「海洋政策科学部」とあるのは「海洋政策科学部及び海事科学部」と読み替えるものとする。

6. 構内への車両乗入れ規制について

文学部，理学部，農学部，人文学研究科，理学研究科及び農学研究科においては，従来から，許可を受けていない車両（二輪車を除く。）の構内乗入れを規制しています。

しかし，最近，無許可で乗入れている車両が著しく増加し，指定区域外の駐車が目立つなど，構内は大変混雑しています。

このような状況に鑑み，昭和59年11月から，事故及び騒音の防止並びに環境保全のため，文・理・農等キャンパス委員会，車両対策委員会において，『文・理・農等正門において，係員が「入構許可証」の有無の点検を行い，「入構許可証」のない車両の入構を禁止する。』こととしてきましたが，昭和63年５月から，自動ゲート方式による車両入構管理システムを導入し，秩序あるキャンパスとして入構・駐車を整理することとしました。

構内駐車許可要領

1．この要領は，文理農等キャンパスにおける車両（二輪車を除く。）の構内入構及び駐車について，必要な事項を定めるものとする。

2．車両の構内入構及び駐車を許可される者は，次の各号の一に該当する者とする。

⑴ 身体上の理由により車両の使用を必要とする者

⑵ 常時実験実習及び勤務の都合上車両の使用を必要とする者
（学生については４年次生及び大学院生等）

⑶ 車両を使用しなければ通勤通学に著しく支障のある者
（教職員については，自動車による通勤届を出している者に限る。）

⑷ その他業務上入構を必要とする者

3．前項各号に該当する者には，申請により「入構許可証」及び「パスカード」を交付するので，「入構許可証」を車内フロントに置くこと。

4．「入構許可証」及び「パスカード」の有効期間は１年間とし，更新の許可を得ようとするときは，毎年申請しなければならない。

5．車両の臨時入構・駐車をしようとする者は，駐車券（可能駐車時間１時間以内）により一時入構・駐車し，駐車時間の延長については，止むを得ない理由により認める場合があることとし，その都度所用先の学部又は研究科（以下「学部等」という）の担当係に申し出ること。

6．駐車許可申請の受付，入構許可証及びパスカードの交付，有効期間は次のとおりとする。

① 申請の受付期間　４月中旬

② 許可証の交付期間　４月下旬

③ 許可証の有効期間　５月１日～翌年４月30日

（注）申請の受付期間等の具体的な日程は，その都度通知する。

7．駐車許可申請の受付は，所属学部等の担当係とする。

8．学生，教職員等の資格を失ったときは，直ちに入構許可証及びパスカードを返還すること。

9．その他，車両の構内入構及び駐車については，学部等の担当者の指示によるものとする。

10．その他必要な事項については，文理農等キャンパス委員会が定める。

車両（二輪車を除く。）入構許可者の遵守事項

1．構内では，歩行者の安全を第一とし，制限速度20㎞／ｈを厳守すること。また，ロータリーを逆方向に走行しないこと。
2．所定の駐車区域に駐車すること。特に，ロータリーの周囲，建物の入口付近，狭い幅員の通路に駐車しないこと。
3．教育・研究に迷惑にならないよう，必要以上にエンジン音等の騒音を出さないこと。
4．対人・対物事故，盗難等については，自己の責任において処理し，大学に一切迷惑をかけないこと。
5．上記のほか，「構内駐車許可要領」に従うこと。入構許可証を運転席の前面の見えやすい所に置くこと。

〔注意〕道守事項に従わなかった場合は，入構許可を取り消します。

単車入構者の遵守事項

平成17年４月19日
文理農等車両対策委員会制定

1．構内では，歩行者の安全を第一とし，制限速度20km/hを遵守すること。
また，ロータリーを逆方向に走行しないこと。
2．所定の駐輪場に駐車すること。
特に，ロータリーの周囲，建物の入り口付近，狭い幅員の通路に駐車しないこと。
3．教育・研究・付近住民に迷惑にならないよう，必要以上にエンジン音を出さないこと。
4．対人・対物事故，盗難等については，自己の責任において処理し，大学に一切迷惑をかけないこと。
5．ベンチャービジネス・ラボラトリー棟北側の駐輪場は，出入口付近で単車専用通路と歩行者専用通路が交わっているので，特に通行にば注意し歩行者優先に努めること。なお，単車専用通路は南行きの一方通行なので，これを遵守すること。

【注意】　遵守事項に従わなかった場合は，単車による入構を認めない。

【バイクの駐輪登録に関すること】
所属学部・研究科の学生担当係または学生センターで登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。

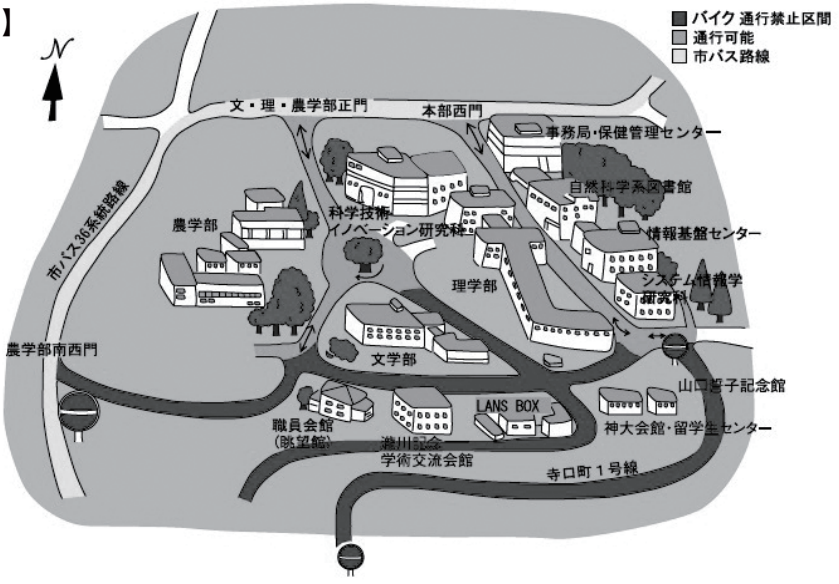

7．健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

学生生活を全うするうえで最も大切なことは，心身ともに健康であるということです。本学には心身の健康に関する専門的業務を行う保健管理センターが設置されており，健康相談（「からだの健康相談」，「こころの健康相談」）などを実施しています。保健管理センターを大いに利用して， 健康の保持・増進に役立ててください。詳細は，学生生活案内（別冊子）及びホームページ等で確認してください。

8．キャンパスライフ支援センター

障害があるなどの理由により，日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行なっています。専門家が相談にのり，講義に対する配慮や履修登録の支援，試験時の配慮等，必要に応じたサポートを検討します。

電話：078-803-5258

9．電子メール用アカウント利用上の注意

本学では，入学時に電子メール用アカウントを全員に配布しています。このアカウントは情報処理教育のみならずネットワークを利用したメールのやりとりや，インターネット上の情報収集等，学生生活に不可欠なものです。情報基盤センター（以下「センター」という。）からの通知書を紛失しないよう十分気をつけてください。

また，使い方を間違えると多大な迷惑をかけることにもなりますので，下記の注意事項をよく読んで使用してください。

⑴ 電子メール用アカウントでできること

電子メールを送ることができます。相手先の電子メールアドレスがわかっていれば，世界中のどこへでも届きます。

センターの利用者ＩＤにもなっていますので，センター本館・分館に設置されているセンターの端末を利用することができます。

また，自分でホームページを作成して公開することもできます。

⑵ 電子メールを使用する際の注意事項

・使用目的

本学で利用できる電子メールの目的は大学における教育・学術・研究活動の支援に限られています。

・他人に使用させない

電子メールアカウントは，コンピュータにあなたが「あなた自身であること」を証明するもので，学籍番号と同じくらい非常に大切なものです。学籍番号と同様に他人に使用させることはできません。

・迷惑メールを出さない

複数の人に転送を要請する不幸／幸福の手紙といった回覧メールはもちろん，安易に必要のないメールを送ったり転送したりすることは，必要な情報のやりとりをするという本来の利用を妨げるばかりか相手に迷惑なメールとなります。また，ネットワークにも不要な負荷がかかり，その機能を阻害しますので，注意してください。

・営利目的や他人に迷惑をかけるような内容の電子メール利用が発覚した場合は，電子メール用アカウントの利用を制限したり，抹消することもあります。この場合，情報処理関連の授業が受けられなくなる可能性もありますので十分注意してください。

(3) ホームページを作成する際の注意事填

ホームページはインターネットを通して広く一般の人に公開されるため，様々な注意が必要です。不用意な情報を掲載すると，場合によっては訴訟などの対象にされることもあり得ます。

(4) センターからの連絡

電子メール，インターネット等を利用する場合の注意事項については，センターホームページに詳しく掲載していますのでよくお読みください。

なお，機器の利用停止日等，連絡事項はセンターホームページ上で行いますので，常にチェックされるようお願いします。

Ⅺ　神戸大学校舎配置図等

1　神戸大学六甲台・鶴甲キャンパス配置図

①本部（事務局,保健管理センター）【AED】
②特高受電所
③六甲台本館（経済学研究科・経済学部,経営学研究科・経営学部）
④六甲台第二学舎（法学研究科・法学部）
⑤六甲台第三学舎【AED】
⑥六甲台第五学舎（国際協力研究科）
⑦社会科学系図書館
⑧経済経営研究所（兼松記念館）
⑨経済経営研究所新館・経済経営研究所図書館・機械計算室
⑩六甲台第四学舎・企業資料総合センター
⑪第二研究室
⑫出光佐三記念六甲台講堂
⑬社会科学系アカデミア館（放送大学兵庫学習センター）
⑭社会科学系フロンティア館
⑮三木記念同窓会館
⑯法科大学院自習棟
⑰ラ・クール（模擬法廷棟）
⑱武道場
⑲弓道場
⑳人間発達環境学研究科・発達科学部実習観察園,管理棟
㉑課外活動第一共用施設
㉒課外活動第二共用施設
㉓課外活動第三共用施設
㉔人文学研究科・文学部学舎【AED】
㉕人文学研究科棟,人文科学図書館
㉖自然科学総合研究棟1号館（自然科学系先端融合研究環）【AED】
㉗自然科学総合研究棟2号館
㉘産官学連携本部
㉙理学研究科・理学部学舎【AED】
㉚研究基盤センター（極低温部門）
㉛研究基盤センター（アイソトープ部門）
㉜共同実験室
㉝農学研究科・農学部学舎【AED】
㉞農学研究科・農学部温室
㉟農学研究科・農学部機械工場
㊱農学研究科・農学部畜産加工工場
㊲農学研究科・農学部動物飼育舎
㊳農学研究科・農学部硝子網室等
㊴工学研究科・工学部学舎【AED】
㊵システム情報学研究科・工学部（情報知能工学科）学舎
㊶工学研究科・工学部環境防災実験室棟,構造実験室
㊷工学研究科・工学部音響実験室棟, 音響心理実験室棟
㊸先端膜工学研究拠点
㊹工学研究科・工学部産学連携実験室
㊺工学会館
㊻工学研究科・工学部食堂
㊼研究基盤センター（機器分析部門）
㊽情報基盤センター（分館）
㊾情報基盤センター（本館）
㊿都市安全研究センター【AED】
(51)自然科学系図書館
(52)六甲台南食堂（ランスボックス）
(53)環境保全推進センター
(54)瀧川記念学術交流会館
(55)遺伝子実験センター,バイオシグナル研究センター
(56)眺望館
(57)神戸大学百年記念館（神大会館）、グローバル教育センター、大学文書史料室【AED】
(58)山口誓子記念館
(59)自然科学総合研究棟3号館
(60)自然科学総合研究棟4号館
(61)ライフサイエンスラボラトリー
(62)総合・国際文化学図書館,キャリアセンター【AED】
(63)学生センター【AED】
(64)大学教育推進機構（教養教育院）実験棟
(65)大学教育推進機構（国際コミュニケーションセンター）
(66)国際文化学研究科・国際人間科学部学舎
(67)大学教育推進機構（教養教育院）大・中講義棟
(68)大学教育推進機構（教養教育院）講義棟【AED】
(69)大学教育推進機構（教養教育院）化学実験室
(70)第一体育館【AED】
(71)第二体育館
(72)武道場
(73)課外活動施設（音楽練習室）
(74)屋外運動場附属施設
(75)課外活動施設（高井記念学生スポーツ会館）【AED】
(76)課外活動施設（トレーニング室）
(77)学生会館【AED】
(78)人間発達環境学研究科・国際人間科学部学舎,
人間科学図書館,発達支援インスティテュート【AED】
(79)人間発達環境学研究科・国際人間科学部学舎
(80)人間発達環境学研究科・国際人間科学部食堂
(81)人間発達環境学研究科・国際人間科学部体育館【AED】
(82)門衛所

2　神戸大学農学部 農学研究科建物配置図

敷　　地……46,245
専門教育校舎……13,251
附属建物……2,545
実験圃場……6,938.92

3　附属食資源教育研究センター

所　在　地　〒675-2103　兵庫県加西市鶉野町1348
電 話（0790）49－0341 代表
FAX（0790）49－0343

規　　模

総　面　積	40.38ha		
水　　田	9.41ha	建物敷地	4.45ha
畑	7.07ha	道　　路	4.15ha
飼　料　畑	2.56ha	そ　の　他	3.46ha
採草放牧地	5.68ha		
果　樹　園	3.60ha		

道順
北条鉄道「法華口」下車，徒歩約20分

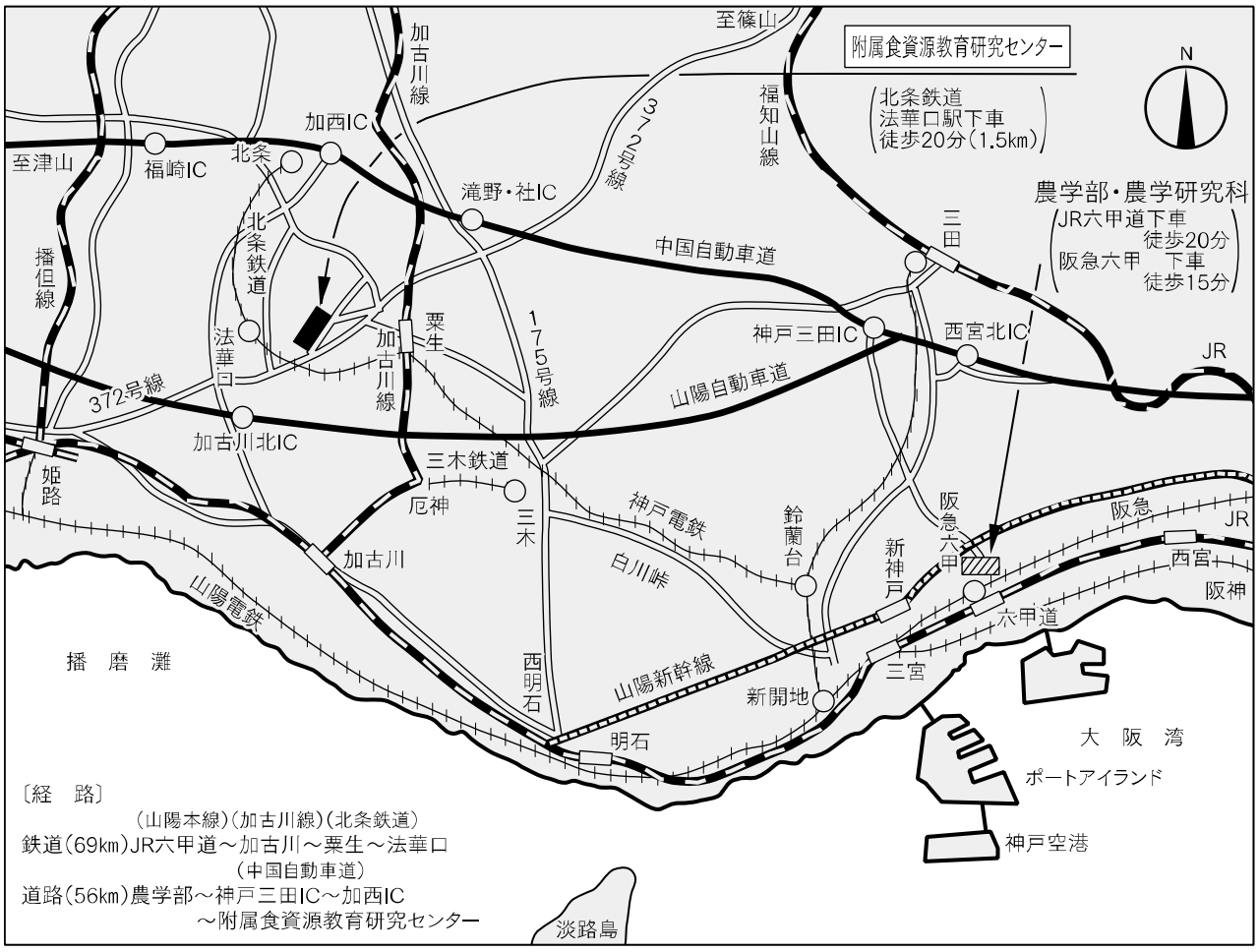

4　教室 実験室 研究室配置図

室番号説明
1．　A・B・C・D・E・Fは各棟を示す。
　　A管理棟，B教室棟，C大教室棟，D実験室棟，E・F研究棟
2．　百の桁はその階数を示す。
3．　1～99は各室固有の数字で北東の方位より始まっている。
　　ただしE棟は廊下の北側室を1～50，南側室を51～99としている。
4．　廊下に面しない小部屋 (暗室，天秤室等) は番号をつけていない。

F棟1階

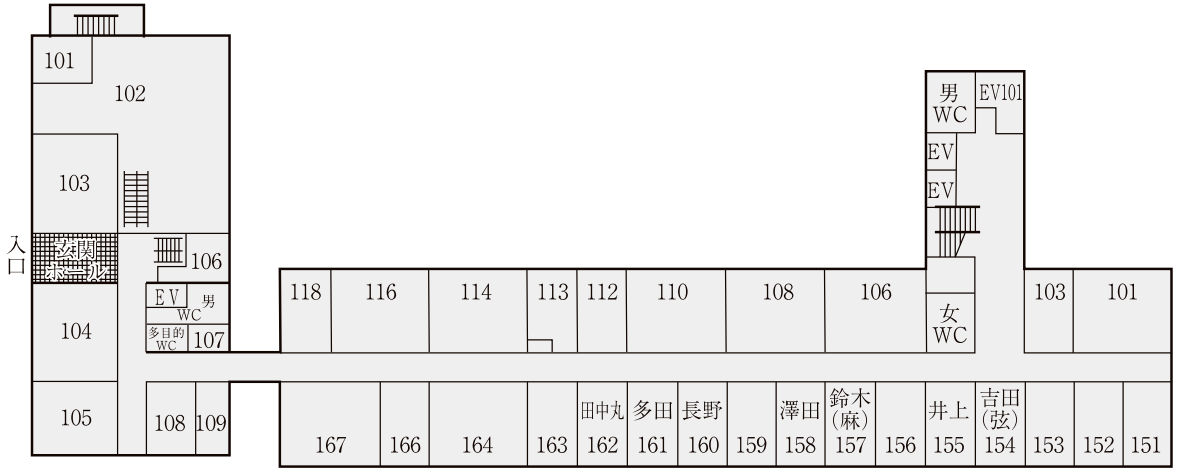

F　101　保守員室
F　102　土地環境学プロジェクト実験室
F　103　変電室2
F　104　地域環境工学学生実験室1
F　105　地域環境工学学生実験室2
F　106　倉庫1
F　107　倉庫2
F　108　微生物機能化学・微生物資源化学実験室1
F　109　微生物機能化学・微生物資源化学実験室2

E棟1階

EV 101　ルーター室
E　101　生物生産機械工学・
　　生物生産情報工学実験室1
E　103　生物生産機械工学・
　　生物生産情報工学実験室2
E　106　食料環境経済学書庫
E　108　農産食品プロセス工学実験室1
E　110　地域共生計画学学生実験室
E　112　高度情報処理室
E　113　資料保管室
E　114　土地環境学実験室1
E　116　土地環境学実験室2
E　118　水環境学学生実験室

E　151　農産食品プロセス工学実験室2
E　152　農産食品プロセス工学・
　　生体計測工学・生物生産機械工学・
　　生物生産情報工学研究室1
E　153　農産食品プロセス工学・
　　生体計測工学・生物生産機械工学・
　　生物生産情報工学研究室2
E　154　農産食品プロセス工学教員研究室2
E　155　施設環境学教員研究室2
E　156　生産環境工学教員研究室
E　157　施設環境学教員研究室1
E　158　土地環境学教員研究室2
E　159　土地環境学教員研究室1
E　160　地域共生計画学教員研究室
E　161　水環境学教員研究室2
E　162　水環境学教員研究室1
E　163　施設環境学実験室1
E　164　施設環境学実験室2
E　166　施設環境学実験室3
E　167　水環境学学生研究室

D　100　倉庫5
D　101　変電設備
D　102　定温実験室
D　103　情報処理教室
D　104　生産環境工学コース学生実験室1
D　105　生産環境工学コース学生実験室前室

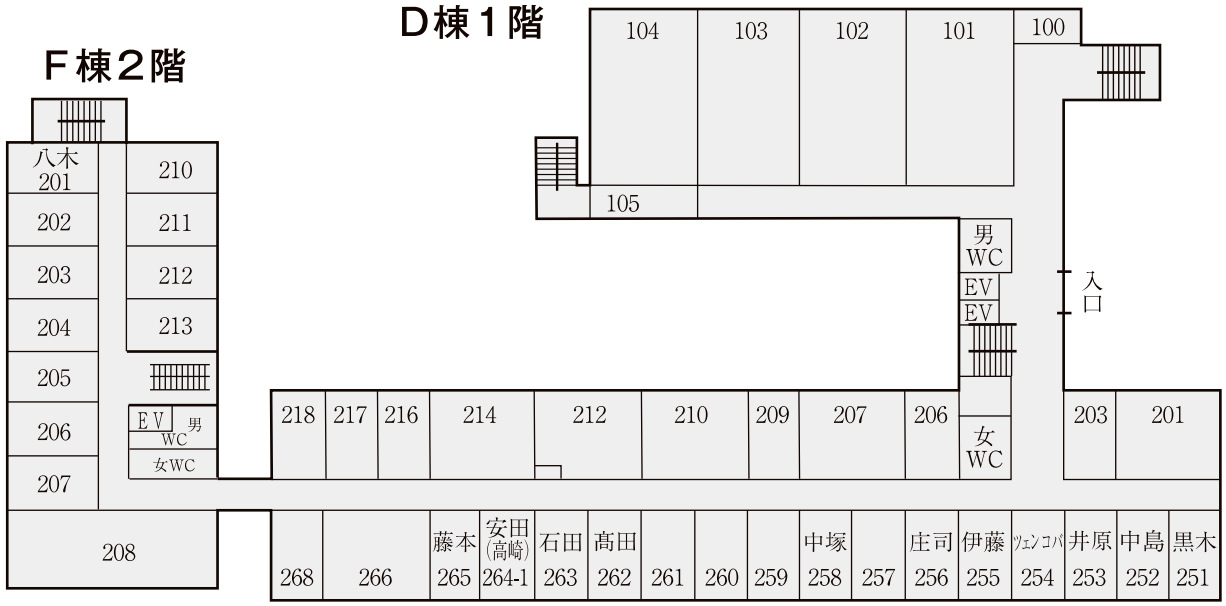

F　201　国際食料情報学教員研究室1
F　202　食料環境経済学共通利用室1
F　203　農業農村経営学教員研究室2
F　204　共通利用室4
F　205　共通利用室5
F　206　土質工学学生実験室1
F　207　土質工学学生実験室2
F　208　自習室1・2
F　210　食料環境経済学共通利用室2
F　211　食料環境経済学共通利用室3
F　212　食料環境経済学院生・学生研究室6
F　213　食料環境経済学共通利用室4

E　201　生産システム工学・農産食品プロセス工学・生体計測工学・生物生産機械工学・生物生産情報工学学生実験室1
E　203　生体計測工学実験室1
E　206　食料環境経済学院生・学生研究室1
E　207　生産システム工学・農産食品プロセス工学・生体計測工学・生物生産機械工学・生物生産情報工学学生実験室2
E　209　食料環境経済学院生・学生研究室2
E　210　食料環境経済学院生・学生研究室3
E　212　食料環境経済学院生・学生研究室4
E　214　園芸植物繁殖学実験室1
E　216　園芸植物繁殖学実験室2
E　217　園芸植物繁殖学実験室3・培養室
E　218　応用植物学コース機器分析室

E　251　生物生産情報工学教員研究室2
E　252　生物生産機械工学教員研究室1
E　253　農産食品プロセス工学教員研究室1
E　254　生体計測工学教員研究室1
E　255　生物生産情報工学教員研究室1
E　256　生物生産機械工学教員研究室2
E　257　食料環境経済学院生・学生研究室5
E　258　農業農村経営学教員研究室1
E　259　食料経済政策学教員研究室1
E　260　食料環境経済学資料室
E　261　食料環境経済学地域交流推進室
E　262　食料生産管理学教員研究室1
E　263　国際食料情報学教員研究室1
E　264　園芸植物繁殖学教員研究室・学生共通室
E　264-1　園芸植物繁殖学教員研究室1
E　265　園芸植物繁殖学教員研究室2
E　266　園芸植物繁殖学実験室4
E　268　園芸植物繁殖学教員研究室3

F 301 生物生産情報工学実験室
F 302 共通利用実験室1
F 303 共通利用実験室2
F 304 動物多様性利用科学実験室1
F 305 動物多様性利用科学学生研究室
F 306 動物多様性利用科学教員研究室
F 307 動物多様性利用科学実験室2
F 308 動物多様性利用科学実験室3
F 309 動物多様性利用科学実験室前室
F 309-1 動物多様性利用科学実験室4
F 310 共通機器室3
F 311 共通植物馴化培養室
F 312 共通低温実験室2
F 313 特別共通利用室

D 201 製図教室
D 202 共通植物組織培養室
D 203 応用植物学コース学生実験室
D 204 応用植物学コース学生実験室前室

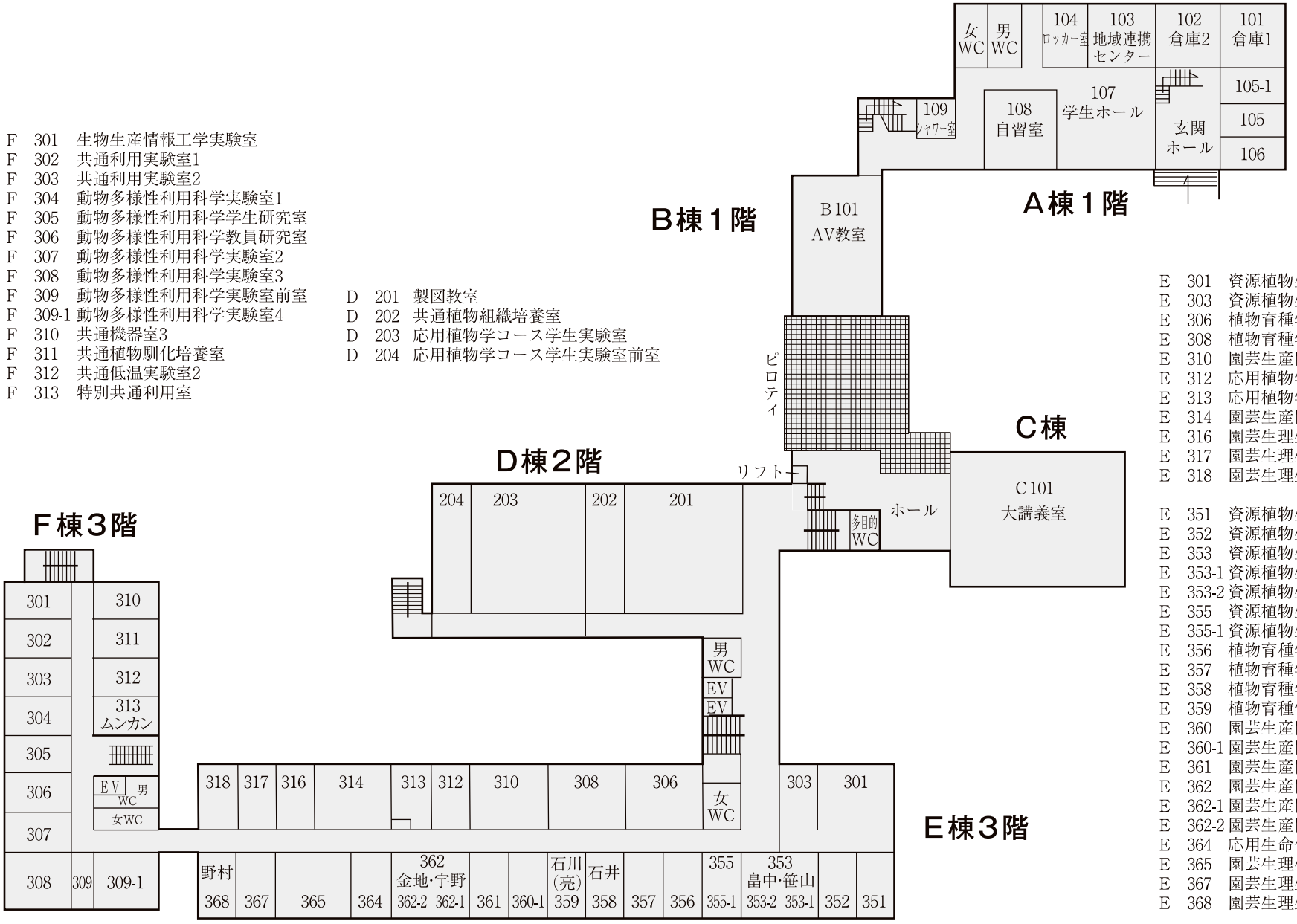

E 301 資源植物生産学実験室1
E 303 資源植物生産学実験室2
E 306 植物育種学実験室1
E 308 植物育種学実験室2
E 310 園芸生産開発学実験室1
E 312 応用植物学コース共通機器室・暗室
E 313 応用植物学コース共通恒温室
E 314 園芸生産開発学実験室2
E 316 園芸生理生化学実験室1
E 317 園芸生理生化学実験室2
E 318 園芸生理生化学院生・学生室

E 351 資源植物生産学実験室3
E 352 資源植物生産学院生・学生室
E 353 資源植物生産学教員学生共通室
E 353-1 資源植物生産学教員研究室3
E 353-2 資源植物生産学教員研究室2
E 355 資源植物生産学教員共通研究室
E 355-1 資源植物生産学教員研究室1
E 356 植物育種学教員研究室2
E 357 植物育種学院生・学生室
E 358 植物育種学教員研究室3
E 359 植物育種学教員研究室1
E 360 園芸生産開発学研究室5
E 360-1 園芸生産開発学研究室4
E 361 園芸生産開発学院生・学生研究室
E 362 園芸生産開発学研究室3
E 362-1 園芸生産開発学研究室2
E 362-2 園芸生産開発学研究室1
E 364 応用生命化学実験室1
E 365 園芸生理生化学実験室3
E 367 園芸生理生化学教員実験室
E 368 園芸生理生化学教員研究室

F　401　共通利用実験室3
F　403　植物遺伝学教員研究室3
F　404　栽培植物進化学教員研究室
F　405　栽培植物進化学研究室
F　406　栽培植物進化学実験室1
F　408　栽培植物進化学実験室2
F　409　植物遺伝学実験室3
F　410　共通利用実験室4
F　411　昆虫多様性生態学教育研究室2
F　412　植物遺伝学研究室
F　413　遺伝グループ機器室

D　301　応用動物学コース学生実験室
D　301-1　応用動物学コース学生実験準備室
D　302　環境生物学コース学生実験室
D　303　環境生物学コース学生実験室前室

E　401　栄養代謝学実験室1
E　403　栄養代謝学実験室4
E　403-1　栄養代謝学教員研究室
E　406　熱帯有用植物学実験室2
E　407　熱帯有用植物学実験室1
E　410　昆虫多様性生態学学生室
E　411　昆虫機能学昆虫固定・標本室
E　412　昆虫分子機能科学実験室2
E　413　昆虫多様性生態学院生・学生室2
E　414　共通機器室2・共通暗室
E　415　細胞機能構造学植物育成室
E　416　細胞機能構造学実験室1
E　418　細胞機能構造学実験室2

E　451　栄養代謝学実験室2
E　452　栄養代謝学実験室3
E　454　栄養代謝学教員研究室2
E　455　栄養代謝学教員研究室1
E　456　熱帯有用植物学学生研究室
E　457　熱帯有用植物学教員研究室2
E　458　熱帯有用植物学実験室3
E　459　熱帯有用植物学教員研究室1
E　460　熱帯有用植物学教員研究室3
E　461　昆虫多様性生態学教員研究室1
E　462　昆虫多様性生態学教員研究室2
E　463　昆虫分子機能科学教員研究室2
E　464　細胞機能構造学教員研究室1
E　465　細胞機能構造学教員研究室2
E　466　細胞機能構造学実験室3
E　467　細胞機能構造学機器室
E　468　細胞機能構造学院生・学生室

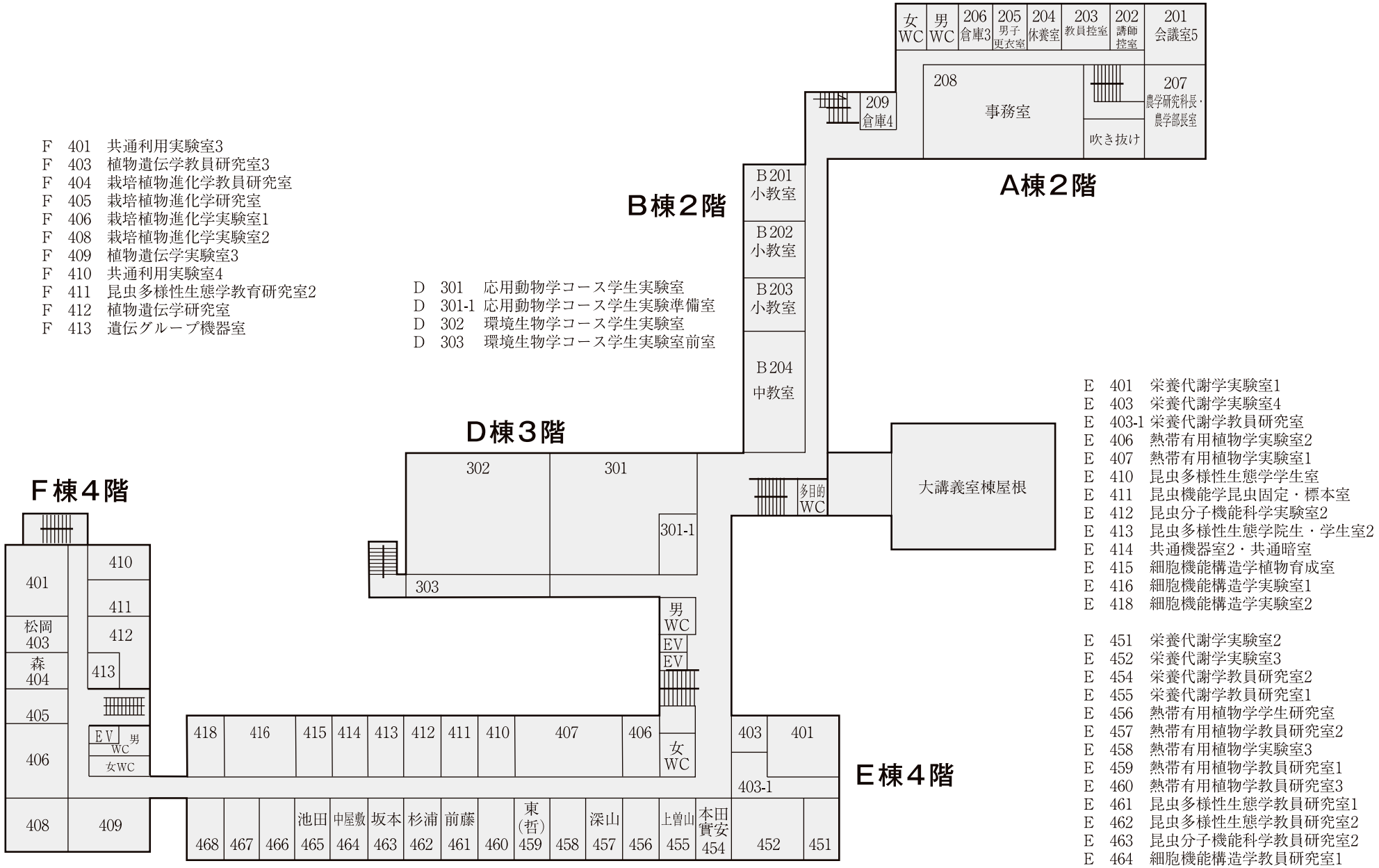

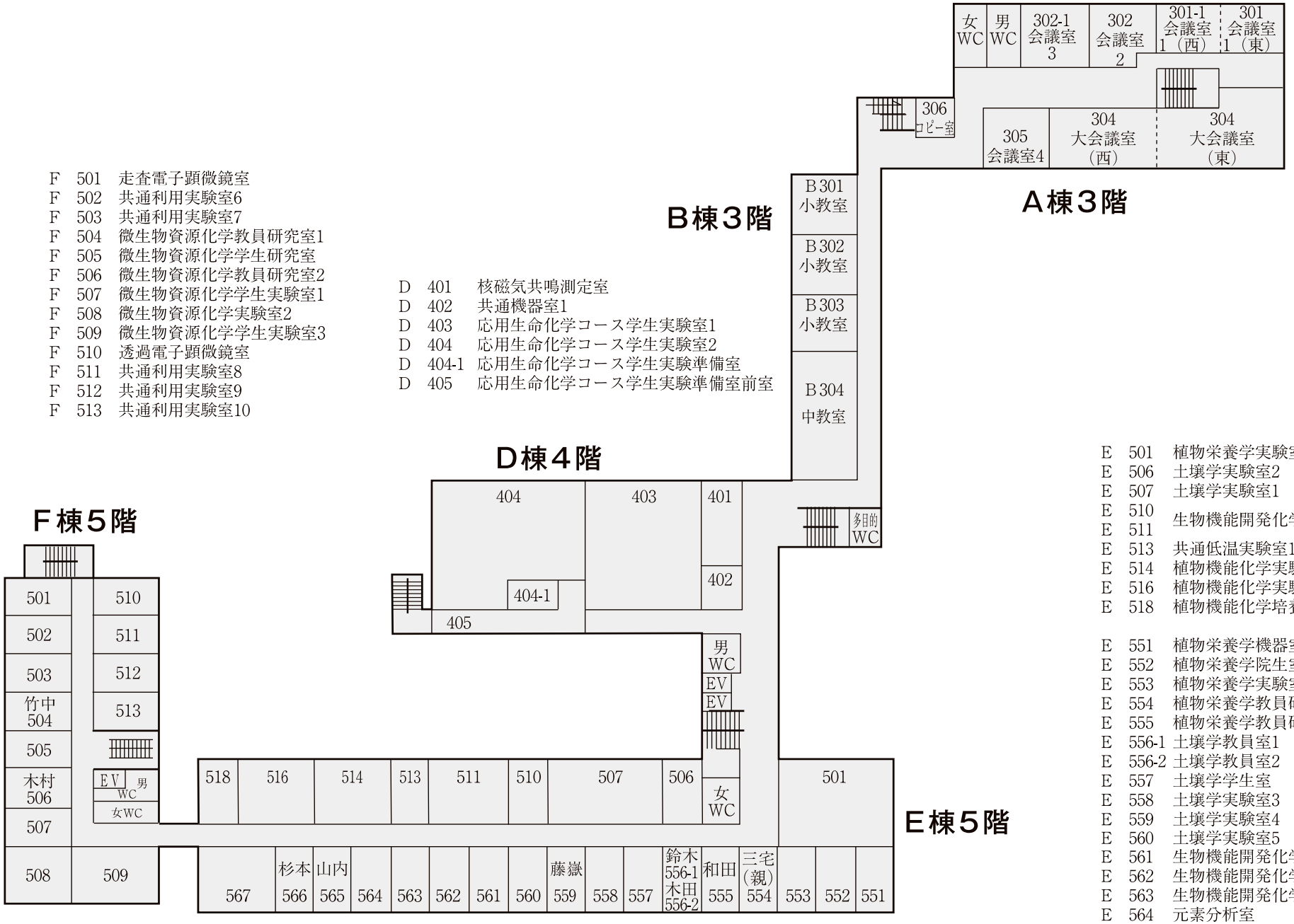

F 501 走査電子顕微鏡室
F 502 共通利用実験室6
F 503 共通利用実験室7
F 504 微生物資源化学教員研究室1
F 505 微生物資源化学学生研究室
F 506 微生物資源化学教員研究室2
F 507 微生物資源化学学生実験室1
F 508 微生物資源化学実験室2
F 509 微生物資源化学学生実験室3
F 510 透過電子顕微鏡室
F 511 共通利用実験室8
F 512 共通利用実験室9
F 513 共通利用実験室10

D 401 核磁気共鳴測定室
D 402 共通機器室1
D 403 応用生命化学コース学生実験室1
D 404 応用生命化学コース学生実験室2
D 404-1 応用生命化学コース学生実験準備室
D 405 応用生命化学コース学生実験準備室前室

E 501 植物栄養学実験室1
E 506 土壌学実験室2
E 507 土壌学実験室1
E 510 生物機能開発化学実験室
E 511
E 513 共通低温実験室1
E 514 植物機能化学実験室3
E 516 植物機能化学実験室2
E 518 植物機能化学培養室

E 551 植物栄養学機器室
E 552 植物栄養学院生室
E 553 植物栄養学実験室2
E 554 植物栄養学教員研究室2
E 555 植物栄養学教員研究室1
E 556-1 土壌学教員室1
E 556-2 土壌学教員室2
E 557 土壌学学生室
E 558 土壌学実験室3
E 559 土壌学実験室4
E 560 土壌学実験室5
E 561 生物機能開発化学細胞実験室
E 562 生物機能開発化学教員・学生室
E 563 生物機能開発化学教員室
E 564 元素分析室
E 565 植物機能化学教員・学生研究室
E 566 植物機能化学教授室
E 567 植物機能化学実験室1

F　601　食の安全・安心科学センター教員研究室1
F　602　食の安全・安心科学センター教員研究室2
F　603　共通利用実験室11
F　604　応用生命化学学生研究室
F　605　応用生命化学実験室1
F　607　応用生命化学実験室2
F　608　応用生命化学実験室3
F　609　応用生命化学教員研究室2
F　609-1 応用生命化学教員研究室1
F　610　食の安全・安心科学センター実験室1
F　612　食の安全・安心科学センター実験室2
F　613　共通低温実験室3

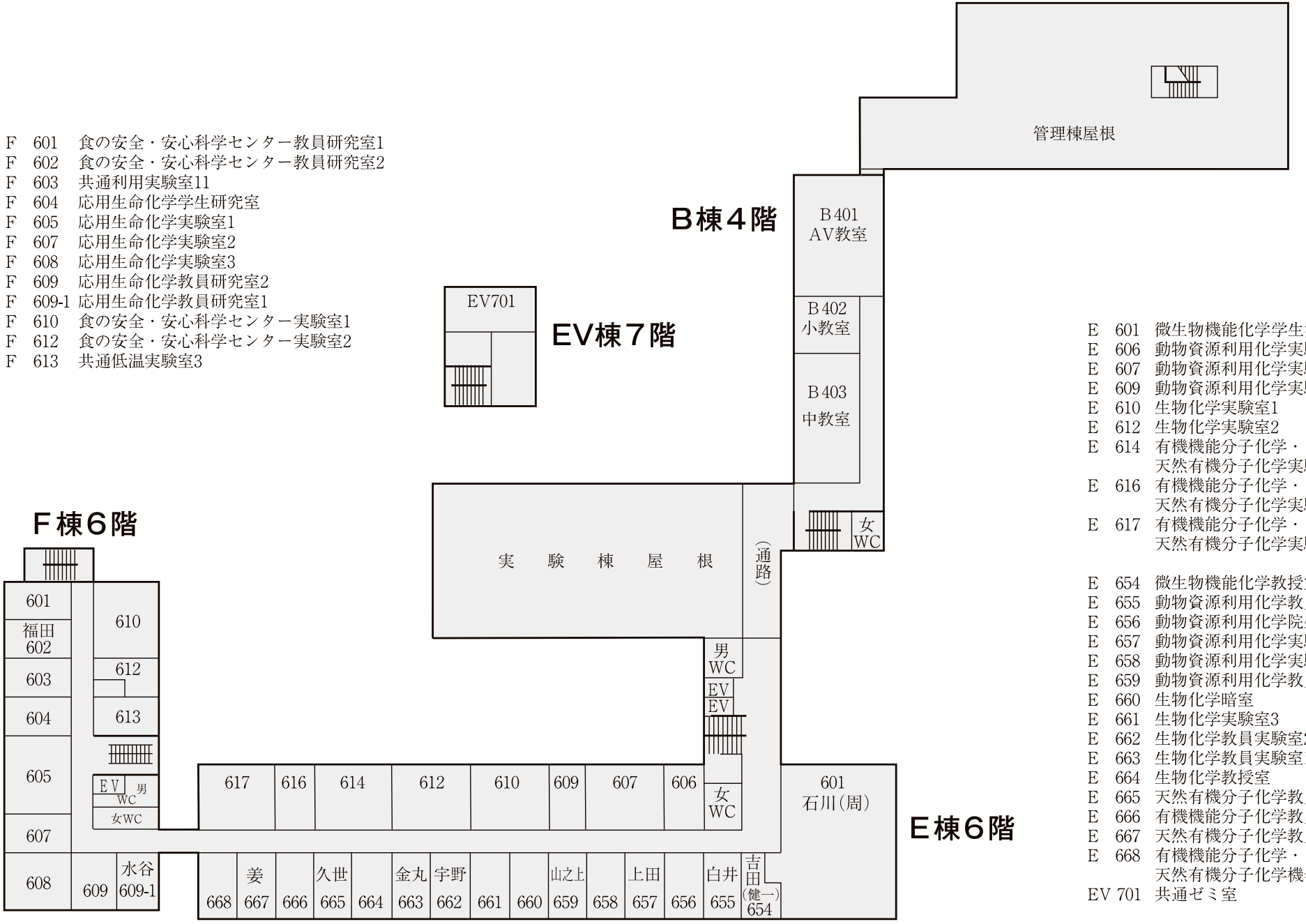

E　601　微生物機能化学学生実験室
E　606　動物資源利用化学実験室1
E　607　動物資源利用化学実験室2
E　609　動物資源利用化学実験室3
E　610　生物化学実験室1
E　612　生物化学実験室2
E　614　有機機能分子化学・
　　天然有機分子化学実験室1
E　616　有機機能分子化学・
　　天然有機分子化学実験室2
E　617　有機機能分子化学・
　　天然有機分子化学実験室3

E　654　微生物機能化学教授室
E　655　動物資源利用化学教員研究室1
E　656　動物資源利用化学院生・学生室
E　657　動物資源利用化学実験室4
E　658　動物資源利用化学実験室5
E　659　動物資源利用化学教員研究室2
E　660　生物化学暗室
E　661　生物化学実験室3
E　662　生物化学教員実験室2
E　663　生物化学教員実験室1
E　664　生物化学教授室
E　665　天然有機分子化学教員研究室1
E　666　有機機能分子化学教員研究室
E　667　天然有機分子化学教員研究室2
E　668　有機機能分子化学・
　　天然有機分子化学機器室
EV 701　共通ゼミ室

５．自然科学総合研究棟教員研究室一覧

棟・館	階	研究室番号	教員名
自然科学総合研究棟 １号館	2階	205	星　　信彦
		206	万谷　洋平
		207	松尾　栄子
		208	佐伯　圭一
		210	横山　俊史
	3階	303	笹崎　晋史
		304	万年　英之
		306	東　　若菜
		307	原山　　洋
		308	京極　博久
		311	李　　智博
	4階	405	石井　弘明
		409	水野　雅史
		410	藍原　祥子
		411	橋本　堂史
	5階	511	黒田　慶子
	7階	705	乾　　秀之
		706	今石　浩正
		707	森垣　憲一
自然科学総合研究棟 ２号館	1階	108	川口　芙岐
	5階	515	土佐　幸雄
自然科学総合研究棟 ４号館	5階	514	山下　陽子
		515	芦田　　均
	6階	601	金丸　研吾
		602	林　　大輝
		610	河端　俊典